

令和 3 年

小樽市議会会議録(5)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

令和 3 年

小樽市議会第 4 回定例会

令和 3 年 12 月 1 日開会

令和 3 年 12 月 20 日閉会

令和３年第４回定例会 会期及び会議日程

１ 会 期 １２月１日～１２月２０日（２０日間）

１ 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
１２月 １日（水）	提案説明等	
２日（木）	休 会	
３日（金）	〃	
４日（土）	〃	
５日（日）	〃	
６日（月）	会派代表質問 〔松岩・高野 両議員〕	議会運営委員会
７日（火）	会派代表質問 〔横尾・中村(誠吾) 両議員〕 質疑及び一般質問 〔中村(岩雄)・小池 両議員〕	議会運営委員会
８日（水）	一般質問 〔高橋(龍)・中村(吉宏)・丸山・須貝・ 川畑・秋元 各議員〕	議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙）
９日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
１０日（金）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
１１日（土）	〃	
１２日（日）	〃	
１３日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
１４日（火）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
１５日（水）	〃	公共施設の再編に関する調査特別委員会
１６日（木）	〃	
１７日（金）	〃	
１８日（土）	〃	
１９日（日）	〃	
２０日（月）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 3 年
第 4 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 12月1日（水曜日） 第1日目

1 出席議員	1
1 欠席議員	1
1 出席説明員	1
1 議事参与事務局職員	1
1 開 会	3
1 開 議	3
1 会議録署名議員の指名	3
1 日程第1 会期の決定	3
1 日程第2 議案第1号ないし議案第18号	3
○提案説明 市長（議1～議17）	3
○提案説明 小貫議員（議18）	5
○質 疑 酒井議員	5
採 決（議17）	8
1 日程第3 令和3年第3回定例会議案第8号ないし議案第20号	8
○討 論 高野議員	8
採 決	9
1 日程第3 休会の決定	9
1 散 会	9

○ 12月6日（月曜日） 第2日目

1 出席議員	11
1 欠席議員	11
1 出席説明員	11
1 議事参与事務局職員	12
1 開 議	13
1 会議録署名議員の指名	13
1 日程第1 議案第1号ないし議案第16号及び議案第18号	13
○会派代表質問 松岩議員	13
○会派代表質問 高野議員	26
1 散 会	45

○ 12月7日（火曜日） 第3日目

1 出席議員	47
1 欠席議員	47
1 出席説明員	47
1 議事参与事務局職員	47
1 開 議	49
1 会議録署名議員の指名	49
1 日程第1 議案第1号ないし議案第16号及び議案第18号	49
○会派代表質問 横尾議員	49
○会派代表質問 中村（誠吾）議員	62
○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	73
○質疑及び一般質問 小池議員	75
1 散 会	78

○ 12月8日（水曜日） 第4日目

1 出席議員	79
1 欠席議員	79
1 出席説明員	79
1 議事参与事務局職員	79
1 開 議	81
1 会議録署名議員の指名	81
1 日程第1 議案第1号ないし議案第16号及び議案第18号	81
○一般質問 高橋（龍）議員	81
○一般質問 中村（吉宏）議員	90
○一般質問 丸山議員	98
○一般質問 須貝議員	107
○一般質問 川畑議員	113
○一般質問 秋元議員	120
予算特別委員会設置・付託	129
常任委員会付託	129
1 日程第2 陳情	129
○常任委員会付託	129
1 日程第3 休会の決定	129
1 散 会	129

○ 12月20日（月曜日） 第5日目

1 出席議員	131
1 欠席議員	131
1 出席説明員	131
1 議事参与事務局職員	131
1 開 議	133
1 会議録署名議員の指名	133
1 日程第1 議案第1号ないし議案第16号及び議案第18号、陳情並びに調査 予算特別委員長報告	133
○討 論 酒井議員	133
採 決	134
総務常任委員長報告	134
○討 論 酒井議員	134
採 決	135
経常任委員長報告	135
○討 論 高野議員	136
採 決	136
厚生常任委員長報告	136
○討 論 丸山議員	137
○討 論 高橋（克幸）議員	137
○討 論 高橋（龍）議員	138
採 決	138
建設常任委員長報告	139
○討 論 小貫議員	139
採 決	140
公共施設の再編に関する調査特別委員長報告	140
○討 論 丸山議員	140
採 決	141
1 日程第2 議案第19号ないし議案第23号	141
○提案説明 市長（議19～議23）	141
○討 論 川畑議員	142
採 決	142
1 日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第5号	142
○提案説明 酒井議員（意1～意5）	142
○討 論 小貫議員	143
採 決	144
1 閉 会	146

第4回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和3年度小樽市一般会計補正予算
2	令和3年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
3	令和3年度小樽市病院事業会計補正予算
4	令和3年度小樽市水道事業会計補正予算
5	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
6	小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案
7	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
8	小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案
9	小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案
10	小樽市病院事業資金基金条例案
11	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センター〕
12	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市いなきたコミュニティセンター〕
13	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市いなきた児童館、小樽市とみおか児童館及び小樽市塩谷児童センター〕
14	公の施設の指定管理者の指定について〔おたる自然の村〕
15	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市総合福祉センター〕
16	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市夜間急病センター〕
17	令和3年度小樽市一般会計補正予算
18	小樽市非核港湾条例案
19	令和3年度小樽市一般会計補正予算
20	小樽市監査委員の選任について
21	小樽市教育委員会教育長の任命について
22	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
23	人権擁護委員候補者の推薦について

○意見書案

1	コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書（案）
2	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書（案）
3	北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書（案）
4	入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書（案）
5	石炭火力による発電量をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書（案）

○陳情

28	（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について
----	-------------------------------

質 問 要 旨

○会派代表質問

松岩議員（自由民主党）（１２月６日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 市長の政治姿勢について
- ２ コロナ禍での市政上の諸課題について
 - （１）医療提供体制の強化について
 - （２）ワクチン接種について
 - （３）後遺症への対応について
 - （４）市内経済回復に向けた取組について
 - （５）企業誘致について
 - （６）観光振興施策の展開について
 - （７）食産業の振興について
 - （８）水産業の影響について
 - （９）コロナ対策予算の実効性の検証について
 - （１０）職員の在宅勤務について
 - （１１）国際交流について
- ３ 子どもの権利及び子の福祉向上について
 - （１）学校や公共施設等での面会交流について
 - （２）虚偽ＤＶによる支援措置について
 - （３）保育所及び学校における保護者の取扱いについて
- ４ その他

高野議員（日本共産党）（１２月６日２番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 新型コロナウイルス感染症に関して
- ２ 市民生活に関して
 - （１）保育士の確保と処遇改善について
 - （２）暖房費緊急支援事業について
 - （３）議案第１３号公の施設の指定管理者の指定について
 - （４）ロードヒーティングについて
- ３ 交通問題について
- ４ 経済関係について
 - （１）公設青果地方卸売市場について
 - （２）小樽港第３号ふ頭及び周辺再開発について
- ５ その他

横尾議員（公明党）（１２月７日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市政の諸課題と市長の政治姿勢について
 - （１）本庁舎及び総合体育館の個別施設計画について
 - （２）第３号ふ頭及び周辺再開発について
 - （３）並行在来線の在り方について
 - （４）看護専門学校の存続について
 - （５）公設青果地方卸売市場の今後について
 - （６）市長の政治姿勢について
- 2 財政問題について
 - （１）財政状況について
 - （２）ふるさと納税について
- 3 学力と進学について
 - （１）確かな学力の育成について
 - （２）大学等進学率について
 - （３）小中高の連携について
- 4 その他

中村（誠吾）議員（立憲・市民連合）（１２月７日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 並行在来線について
- 2 塩谷地区におけるキャンプ場とおたる自然の村について
- 3 小樽港第３号ふ頭及び周辺再開発について
- 4 その他

○質疑及び一般質問

中村（岩雄）議員（無所属）（１２月７日３番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ 並行在来線存廃問題と地域まちづくりについて
- ２ 新型コロナウイルス感染症対策第６波への備えについて
- ３ その他

小池議員（無所属）（１２月７日４番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 子どもたちのスポーツ環境について
- ２ 総合体育館周辺の新駐車場の冬季間利用について
- ３ その他

○一般質問

高橋（龍）議員（立憲・市民連合）（１２月８日１番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ 自治体ＤＸについて
 - （１）業務フローについて
 - （２）防災ＤＸについて
- ２ 人口減少対策について
- ３ エネルギー政策について
 - （１）（仮称）北海道小樽余市風力発電所について
 - （２）地中熱活用プロジェクトについて
- ４ その他

中村（吉宏）議員（自由民主党）（１２月８日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ 高島観光船訴訟に関連して
- ２ 地域福祉計画におけるボランティアの考え方について
- ３ 小樽市内の看護師養成校について
- ４ 立地適正化計画（コンパクト・プラス・ネットワーク）の進捗とまちなかなどへの居住の推進に向けた色内小学校跡利用計画について
- ５ その他

丸山議員（日本共産党）（１２月８日３番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 旧色内小学校跡地に建設予定の道営住宅について
- ２ （仮称）北海道小樽余市風力発電所計画について
- ３ 児童・生徒の通学時のカバンの重さについて
- ４ その他

須貝議員（自由民主党）（１２月８日４番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種に関連して
- ２ 子どもを守る・教育機会を提供することについて
 - （１）子どもを守ることにについて
 - （２）教育機会を提供することについて
- ３ その他

川畑議員（日本共産党）（１２月８日５番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ 塩谷児童センターと塩谷サービスセンターの移転について
- ２ ＪＲ函館本線並行在来線について
- ３ その他

秋元議員（公明党）（１２月８日６番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律について
- ２ 不登校・ひきこもりについて
- ３ ＳＤＧｓと使用済み紙おむつ問題について
- ４ 高島観光船事業の訴訟に関連して
- ５ その他

令和3年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和3年12月1日

出席議員（25名）

1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	二	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	高	橋		龍
7番	丸	山	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	一	輝
13番	高	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
19番	高	野	さ	くら	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	濱	本		進
23番	山	田	雅	敏	24番	鈴	木	喜	明
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹									
監	査	委	員	小	林	優	副	市	長	小	山	秀	昭						
総	務	部	長	佐	藤	靖	久	財	政	部	長	上	石	明					
こ	ど	も	未	来	部	長	小	野	寺	正	裕	教	育	部	長	中	島	正	人
監	査	委	員	荒	木	逞	総	務	部	総	務	課	長	中	村	弘	二		
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生									

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事	務	局	長	佐	藤	正	樹					事	務	局	次	長	佐	藤	典	孝
庶	務	係	長	加	藤	佳	子					議	事	係	長	深	田	友	和	
調	査	係	長	柴	田	真	紀					書			記	阿	部	久	美	子
書			記	相	馬	音	佳					書			記	中	村	知	奈	津
書			記	松	木	道	人					書			記	三	上	恭	平	

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和3年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、高木紀和議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月20日までの20日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第18号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第17号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和3年第4回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染状況が落ち着きつつある中、市内には観光客の戻りが見受けられるなど、明るい兆しが差し込んできていると感じております。

しかしながら、いまだ感染拡大のリスクはありますので、今後とも感染状況の推移には注意を払いながら、各種施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第4号までの令和3年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種や、5歳から11歳までの小児への接種を見込み、新型コロナウイルスワクチン接種事業費及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費を計上いたしました。

また、燃料費の高騰が続く中で、市民税非課税の高齢者世帯などを対象に燃料購入費の一部を支援する暖房費緊急支援事業費や、道営住宅の建設に当たり旧色内小学校解体等事業費などを計上いたしました。

そのほか、ふるさと納税の寄附見込額及び件数の増加に対応するため、ふるさと納税関係経費を増額したほか、前年度の北海道後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費の小樽市負担額の確定に伴い後期高齢者医療費を減額いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫・道支出金、寄附金、繰入金及び市債を計上いたしました。

継続費につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事費について、施工方法の変更などにより、総事業費、期間及び年割額の変更を行うものです。

債務負担行為につきましては、年度をまたぐ端境期対策として工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上したほか、情報化推進事業費、ふるさと納税関係経費、ふれあいパス事業費、スクールバス運行経費、水泳教室開催経費を計上いたしました。

また、総合福祉センターなど6件の指定管理者の管理代行業務等に係る経費につきましても、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、9億2,960万2,000円の増となり、財政規模は、633億2,187万

4,000円となりました。

次に、港湾整備事業特別会計におきましては、港町ふ頭分譲地の土地売却収入及び一般会計への繰出金を計上いたしました。

次に、企業会計では、病院事業会計において、病院事業資金基金を創設し、寄附金を基金に積み立てるため、所要の補正を計上したほか、水道事業会計において、債務負担行為として、工事の早期発注を図るため、配水管整備事業費について所要の経費を計上いたしました。

次に、議案第17号一般会計補正予算につきましては、国において令和3年11月26日に閣議決定された、新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、高校生までの子供一人当たり5万円を対象となる世帯へ給付する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費を計上いたしました。

これにつきましては、コロナ禍が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中で、早期に支給を開始する必要から先議をお願いするものであります。

続きまして、議案第5号から議案第16号までについて説明申し上げます。

議案第5号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請に係る住宅性能評価及び長期使用構造等の確認を受けた場合の手数料の統一化を図るとともに、長期優良住宅の容積率の特例許可申請手数料の新設等を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第6号小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、こども発達支援センター分室を廃止するものであります。

議案第7号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金の額を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額を減額するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第8号小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案につきましては、道路法の一部改正に伴い、自動運行補助施設の道路占用料を新設するとともに、第1種電柱等の道路占用料を減額改定するものであります。

議案第9号小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、道路構造令の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路の構造基準を新設するとともに、交通安全施設に自動運行補助施設を追加するものであります。

議案第10号小樽市病院事業資金基金条例案につきましては、病院事業の支援のための寄附を受けたことに伴い、病院事業における医療の質の向上及び健全な運営に資するための資金とする目的で、新たに病院事業資金基金を設置するものであります。

議案第11号から議案第16号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。

小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センターにつきましては引き続き株式会社小樽ビル管理を。

いなきたコミュニティセンターにつきましては引き続き株式会社小樽ビル管理を。

いなきた児童館、とみおか児童館及び塩谷児童センターにつきましてはシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を。

おたる自然の村につきましては引き続き一般財団法人おたる自然の村公社を。

総合福祉センターにつきましては引き続き社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を。

夜間急病センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第18号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 提出者を代表して、議案第18号小樽市非核港湾条例案の提案趣旨を申し上げます。

今年1月の核兵器禁止条約の発効は、核兵器のない世界を求める人々の運動が実った結果です。この条約では、核を積んだ飛行機が飛来したり、核を積んだ船が寄港したりすることも事実上禁止されることになります。

日本政府が条約に批准すれば、小樽市への核の持ち込みは禁止されます。しかし、唯一の戦争被爆国である日本政府は批准しようとしていません。核密約により核兵器の持ち込みの事前協議は骨抜きにされています。小樽市は小樽港を利用する外国艦艇に核兵器搭載の有無を確認するために、外務省に問合せを行っており、国の非核三原則からも核兵器の持ち込みは許さない立場です。

しかし、寄港するアメリカ艦艇は核兵器搭載の有無を明言していません。これでは確実に核兵器が持ち込まれていないか確認することができない状況です。

よって、国及び小樽市の立場を保障するため、本条例で入港する外国艦艇に核兵器を搭載していないとする非核証明書の提出を求める事務手続を定めることにより、1982年の核兵器廃絶平和都市宣言にある、小樽市は我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、全ての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言するとした、小樽市の平和行政をさらに進めるものです。

議員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） ただいま上程中の案件のうち、議案第17号については先議することとし、これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 先議する議案第17号令和3年度小樽市一般会計補正予算について質疑いたします。

今回の議案は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子供がいる世帯に対し、臨時特別の給付金を支給するとしたものです。

日本共産党は、暮らし応援給付金として、感染拡大の影響で収入が減った人を対象に1人当たり10万円を支給することを求めていましたが、高校生までの子供にとどまったのは不十分だと考えます。

市長は、今回の国の給付について十分な対策であるとお考えですか。

今回、10万円相当については詳細が決められないまま進められました。報道では10万円給付について、財務省は地方自治体の実情に応じて全額現金給付も可能とすると説明しています。

では、地方自治体の実情とは何と捉えていますか。

仮に今回5万円給付して、地方自治体の実情が認められれば、残り5万円分も現金給付できる可能性はあるということですか。

生活保護受給世帯にも支給されます。では、収入認定はどのようになるのかということです。これまでの給付金では収入認定されませんでしたが、されるとなると大変なことです。

明確に収入認定されないとお答えください。

残り5万円相当のクーポン・バウチャーについて情報がありません。使い勝手のよいものであればよいのですが、そうでなければ問題です。例えば、病児保育やファミリーサポートセンターといった子供の預かりサービスの利用や、おむつ・ミルクの購入に加え、家事ヘルパー派遣などの家事援助サービス、予防接種などの保険サービス、ベビーシッター、子育てシェアサービスなど、当事者が最も必要とする用途に利用できることが必要です。

小樽市としてどのような情報を得ているのですか。

DV被害等により子供とともに避難されている場合はどうなるかという問題です。

児童手当をDV加害者が受けている場合が想定されますが、どのような対応を考えていますか。

相談する窓口や電話番号などのアナウンスを予算成立後、直ちに行う必要があるではありませんか。

いずれにしても限られた情報の中で議決しなければなりません。十分な情報がないまま進めていく政府の在り方には問題があるとは思いませんか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま議案第17号小樽市一般会計補正予算に関し、子育て世帯への臨時特別給付金について御質問がありました。

はじめに、今回の国の給付が十分であるのか、私の考えにつきましては、新型コロナウイルス感染症で経済的な影響を受けた方は多くいらっしゃいますので、国は、今回の給付金とは別に生活困窮世帯や大学生への給付金を支給するほか、地方創生臨時交付金などを通じた経済対策も行うこととしております。

その中で、今回の給付金は、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から支給するものとされておりますので、生活や暮らしへの支援として配慮されたものというふう考えております。

次に、地方自治体の実情及び残りの5万円の現金給付の可能性につきましては、いずれも国から具体的な内容が示されておりませんので、現時点でお答えすることはできません。

次に、生活保護受給世帯の本給付金の取扱いにつきましては、国から通知がありましたので、収入として認定は行いません。

次に、残り5万円相当のクーポンについての情報につきましては、現時点で、国から情報は示されておりません。

次に、DV加害者が受給している場合の対応につきましては、予算成立後に市のホームページや、子育て応援アプリ、SNSなどを活用いたしまして、実際に子供を養育している方が申請できるように、事業の内容や相談窓口などについて広く周知をしてみたいと考えております。

次に、今回の給付金につきましては、十分な情報がないのは事実ではありますが、国としても子育て世帯をできるだけ早く支援するために年内支給を決定したと認識をしておりますので、本市といたしまして

も、現在ある情報を基に適切に対応したいと考えております。

（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） ８番、酒井隆裕議員。

○８番（酒井隆裕議員） それでは、再質問いたします。

まず、現金給付の問題であります。いずれも示されていないので、お答えできないというような御答弁でありましたけれども、仮に、こうしたことが可能であるということが示された場合には、残りを現金給付する可能性はあるかと私聞いたんです。考えもないということなのか、国から示されなかったら当然ですけれども、示された段階でやれる可能性はあるのかということについてお伺いをしたいと思います。

それから、DV被害の問題です。議決後、ホームページ、アプリ、SNSなどで周知していくということでもありますけれども、この場合の窓口は一体どこになるのか、示していただければなと。また、そういった問題がある方が、すぐに相談できるような、例えば、電話番号などをしっかり出していただくなどという体制になってるのかどうかをお伺いしたいと思います。

最後に、十分な情報がないのは事実だということだけれども、年内支給、早くやりたいということで、一定の理解を示されたのかなと思うのですけれども、今回ほど、何もかも分からないままというのは、本当にないんです。このクーポン・バウチャーについても、どんなものに使えるのかということ、一切分からないまま突き進めという、私はそのやり方は乱暴だと思っております。

そうしたことを踏まえて、改めて政府の在り方について、もう少し丁寧にやってほしかったというお考えはないのか伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えをいたします。

給付金の現金給付の可能性について御質問がありましたけれども、この件につきましては、今後国からの情報も分析しながら、現金給付、それからクーポン券の発行について検討していきたいというふう考えておりますので、現時点では、対応については未定ということでございます。

それから、DVの被害についてですが、この給付金の窓口については、こども福祉課が窓口になりますけれども、このDV被害等の関係になりますと、男女共同参画課を窓口にしてまいりたいというふう考えているところでございます。

それから、本件についての情報の提供につきましては、本答弁の方でも御答弁させていただきましたけれども、事業の内容ですとか、相談窓口に対しては、しっかりと周知してまいりたいというふう考えているところでございます。

それから、情報がない中での提供につきましてはでありますけれども、これは本答弁との繰り返しになりますが、十分な情報がないのは事実でありますけれども、現在ある情報を基に適切に対応してまいりたいというふう考えているところでございますので、御理解いただければというふうに思っております。

（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） ８番、酒井隆裕議員。

○８番（酒井隆裕議員） 再々質問を行います。

DVの関係で１点だけお伺いします。窓口となるのは一体どこなのかというお話で、こども福祉課、それからDVの被害については、男女共同参画課という話なんです、それは分かってるんです。だからこ

そ、例えば、ホームページ、アプリ、SNSなどで示されたものが、市の代表電話の電話番号を付けられて、DVの被害がある方は市役所に連絡くださいというのはとても不親切なんです。例えば、しっかりと専用電話番号があって、ここに電話をすれば相談することができますよという形になってるのか、それとも、そういった問題がある場合には市の代表電話にかけてくださいという形になってるのかということで、もう少し親切に。他の自治体などでは、専用番号を使って、ここに連絡してくださいという形になってるものですから、ただでさえ、こうやって二つに分かれてるんですよね。そういうことがないようにということで、私は改めて聞いたのですけれども、その点について最後に伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（小野寺正裕） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

DV被害者の相談窓口ということにつきまして、今回は給付金のチラシということで配布いたしますので、DV被害者の方から給付金について問合せがありましたら、これはこども福祉課ということになりますけれども、DVそのもの、根本的な問題ございますので、これについては、給付金を通じて以外でも、相談窓口がはっきりできるように、周知方法については検討していきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時29分

再開 午前 11時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号は可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「令和3年第3回定例会議案第8号ないし議案第20号」を一括議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑の概要は、別紙お手元に配布のとおりであります。

継続審査案件の結果は、次のとおりであります。

令和3年第3回定例会議案第8号ないし議案第20号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、2021年第3回定例会議案第8号ないし議案第20号

について、不認定の立場で討論いたします。

まず、議案第8号2020年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

小樽港と共存・共栄と言いながら石狩湾新港に毎年約2億5,000万円も過度なお金がつぎ込まれています。ガントリークレーンについては1基で12億円を超える赤字となっているのに、さらに増設されており、赤字拡大が心配され納得できるものではありません。

北海道新幹線建設費負担金については、北海道新幹線札幌延伸工事に伴い、発生する残土について住民の理解が得られていません。また、並行在来線が維持できるのかといった課題もあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大で北海道の新幹線赤字が増加しています。北海道新幹線の札幌延伸は立ち止まって見直しをするべきです。

次に、議案第14号2020年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、市内の高齢者の中には、保険料を支払っても介護サービスの利用料を節約するために、我慢している方もいます。介護給付費準備基金の残高は2020年度12億8,903万円であることから、基金から3億円ほど繰り入れしても、介護保険料のさらなる引下げが可能だったと考えます。

議案第20号2020年度小樽市簡易水道事業決算認定についてです。

石狩西部広域水道企業団から買う基本水量は毎年増えているのに、実際に企業が使っている水は増えていません。そのため本市の一般会計から繰り入れしている額は、今も1億円近くなっています。小樽市に負担をかけないからと北海道が進めてきた事業なので、北海道の責任で赤字補填をするのが当然です。

残りの議案にも共通しますが、日本共産党は公共性の高い事業に消費税をかけることについては、これまでも反対してきました。2020年度の小樽市立病院の損税は4億437万2,533円にもなっており、大きな負担です。

このような理由から不認定といたします。

議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより採決いたします。

令和3年第3回定例会議案第8号ないし議案第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から12月5日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時09分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 面 野 大 輔

議 員 高 木 紀 和

令和3年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和3年12月6日

出席議員（25名）

1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	二	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	高	橋		龍
7番	丸	山	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	一	輝
13番	高	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
19番	高	野	さ	くら	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	濱	本		進
23番	山	田	雅	敏	24番	鈴	木	喜	明
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹
副市	長	小	山	秀昭	総務部	長	佐藤	靖久		
財政部	長	上	石	明	産業港湾部	長	徳満	康浩		
産業港湾部	長	佐藤	文俊		生活環境部	長	松井	宏幸		
港湾担当部	長	勝山	貴之		こども未来部	長	小野寺	正裕		
福祉保険部	長	田中	宏之		建設部	長	松浦	裕仁		
保健所	長	中島	正人		総務部	総務課	長	中村	弘二	
教育部	長	笹田	泰生							
財政部	財政課	長								

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 正樹
庶務係 長	加藤 佳子
調査係 長	柴田 真紀
書 記	相馬 音佳
書 記	松木 道人

事務局 次長	佐藤 典孝
議事係 長	深田 友和
書 記	阿部 久美子
書 記	中村 知奈津
書 記	三上 恭平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第16号及び議案第18号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）

○12番（松岩一輝議員） 自由民主党の松岩一輝です。会派を代表し質問いたします。

第1項目めは、市長の政治姿勢についてであります。

「おたる再起動」を掲げ当選された市長の任期は残すところあと8か月ほどとなりました。市長は、「対話の重視」、「経済と生活の好循環」、「備え」の三つの政治姿勢を掲げています。新型コロナウイルス感染症に関連する事柄では、平時とは異なる判断が求められる中で、市内で多発したクラスターや感染者の対応、国や道とのパイプを生かした連携など、市民の多くの方々に評価されていたものと認識しております。

また、従来から継続している財政や人口減少の課題のほか、今後はコロナ後を見据えた観光や市内経済の対策、特別委員会でも現在、議論されている公共施設再編計画など多くの諸課題が山積しております。それらを踏まえ、迫市長には安定した持続可能なまちづくりに継続して取り組んでいただく必要があると考えております。

初めに、市政に対するこれまでの振り返りと、残りの任期で道筋をつける、また、やり遂げたいと考える本市の課題について伺います。

任期満了に伴う市長選挙は告示日が令和4年7月31日、選挙期日が令和4年8月7日と選挙管理委員会から示されております。市長の2期目の市長選立候補についての所感を伺います。

以上、第1項目の質問を終了します。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、市政に対するこれまでの振り返りと残りの任期で道筋をつける、また、やり遂げたいと考える課題についてですが、これまでの振り返りとして、平成30年8月の市長就任以来、私は、「対話の重視」、「経済と生活の好循環」、「備え」の三つの政治姿勢を掲げ、市民の皆さんの目線に立ち様々な御意見に耳を傾け、日々発生する課題に向き合い市政に臨んでまいりました。

特に、「備え」に関し、予防保全の観点での除排雪の実施や、災害時における情報伝達手段の強化の観点でのFMおたるの難聴地域の解消のほか、小・中学校の耐震補強工事の推進など、市民の皆さんの暮らしが安全・安心に続けられるよう取り組んでまいりました。

次に、残りの任期で道筋をつける、また、やり遂げたいと考える課題につきましては、本市には多くの課題がありますが、まずは新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込んだ市内経済を再び軌道に乗せるため、事業支援や消費喚起などの経済対策の実施や本庁舎及び総合体育館に係る長寿命化計画の策定な

ど当面する課題に取り組むとともに、デジタル化や脱炭素化などは時代の要請でもあり、将来を指向した取組にも道筋をつける必要があると考えております。

次に、私の2期目の市長選立候補に対する所感につきましては、現在、当面する課題に全力で取り組んでいるところであり、私の進退については、適切な時期に判断したいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）

○12番（松岩一輝議員） 第2項目め、コロナ禍での市政上の諸課題について。

初めに、医療提供体制の強化についてであります。

緊急事態宣言が解除されて2か月ほどが過ぎ、社会経済活動もようやく元の姿を取り戻してきており、市内新規感染者数もゼロ人の日が多く落ちておりますが、人々の動きが活発になる年末に向けて、閉ざされた空間での活動が増えてくることから、新たな感染拡大の波も懸念されます。国では、最悪の事態を想定し、次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像を示して、この夏のピークより3割多い病床確保などを各都道府県に求めており、こうした国の考えを踏まえ、道では、先月末に健康観察・診療等の体制や、自宅療養者等の治療体制、入院等の体制などの保健・医療提供体制確保計画が策定されたところであります。

国の全体像では、医療提供体制の強化の中で、自宅療養者等への対応に万全を期するため、保健所の体制強化に加え、医療機関との委託契約等を進め、必要な健康観察・診療体制を構築することや、かかりつけ医と薬局の連携により、薬局に行かなくても経口薬を手に入れられるようにする環境を整備すること、医療体制の状況の見える化を図るため医療機関別の病床確保、使用率や自宅療養者へのオンライン診療・往診等の地域別の実績を毎月公表することとしています。本市におけるこれらの取組の状況はどのようになっているのか、また、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、ワクチン接種についてであります。

市民への接種が開始された直後は、人が殺到するなどの混乱があったと確認しておりますが、市内医療機関の御協力により、本市でも接種が進んだところであります。

また、ワクチンが不足した際には、余市町から分けていただいたとのことで余市町にも感謝を申し上げます。

本市の2回目のワクチン接種を終えた市民全体の接種率は、11月29日時点で85.7%になりましたが、時間の経過とともに有効性や免疫が低下することが懸念されます。また、オミクロン株の出現など予断を許さない状況でもあります。国の全体像では、1回目、2回目のワクチン接種の推進や3回目の追加接種の取組を示しており、3回目の接種についてはおおむね8か月経過し、希望する18歳以上の方が接種を受けられるように準備することを求め、今月からは医療従事者、来年の1月には高齢者に拡大し、2月から接種が本格化するスケジュールとなっております。

3回目のワクチン接種に向けて本市の体制はどのようになっているのか伺います。

また、1回目や2回目が未接種の方の接種機会を今後も確保するとともに、12歳未満の子供たちへの接種についても薬事承認等を経て開始するとされておりますが、今後のワクチン接種についての本市の考えを伺います。

世界的には、ワクチン接種済みであることを公的に証明するワクチンパスポート等により、行動制限が一部緩和されつつありましたが、オミクロン株をはじめとする変異株の出現によって、これも落ち着いた

い状況にあります。また、国内においてもワクチン接種済みや新型コロナウイルス感染症の陰性証明をもって割引や特典を受けられるようにした取組も散見できます。

一方で、ワクチン接種はあくまでも個人の考えに基づいて接種を判断するものであり、接種したかどうかで差別的な取扱いをしてはなりません。

厚生労働省は、重い急性疾患にかかっている方やワクチンの成分に対しアナフィラキシーなどの重度の過敏症の既往歴のある方は、一般にワクチンを接種することができないとしています。本市では、積極的にワクチン接種をしていない方や、やむを得ず接種をすることができない方についてどのように配慮しているのか、考えを伺います。

次に、後遺症への対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症患者の中には、陰性となっても倦怠感や頭痛、味覚障害などが続き、仕事を休まざるを得ない方もいると聞いており、第5波では多数の感染者が出たことから、今後、後遺症に悩まされる方が急増することも懸念されております。

国の専門機関の調査では、発症の6か月後に約4人に1人に後遺症が残り、12か月後でも約1割の方に症状が認められたことが報告されています。道では、後遺症に関するリーフレットや保健師向けの手引の作成などに取り組んでおられますが、相談先や受診できる医療機関などが分からず不安を抱えている方も多く聞いています。医療機関や関係団体と連携して相談窓口の充実や、後遺症専門外来を設置するなど、診療体制の整備を進める必要があると考えますが本市の対応を伺います。

次に、市内経済回復に向けた取組についてであります。

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染の波となった第5波が収束に向かい、全国の広い範囲に出されていた緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置も解除となったことから、これまで抑えられていた飲食や旅行、イベントといった需要が一気に顕在化するのではないかとされておりましたが、消費者側にも、飲食サービス等の供給側にも感染再拡大に対する警戒感が強く、予想されたほど大きな需要の回復が見られない状況となっています。

これまで2年近くにわたって厳しい経営を強いられてきた飲食や宿泊、さらには移動の自粛により、日常的な利用ニーズが大きく減少した交通といった様々な分野の事業者の方々には、力強い需要回復を期待させていただきに、こうした状況が続けば経営体としての存続にも関わる深刻な事態にもなりかねません。国は、岸田政権の下、先日新たな経済対策を打ち出しましたが、本市としてもこうした国の動きに呼応し、新型コロナウイルス感染症対策などで大きな影響を被った観光関連産業や食関連産業の支援、雇用機会を失った方々などへの支援に積極的に取り組む必要があります。

コロナ禍で倒産や廃業、閉店等をされた件数についてを示し、現在の市内経済の状況をどのように認識しており、今後どのように対応される考えなのか伺います。

次に、企業誘致についてであります。

本市では、ワーケーションの推進事業を展開されてきました。一般にワーケーションとは、企業が導入することで有給休暇の取得促進、人材確保、定着率の向上、イノベーション創出、企業価値の向上、また、地方創生への寄与地域との関係性構築など、働き方改革の促進や企業価値向上の面で大きく期待されております。実際にワーケーションを行う従業員にとっては、長期休暇の取得促進、働き方の選択肢の増加、ストレス軽減、リフレッシュ効果、業務効率・モチベーションの向上、新たなアイデアの創出などが期待されております。これをまた積極的に受入れを行う地域にとっては、平日の旅行需要創出、交流人口及び関係人口の増加、関連事業の活性化及び雇用創出、企業との関係性構築、遊休施設の有効活用などが一般に期待されております。

市内では、ワーケーションのモニターツアーが数回実施されております。これまでに行われたものについてその概要を示し、どのような御意見があったのか伺います。

ワーケーションの手法としては様々ありますが、基本的にはパソコンの電源とインターネットの接続環境、落ち着いた作業スペースが欠かせません。市内には、コワーキングスペースやそれに類似した施設が少なく、市民の間でも少しの打合せや作業ができるような場が欲しいという要望が寄せられております。

厳しい財政で公共施設の総量削減を目指す本市において、行政が主導することは難しいですが、例えば民間企業への補助や誘致によって積極的に進めることができると考えます。例えば、市民からも非常に出店の要望が高い、スターバックスコーヒーについてですが、私が問い合わせたところ、本市への出店を検討したことはあるものの交通量の多い道路沿いで駐車場を確保できる広い土地や、店舗の建設などの課題が解決できず、現時点でも出店の計画が立たない状況にあるとのことでした。ほかの大手企業からは、本市は老朽化した公共施設や建物が多く、その後のまちづくりの状況が見えにくいことから、積極的に進出しにくい旨のお話も伺っております。

本市に進出を検討されている企業のニーズを酌み取り、事業が円滑に行われるように、行政のでき得るサポートが必要だと考えます。現在の企業誘致や店舗誘致に対する本市の取組を示し、今後の対応について伺います。

次に、観光振興施策の展開についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、影響を受けた観光関連事業者を支援するため、需要喚起に向けた様々な支援措置を行っておりますが、現在は感染を抑え込むことができているものの、諸外国の状況に鑑みると今後も流行の再燃を警戒しなければならない状況が見込まれ、従来のように国内外からの観光客のにぎわいを取り戻すには、またさらに相当な時間を要するものと考えます。

3密を防いだ新しいイベントとして、小樽青年会議所は、夜の旧国鉄手宮線を光と音で彩る「トゥナイト歩かナイト～映える夜、光と音の旧手宮線～」というイベントを実施されました。令和3年9月18日から23日の6日間にわたり、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財である、旧国鉄手宮線の線路枕木を踏むと光り、音が鳴るピアノのような舞台に見立て、中央通から日銀通りまでの区間をライトアップすることで、日常とは違う幻想的な旧国鉄手宮線を創出されました。緊急事態宣言が延長されたため、飲食の販売などは取りやめたものの、3,000人以上の来場があったとのこと。また、公式LINEアカウントを開設し、期間中に来場者が撮影した写真のコンテストを実施することでSNS等での拡散が効果的に行われました。例えば、本市が開設しているInstagram「小樽暮らし」では、関連の投稿に2,000件以上のいいねがありました。

そもそも旧国鉄手宮線は若い世代を中心に写真撮影の場所として非常に人気が高く、Instagramの関連ハッシュタグは私が確認しただけでも約7,000件ほど存在しております。以前から人気で、市民からも親しまれている場所を夜間にライトアップすることで、滞在時間の短さが課題であった本市に、夜間の観光を提供し、同じく市民のにぎわいの場を創出したこと、SNSなどのソーシャルメディアを活用することで情報の拡散が効果的に行われたことは、来場者アンケートから大変、画期的であったと評価されているとのこと。

また、緊急事態宣言中ではありましたが、屋外でマスクの着用など感染対策を徹底されたため、来場者の感染は現時点で確認されておりません。一方で、旧国鉄手宮線は、夜になると大変暗くなるのでライトアップは防犯等にも副次的効果があったと考えられます。

初めに、小樽青年会議所が行ったこの事業について市長の所感を伺います。

旧国鉄手宮線はライトアップにより新たな魅力を創造し、夜の魅力づくりにも大きな役割を果たしたと

考えておりますが、日本遺産の構成文化財である旧国鉄手宮線を観光資源として今後どのように活用されるお考えか伺います。

次に、食産業の振興についてであります。

令和3年5月、観光庁の地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業の採択を受け、小樽ホタテブランド化推進プロジェクト実行委員会が立ち上がりました。小樽祝津産のホタテを「おタテ」とネーミングしブランド化することを目指しています。

本市のホタテの歴史に始まり、小樽産ホタテの特徴、「おタテ」を活用した市内飲食フェア、プロモーション動画の作成や応援ソングの作成、モニターツアーやSNSでの情報発信など、一丸となって祝津の漁師や観光業、飲食業など食産業の振興に大変寄与するものであります。10月に開催された、「おタテ」飲食店フェアには100店舗が参加したと聞いております。参加店舗の売上げや実際にどのような声が上がったのか、また、それに対する本市の認識を伺います。

観光庁の実証事業としては、本事業は今年度限りの単年度事業となりますが、来年度以降も実行委員会では取組を継続していく予定でしょうか。また、市として実行委員会に今後どのような関わりをしていく考えか伺います。

次に、水産業の影響についてであります。

新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりや、輸出の低迷や需給変化などにより様々な分野に影響を及ぼしております。国内においても消費の低迷により魚価が大きく下落し、水産加工品の飲食店の需要低下により影響が明らかになっています。一方で、主に道東においては赤潮によりウニやサケが大量に死滅し170億円規模の被害が報告されております。コロナ禍において本市の水産業の影響と今後の対策について伺います。

次に、コロナ対策予算の実効性の検証についてであります。

本市の財政状況は依然として厳しく、新型コロナウイルス感染症に関連する様々な対策に充てる財源のほとんどを国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や道の補助金に頼らざるを得ない状況にありました。多くの市民、事業者の皆様から頂いた寄附金を原資とする新型コロナウイルス等感染症対策資金基金や僅かな財政調整基金はありますが、それ以上の財源を有しない本市において、企業や市民に対する支援策には限界があり、本来あってはならない事態ではありますが、財政の豊かな自治体との地域間格差が生じる結果となっています。これは本市に限った話ではありませんが、それぞれの自治体や首長、議会がどのように対応していくか判断が分かれるところであります。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は選択と集中によって効果が最大化するような実効性の高い使われ方が検討されるべきであるとこれまで申し上げてきましたが、本市は感染拡大防止策と医療体制の整備、雇用の維持と事業の継続を図る経済対策、子育て世帯の暮らしを支える生活支援を柱に据え、その時々において、支援の必要性が高いと判断したものについて段階的に進めてきたと過去に答弁されております。それらの検証はなされたのでしょうか。実施されたのであれば、検証内容についてお示しください。

関連して経済情勢の悪化は戦後最大の危機に瀕しているとも言われており、国全体で税収の大幅な減少が予測され、本市もその影響は計り知れません。税収等の予測も立たない状況下においては、今後の市財政を見通すこともままならないのではないかと考えます。疲弊した地域経済の再生、目前に迫る公共施設の再編、自然災害をはじめとする突発的な緊急事態などに対応するには、様々な視点で財政運営の在り方を検討する必要があると考えます。これらを踏まえ、コロナ禍での市税収入等の状況と今後の感染症対策予算の考え方について伺います。

次に、職員の在宅勤務についてであります。

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、職員の自宅待機による出勤制限を実施しました。いわゆる三つの密を避けることを主眼に、小樽市立病院や消防署などの一部を除いた職場単位で職員数の3割に当たる職員の出勤を制限し、出勤制限する日については職務専念義務を免除する取扱いとして、自宅待機の上、常時所属からの連絡に対応できる体制を取りつつ、業務に資する自己研さんを行うこととしたものであります。

初めに、現在でも市内または市役所内で感染の拡大が起きた場合には同様の措置を実施することがあり得るのか、また、その手法について伺います。

当時の運用では、情報漏えいの危険性から公文書の持ち出しは禁止しており、セキュリティ対策を含めたインターネット環境も必ずしも万全ではない状況の中では、現実的に在宅勤務が困難と判断し、業務に資する自己研さんに努めるとされてきました。

今日では、ウェブ会議などの非対面での在宅ワークが多く企業で採用されており、役所においても、推進されております。業務によっては、窓口業務や高度な機密の保持が求められる部署では難しいですが、必ずしも市職員の業務はそれに該当しないと考えられるので、内容によっては、セキュリティ対策やシステム整備の状況を踏まえ、平時でも在宅ワークを推奨し、通勤や移動の肉体的、精神的な負荷の軽減、業務効率や生産性の向上を図るべきであると考えますが見解を伺います。

次に、国際交流についてであります。

昨年度は韓国のソウル特別市江西区と姉妹都市提携10周年、ニュージーランドのダニーデン市と姉妹都市提携40周年を迎えるなど、様々な交流事業を実施予定でしたが、渡航制限などの状況に鑑み事業は中止や延期となりました。渡航制限については、徐々に緩和されてきましたが、現在、出入国が厳しく管理されていることや、渡航先での交流が与える社会的不安からすぐに実施が再開されることは難しい状況であるため、ウェブ上での交流が現在も唯一の有効的な手段であると考えます。

GIGAスクール構想によって、市内小・中学生はタブレット端末を所有しておりますので、それらを活用することによって事業が実施しやすい状況とも考えられます。そのような状況の中で、工夫した新たな取組による国際交流の輪を広げる事業の実施について伺います。

以上、第2項目の質問を終了します。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、コロナ禍での市政上の諸課題について御質問がありました。

初めに、医療提供体制の強化についてですが、次の感染拡大に向けた取組につきましては、入院体制に関し国から今年の夏の感染拡大時と同程度の感染者数となった場合においても、入院を必要とする方が確実に入院できる体制を整備することが求められていますが、現在、市内では、最大100床を確保できる体制ができており、第4波と第5波における最大の病床使用率は6月4日の55%であったことから、必要な病床は確保されているものと考えております。

また、病床逼迫時に備え、感染症の治療が終了しても、なお入院が必要な患者を受け入れる後方支援病院についても、市内に数か所の医療機関の協力を得て確保をしております。

次に、自宅療養体制につきましては、自宅療養者に対するオンライン診療や訪問診療の実施について、医師会を通じて市内医療機関に協力依頼をしているほか、薬の宅配について薬剤師会と協議を進めております。今後も感染状況を注視しながら、必要な都度、各機関や団体との協議を進め医療提供体制の確

保に万全を期してまいります。

次に、ワクチン接種についてですが、まず本市の3回目のワクチン接種体制につきましては、国の示す方針に従い、2回目接種完了者の全てを対象とし、当面は18歳以上の方に対して、2回目接種完了から原則8か月を経過した方への接種を実施いたします。3回目の接種は、2回目接種を行った接種委託医療機関での接種を基本とし、1、2回目と同様、かかりつけ医を中心とした個別接種のほか、ウイングベイ小樽での集団接種や土曜日、日曜日を中心とした大規模個別接種を実施し、接種を進めてまいりたいと考えております。

次に、1回目、2回目の未接種者の接種機会の確保につきましては、本年11月から、1回目、2回目の未接種者の方へのワクチン接種は、医師会と相談の上、ワクチンの効率的な活用の観点から、小樽協会病院、小樽掖済会病院、つだ小児科医院の3か所で実施をしており、1月からは小樽協会病院とつだ小児科医院の2か所で継続をいたします。また、5歳から12歳未満の方の接種体制につきましては、薬事承認後、国の通知に基づき開始できるよう、現在医師会と検討を進めております。接種を希望する方が、確実に接種できるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、積極的にワクチンを接種していない方や、やむを得ず接種をすることができない方への配慮につきましては、接種は強制ではなく、あくまで接種を受ける方の同意がある場合に限りで接種が行われます。接種を受けていないことを理由にした不当な差別や偏見はあってはならないものであり、市といえども、こうした情報を市のホームページなどにより周知をしてまいりたいと考えております。

次に、後遺症への対応についてですが、診療体制の整備に係る本市の対応につきましては、市内に専門外来を設置する医療機関はありませんが、小樽市医師会とも協議を行い、かかりつけ医を中心とした、市内医療機関へ受診をしていただき、症状に合わせた対応を行うこととしております。相談窓口は保健所が担うこととしており、後遺症の症状などで困っている場合には、相談内容に応じて適切な医療機関への受診をお勧めしております。

次に、市内経済回復に向けた取組についてですが、倒産件数及び市内経済の状況と今後の対応につきましては、まずコロナ関連の倒産等については、民間調査会社による負債総額1,000万円以上の倒産件数は2件で、いずれも飲食店となっておりますが、廃業や閉店等については、様々な要因によるものがあるため全体を把握することはできません。

次に、市内経済の状況に対する認識については、緊急事態宣言等の解除により需要の回復が期待されたものの感染の再拡大への不安に加え、燃料費や原材料費の高騰により、依然として厳しい経営環境が続いているものと認識をしております。

また、今後の対応といたしましては、国は経済対策として、事業者の事業継続を目的とした事業復活支援金の実施や社会経済活動の回復に向けた需要喚起の取組が予定されており、こうした動きを注視するとともに、今後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付される予定であることから、市内事業者や経済団体などの声をお聞きしながら必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致についてですが、まずワーケーションのモニターツアーにつきましては、昨年度は祝津地区のまちづくり団体であるNPO法人おたる祝津たなげ会が、祝津の自然を満喫するワーケーション体験を目的に、小樽・祝津ワーケーションモニターツアーを実施しており、ツアー参加者からは地元の人との交流が価値ある体験となったなどの意見があったほか、主催者からは、祝津エリアのよさを知ってもらいよい機会になったなどの意見がありました。

今年度は小樽観光協会が小樽での自然の魅力や身体を動かすアクティビティコンテンツをテーマに

「アセジョ・小樽ステイ」を実施いたしました。ツアー参加者からは、自然の中でリフレッシュできる環境が充実している小樽の魅力を再発見した、ワーケーションに興味をもったなどの意見がありました。

また本市では、首都圏の法人企業を対象に、ＩＴ関連企業等との関係構築を図り、地方の拠点となるサテライトオフィス等の開設へつなげることを目的に、「おたるワーケーションモニターツアー」を実施いたしました。参加者の中にはこのたびの参加を契機に、魅力的なまちであることを再確認できたのでサテライトオフィスの開設を検討したいとの意見がありましたことから、今後も誘致に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、現在の企業誘致や店舗誘致の取組につきましては、企業誘致については、食料品製造業や、物流関連企業などをターゲットに工業団地への誘致を進めるとともに、市中心部へは若年層を中心とした雇用の確保を目指し、ＩＴ関連企業をターゲットにするなど、地区の特性に合わせた企業誘致に取り組んでおります。

また、店舗誘致については、魅力ある店舗の出店は集客効果やにぎわい創出などが期待されることから、これまでも店舗側から進出に関する相談があった場合には、空き店舗調査や商店街等との意見交換の内容を踏まえ、空き店舗や立地環境などの情報提供を行っております。今後も企業や出店者の動向やニーズの把握に努めながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興施策の展開についてですが、まず小樽青年会議所が実施をした、「トゥナイト歩かナイト」につきましては、旧国鉄手宮線を会場に、ライトアップや線路の枕木を鍵盤に見立てた光と音の演出は、新型コロナウイルス感染症の制限下でありながら、期間中3,000人を超える来場者があり、大変好評であったと承知をしております。開祭式には私も参加いたしましたが、日本遺産に認定された炭鉄港の構成文化財である、旧国鉄手宮線を活用したイベントは、日本遺産によるまちづくりや、夜の魅力づくりを進めている本市を御理解いただき、後押しをいただいたもので、大変心強い取組であったと感じております。

次に、旧国鉄手宮線の活用につきましては、旧国鉄手宮線は、これまでも小樽雪あかりの路やレールカーニバルといったイベントに活用されておりますが、私といたしましても、炭鉄港の構成文化財であり、本市を訪れる観光客の回遊性の向上や滞在時間の延長につながる重要な観光資源であると考えていることから、今後も観光関連団体などと連携をして、観光資源としての活用を推進してまいりたいと考えております。

次に、食産業の振興についてですが、まず「おタテ」飲食店フェアに参加した店舗の声につきましては、フェア終了後のアンケート調査では、お客の反応がよかったとする意見が8割を占め、小樽産にこだわった点がよい、コロナ禍において大変ありがたいフェアだったなど、肯定的な意見が多くありました。

また、売上げや集客に効果があったとする店舗が全体の7割以上に上る結果となったことなどから、本事業は、地域の観光資源の磨き上げを通じ、地域における連携を促進するという事業の趣旨にかなった取組として効果があったものと認識をしております。

次に、来年度以降の取組につきましては、実行委員会では、小樽産ホタテのブランド化推進の取組は継続して行うことが重要であると考えていることから、来年度以降もイベントなどの開催を検討していると聞いております。地元産品のブランド化を推進していくことは、今後の観光需要の回復や地域経済の活性化につながるものと考えておりますので、市といたしましても引き続き実行委員会に参画をし、連携して取り組んでまいります。

次に、水産業の影響についてですが、コロナ禍による本市の水産業の影響につきましては、飲食店で

の消費低迷によるホッケなどの魚価低下が見受けられましたが、ウニなどの一部の魚種において、出漁調整を実施したことや巣籠もり需要があったことから、全般的に大きな影響は受けていないと聞いております。

また、今後の対策につきましては、コロナ禍による大きな影響は受けておりませんが、漁業や水産業は本市の重要な産業であり、その振興のためには、将来にわたり水産物を安定供給することが必要であることから、今後も、つくり育てる漁業を推進してまいりたいと考えております。

次に、コロナ対策予算の実効性の検証についてですが、まず実効性の検証と実施内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業については、実施状況と効果を事業終了後に公表することとなっております。このため本市としては、事業目的、事業内容に応じたアンケート調査などを行っているところであり、その効果を測定し検証した上で公表する予定としております。

次に、コロナ禍での市税収入等の状況につきましては、市財政の根幹である市税収入の見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響のため、その回復動向が不透明な状況にあります。

また、今後の感染症対策予算の考え方につきましては、基本的には国や北海道の支援策により予算措置していくべきではありますが、緊急的なものは、新型コロナウイルス等感染症対策資金基金や財政調整基金を活用して、迅速に、できる限りの対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、職員の在宅勤務についてですが、まず感染の拡大が起きた場合の職員の出勤制限につきましては、昨年5月に実施をした職員3割の出勤制限は、国からの通知において、各自治体の可能な範囲で出勤者の削減に取り組むよう要請があったことから、本市においても感染拡大の防止と業務継続を考慮した上で、いわゆる3密を避けることと、人の移動を減らすことを目的として実施をしたものであります。

その際、在宅勤務に必要と考えられるインターネット環境については、セキュリティ面も含めて未整備であったこと、また、資料等文書についても情報漏えいの危険性があり持ち出しはできないことから在宅での業務は困難と判断し、非常時対応として自宅待機で自己研さんすることとしたものであります。

しかし、結果として業務多忙となる職場においては、他の職員に負荷がかかったこと、また所属長が所属職員の勤怠管理に当たって課題があったものと認識しておりますことから、今後感染拡大が起きた場合であっても前回同様の自己研さんを行うこととした自宅待機とすることは考えておりません。

次に、平時における在宅ワークの推奨につきましては、窓口や現場での業務を在宅で行うことは難しく、また、マイナンバーを取り扱う場合は、セキュリティの観点からテレワークの実施は難しいものですが、システムやマイナンバーなどを取り扱わない業務であれば、必要なセキュリティを確保した上で、テレワークは可能と考えております。テレワークのような多様な働き方を実現することで、仕事と育児や介護など、家庭生活の両立といったワークライフバランスの向上にもつながり、離職防止にもつながる可能性がありますので、テレワークを実施できる環境整備について検討を進めてまいります。

次に、国際交流についてですが、GIGAスクール構想により配布されたタブレット端末を利用したウェブ上での交流の実施につきましては、厳しく渡航が制限されている現状におきましては、相互交流の一つの手段であると考えております。本市において、観光都市小樽のグローバル化を担う人材を育成することは大切であると考えておりますので、現在、小・中学生一人一人に配備されているタブレット端末を活用した、交流事業ができないか、相手都市の意向も伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）

○12番（松岩一輝議員） 大項目三つ目は、子どもの権利及び子の福祉向上について。

初めに、学校や公共施設等での面会交流についてであります。

令和3年第1回定例会の一般質問において、私は別居・離婚後の親子の面会交流について質問いたしました。子の福祉の観点から虐待や暴力などの理由がある場合ではない限り、子の養育は夫婦が離婚したとしても双方が関わって行くべきであると考えられます。親権制度に係る法整備が我が国においても進められることを期待するものですが、本市においても夫婦が離婚したときに最も大きな影響を受ける子供たちが双方の親から愛情と養育を受けるために、両親との交流が促進されなければなりません。十分な養育費を受け取る共同養育の考えと面会交流に関する今後の整備について伺いました。答弁では、共同養育については国の動向を注視する、面会交流については先進自治体の取組、並びに国や道の施策などの情報収集に努めてまいりたいという内容にとどめられ、具体的な取組に関する明言はなかったものの、この件でお困りの当事者の方々からは、この小樽市議会の議会議論の中で取り上げられ、本市がこの件に少しでも前向きな発言をされたことに大変感謝されているとの声が寄せられております。

法務省は、面会交流とは、子供と離れて暮らしている父母の一方が、子供と定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することと定義しています。子供の権利や子の福祉向上については最大限に尊重されるべきであります。各家庭において事情が異なることや法的な係争関係にある場合などから行政が一概に介入することは難しく、積極的な支援策が取りにくいとされています。面会交流が実施されない期間が長期化すると、子供と同居している親の好ましくない行動や言動によって、子供と別に暮らしている親と子供との関係が不当に破壊されるなどして子供が情緒不安定になり、対人関係に困難を感じる状況になってしまう片親疎外症候群となる例もあります。しかしながら、国の法整備が行き届いていない状況においても、先進自治体では様々な手法によって、面会交流を促進させ、子供の権利や子の福祉向上について取り組んでいる事例が多数あります。

これらを踏まえて、本市では今後学校や公共施設等での面会交流をどのように考え実施をしていく考えか伺います。

次に、虚偽DVによる支援措置についてであります。

総務省によるとDV等支援措置とは、加害者が判明している場合、DV等被害者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付の請求・申出が加害者側からあったとしても、不当な目的によるものまたは相当と認められないものとして、閲覧・交付をさせないこととし、その他の第三者からの住民票の写し等の交付等の申出については、加害者が第三者に成り済まして行う申出に対し、交付・閲覧をさせることを防ぐため、写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行い、また、加害者からの依頼を受けた第三者からの住民票の写し等の交付等の申出に対し交付・閲覧をさせることを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行うものとされています。

この制度を悪用し、実際にDV被害を受けていないにもかかわらず、DV被害をでっち上げ親権を獲得するための手段として、支援措置の申出をする事例が全国的に問題となっています。これは一般的に裁判所が親権を決定する際に、たとえ連れ去りであったとしても継続性の原則を重視する点と、子供と一緒にいる側の親が子供と接する時間が長くなるため親権獲得に有利になる場合が多いからであると言われております。

要するにDV被害者を保護するための大切な支援措置が、実子誘拐問題における親権争いの便利な道具として悪用されており、結果的に親子が不当に会えなくなる事例が発生しています。一方の親が他方の親

の同意を得ず、子の住居地を変えることを子供の連れ去りや実子誘拐と呼ばれておりますが、これらは実子誘拐ビジネスとも言われ社会問題となっています。しかし、これらを防止する国内法は現時点において存在せず、立法不作为による違憲訴訟が現在行われております。

また、本市においても、支援措置に関連して被告となる行政訴訟に発展していることが先日の厚生常任委員会においても明らかになりました。本市は全国平均に比べ離婚率が高く、このような問題への対応が増える可能性があります。

初めに、支援措置の決定は市長名で行われますが、決定に関し事実関係の確認をどのように行うのか伺います。

虚偽のDV相談やそれに基づく支援措置の申出をした場合、本市はどのように対応するのか。また、相談者や申出者への罰則があるのか伺います。

支援措置の決定が結果的に不適切、また、事実と反する内容の申出を受理して支援措置を決定した場合の本市の対応と責任について伺います。

申出が虚偽であり、逆に申出者からDVを受けていたなどの事実が発覚した場合、支援措置を決定した本市による名誉毀損等の可能性が考えられます。その場合には支援措置を無効にすることが求められますが、本市の対応を伺います。

次に、保育所及び学校における保護者の取扱いについてであります。

いわゆる子供の親という趣旨の文言は、民法においては親権を行う者、少年法においては法律上監護教育の義務のある者及び現に監護する者、児童福祉法においては親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者とあります。一方で、教育基本法では、父母その他の保護者と表記されており、教育現場においても保護者という表現が一般的に使用されております。

では、これまで質問いたしました夫婦関係や親子関係が明確に確定していない状況で、保護者の取扱いと保育所や学校での対応はどうなるのでしょうか。例えば、親権が確定している場合は、それをもって保護者は親権者と位置づけることが考えられます。では、親権は確定しておらず、監護親と非監護親、また、別居親の関係性においてはどうでしょうか。父母には、保育所や学校での子供の様子を知る権利、参観日や行事への参加をする権利など、子供の成長を見届ける権利が当然に存在します。全国の事例では、参観日や学校行事への参加を断られることや、運動会に参加するために敷地内に入った非監護親が、監護親の警察への通報によって敷地外から見ることを強いられた事例が発生しています。

本市では、このように親権が確定していない段階での保護者の取扱いをどのように考え対応しているのか伺います。

以上、再質問を留保し、会派代表質問を終了します。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、子どもの権利及び子の福祉向上について御質問がありました。

初めに、学校や公共施設等での面会交流についてですが、面会交流の実施の考えにつきましては、実施する場所の問題をはじめ両親の協議内容の確認、子供の安全確保、職員の立合いの必要性和役割の整理など解決しなければならない多くの課題があるとともに、子供の心理面への影響などのデリケートな問題もあり、慎重に対応していく必要があると考えております。現時点において、学校や公共施設等を用いた面会交流の実施については明言できませんが、個別の事案ごとに相談者に寄り添い、関係者が連携して支援することで、子供にとって最善の利益となるようにして努めてまいります。

次に、虚偽DVによる支援措置についてですが、まずDV等支援措置の決定における事実関係の確認につきましては、市が支援措置の申出を受けた場合は、国が示す住民基本台帳事務処理要領に基づき、申出者に対し、まずは警察や本市のDV相談窓口である男女共同参画課などの相談機関へ相談することを促すことになります。申出者が男女共同参画課に相談した場合、同課では、申出者からDV被害の詳細な状況や過去の相談履歴などを聞き取るほか、物的証拠の提示を求めるなどしてできる限りの事実確認を行った上で、支援措置の必要性を判断し申出書に意見を付します。最終的に申出の受付窓口である戸籍住民課では、支援措置の決定に当たり申出書に記載された相談機関からの意見について、必要に応じその内容を相談機関に確認した上で、申出者の住民登録情報を加害者に対し秘匿とする必要性の有無について判断をいたしております。

次に、虚偽のDV相談や支援措置の申出につきましては、仮に支援措置の決定前に申出が虚偽によるものと確認された場合は、措置しないことを決定し、その旨を申出者に通知をいたします。

また、虚偽の内容により相談した場合、支援措置の申出を受けた場合のいずれも申出者に対する罰則はありません。

次に、虚偽の申出により支援措置を決定した場合の対応につきましては、司法判断の結果の提示などにより虚偽の申出が確認され支援措置が継続している場合は、速やかに支援措置を解除することとなります。

また、その場合の市の責任につきましては、支援措置の決定は制度上、被害者とされる一方のみからの聞き取り等により、その必要性を判断しなければならないものであり、あくまでも国が示す要領に基づき行っていることから生じないものと考えております。

次に、虚偽の申出による支援措置の無効につきましては、判例などによりますと、行政処分の一つである支援措置を無効にするためには、当該措置の決定において市に重大明白な瑕疵がなければならないこととなっております。虚偽の申出により支援措置の決定を行ったとしても、市側の重大明白な瑕疵には該当しないと思われることから、支援措置を無効にすることはできないものと考えております。

次に、保育所及び学校における保護者の取扱いについてですが、親権が確定していない段階での保護者の取扱いにつきましては、親権に係る父母の協議や裁判所の審判等の状況を踏まえ、個別の事案ごとに慎重に判断していかなければならないものと考えております。したがって、対応につきましても個々の事情をお聞きした上でケース・バイ・ケースで対応することとなります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

○12番（松岩一輝議員） 再質問をします。

4点いたします。一つ目が職員の在宅勤務について。

テレワークは一部可能で実施に向けた検討はされるということだったのですが、答弁を伺っている限りは、理論上、物理的には可能であるが、積極的にそれを実施するために課題を解決していこうというような趣旨には聞こえなかったのですが、それは、今後の国におけるデジタル化の推進とかも踏まえて、市として公共施設も市役所本庁舎も含めて、いつかは建て直しをしなければいけないという状況の中で、どの程度の感覚で前に進めていくものなのか。今年、来年進めるために検討をしていくのか、今後の行政の在り方の中で検討されるべきか、その程度について伺います。

二つ目、国際交流については、相手都市との意向を確認するというのが、私が国際交流の質問をすると毎度出てくる答弁になるのですが、私は国際交流というのは、必ずしも相手都市がいなくても相手国を理解するとか相手国を知るとか、自国を情報発信するとか、様々な手法があると思いますので、私は

一例として、ウェブでのオンラインの交流を取り上げましたが、例えば、札幌市にはアメリカやロシア、韓国の領事館がございますし、そういったところとの連携だとかもできると思いますので、こういったことを考えられているのかもう一度御答弁をいただきたいと思います。

それから、大項目三つ目の子どもの権利と子の福祉向上についてです。

非常に内容が難しく、この再質問は大まかなことしか質問できないので詳細は予算特別委員会において必ず行いますけれども、その中で2点、確認します。

1 点目が、面会交流についてです。

答弁を聞き漏らした場合はそれをもう一度お聞かせいただきたいのですけれども、解決しなければならない課題が多く慎重に判断すべきで、現時点に置いていろいろと明言できないということだったのですが、この明言というのはどういったことなのか。面会交流の重要性については、昨年度は、福祉部長、今のこども未来部長ともいろいろと当事者の方との勉強会等を、実は実施をしております、重要性については市側と共有できているものと私は理解していますので、それを踏まえて、課題がたくさんあるというのは分かるけれども、その中で明言できないと答弁しなければいけなかった理由、何があって明言ができないという答弁に至ったのか、その辺りをお聞かせください。

それから、虚偽DVによる支援措置についても、これも本当にたくさん確認したいことがあるのですが、ここで一つ、二つ取り上げても話が進みませんので、代表質問の再質問においては行いません。

それから、保護者の取扱いです。

親権が確定する前の保護者の取扱いを個々の事情によって対応するというのは、それは、どこの自治体もそうしているのですけれども、それが教育委員会で行うのか、学校で行うのか、教員が行うのか、本当にどこが行うのかも問題ですし、行政として、ある種ガイドラインとまでは言いませんが、画一的なルールが一定程度存在しないと、保護者の方も、例えばですけれども、現に聞き及んでいる範囲では、兄弟がいて中学校と小学校で対応が違ふとか、そういうこともありますので、個々に対応するとおっしゃるのはもちろんなのですが、それをどの程度本市は取り組むのか、内容によっては、本市が訴えられる裁判に発展する可能性もありますので、その辺りをもう少し丁寧にお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の再質問にお答えをいたします。

まず在宅勤務のスピード感とでも言うのでしょうか、どの程度の感覚で検討していくのかというお尋ねでありましたけれども、テレワーク勤務につきましては、多様な働き方という時代の要請でもありますし、私どもが今これから進めていくDXの推進計画の中にも位置づけられておりますので、国の財政支援などの様子も見ながら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、国際交流についての御質問がありまして、これはどうも、いつも松岩議員とのやり取りの中で、議員からは、国際交流という幅広い視点で御質問をいただいているのですけれども、答弁はどちらかというと姉妹都市に限定された答弁になっているという部分については、改めて私どもとしても考え直さなければいけないというふうに思っております。御指摘のとおり札幌市には領事館あるいは領事事務所が数多く、今、御指摘がありましたようにロシアや韓国のもありますので、こういった形で幅広くウェブを使った国際交流ができるかということについては、やはり国際観光都市を目指す小樽市にとりまして、人材育成というの、小学生の時期から大変重要なことだというふうに考えておりますので、具体的に今どのようにということについては申し上げることはできませんけれども、少し幅広い観点で

考えていきたいというふうに思っておりますので御理解をいただければというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（小野寺正裕） 松岩議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、面会交流と親権者の取扱いの2点についてお答えさせていただきます。

まず面会交流について、解決しなければならない課題が多く明言できないということはどういうことなのかというようなお話でしたが、まずこの明言できないというのは、その時期、あるいは内容、実施等も含めて、もろもろを含めて明言ができないということです。前回に比べて何があったのかというお話でしたけれども、私どもは、庁内の関係者の中でこの件についての勉強会を開催いたしました。以前、議員から質問があったときは、我々この件についてほとんど情報を持ち合わせていませんでしたので、内容について全く理解ができない部分もあるということで他都市の情報とかをいただいて、その上で検討していくことになるということで明言できないというお話でした。

先ほどデリケートな問題もあると言いましたけれども、今回は、そういった勉強会をする中で、実際にどれだけの問題があるかというのをある程度、見えてきた部分がございます。そういった中で実施の困難さというのを改めて感じたことも含めての同じような表現でございますけれども、中身としては、その課題の大きさという部分を認識した上での明言ができないというお答えになった次第でございます。

それと、親権者の取扱いについてということですが、どこが判断するのかということですが、学校の例も出されておりましたけれども、これは学校と保育所にとっても同じことなのかというふうに思っています。実際、私どもは子供を預かるときに、まず最優先で考えることは、子供の安全です。それで、その子供が本当に安全な状態で施設で過ごせるのかということを考えますので、その施設によって個々に判断をすることになります。そうすると、先ほどは中学校と小学校の例がございましたけれども、兄弟によって取扱いが違う。それは、家庭についての情報がそこそこで違うことがございますので、本来であれば一緒の取扱いがいいのかも分かりませんが、例えば長く小学校で御両親の状況を見てきた小学校と、中学校に上がって全く親の情報がいないような状況で同じ取扱いができるかとなると、やはり施設としては難しい。これは、保育所でもそうなのですけれども、やはり一定最悪のことを想定した上で対応をするということを考えたときに、やはり安全を確保できるという保証がない中で、取扱いについては、そこそこの判断になりますと差異が出てくるのもやむを得ないのかというふうに考えているところです。

○議長（鈴木喜明） 松岩議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時45分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して質問します。

1 項目め新型コロナウイルス感染症に関して伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、全国的には少ない水準が続いています。しかし、北海道内で

は、先月には旭川市でクラスターが発生し、最近は新たな変異株も確認されました。冬は空気が乾燥するため飛沫感染しやすく、今後も注意が必要です。ワクチンを接種しても接種から半年ほどたつと抗体が減少することから専門家の間でも第6波が来る可能性を指摘しています。

昨年は、全国で10月までは3桁だった感染者数が急増し、年明けには7,000人を超える巨大な第3波につながった教訓からも、第6波に向けて備えが求められます。岸田首相は、11月12日に第6波の対策として、症状がある場合や感染者の濃厚接触者で医師や保健所が必要と判断した場合以外でも、今後は無料検査の対象を広げるとしています。政府は、予約不要のPCR検査などを示していますが、具体的にどのようなことを行おうとしているのでしょうか。感染拡大時の無料検査は、感染拡大の傾向がある場合に、都道府県の判断で無症状でも感染の不安がある人が無料で受けられるようにし、感染者の早期発見につながるとされています。政府の感染拡大傾向の無料検査は、こういった基準で行われるのですか。

また、感染拡大の傾向かどうかを判断するのは北海道になるのでしょうか。

そして、道の判断によっては、広島県のように予約を行えば道内全地域の住民または勤務の方、やむを得ない事情により道外から道内に来られている方の検査が受けられるようになるのですか。

経済社会活動を再開しながら、命を守るためにはワクチンと一体で大規模検査、医療、保健所への支援と補償が必要です。これから年末年始など人の流れが活発になることが予想されるときに検査を受けるにも、感染拡大が広がれば検査を行うという曖昧な表現や検査対象も条件付きでは、安心して検査を行うことができません。市長は、こうした政府の対応についてどうお考えでしょうか。

また、小樽市民の命は、小樽市が守るという立場で大規模検査を行う必要があるのではないのでしょうか。

3回目のワクチン接種についてです。

接種スケジュールは、厚生労働省はこれまで2回目終了から原則8か月以上としつつ、例外的には6か月に短縮することを認める方針を全国の自治体に伝えています。本市は、原則的には8か月以上とスケジュールを進めるという報告でしたが、これから第6波が来る可能性があるので前倒して接種準備をする必要もあると考えますが、いかがですか。

今年6月には、ワクチン配分量の通知が国から予定どおりに届かず、ワクチン供給が不透明な状況になりコールセンターとインターネット予約サイトでの新規予約受付を一時停止し、市民が予約できない事態となり、医療機関も混乱が起きました。そのほかにも接種日の初日は電話が繋がらないなどの事態も起きました。前回のような混乱などを避けるために、ワクチンスケジュールなども含めて工夫が必要だと考えますが、どのような対応を考えているのでしょうか。接種時期によっては、転入や転出が多くなる時期にぶつかる可能性もあります。受けたい方が接種できるように、3回目接種をどこで接種ができるのかも分からない場合も相談できるようにしなければなりません。転入した方について、転入手続の際に口頭で説明するのではなく、転入手続の資料を渡す際に窓口で保健所が発行した相談連絡先を記載したものを渡すなど、柔軟な対応が必要だと考えますが、検討をお願いします。

以前、ワクチン接種に関する相談が市議団にありました。その方は長期間船に乗るため期間内にワクチンの接種ができずに困っているということでした。すぐに医療機関に問合せを行い医療機関の好意で2回目の接種もスムーズにできたと聞いています。このように期間内に接種することが、困難な市民が出てくるとも予想されます。小樽市ホームページでも、小樽掖済会病院で船員の対応をすると示されていますが、現在、船員以外の方についてもどういった対応しているのでしょうか。

ワクチン接種に当たり生活保護受給者の移送費について伺います。

厚生労働省からは、生活保護受給者の移送費についての事務連絡が出されていますが、市内の受給者には積極的に周知はされていません。そのため遠方の医療機関のみ接種枠の空きがなければ、接種を諦めて

しまうことや、受給者の生活費を費やして交通費に充てるということが考えられます。日本共産党小樽市議会議員団は、3回目接種が検討されているからこそ、移送費が支給されることを積極的に周知すること。既に接種済みの方も遡って移送費が支給されるよう先月5日に市に求めました。福祉保険部長からは、周知はしっかりしていきたい、周知内容もいろいろ考えてやっていきたいとお話がありました。周知の仕方や対象者についてもどのようなになったのかお聞かせください。

また、どこで接種をしても公共交通機関で移動した分の移送費は、支給されることでよろしいのでしょうか。2回目のワクチン接種も遡って支給されることになったのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の感染症対策において、保健所の役割は、地域住民の健康の保持、増進に向けた責務を担う市民生活に欠かせない行政窓口です。保健所がない道内の自治体では、感染に関する情報は道が一括で管理することになるため独自の情報を得ることができません。また、情報公開も道が公開している範囲のみとなります。人口が本市と変わらない北見市では、保健所が市立ではないため市内で感染者が出て市長にも情報が入らず、テレビやマスコミから市内の感染状況を知ることが報道されました。保健所を持っている本市は、都道府県知事と同じ権限を政令市市長が有する保健所機能と市町村としての業務の両方を兼ね備えており、幅広い業務に取り組むことができます。よって、感染状況も独自で把握することができ、情報公開もできるため、大きな混乱は起きず、PCR検査も市内の医療機関を含め一日最大400件までできることになりました。

今後も新たな感染対策が求められることから、本市の保健所が市立である優位性はあると考えますが、いかがですか。

道外自治体で多くの死者を出したところでは、保健所を減らしたことが原因ではないかと報道も出されています。新たな変異株などの感染対策をしていくために保健所体制の強化をすることが、求められていると思いますが、いかがですか。

今年の9月は、北海道に緊急事態宣言の継続が宣言されました。これまでも小樽市内の小・中学校は児童・生徒の健康と安全を確保するためとして、下校時間を30分早めた短縮授業を、今年は5月から2回にわたって約2か月間実施されました。子供によっては、やっと通常授業に慣れてきたと思ったら短縮授業になり、体がついていけない子や、短縮授業といっても削られたのは、ほぼ休み時間だったため、休み時間が短くてグラウンドまで遊びに行けない、友達と話す時間がないから学校に行きたくない、トイレに行くのを我慢するといった声も聞きました。休み時間などの削減によって生じた問題について、教育委員会としてはやむを得ないという考えだったのでしょうか。また、例に挙げた以外にも児童・生徒の声を聞いているのでしょうか。また短縮日課は、十分な対応をしてきたとお考えでしょうか。

子供の健康を考えるのであれば、子供が学校生活でストレスを感じさせないようにしていくことが必要です。今回の短縮日課は、子供たちにより負担をかけさせるものだったのではないかと思います。30分下校時間を早めることが感染対策に実行あるものだったかも含めて検証する必要があるのではないのでしょうか。時間短縮の感染対策ではなく、少人数学級化を加速させ、コロナ危機の下で子供をしっかり支える学校づくりが必要ではないのでしょうか。

成人式における抗原検査の実施について伺います。

11月8日に教育委員会から、2021年、2022年小樽市成人式について、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、参加を事前申込制とし、参加者には市が抗原検査キットを送り、成人式の前日もしくは当日の朝に検査を実施してもらい陰性であることを確認の上、参加をもらうという報告がありました。しかし、厚生労働省の9月27日の事務連絡では、抗原検査は無症状者の検査は確定診断と用いることは推奨されないと明記されており、抗原検査はウイルス量が少なく検出できないので感染しても結果が陰性とな

る場合があるとしています。

今年の8月には、新潟市で抗原検査をして陰性だった方が実は陽性者で、集団クラスターにつながった事例も起きました。そのときの報告書では、感染対策として合唱講師にレッスン前に必ず毎日、抗原検査を行い、ソーシャルディスタンスや、換気等などを行ってレッスンをしていたそうですが、結果的には、1人の陽性者が45人も感染を広げてしまったことが記載されています。専門家では、症状が出てからでは抗原検査では反応が出ないとしています。この講師の方は症状があったにもかかわらず、抗原検査では3回とも陰性が出て、その後にPCR検査をして陽性反応が出ています。

そこで伺いますが、こうした事例からも抗原検査は陰性証明にならないと考えますが、いかがでしょうか。抗原検査でも陽性であれば感染していることが分かりますが、陰性は100%感染していないとは言いきれません。陽性者でも抗原検査は陰性とする可能性も大きくあります。そこを考えると抗原検査を行うことが万全な対策と言えるのでしょうか。抗原検査を行うことで陰性証明とする誤ったメッセージ発信になるのではないかと心配しますが、保健所としての見解をお聞かせください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症について御質問がありました。

初めに、予約不要のPCR検査などにつきましては、国が示している新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や、次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像においては、都道府県が健康上の理由等により、ワクチン接種を受けられない者を対象とした、ワクチン・検査パッケージ等の検査を行う場合について、令和4年3月まで、予約不要、無料とできるよう国が支援を行うこととされております。

次に、政府が示す感染拡大が見られる場合の検査につきましては、国の対処方針等では、都道府県は感染が拡大傾向にある場合には、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請するとされており、国は検査費用を無料とすることができるよう支援を行うこととされております。検査対象者の範囲などについては、国と都道府県で協議されるものと考えております。

次に、国が示す検査の方針につきましては、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図るため、検査に関して感染が拡大している地域における幅広い検査の実施、学校や職場における抗原簡易キットの活用、飲食、イベント、旅行等に際してのワクチン接種歴や陰性結果の確認の推奨などの方針を示したものと認識をしております。

市といたしましては、こうした国の考え方や、今後の動向などを踏まえ引き続き検査の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、3回目接種の前倒しにつきましては、11月26日付、厚生労働省からの事務連絡において、例外的に2回目接種から8か月以上の間隔を置かずに3回目接種を実施する場合について示されており、医療機関や高齢者施設等においてクラスターが発生した場合や、同一の保健所管内の複数の医療機関等でクラスターが発生した場合に感染拡大防止を図る観点から、必要があれば都道府県及び厚生労働省と相談の上、実施することとなっております。

現在の本市の感染状況といたしましては、こうした場合には該当しないと考えておりますので、2回目接種から8か月を経過した方に接種券を送付し、順次、接種を進めてまいりたいと考えております。

次に、接種予約の混乱を避けるための対応につきましては、ワクチンの3回目接種は、2回目の接種が

完了してから8か月を経過した方を対象として、接種券がお手元に届いてから予約をしていただくこととしており、接種者の多い時期には接種券の発送を1週間ごとに行うなど小まめに発送するとともに、ワクチンが不足することのないよう在庫量を踏まえて接種券を送付していきたいと考えております。

次に、転入者への対応につきましては、現在も戸籍住民課での転入手続の際に、2回のワクチン接種を完了していない方へ、新型コロナウイルスワクチン接種対策本部の連絡先を記載したチラシを配布しており、3回目接種につきましても同様に対応をまいります。

次に、1回目の接種後3週間以上を経過した方への対応につきましては、本年12月までは、小樽協会病院と小樽掖済会病院、つだ小児科医院の3か所、来年1月以降は、小樽協会病院とつだ小児科医院の2か所で2回目の接種を継続しており、2回目の接種が1回目接種から3週間を超えた場合でも、これらの医療機関での接種が可能となっております。

次に、生活保護受給者のワクチン接種に関わる移送費の周知方法等につきましては、ケースワーカーが訪問調査等を通じて周知をいたしておりますが、改めて施設入所者や長期入院患者のみの世帯を除く全生活保護世帯を対象に、ワクチン接種に関わる移送費についての案内文書と申請書を今月中に発送することとしております。

また、ワクチン接種を受けに行くために公共交通機関を利用した場合には、接種会場を問わず移送費の支給対象となるほか、既にワクチンを2回接種した方につきましても、申請により移送費を支給いたします。

次に、本市保健所が市立であることの優位性につきましては、優位性の有無を一概に論じることはできませんが、保健所が市長部局の一つであることにより、私への報告や連絡が円滑にでき、市としての方針や意思決定を迅速に行うことができるほか、感染拡大に対応するため、多くの人員が必要となった場合に、他部局職員を一時的に保健所に配置するなどの対応が柔軟に行えるなどの利点があるものと考えております。

次に、保健所体制の強化につきましては、これまでも市内の感染状況に応じて、疫学調査や自宅療養者の健康観察などの保健所業務に支障を来すことがないように、庁内他部局の保健師や事務職などを一時的に保健所に配置して業務に従事させるほか、会計年度任用職員の採用や人材派遣会社からの保健師等の派遣により対応してきたところであります。

今後も感染拡大が生じた場合には、こうした取組を迅速に実施するとともに、必要な場合には、国や北海道に支援を要請するなどして適切に対応をまいりたいと考えております。

次に、成人式における抗原検査の実施につきましては、市が成人式の参加者に抗原検査キットを送り、式の前に自身で検査を行い、陰性であることを確認の上参加してもらうこととしております。

先月、出されました国のワクチン・検査パッケージ制度要綱によると、抗原検査は無症状者の感染者のうちウイルス量が多いものを発見することにより、場の感染リスクを下げ得るとの考えが示されており、多くの人が集まる場合の感染防止対策として一定の効果はあると考えられます。ただし、抗原検査も含め全ての検査方法において、陰性の結果であっても100%感染を否定できるものではないため、手洗い、マスクの着用、三つの密を避けるなど基本的な感染対策に取り組むことが重要であると考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症に関して御質問がございました。

まず短縮日課の対応につきましては、本市が緊急事態措置の特定措置区域に指定されたことで、各学校

において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底する必要があることから、1日の授業時間の削減等を求めた道教委の通知に基づき、市教委では児童・生徒の学びの保障をしつつ、集団で生活する時間を少しでも短縮することで感染リスクを軽減できると考え、通常より30分程度、下校時間を早めるため日課を工夫するよう各学校へ通知しております。

各学校からは、児童・生徒が休み時間に思い切り体を動かすことができなかったことや、放課後の活動ができなかったことなどの声を聞いておりますが、市教委といたしましては、児童・生徒の安全を守ることが何よりも大切でありますので、校内における感染拡大の未然防止のため、当時の感染状況を踏まえる必要な措置であったと考えております。

次に、下校時刻を早めたことの検証につきましては、所要の措置を講じた期間において児童・生徒に影響を与えたことは事実でございますが、校内に児童・生徒がとどまる時間を減らすことにより、学校での感染が抑えられていたため、一定の効果があったものと考えております。

次に、コロナ禍において、少人数学級化を加速させるべきとのことにつきましては、市教委といたしましては、少人数学級の拡大を図ることは感染症対策にも一定の効果があるというふうに考えておりますが、本市の財政状況を踏まえすと市独自の実施は困難でございますので、まずは、国が示す学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルなど感染症対策を徹底し、子供たちの安全・安心を確保していくことが大切であると考えております。いずれにいたしましても、少人数学級のさらなる拡大につきましては、引き続き北海道都市教育委員会連絡協議会などを通じ、国や道に強く要請してまいりたいと考えております。

次に、成人式における抗原検査が陰性証明になり得るかににつきましては、11月に内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部から示されたワクチン・検査パッケージ制度要綱では、無症状者に対する抗原検査は、確定診断としての使用は推奨されないが、無症状者のうちウイルス量が多い者を発見することにより感染リスクを下げ得るとの考え方が示されております。そのため、参加者自身が自宅で行う抗原検査は、陰性の確定診断に代わるものではないものの感染リスクを下げる効果は期待できると考えております。

次に、抗原検査が万全な対策と言えるのかにつきましては、成人式の開催に当たっては、基本的な感染防止対策や、式典前後の会食自粛などの注意喚起、参加者の把握、所要時間の短縮、来賓も含めた参加者数の抑制などに加え、感染対策をより徹底するため抗原検査を実施することとしたものです。

これにより新成人には、感染対策への自覚を促すとともに、無症状者の感染者のうちウイルス量が多いものを発見し医療機関の受診につなげることができるほか、陰性判定であっても、感染を否定するものではなく、体調管理に留意し感染リスクを伴う行動は控えるよう周知することとしておりますので、教育委員会といたしましては、一生に一度の成人式を安全に開催できるよう、可能な限りの対策を講じているものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）

○19番（高野さくら議員） 2項目め、市民生活に関して。

保育士の確保と処遇改善について伺います。

小樽市の11月1日現在の保育所等入所待ち児童数は39名となっており、入所待ち児童の解消には保育士確保は急務です。これまでも日本共産党は度々この問題に関して質問してきました。前回の予算特別委員会では、毎月のように希望する保育所などに入ることができない入所待ち児童は30人ほど出ていることを

取り上げ、保育士を確保するためにも、他都市のように直接支援の必要性を訴えてきました。

政府は先月、経済対策として、保育士の収入を約9,000円ほど引き上げることを決めました。この引上げで保育所への就職希望者が増える効果を期待されていますが、2020年の賃金構造基本統計調査によると、保育士の平均月収は全産業平均よりも6万円以上少ないことから、十分な引上げとは言えません。国に対して、より賃金の引上げを求める必要があるのではないのでしょうか。

前回の予算特別委員会で、市として保育士不足解消に向けたこれまでの取組では、子育て支援員研修などを行っているかと答弁がありました。今後の取組では他都市の事例も研究しながら考えてはいきたいということでした。第2回小樽市子ども・子育て会議の中で他都市の保育士確保策を紹介されたと聞いています。どのような保育士確保策を行うのでしょうか。子育て支援員を増やすような間接的な対策ではなく、直接的な一時金支給や処遇改善手当支給、奨学金返還支援など、来年度行うということではよろしいのでしょうか。

暖房費緊急支援事業についてです。

ガソリンや灯油の価格が高騰しています。小樽市の生活必需品調査によれば、昨年11月のホームタンク1リットル当たりの平均灯油価格は約77円でしたが、今年11月は約108円と前年比と比べても高くなっています。灯油が高騰していることで、タンクに満タンに入れることができなかったなど、市民生活に大きな影響が起きています。

日本共産党小樽市議会議員団は11月5日に、2008年に実施した福祉灯油制度の実施を小樽市に申し入れてきました。19日には、市から暖房費緊急支援事業として、市民税非課税世帯の75歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、独り親世帯など約1万2,000世帯に8,000円実施すると報告がありました。迅速に対応していただき敬意を表します。

しかし、独り親では、児童扶養手当の全部支給を受けている方が対象となっているので一部支給の方は対象になりません。児童扶養手当一部支給の受給者の非課税世帯も対象にする必要があるのではないのでしょうか。石狩市では、従来の対象世帯に加えて、独り親世帯や生活保護世帯にも拡充を決めています。本市としても、生活保護利用者の寒冷地手当が増額されるわけではないので、安心して冬を迎えるためにも生活保護利用者も対象にする必要があるのではないのでしょうか。

先日、市議団に90歳代の母親と75歳未満の障害がある2人暮らしの方から、非課税世帯で障害を持っている方も暖房費緊急支援事業の対象になるのですかと問合せがありました。その方は、松葉づえも使いながら買物に行くそうですが、雪が降ると外出が困難になるためタクシーを利用することが多くなり、灯油のやりくりも大変だと話しておりました。

市の対象者は、75歳以上の高齢者世帯や障害者世帯となっており、問合せがあった方は対象外となってしまいます。非課税の75歳以上の方と、障害のある方で構成されている世帯などは柔軟に対応する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議案第13号公の施設の指定管理者の指定について。

小樽市いなきた児童館、とみおか児童館及び塩谷児童センターの指定管理者として、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定する報告がありました。子供たちが利用する施設の管理を営利目的の企業になぜ公募で決めたのでしょうか。

待遇面でも心配です。現在の指定管理者である社会福祉協議会では、保育士や教員免許など有資格者を雇用しています。今回の指定管理者の変更で雇用者の待遇の低下にならないのかお答えください。

塩谷児童センターは、センターまつりやおばけ屋敷、なわとび検定、とびばこ検定、ギネスに挑戦、にんじゃクラブなど独自事業を様々しています。こうした行事もしっかり継続されるのでしょうか。

また、事業を行う場合はどのように確認されるのでしょうか。

心配されるのが塩谷児童センターでは、放課後児童クラブも行っています。放課後児童クラブも指定管理者が行うということでしょうか。市内の放課後児童クラブを民間企業に広げていくおつもりなのでしょうか。本来は市が直接運営、管理を行うべきですが、少なくとも営利目的にしない法人が求められます。営利目的の民間では、人件費削減目的で非正規・短期雇用の不安定なスタッフとなる心配もあるので、選定理由に効率を求めているのは問題です。

ロードヒーティングについて伺います。

今冬は、経費削減のためとして市内に設置してある232か所のロードヒーティングの中で、部分停止の試行を15か所増やし34か所に拡大するとしています。近年のスタッドレスタイヤの性能が向上していることも考慮し、安全が保たれる範囲で部分的な停止を行うということでしたが、生活道路として利用している市民にとっては、安全面での心配の声を聞いています。市民の安全性が確保できないと意見などが出た場合は稼働するというところでよろしいのでしょうか。

昨冬も交通の安全が確保できると判断して19か所が試験的に部分停止をされましたが、事前に地域の意見等を聞かず、ホームページの掲載を見た市民から要望や心配等の声が寄せられた経過がありました。今回の停止箇所では、小・中学校や銭函保育所付近が入っています。銭函保育所近くの一部停止は通学する道路も含まれており、毎年のように市民から除雪や排雪依頼もあるということです。保育所や学校が目の前にあるところについては、対象にするべきではないと考えますが見解をお願いします。

昨年は、小・中学校で部分停止をする場合には、小・中学校にお知らせを行っておらず、市民から問合せなどもあり、再稼働させた経過がありますが、保育所や学校の施設側だけではなく保護者にも周知されているのでしょうか。経費削減としても過去に危険な状況があったからこそロードヒーティングの設置をしている経過があるわけです。約300万円の削減で市民の安全が保障されないような削減は許されません。安全性が確保されていない場合は部分停止をやめるべきです。見解を求めます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、市民生活に関して御質問がありました。

初めに、保育士の確保と処遇改善についてですが、まず国に対して賃金の引上げを求めることにつきましては、このたび行われる9,000円の賃金引上げにより、一定程度処遇は改善されることにはなりますが、全産業の平均月収と比較いたしますと、まだ格差があるものと認識をしております。このことから処遇改善については、これまでも北海道市長会を通じて国に要請しているところではありますが、引き続き要請をしてまいりたいと考えております。

次に、保育士確保策の内容と実施につきましては、他都市で行われている確保策について、市内の民間保育施設や勤務されている保育士に行ったアンケートの結果や、子ども・子育て会議での意見を基に、本市で実施した場合の効果や課題などを整理しているところでありますが、来年度の実施については、他の子育て支援施策や財政面なども考慮して、総合的に判断をしてまいりたいと考えております。

次に、暖房費緊急支援事業につきましては、まず児童扶養手当一部支給の受給者の非課税世帯や生活保護受給世帯も対象にすることにつきましては、この事業は原油価格の高騰が続いていることから冬の生活に欠かせない暖房費について、いち早く支援をするため、対象者を平成20年度に実施をした福祉灯油と同様にしたことにより、非課税世帯であっても児童扶養手当一部支給の受給者世帯や生活保護受給世帯は対象とならなかったものであります。

次に、非課税の75歳以上の方と、障害のある方で構成される世帯などへの対応につきましては、事業の実施に当たっては、対象世帯の要件を設定する必要があります。今回は、平成20年度に実施した福祉灯油と同様の設定をいたしましたので、御質問にあったような要件に該当しない事例には対応することはできません。

次に、議案第13号公の施設の指定管理者の指定についてですが、まず児童館の指定管理者候補者として公募により民間事業者を選定したことにつきましては、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例において、指定管理者の選定は公募による申請を原則としております。

今回、応募条件を満たした事業者から申請があり、公の施設指定管理者選考委員会において、経営状況や施設管理に必要な人材配置、事業計画の内容、管理実績などの各種評価項目について、総合的な審査を行った結果、最高得点者であった当該事業者を指定管理者候補者としたものであります。

次に、指定管理者の変更に伴う雇用者の待遇につきましては、事業者から提出された事業計画書の中で、保育士や教員免許などの有資格者や、経験者の待遇について配慮された提案があったことから、待遇の低下にはならないものと考えております。

次に、塩谷児童センターの独自事業につきましては、事業者から提出されている事業計画書において、現在実施している事業は継続することが明記されておりますので、こうした事業は継続されるものと考えております。

また、事業の確認については、毎月提出される利用状況報告書や児童館だよりなどにより行うこととなります。

次に、塩谷児童センターで行う放課後児童クラブにつきましては、塩谷児童センターの指定管理の公募において、放課後児童クラブ運営業務の委託を条件としていることから、新しい指定管理者に委託することになります。

次に、今後の放課後児童クラブの在り方につきましては、業務内容の整理や委託した場合の費用対効果などについて十分に検証を行い、さらなる効率的な運営方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、ロードヒーティングについてですが、まず部分停止の試行箇所の再稼働につきましては、現在試行しているロードヒーティングの部分停止箇所は、砂散布などの代替対応を行い、パトロールなどでその安全性を確認しております。しかしながら、シーズン中に刻々と変化する気象状況などで、市民の皆さんからの情報を受けて現地を確認した結果、安全性が確保できないと判断した際には、再稼働する必要があると考えております。

次に、保育所や小・中学校周辺の部分停止の試行につきましては、基本的に対象外としておりますが、部分停止の選定においては、道路勾配や形状など総合的な観点から判断をしているものであります。

御指摘のありました銭函保育所前の市道銭函道営住宅横通線については、道路勾配が緩やかな箇所の部分停止であることから、部分停止を行っても交通の安全が保たれると判断をしたものであります。

次に、部分停止の保護者への周知につきましては、今回、近接する保育所や小・中学校に周知をしたほか、11月に開催をした除雪懇談会での説明やホームページで試行箇所を掲載したところであります。また、現地には注意喚起の看板を設置し、周知を図ったものでありますが、保育所などの保護者への周知は行っておりません。

次に、部分停止の安全性確保につきましては、先ほども申し上げましたとおり、安全性が確保できないと判断した際には、再稼働する必要があると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）

○19番（高野さくら議員） 3項目め、交通問題についてです。

地域公共交通についてです。

現在、本市の地域公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーによる交通手段で構成されています。通勤、通学、通院、買物といった市民生活に関連した移動を支える役割があり、本市の高齢化の進行に伴い、地域公共交通が担う役割はますます重要です。市民の身近な足を確保するためにも、小樽市内どこに居住しても快適に移動できる取組や対応が求められるところです。

しかし、現状は、通勤や通学、買物などに不便を感じている市民が多く存在します。2018年に行った、地域公共交通に関するアンケート調査では、市内路線バスの運行経路やバス乗降車位置に対しては、バス利用者の約9割が満足なのに対して、運行時間帯、運行頻度、運行間隔に対しては約5割が不満に感じています。アンケート後も、中央バスの減便が続いており、10月27日に市から出された資料では、12月1日から、夏と比べて73便も減り943便となっています。バス停でダイヤ改正を見た市民から驚きの声が上がっています。昨年の4月は1,174便あったのが、231便も減便になっています。バス利用者は、バスの中が密となっており新型コロナウイルス感染の不安も聞いています。市長は、バスの便数が減っていることで不便になっていることや、市民生活への影響についてどうお考えですか。

小樽市地域公共交通網形成計画に基づいて、市内のバス路線の収支不足は運賃値上げによる市民負担、公的補助、事業者の企業努力の三つの柱で解消することが小樽市地域公共交通活性化協議会の中でも決定され、今年の第1回定例会の予算では、バス路線の維持と確保のために市として約1億円の補助金を計上されています。これまでダイヤ改正時には事前協議がされていないとのことでしたが、今回も協議がなかったのでしょうか。もし、協議なく行われているとすれば、その理由についてもお聞かせください。

減便となれば、バス利用者も利用しづらくなり、利用者も減少し、バス路線の維持が困難となり、路線廃止もあるのではないかと心配です。市として、今の状況をどのように考えているのでしょうか。このまま市内バス路線のさらなる減便をしても収支改善が図られなければ、バス路線も維持できず、安心・快適な暮らしを持続することができません。

第7次小樽市総合計画で、市が目指している、交通ネットワークで結ばれたまちづくりの推進もできないと考えますが、いかがですか。

利用促進を図るために、市としてこれまでどのようなことを取り組んできたのでしょうか。また、これからどのようなことを市とバス事業者で取り組んでいくのでしょうか。地域公共交通の確保には、利便性の確保や、定時性の確保をはじめとした運行内容の改善や、交通結節点における乗り継ぎ機能の強化などが必要と考えます。赤字だから減便するという状況では悪循環です。抜本的に変えていく必要があるのではないのでしょうか。そして、協議会の議論をより深めていくことが必要ではないのでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、交通問題について御質問がありました。

初めに、バスの減便による市民生活への影響等につきましては、このたびの減便は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市内路線バスの収支が急激に悪化したため、実施したものと認識をしており、通勤・通学をはじめとする様々な市民生活に影響を及ぼすこととなりますが、現在のバス路線網を存続させるためには、やむを得ない対応と考えております。

次に、ダイヤ改正についての事前協議につきましては、このたびのバスの減便は、バス事業者が事前に市と協議を行い決定したものであります。

次に、バス路線網の維持が困難となることによる第7次小樽市総合計画で目指すまちづくりへの影響につきましては、将来のまちづくりにおいて、交通ネットワークは重要な役割を果たすことから、引き続きバス事業者とともに市内バス路線の維持に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市とバス事業者の利用促進の取組につきましては、市とバス事業者では、これまでにバスロケーションシステムの導入や、バスマップの作成と配布、広報おたるによる啓発などを実施してまいりましたが、今後のつきましても、小樽市地域公共交通網形成計画に沿って利用促進策を実施してまいります。具体的な内容につきましては、小樽市地域公共交通活性化協議会とも協議を行い、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、運行内容の抜本的な改善と協議会の議論につきましては、現在は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下にあり、現段階では改善策も限られると考えておりますが、今後につきましては、利用者の回復状況を注視しながら、これからの方向性について、協議会において議論すべきと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○ 議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）

○19番（高野さくら議員） 4項目め、経済関係についてです。

初めに、公設青果地方卸売市場について伺います。

先日、経営不振が続いていることから、事業継続は困難ということで、来年の2月末で公設青果地方卸売市場卸売業者が営業停止をすると市から説明がありました。年内までには、市場関係者と意見交換や関係機関との協議を基に公設青果地方卸売市場の存廃を含め、一定の方向性を検討したいということでした。いつまでに方向性のめどを立てるのでしょうか。

農林水産省の卸売市場をめぐる情勢資料を見ると、2008年は卸売業者数が1,416、市場数が1,207となっていたのが、2019年には卸売業者数が1,198、市場数が1,009と地方卸売市場の市場数及び卸売業者数は、減少している状況があります。

しかし、卸売市場は野菜、果物など、日々の食卓に欠かすことのできない生鮮食料品等を市民に円滑かつ安定的に供給するための基本的なインフラとして、卸売業者が全国各地から集荷した多種・大量の物品を効率的かつ、継続的に、仲卸業者や小売業者に卸売し、また需給を反映した公正で透明性の高い価格形成など、重要な機能や役割があります。

樽一小樽中央青果株式会社は、公設青果地方卸売市場唯一の卸売業者となっていたので、今回の営業停止は市内の農業者、仲卸業者や小売業者はもちろんですが、市民にも大きな影響があると考えますが、市長はどのように考えていますか。

新たな卸売業者がすぐ見つかりたいのですが、あと3か月と期間も短い中で募集をしても決まるか心配するところです。また、廃止となれば、地域の青果店がなくなってしまう心配や、市場で安定的に青果物が購入できないなど問題も起きることが予想されます。それを阻止するために、何としても公設青果地方卸売市場を存続していく立場で協議を進めることが必要だと考えますが、市として今後の対応は、どのように考えているのでしょうか。

次に、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発について伺います。

第3号ふ頭及び周辺再開発は、おたる潮まつりの会場として定着していることや、JR小樽駅前から正面に位置し、利便性もよく、小樽運河をはじめとする多くの観光資源や商業施設が徒歩圏内にあることなどから、この区域に市民や観光客の関心と呼ぶ魅力的な機能を導入することで、人の流れが発生し、中心市街地の活性化に期待ができるのではないかとのこと、整備や再開発の計画が進められています。

しかし、振り返ってみれば、市は、小樽港港湾計画において1991年にJR小樽築港駅周辺地区の土地利用の見直しを行い、その後、ウォーターフロント開発に民間活力を導入する計画を立て、1999年には、当時、日本最大級の大型商業施設マイカル小樽が開業しました。最低でも1,000万人の集客があると、年間900万人の目標を立てていましたが、客が減少し、数年で破綻することになり、既存の商店街にも大きな影響が出ました。このような過去の反省を踏まえて、新たな開発で市民負担を残す大型再開発はやめるべきと考えますが、いかがですか。

第3号ふ頭基部に小樽観光振興公社が建設予定の4階建ての新たな観光商業施設を小樽市は代表施設として、国土交通省港湾局長が登録している、みなとオアシスの登録を目指しています。みなとオアシスは、地域住民の交流や、観光振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、地域住民の交流や、観光振興に資する施設であることや、住民参加による地域振興の取組が行われることが登録要件を満たす条件となっています。

港を活用する点では理解しますが、市長は、みなとオアシスを登録することで、小樽がより魅力あるまちになるとお考えでしょうか。再開発を進めるのではなく、港湾の役割である物流を発展させることに力を入れることが今、必要ではないでしょうか。

直轄事業による泊地しゅんせつは完了しているとのことですが、埠頭基部の市施工の整備スケジュールと進捗状況は現在どうなっていますか。

今年3月に報告された事業費と財源内訳の見込みでは、埠頭内の岸壁・泊地が約59億円、そのうち市費が約18億円、旅客船ターミナル・駐車場が約3億9,000万円のうち、市費が約2億6,000万円、埠頭基部の緑地や、船だまりなどは約9億5,000万円のうち、市費が約5億4,000万円となっていました。

現在、埠頭内の大型バス駐車場が当初の予定よりも遅れているとのことですが、予定されていた施工の全体の事業費が増えることになるのではないかと危惧しますが、その点はいかがでしょう。

観光商業施設は、第3号ふ頭基部のおたるマリン広場の一部に建設し、市民も利用できる多目的ルームやコインロッカー、カフェ、売店、駐車場などを検討されており、管理運営は、小樽観光振興公社が行うことになっています。現在、観光振興公社は、小樽港の観光船運航や、第3号ふ頭基部の観光駐車場を運営していますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、観光客の激減や、悪天候による観光船の欠航などの影響で、2020年決算は1億円以上の累積赤字を抱えています。

建設される観光商業施設の事業に伴って、赤字を解消し、黒字にしていく見込みとのことですが、現在赤字という状況の中でどうやって黒字にしていくおつもりなのでしょう。黒字になればなるほど、既存商業施設に影響が出て民業を圧迫し、赤字になれば市民負担になりかねません。こうした矛盾にどう対応するのでしょうか。観光商業施設を建設することが、なぜ、公社の収入増となるのでしょうか。根拠をお知らせください。

産業港湾部が示した施設配置計画では、駐車場台数を増やす計画としていましたが、建設部が行っている駐車場調査では、足りないとの報告はありませんでした。新たな整備をしてまで駐車場台数を増やすことが必要なのでしょうか。

また、第3倉庫の活用方法の詳細が明確になっていないので、進められないと考えます。改めて、市

長には、第3号ふ頭基部の観光商業施設の建設については白紙撤回を求めますが、見解を求めます。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、経済関係について御質問がありました。

初めに、公設青果地方卸売市場についてですが、まず、いつまでに方向性のめどを立てるのかにつきましては、現在、卸売業者と取引のある仲卸業者や小売業者の各組合、農業生産者や農業団体との意見交換や協議を続けているところであり、年内には公設青果地方卸売市場の存廃を含め、一定の方向性を見いだしたいと考えております。

次に、卸売業者の営業停止による影響につきましては、卸売業者の営業停止により、これまで卸売業者と取引のあった農業生産者などにとっては、新たな納入先を仲卸業者や卸売業者から一部商品を仕入れた小売業者にとっては、他の仕入れ先を見つける必要が生じるものと考えております。

また、主に地域の小売店で購入をしている市民の皆さんにとっても、少なからず影響が出る可能性があるものと考えております。

次に、本市としての今後の対応につきましては、先ほども御答弁したとおり、市場関係者や団体との意見交換や協議を続けているところであり、年内には方向性を見いだしたいと考えております。

本市といたしましては、青果物の流通量の確保と適切な価格による安定供給ができる体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発についてですが、まずこの再開発事業の必要性につきましては、この事業は今回の改訂で港湾計画に位置づけている方針の一つである、「観光・交流の基盤強化」の事業として、大型クルーズ船対応のための環境整備や、にぎわい空間の創出などを目的としております。事業の効果としては、さらなるクルーズ船の寄港増加や、小樽観光の課題である滞在型観光の促進につながるものであり、地域活性化にとって重要な事業の一つであることから、やめる理由はないものと考えております。

次に、みなとオアシスの登録につきましては、この地域の再開発事業では、イベントが開催できる親水性の高い緑地や、海上観光を担う観光船発着場の整備などにより、港観光の拠点として、魅力ある港湾空間の創出を目指しております。この魅力ある港湾空間を、みなとオアシスへ登録することを契機に情報発信を強化し、小樽港の知名度を向上させることは、クルーズ船の寄港増につながるのと同時に、官民で連携した多彩なイベントを開催することにより、多くの来訪者でにぎわう魅力ある空間になるものと考えております。

次に、小樽港における物流関連への取組につきましては、ハード面では、近年、上屋の新築、引き船の新造、多目的荷役機械の延命化対策などを実施しており、今後も港湾利用者のニーズや施設の老朽化の状況を踏まえながら、物流基盤の強化を進めていくとともに、ソフト面においても、昨年、小樽港貿易振興協議会に設置をした四つの専門部会での検討を進め、貨物量の拡大に向けた取組を進めております。今後とも物流と交流の両面の取組を通じて、小樽港の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、第3号ふ頭基部における整備スケジュールと進捗状況につきましては、今年度は緑地の実施設計を進めており、令和4年度からは緑地の工事に着手するとともに、小型船だまり、臨港道路、観光船ターミナル等の整備を順次進め、おおむね令和6年度から7年度での完成を目指しております。

次に、大型バス駐車場の整備の遅れによる全体事業費への影響につきましては、大型バス駐車場の整

備は、国直轄事業で実施している岸壁改良との工程調整により、3か月程度の遅れが生じているものの、他の事業の進捗や全体事業費に影響を与えるものではないと考えております。

なお、今後の資材費や燃料費の高騰などが懸念されますが、事業の推進に当たりましては、引き続き効果的、かつ効率的な執行に努めてまいります。

次に、マリノ広場に建設予定の観光商業施設の既存商業店舗への影響につきましては、1階の物販施設は、現在の観光物産プラザにおける物販機能を拡充し、移転するものであります。隣接地に大型駐車場が整備されるとともに、第3号ふ頭及び周辺再開発が進むことにより、クルーズ船寄港数の増加が見込まれることや、緑地でのイベント等による集客が期待できることから、既存店舗とは競合せず、相乗効果により、需要が喚起されるものと考えております。公社の事業計画においては、観光商業施設と観光駐車場を一体的に管理運営することで、家賃や駐車料金の収入増につながり、収支の均衡が図られていると考えております。

今後とも公社に対しては、新たな市の財政負担が生じないよう、適切な関与を行ってまいりたいと考えております。

次に、新たな整備をしてまで駐車台数を増やすことが必要なのかにつきましては、第3号ふ頭基部にある現在の観光駐車場は、繁忙期には満車となり、駐車待ちが発生することが多く、臨時でマリノ広場を駐車場として利用するなど不足が生じている状況であります。

一方、第3号ふ頭及び周辺再開発が進むことにより、新たな観光商業施設が建設されることや、観光船の集約、緑地でのイベント等の実施により、このエリアへの来訪者の増加が見込まれることに加え、近隣ホテルからも利用の要望があり、今後、新たな需要が見込まれることから、駐車場を拡充する必要があるものと考えております。

次に、観光商業施設の建設について白紙撤回を求めることにつきましては、これまでこの施設の建設に関しましては、第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議などで十分な議論を重ねてきたと認識しております。

附帯施設を含めた全体計画としては、まだ議論の余地はあると考えますが、観光インフォメーション機能を有した観光商業施設の建設は、小樽観光の課題である滞在時間の延長などにもつながるもので、建設を取りやめる必要はないものと考えております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○ 議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

○ 19番（高野さくら議員） それでは、何点か再質問をしたいと思います。

まず新型コロナウイルス感染症に関して伺いたいと思います。

まず検査の部分、北海道に政府が言っているものです。無料検査の、北海道判断になるのですかというような話があって、それで答弁では、具体的なのは国と道で決めていくというような答弁だったのかと思うのですが、そうであっても、やはり第6波の備えとしては、東京都などでも第6波の備えとして感染拡大傾向が見られた場合は、知事判断で不安を感じている人に検査費を無料にするということも報道されていますから、本市として、道に対してしっかり検査を受けられるように求めることも必要なのではないかと思いますので、その点を伺いたいと思います。

あと、第6波が来る可能性があるので前倒しで接種準備をする必要があるのではないかというお話を伺いました。それで答弁では、一応8か月たっている方で順次やっていくという答弁だったと思うのです。

しかし、国でも今回のオミクロン株とか、感染拡大を受けて3回目の接種を前倒しで進めるような考

えも示していますし、感染状況によっては、やはり前倒しの場合の準備をしっかりとしていかなければならないのではないかと思います。なので、その点も伺いたいと思います。

あと、生活保護受給者のワクチン接種を受ける際に支給される移送費の部分についてです。

周知をしっかりとしていくというお話がありました。少し確認ですけれども、受診する医療機関については、原則近いところというか、居住地に比較的至近距離に所在する医療機関に限られているとなってますが、例えば、遠方の医療機関でなければ、希望される日にワクチン接種ができないといった場合も、移送費の支給はされるということでよろしいのか、その点についてお願いします。

あと、教育委員会にですけれども、30分下校時間を早めたことです。短縮授業は、子供にとってもやむを得なかったのではないかとのお話だったと思うのですけれども、先ほど質問したように、本当に子供に負担がかかった状況が、やはりあったのです。それで、子供によってはバスで通学している方もいるので、30分早いことで早めにバスに乗らなければいけないなどもありますし、そのほかには、本当に非常に困ったという声が多かったのは、給食時間も短くて、もう早く食べなければいけないという状況も大変だったというお話も聞きました。

やはり、なるべく密を避けるというのは確かにあるのかもしれないのですけれども、子供や保護者にも影響が出る問題もあるので、今後は児童・生徒、保護者の声も聞いて、何が感染対策につながるのかについてもしっかりと考えて、やっていくべきだと思います。その点について、答弁をお願いします。

あと、成人式の抗原検査についてですが、陽性者でもウイルスの量が少なかったら出ないということですが、でも、その対策をするには抗原検査を行ったのだというようなことだったのですけれども、やはり心配されるのは、幾ら成人式で対策をやっても、その後がすごく心配されるのです。やはり久しぶりに友人や知人に会って、それでPCR検査では陽性なのに、抗原検査では陰性だったということで、自分は陰性だから大丈夫だということで、その後に交流会などを開いて感染が広がってしまうようなことが、やはり心配されるわけなのです。だからこそ、抗原検査が万能ではないというか、成人式後のこともしっかりと考えた対策が必要だと思うのです。だからこそ万全な対策と言えるのでしょうかと私が質問でも聞いているように、その辺も含めて、しっかりとやっていくということなのか、その点を伺います。

あと、保育士の確保と処遇改善についてお聞きしました。それで、この子ども・子育て会議の中で資料も出されていて、他都市の状況もこうなっていますよということがやはり出されているわけです。それをやはり見た方は、少なからず小樽市でも実施していくのだと思っていらっしゃるわけです。この間も、ずっと日本共産党としても保育士の確保について取り上げてきました。

市長の答弁では、来年度いろいろ考えながら判断していきたいようなことだったのですけれども、判断している時期は、もう過ぎていると思うのです。すぐに、しっかり決断してやらなければいけないと思いますので、再答弁をお願いします。

あと、暖房費緊急支援事業についてです。

私は、児童扶養手当の一部支給受給者の世帯や、生活保護世帯などを対象にできないのかと質問をしましたら、対応できないというような答弁でした。しかし、今、旭川市とか、他都市もいろいろ、今までやっていなかった自治体もやってきています。その中で、例えば旭川市では、非課税独り親世帯などに対して1世帯1万円として、生活保護の方は冬季加算などに含まれることから支給額は5,000円としてというふうにやったり、ほかの自治体も灯油券を配布したりとか、いろいろしています。できませんということではなくて、ほかの自治体も参考にして、今回対象にならなかった方に対しても支援の拡充をしていただけるように、ぜひお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

あと、議案第13号についてです。

塩谷児童センターは、すごく行事をされています。毎月半分ぐらい行事をされているのです。私も非常にびっくりしたのですけれども、毎回同じ行事ではなくて、子供たちの意見などを聞きながら、毎回本当に考えながらされています。答弁では、事業計画は継続されるのだと、継続されるから心配は要らないですよという答弁だったのかと思うのですけれども、どこまで継続されるのかが、やはりすごく心配なのです。ここまでは今までやっているけれども、これ以上できないと言われてたら困るわけなのです。だからこそ、しっかりこれまでどおり事業をやっていくのか、その辺はどうなのか、答弁いただきます。

あと、ロードヒーティングについては、保育所や学校の施設側だけではなく、保護者にも周知という話をしたのですけれども、周知していませんということでした。ですが、やはり周知するべきだと思うのです。その点についても答弁いただきたいと思います。

あと、交通問題については、バスが減って、本当に、えっというような市民から問合せも来っています。先日お伺いした方は市内在住の札幌勤務の方なのですが、本当に今回の減便で困惑しているという話を聞きました。この方は、バスに乗って小樽駅からＪＲに乗って職場に向かうようなのですが、今回の減便でいつも乗車していたバスがなくなったので、ふだん乗っているＪＲに乗るために、逆方向の南小樽駅前行きのバスに乗って、それで出勤しているようなのです。そういう方が、もう何人もいらっしゃると言っています。一緒に暮らしている息子も札幌勤務で、一緒に出勤しているみたいなのなのですが、息子は今回のバス減便を受けて、来年には札幌市に引越しを考えていると、こういったことも話されていました。

バスの減便というのは、ただ減らされて大変ですねということではなくて、やはり住んでいる方に本当に非常に大きな問題なわけですね。こういうこともしっかり考えて、協議会の議論をより深めていただきたいと思いますし、この方が今まで乗っていたバスはなくなってしまいましたけれども、そのバスでも特別に人が減っていたわけではなかったと。それなりに人も乗っていたのに何で減ってしまったのだということもすごい話されていました。バスの間隔の時間とか、そういうことも含めて今後の在り方については、やっていかなければいけないと思いますので、その点についても伺いたいと思います。

あと、公設青果地方卸売市場については、いつまでに方向性のめどを立てるのでしょうかということですが、具体的にいつまでというのがなかったのですけれども、その点について伺いたいと思います。

最後に、第3号ふ頭の再開発のことで、市長は、やらないことを全く考えていないというようなお話でした。いや、それはすごいたくさん来て潤うということならいいですけれども、やはり過去を振り返っても、大型開発が成功していないのではないかと思います。マイカルを一つとっても、商業需要を諦めて今は福祉でウェルネスタウンに切り替えて生き残りをしようとしている状況があります。新型コロナウイルス感染症の影響もどうなるかまだ分からない状況の中で、それで成功するとは、やはり言い切れないのではないかと思います。既存の商業施設も圧迫せずに大丈夫だと言えるのか、本当に今こそ第3号ふ頭基部の商業施設の建設をやめる決断が今、必要だと思います。

再答弁を求めます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えをいたします。

まず生活保護受給者の方々に対するワクチン接種に関わる移送費の問題ですけれども、これは本答弁

の中でも触れさせていただきましたが、ワクチン接種を受けに行くために公共交通機関を利用した場合につきましては、遠い近いにかかわらず、あるいは接種会場を問わず、移送費の支給対象とさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、成人式の対応について御質問がありました。市といたしましては、やはり成人という人生の一つの区切りでありますので、感染防止対策をしっかりと講じながら、成人式を開催させていただきたいというふうに思っておりますけれども、御指摘がありました成人式後の、いわゆる懇親会なり、クラス会みたいなものへの配慮も必要なのではないかというお尋ねではないかというふうに思っておりますので、それも少し教育委員会と相談をさせていただきながら、慎重に対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

次は、保育士の処遇改善の問題で、もういいかげん判断してはいかがかというふうなお尋ねではなかったかと思うのですが、やはり保育士の処遇改善と待機児童との関係は、もう無視できないというふうには私もこの間、考えているところでございます。

その一方で、人口の減少が続いていく中で、少子化対策は非常に重要だと思っておりますし、様々な観点から考えていかなければならないというふうに思っております。もちろん効果的な確策について検討は、させていただきたいというふうに思っておりますけれども、本答弁の中にありましたとおり、他の子育て支援施策、あるいは財政面、こういったものも考慮させていただきながら、全体として総合的に考えさせていただければというふうに思っているところでございます。

それから、交通問題の中で減便についてお話がありました。確かに、日頃バスを利用されている方々にとっては、大変不便になったという声は、私の耳にも届いているところでございます。ただ現在は、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、相当需要も落ちたということでバス事業者から聞いておりますので、現時点における改善策は限られるというふうに思っておりますけれども、やはり市民の生活を守るためにも、また、法律上、交通対策に関わる市の責任というのにも明記されておりますので、そういったことも念頭に置きながら、協議会におきまして、しっかりと議論いただければというふうに思っているところでございます。

それから、公設青果地方卸売市場の方向性につきましては、これは本答弁の中でもお話をさせていただきましたけれども、公設青果地方卸売市場の存廃を含めまして、年内には一定の方向性を見いだしたいというふうに考えているところでございます。

最後、私からは第3号ふ頭と周辺再開発についての考え方でございますけれども、マイカルの失敗した事例を掲げられておりまして、うまくいかないのではないかというお尋ねがございましたが、この間、第3号ふ頭の岸壁が改修をされておりまして、先般も在京のクルーズ船の船会社を何社か回ってまいりましたけれども、これら船会社は小樽港のこの第3号ふ頭の岸壁改修ですとか、ターミナル機能、あるいは基部の商業施設と緑地などについて大変大きな期待をされているというふうに伺っておりますので、そういった意味からいたしますと、第3号ふ頭なり、周辺再開発に対する効果は、観光客の増加のことですけれども、大いに期待できるのではないかというふうに思っております。

また、一方で、この商業施設が黒字になれば民業への影響を与えるのではないかという御心配もありましたけれども、観光客の消費金額が同じなら、公社の施設が黒字になれば、民業への影響を与えるというお話は成り立つのだらうなというふうに思いますが、そうではなくて第3号ふ頭なり周辺再開発の事業は、観光客の増加ですとか、回遊性による滞在時間の延長によりまして、消費の増加を目指すものでありますので、新たな消費の増加を目指すものでありますので、こういった部分については、高野議員の御指摘は当たらないのではないかというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 高野議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、新型コロナウイルス感染症の無料検査のことと、ワクチンの3回目接種のことの2点についてお答えしたいと思います。

まず無料検査のことですけれども、国からは、基本的対処方針の中でこの検査の基本的な考え方について示されているのみで、具体的にどのようにこの検査を進めていくのかということについては、まだ示されていないところでございます。今後、国から何らかの考え方、それから手法の提示等を受けて、市としての今後の検査の在り方について検討していきたいというふうに思います。

なお、市内でまた感染者が増えてきて、検査体制の強化が必要という状況になった際には、市内の医療機関あるいは医師会の皆さんと相談しながら、そして、道にも支援を求めるなどして検査体制の強化を臨機に図っていくように努めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の3回目接種の前倒しのことですが、2回目と3回目は、現時点では8か月置くことが原則とされておりますが、昨今の国の、今日も首相が所信表明演説の中でも、できるだけ前倒しをしていきたいという旨のお話もあったということも承っておりますので、今後も国の動向については、特に注意をして情報収集に努めて、そして、市内の接種委託医療機関や医師会の皆様とも相談をしながら、市としての対応、どこまで、現時点かなり準備も整ってきておりますので、ここを激変させるというのは大変難しい状況もございますけれども、何ができるのかという観点で相談をしながら検討していきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（勝山貴之） 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、暖房費緊急支援事業についてお答えさせていただきます。

御質問では、旭川市や他都市も生活保護受給者を対象にしているので、それらを参考にして拡充してはどうかというお話でしたけれども、暖房費の支援事業につきましては、各自自治体におきまして対象にする世帯ですとか支給額、支給方法、支給時期、それぞれ様々でございます。福祉の面からしますと、全ての低所得者に広く支援を行うということは理想ではございますけれども、事業実施となったら、やはり何らかの要件を設けなければならないということもございまして、今回対象者にこのような要件を設定させてもらったものでございます。

また、いち早く年内にできるだけ支給したいということで、小樽市としましては、他市に先駆けたといえますか、そういう形で事業の設計、実施を決めさせてもらいました。旭川市ですとか、他都市ですとかその後、いろいろな情報も見ながら制度設計したということもございますので、今回の事業実施につきましては、旭川市ですとか、他都市の取組状況を参考にして拡充ということとはできないということで御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（小野寺正裕） 高野議員の再質問にお答えします。

私からは、議案第13号塩谷児童センターにおいて、現在行われている行事が今後も継続されるのか不安があるというような趣旨の質問だったと思いますが、今回、指定管理者が変わるということで、その管理者からは、今まである事業、イベント等については継続して行うというお話を聞いていますけれど

も、今後、実際にどのような形で継続されるのか、またあるいは、事業者が変わることで新たに行う事業、行事などもあると思いますので、そういったことも合わせて十分注視していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、ロードヒーティングの部分停止に関わる保護者への周知、これ周知すべきではないかという御質問だったかと思います。

これにつきましては、今年度部分停止につきましては、先ほども市長から答弁ありましたとおり、除雪の懇談会、ホームページ、そして注意喚起の現地への看板の設置、こういった形で周知を図ってきたところでございますけれども、保育所などの保護者につきましては、部分停止する面積が非常に小さくて、これは保護者までの周知までは必要ないということで判断したところでございます。

しかしながら、今後につきましては、ロードヒーティングの部分停止を予定しているところにつきまして、この周辺に保育所もしくは小・中学校がある場合は、その対象範囲をどこまでするのか、また、周知方法につきましてどのような方法があるのか、こういったことについて検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の再質問にお答えをいたします。

質問の趣旨は、30分短縮日課で対応したことについて、子供たちに大変負担をかけたのではないかと、今後見直すべきではないかというような趣旨だったと思いますけれども、この30分、日課を短縮したというのは、本市が特定措置区域に指定された時期でございます。そういう時期で、国の衛生管理マニュアルのレベル3に指定されるなど、最大限警戒が必要な時期でございました。

このことから、市教委では、道教委からの通知によりまして示された対策のうち、時差通学の実施の検討、1日の日課授業の削減、それから分散登校の検討などが示されたわけでございますけれども、長期休業を短縮しなくてよいなど、子供たちにとって今後、最も影響が少ない方法として、30分程度の日課短縮が本市では子供たちにとって一番よい方法と考え、実施したところでございます。

この取組により、結果として、学校における感染の拡大が防止されたということ、そういうことができたということ。それから、かつ長期休業にも影響が出なかった、そういった面で一定の評価ができるのではないかとこのように思っておりますけれども、今後このようなケースの場合どういう対応をしていけばよいのかということで、校長会とも意見交換をしてみたいというふうに考えております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

○19番（高野さくら議員） それでは、再々質問をしたいと思います。

まず一つに、検査のことだったのですが、先ほどの答弁では、まだまだ国からの情報が少ないのだというような話がありました。しかしながら、感染が広がったり、そういうことがあればいろいろ対応しなければいけないというような御答弁だったのかと思うのですが、感染状況によっては、市独自でも検査も考えるということなのか、その辺も少し伺いたいと思いました。

もう一つが、暖房費緊急支援事業についてです。

年内支給もあったので、早期にやったのだというようなお話でした。もう、それはいいと思うのです。

今回は、もうそれでやっていいと思うのですが、今後拡充をしないということなのか、国の交付税も入ることになりますから、そういうことも考えて拡充。今はもう何ていうのですか、事業が動いているというか、そういうことで難しいけれども、対象にならなかった方も考えていただけないかと思うのですが、もう一度答弁していただきたいと思います。

以上、2点お願いします。

○ 議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○ 議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 高野議員の再々質問にお答えをいたします。

検査のことですけれども、市独自の検査といたしましては、現在、高齢者・障害者の入所施設の従事者、また、通所施設、在宅サービスに従事されておられる方の検査を実施しているところですが、今後さらにこういった検査の拡大、それはまた感染状況に応じてということになってくるかと思えますけれども、その点については、今後の国、道の動向を踏まえて、十分に市として限られた財源の中ではありますので、その中で有効な手法について検討してまいりたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（勝山貴之） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

暖房費緊急支援事業の拡充の関係ですけれども、御質問のありました今後というところなのですが、今後というのはどの部分を指しているかは、少し定かではございませんけれども、今年度、実施事業につきましては、拡充することはできません。

ただ、今後というのは将来のことであるのであれば、今後につきましては、その時々々の灯油価格の情報ですとか、情勢、市の財政状況、国の支援、そういうものもいろいろ勘案して、改めて検討していくことになろうと思います。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時21分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 横尾英司

議員 高橋 龍

令和3年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和3年12月7日

出席議員（25名）

1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	二	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	高	橋		龍
7番	丸	山	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	一	輝
13番	高	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
19番	高	野	さ	くら	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	濱	本		進
23番	山	田	雅	敏	24番	鈴	木	喜	明
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹
副市	長	小	山	秀	昭	総務部	長	佐藤	靖	久
財政部	長	上	石	明	産業港湾部	長	徳満	康	浩	
産業港湾部	長	佐藤	文	俊	保健所	長	田中	宏	之	
港湾担当部										
建設部	長	松浦	裕	仁	教育部	長	中島	正	人	
総務部	総務課	長	中村	弘	二	財政部	財政課	長	笹田	泰
									生	

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事	務	局	長	佐	藤	正	樹					事	務	局	次	長	佐	藤	典	孝
庶	務	係	長	加	藤	佳	子					議	事	係	長	深	田	友	和	
調	査	係	長	柴	田	真	紀					書			記	阿	部	久	美	子
書			記	相	馬	音	佳					書			記	中	村	知	奈	津
書			記	松	木	道	人					書			記	三	上	恭	平	

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第16号及び議案第18号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○1番（横尾英司議員） 令和3年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

質問に入る前に、このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、現在も治療されている方々にお見舞いを申し上げます。

また、長期にわたり患者の回復など全力で取り組んでいただいている医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス感染症に対し奮闘していただいている全ての方々に心から感謝を申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。

初めに、市政の諸課題と市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

まずは、本庁舎及び総合体育館の個別施設計画についてお聞きいたします。

令和3年第1回定例会で公共施設長寿命化計画が策定された際に、総合体育館について小樽市公共施設長寿命化計画では、「市民要望がある新市民プールの併設や、体育館と新市民プールそれぞれ単独での再整備を検討することとしました」、再整備に当たり市民サービスにも大きく関わり、多額の費用もかかるため、規模・機能などの詳細についてさらに検討が必要であることから、別に単独の計画を策定するとしていました。

次の令和3年第2回定例会では、本庁舎及び総合体育館の長寿命化計画について、概要やスケジュールについて示され、令和3年第3回定例会では、本庁舎については、水道局と保健所の3施設を統合する案、2施設を統合する案、水道局と保健所は統合しない案の三つが示されましたが、総合体育館については災害時の防災センターを兼ねた複合型スポーツ施設とするために新・市民プールを併設し、その規模をどうするかという三つの案が示されました。

新・市民プールの併設や総合体育館と新・市民プールをそれぞれ単独で再整備することも検討していましたが、今回の対象施設である総合体育館を単独で再整備するという案は、なぜ検討の案として提示されなかったのか。既に検討したのであれば、その時期や内容について説明してください。

この案を教育委員に提示した際に、どのような質問や意見が出され承認されたのでしょうか、お示しください。

総合体育館は防災センターを兼ねた複合型スポーツ施設とするとの説明でしたが、災害時の防災センターの必要性についてこれまでの議論ではなかったかと記憶しています。学校の跡利用で体育館などを防災センターとして活用する自治体もあるようですが、総合体育館は防災センターを兼ねるという方針がどのように検討されてきたのか説明してください。

災害時の防災センターとはどのような災害や状況での活用を想定していますか。その際に、避難所として総合体育館を利用することができなくなるのでしょうか、お聞かせください。

総合体育館の建設に際し加算される防災センターに関する費用は、どのようなものとなるのかお示しください。

駐車場の規模や利便性、今後の公共施設再編を進めていく中での建設適地が出てくる可能性などを踏まえれば、もっと利便性のよい場所でプールを単独で再整備することもできるのではないかと考え、学校プールの統廃合など具体的な例も出して質問しましたが、そこまでは検討されていないとのことでした。総合体育館にプールを併設するという整備方針は決定されたものですか、見解をお示してください。

第1期で、市役所本庁舎か総合体育館のどちらかの施設を建設するとして、10年後の第2期の小樽市の人口や財政状況で、市役所本庁舎や総合体育館を間違いなく建てることができるのでしょうか、見解をお示してください。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発についてお聞きます。

第3号ふ頭及び周辺区域はJR小樽駅前から正面に位置し、第3号ふ頭に接岸するクルーズ船などの接岸風景が市民や観光客に、みなとまち小樽を強烈に印象づけ、そこに行けば何かがあるとの期待を抱かせる区域であり、小樽市総合計画や小樽港長期構想などの既定計画においても交流空間として活用するよう位置づけています。

また、この区域に市民や観光客の関心と呼ぶ魅力的な機能を導入することにより、第3号ふ頭とJR小樽駅とを結ぶ都市軸である中央通線沿線及び梁川線（都通り）や大通線などの横軸周辺にも人の流れが発生し、中心市街地の活性化ができるとし、第3号ふ頭における国際旅客船ふ頭としての機能整備によりさらなるクルーズ振興を進めるとともに、第3号ふ頭及び周辺区域を港の景観や水辺を生かしたにぎわいある交流空間とすることにより、小樽観光の新たな魅力の創出を図り、さらには市内経済の活性化につなげるため、第3号ふ頭及び周辺の将来像として再開発計画を策定してきました。

また、第3号ふ頭及び周辺地区ににぎわい空間の拠点を形成し、小樽港周辺の観光拠点との回遊性を高め、滞在型観光の促進による地域の活性化や国際的なみなと観光拠点としての発展を目指し、具体的な再開発事業を検討し推進してきたかと思います。この再開発計画に基づいて実施する事業は、長期的な計画もあることから、やはり実現可能かつ持続可能なものとしていくことが重要であると考えますが、見解をお聞かせください。

今検討されている小樽観光振興公社がマリナ広場に建設を計画している観光・商業施設についてお聞きます。

この施設は、仮称で国際インフォメーションセンターとされていますが、クルーズ船寄港地にて物販を行う他地域でも、言語対応スタッフの配置をしていることが多く、この機能は重要かと思います。しかし、以前示されたこの施設の平面図ではインフォメーションセンターがトイレの前に配置されるなど、この機能を軽んじているように感じ役割を果たせるのか疑問を抱きました。この施設の建設に係る小樽観光振興公社による事業計画では、運河周辺地区を訪れる観光客の20%がこの施設を訪れるなど、駐車場や立地条件などの立地利便性が高いことから集客力も高く見込まれるとし、小樽市はそれを前提に事業計画の妥当性について判断しています。

しかし、幾ら多くの観光客等が駐車場を利用したとしても、1階に想定されている小樽観光協会による売店、2階の貸しホールや3階のカフェなど、魅力ある施設でなければ利用しないのではないかと考えます。この施設ではどのような方をターゲットとしているのか。また、売店ではどのようなものを販売し、貸しホールはどのようなことで使われることを想定しているのでしょうか。御説明ください。

また、事業計画の内容に繰越利益剰余金が掲載されていませんでした。繰越利益剰余金は、過去の決算の繰越しですので、過去の決算が赤字ならばマイナスになり、黒字ならばプラスとなるものです。過去の決算がマイナスになるということは事業運営が順調ではないことを示していますので、銀行では融資に当たってはより慎重になるそうです。繰越利益剰余金がマイナス表示されている企業は、それほど

までに大きな赤字を過去に出した経緯があり、かつ、それを回復させるほどの利益をいまだ出せていないということです。また、繰越利益剰余金がマイナスになっているような状態では、返済しなくてよい自前の資金を表す純資産が薄くなってしまっていることを表します。

資本金などが潤沢にあるうちはよいですが、このまま業績悪化に歯止めがかからなければ借金に資金源を依存する割合が大きくなり、将来の資金繰りに支障を来すリスクが高まってしまいます。そしてマイナスが続くと、債務超過や倒産のリスクが増加してきます。

このような非常に注目すべき項目がない事業計画が示されたことから、観光・商業施設が継続して運営できるのか不安が払拭できないものです。もし、小樽観光振興公社の業績が事業計画どおりに進まず悪化してしまった場合、市が小樽観光振興公社に資金を援助するなど市の財政負担が増えることはありませんか、見解をお示しください。

大型客船対応の岸壁の供用開始が迫る中ではありますが、インフォメーションや来訪者のサービス機能を既存の施設や仮設の施設などを当面活用し、観光客の回遊性の変化などを検証するなど、拙速に観光・商業施設を建設するのではなく、この施設の建設について引き続き検討する必要があるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、並行在来線の在り方についてお聞きします。

令和12年度末に予定されている北海道新幹線の札幌延伸に伴い、並行在来線となる函館本線、函館－小樽間がＪＲ北海道から経営分離されることになっています。その後の地域交通の在り方について沿線自治体と議論を重ね、地域交通の確保方策については、第三セクター鉄道、バス運行、第三セクター鉄道プラスバス運行などの方向性を確認することになっていました。

全国の地方では、多くの第三セクター鉄道会社が赤字にあえいでいます。旧国鉄の赤字路線を引き継いだ路線、新幹線開業に伴ってＪＲから分離した路線、私鉄から転換した路線など、その成り立ちは様々ですが、本来の鉄道事業者が切り離した路線を継承して運営を行うのですから、経営が厳しいのは、ある意味当然のことと言えると思います。それでも運行が維持されているのは、地域の重要な交通手段であることを株主である自治体が認めているからです。多少の赤字には目をつぶり、補助金を出して赤字を補填することもあります。もっとも、その自治体も財政は火の車という例が非常に多く、財政状態の厳しい自治体が赤字の鉄道会社を手厚く支援し続けることができるとは限らないと思われます。

例えば、地域の活性化に役買うという役割を見いだせた京都丹後鉄道のように、車両、鉄道施設、土地等の資産を基盤保有会社が保有し、運行会社は運行業務のみを実施するといった上下分離による方法などがあります。鉄道が赤字であっても沿線への観光誘客などによる経済効果が高ければ、例えば補助金を投入して鉄道を維持することに対しても合意形成がしやすくなります。鉄道事業の採算性だけを見て鉄道が必要か否かを判断するのではなく、地域に落ちるお金も加味して存続を判断しなければならないという意見もあると思います。今までも、沿線自治体において協議はされてきたと思いますが、第三セクター鉄道について上下分離する方法など工夫した鉄道の運営方法などの検討はされていたか、お示しください。

余市－小樽間については利用者が多いため、関係市町や交通事業者などの関係者と個別の協議をすることとされていました。余市町民と小樽市民の利用者数についても違いがあり、財政負担の方法においても単純に人口比などではいかならないと考えます。目的などが違えば、現利用者の移動手段の確保の方法も変わってくるかと思います。検討のスケジュールでは、北海道の方針で年内に方向性を示すということが並行在来線の協議会の中で示されていますが、小樽市として、いつ頃までに方向性を示すことになりますか。

また、小樽市内でも並行在来線の在り方についての市民意見交換会を開催してきましたが、市の課題や市民の理解についてどのように考えていますか、見解をお示してください。

第三セクター鉄道として残す可能性について、小樽市としてはどのように考えていますか、こちらも見解をお示してください。

次に、看護専門学校の存続についてお聞きいたします。

小樽看護専門学校について今後も小樽市内での看護師養成の継続を目指すこととなり、小樽市医師会看護高等専修学校は令和4年度の学生募集を停止し、令和4年度末で閉校することとなっています。共育の森小樽看護専門学校は、令和4年度中に設置者を医療法人社団心優会に引き継ぎ、医師会専修学校の令和3年度と令和4年度の卒業生を受け入れ、令和6年度には学生募集を停止し令和7年度末で閉校となります。看護専門学校を引き継ぐ心優会は、正看護師を養成する専門学校の令和8年度開校を目指しています。その後の協議の状況と、これから看護学校に進学したいと思う学生たちを安心させるためにも、看護専門学校の存続に関する方針や、今後のスケジュール、現在の課題などについてお示してください。

次に、公設青果地方卸売市場の今後についてお聞きいたします。

公設青果地方卸売市場唯一の卸売業者である樽一小樽中央青果株式会社は、経営不振が続き平成17年に自主再建を断念し、当時の札幌市中央卸売市場卸売業者である丸果札幌青果株式会社、現在の札幌みらい中央青果株式会社からの支援を受け事業を継続してきました。しかし、仲卸業者の相次ぐ倒産などによる負債の増加のため経営状態は改善せず、樽一小樽中央青果株式会社としては事業継続が困難と判断し、令和3年10月26日に開催された取締役会において、令和4年2月末日をもって営業を停止することが決定されたと聞いております。

市としては青果物の流通量を確保し、安定供給を続けることが重要と考えており、営業停止後においても市民の皆さんや仲卸業者、小売業者、市内の生産者の皆さんに大きな支障が生じないよう調整を図っていくとしていますが、関係する方たちの不安は募っています。

そこでお聞きしますが、卸売業者が不在となった場合、仲卸業者や小売業者などにどのような影響がありますか。

また、仲卸業者や小売業者、卸売市場の利用が多い農業者などの市場関係者や団体と意見交換を行うとしていましたが、どのような意見がありましたか。

公設青果地方卸売市場の存廃を含めた今後の方向性についてはどのように考えていますか、見解をお示してください。

この項目の最後に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

平成30年8月に市長へ就任して以来、対話の重視、経済と生活の好循環、備えの三つの政治姿勢を掲げ、市民の皆さんの目線に立ち、日々発生する様々な課題に向き合ってきたこの苦労は並々ならぬものであったかと思います。迫市長の1期目である今日までの期間は、いまだ予断を許さない新型コロナウイルス感染症への対応のほか、コロナ禍で疲弊する市内経済への支援対策、本庁舎及び総合体育館の個別施設計画の策定、財政の健全化など直面する喫緊の課題に全力で取り組んできたかと思います。

先日、小樽市長選挙の日程が示され任期の残りも約8か月となったということでお伺いしますが、現時点で2期目に対しての思いとしてどのような所感をお持ちでしょうか、お聞かせください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市政の諸問題と私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、本庁舎及び総合体育館の個別施設計画についてですが、まず総合体育館にプールを併設する整備方針は決定されたのかにつきましては、私の公約では、「体育館、プールなど市民の健康増進と子供たちのスポーツ振興に寄与する体育施設の整備を計画的に進めます。」と掲げているところであります。

総合体育館の長寿命化計画案は、今定例会で御議論いただくことになりますが、総合体育館は耐震性能が低いことに加え、老朽化が著しいことから、早期に建設することが求められております。また、プールについても、旧室内水泳プールの廃止から既に14年が経過をし、長年にわたり懸案事項となっておりますが、建設場所を確保する見通しがついたことを踏まえ、この課題を早期に解決したい思いがありますので、私としましては、プール機能を備えた総合体育館として整備をしたいと考えております。

次に、本庁舎及び総合体育館の建て替えの実現性につきましては、本市の人口は減少傾向にあり10年後の財政状況も不透明であります。市民サービスにも大きく関わる両施設は、公共施設長寿命化計画において整備の優先順位を高く位置づけております。建物の現状から両施設の建て替えは必要不可欠であると判断しており、その際には将来の財政負担と施設規模について見極めてまいりたいと考えております。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発についてですが、まず、この再開発計画に基づく事業につきましては、大型クルーズ船対応のための環境整備や、にぎわい空間を創出することなどを目的として進めるものであります。事業規模が大きいことから段階的に進めていく必要があるとともに、民間活力導入の視点も重要であると考えております。また、長期的な取組であることから、ランニングコストを考慮するとともに、将来ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう事業を進めていくことが必要と考えております。

次に、観光・商業施設のターゲットにつきましては、第3号ふ頭及び周辺再開発が進むことにより増加が見込まれるこのエリアを訪れる観光客や市民などを想定しており、緑地でのイベントなどによる集客も期待をしているところであります。また、売店での販売品目につきましては、現在の観光物産プラザの商品をベースとし、さらに近隣で働く方々の利用も考慮したコンビニ機能を設けるほか、地域の生産者と連携した農産品などの販売も計画をされております。貸しホールにつきましては、市民の活動の場としての利用に加え、海事関係機関や観光関連団体の利用が想定をされております。

次に、観光振興公社の業績が悪化した場合の市の財政負担につきましては、公社では今年度から赤字体質からの脱却や今後の事業強化を図るため、経営陣を刷新し、その体制の下、経営改善の取組を進めているところであります。このたびの第3号ふ頭及び周辺再開発を契機に、公社が観光駐車場と観光・商業施設の管理運営を進めることにより、収支が改善され安定的な経営が図られていくものと期待しております。今後とも第三セクターである公社に対しては、健全な経営が維持されるよう常に経営状況等を把握し、新たな市の財政負担が生じないよう適切な関与を行ってまいりたいと考えております。

次に、観光・商業施設の建設について引き続き検討する必要があるかにつきましては、この観光・商業施設は平成26年度に策定をした第3号ふ頭及び周辺再開発計画での検討経過や、令和元年度から進めてきた第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議での意見交換を踏まえ、昨年12月に取りまとめた施設配置計画で位置づけたものであり、附帯の施設を含めた全体計画としてはまだ議論の余地はあると考えますが、インフォメーション機能を配した観光・商業施設の必要性について改めて検討することは考え

ておりません。

次に、並行在来線の在り方についてですが、まず上下分離方式などの検討につきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロックの担当者会議において、上下分離方式を調査いたしましたが、基本的に支援の形態が変わるだけで自治体側の負担軽減にはならないことから、現段階で導入の検討は行っておりませんし、現状では負担軽減につながる有効な運営方法は見いだすことはできておりません。

次に、方向性を示す時期につきましては、並行在来線についての本市の方針を決めるためには、さらに議論を深める必要があると感じているため、まだお示しをすることはできませんが、協議会で令和4年の早い時期に地域交通の確保方策を決定するとしているスケジュールも考慮しながら、本市としての方針をお示ししたいと考えております。

次に、市の課題や市民の理解につきましては、本市を含めた沿線人口が減少していく中で、将来世代に過度の負担を残さず、できるだけ利便性の高い地域交通を確保することが一番の課題であると考えております。その一方で、今回の意見交換会におきましては、特に駅周辺にお住まいの方にとって鉄道は生活の一部であり残してほしいとの思いが強いと感じたところであります。

次に、第三セクター鉄道の可能性につきましては、現段階で明確に申し上げることはできませんが、北海道が示した第三セクター鉄道の収支予測を見る限り、沿線自治体に大きな財政負担が生じると見込まれるため、慎重に判断すべきものと考えております。

次に、看護専門学校の存続についてですが、看護師養成校の方針とスケジュールにつきましては、市、小樽市医師会、学校法人共育の森学園、医療法人社団心優会の四者で構成する小樽市看護学校検討協議会での協議により結論が出されており、令和4年4月に小樽看護専門学校の設置者を心優会に変更し、令和8年度には新たな看護師養成校の開校を目指すことに変更はありません。現状といたしましては、北海道に対する設置者変更の手続を進めているところであります。

また、課題といたしましては、新設を目指す看護学校の設置に向け教員等の人材確保や学生の確保、カリキュラムの検討や実習先の確保などがあり、協議会において対応策の検討を始めております。

次に、公設青果地方卸売市場の今後についてですが、まず卸売業者が不在となった場合の仲卸業者などへの影響につきましては、卸売業者が不在となることにより仲卸業者や卸売業者から一部商品を仕入れていた小売業者にとっては他の仕入先を、これまで卸売業者と取引のあった農業生産者などにとっては新たな納入先を見つける必要が生じるものと考えております。

また、主に地域の小売店で購入をしている市民の皆さんにとっても少なからず影響が出る可能性があるものと考えております。

次に、市場関係者などの御意見につきましては、公設卸売市場の存続を希望する御意見がある一方、必要量の青果物が確保でき適切な価格で取引されるのであれば、卸売市場の存続にはこだわらないなどの御意見もいただいております。

次に、公設青果地方卸売市場の存廃を含めた今後の方向性につきましては、現在、卸売業者と取引のある仲卸業者や小売業者の各組合、農業生産者や農業団体との意見交換や協議を続けているところであり、年内には公設青果地方卸売市場の存廃を含め、一定の方向性を見いだしたいと考えております。本市といたしましては、青果物の流通量の確保と適切な価格による安定供給ができる体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、私の2期目に対しての所感についてですが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込んだ市内経済を再び軌道に乗せるための事業支援や消費喚起などの経済対策の実施や、本庁舎及び総合体育館の長寿命化計画の策定など、当面する課題に全力で取り組んでいるところであり、私の進退

については適切な時期に判断をしたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 横尾議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市政の諸問題と市長の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、本庁舎及び総合体育館の個別施設計画についてですが、まず総合体育館と新・市民プールをそれぞれ単独で再整備する案がなぜ提示されなかったのかにつきましては、本年4月から7月にかけて、新総合体育館の配置案について検討を行った中に、新総合体育館と新・市民プールを重層化する案や、旧緑小学校跡地に総合体育館を建設し、現総合体育館の解体後に新・市民プールを建設する案などもありましたが、総合体育館と新・市民プールの建設適地は共に旧緑小学校跡地以外になく、屋内で実施できるスポーツ機能を集約することで市民の利便性が向上するほか、建設費とランニングコストの削減、駐車場の確保など総合的な観点から併設したほうがメリットがあると判断し、公共施設等マネジメント検討委員会で協議の上、このたびのプール機能を備えた総合体育館としてお示ししたものでございます。

次に、総合体育館と新・市民プールの併設案に対する教育委員の質問や意見などにつきましては、最終的には、令和4年2月に開催される小樽市教育委員会において計画案を議案として提出し、承認いただくこととなりますが、現段階では協議事項として教育委員から御意見をいただく場としているところであります。その中で教育委員からは、大会が開催できないプールはいかなるものかと思うが、公認プールと非公認プールで建設費はどのぐらい違うのかという御質問や、利用団体に対し丁寧な説明を求める要望がございました。また、建設費だけでなくランニングコストも重視すべき、市民の健康維持のためのプールであればコストは抑えられるのではないかと。新総合体育館の規模については財政状況も考慮すべきといった御意見などもございました。

次に、総合体育館が防災センターを兼ねるという方針がどのように検討されてきたのかにつきましては、市議会第3回定例会に資料提出した長寿命化計画構成案の整備方針の中で、防災機能として現在の指定避難所に加え、災害備蓄庫としての機能や、非常用電源、消防水利、トイレ水の供給、市内の各避難所をつなぐ拠点機能などを想定し、災害時の防災センターを兼ねた複合型スポーツ施設と記載したものです。その後、議員勉強会や公共施設等マネジメント検討委員会において、本庁舎の防災機能との関連性など様々な御指摘があったことを受け、本定例会でお示しする長寿命化計画案において防災センターの表記を見直すこととしております。

次に、災害時の防災センターとはどのような災害や状況での活用を想定しているのかにつきましては、大規模地震などの災害で避難所が開設されるような状況において、先ほど申し上げました機能を想定した避難所として使用することを考えておりましたが、総合体育館の具体的な防災機能に関しましては、本庁舎と併せた議論が必要でありますので、今後、基本構想などを策定する過程において検討してまいりたいと考えております。

次に、防災センターに関する費用につきましては、防災機能としての防災備蓄庫や非常用電源設備などの費用が想定されますが、総合体育館の具体的な防災機能や設備につきましては、本庁舎と併せた議論が必要でありますので、今後、基本構想などを策定する過程において必要な費用について検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

(1番 横尾英司議員登壇)

○1番(横尾英司議員) 次に、財政問題について伺います。

初めに、財政状況についてお聞きします。

小樽市の財政状況は、すぐに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた財政健全化団体や財政再生団体となるわけではありませんが、このまま財源対策を行わなければ将来的に早期健全化基準に該当し、財政健全化計画の策定が必要となり、住民サービスにも大きな影響が出るのが想定されています。このため、平成30年11月に小樽市収支改善プランを策定し、具体的な収支改善に向けた取組を進め、他会計・基金からの借入金の計画的な償還を継続しながら、目標として収支改善取組後の収支の黒字化、さらにそれぞれの年度において発生する財政需要に柔軟に対応するために財政調整基金の確保を図ることとしています。このような財政計画では、中期の財政収支の見通しに基づいて財政目標値を設定しなければならないかと思います。バランスの取れた財政運営とするためには、単年度における収支を改善し、健全性を維持した上で、弾力性を高めて政策的経費に使える財源を確保し、その上で中長期的な財政運営の安定性のために財政調整基金を適正額まで確保しつつ、後年度の財政負担の適正化のために地方債残高を適正額まで低減させることを目指すことが重要です。

健全性は実質収支比率、弾力性は経常収支比率、安定性は財政調整基金残高、財政負担の適正化は地方債残高が指標になると考えます。小樽市におけるこれらの直近の数値と近年の傾向、また、それぞれの適正な値についての見解をお示してください。

現在、今後40年間の小樽市の財政における支出に大きな影響を与える施設関連経費が見込まれた計画が次々と策定されています。令和3年2月に策定された小樽市学校施設長寿命化計画においては、今後40年間にかかる学校施設関係経費は年間平均15.6億円程度となり、今後10年間の平均は12.7億円となり、過去5年間の学校施設関連経費である年間12.1億円とほぼ同等の財政負担となるという結果となりました。

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画においても、中長期的な期間、令和2年度から40年度のうちに想定される事業等に係る事業費を試算し、事業量及び事業費が時期的に偏在する等、試算結果に問題がある場合は将来にわたる事業が可能となるよう実施時期を調整し、各事業の実施時期を決定するとされています。

さらに、公共施設や並行在来線、第3号ふ頭を含む港湾整備など、人口減少、少子高齢化が進む小樽市の今後40年、50年先まで施設を活用し、また起債償還など30年先まで将来世代への負担を残すこととなる事案が多くあり、それと引換えに将来の小樽市にとって必要なものを残すのか、場合によっては残されても困るものとなるのか、大きな分岐点に立っていると考えられます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計で、19年後の2040年には6万9,422人、また並行在来線の検討資料では、この社人研推計準拠等による推計で約30年後の2050年には5万2,475人、約40年後の2060年には3万8,414人という人口になるとされている小樽市の財政の規模や健全性などは、厳しいという見通し程度であり、明確にはなっていないと私は考えます。

当面必要となるこれらの事業の建設費用等の負担は、計画的に平準化することはできても、それに伴う起債償還は平準化することは難しいと考えますが、今後これらの負担に小樽市の財政は耐えていくことはできるのでしょうか。見解をお示してください。

また、財政の見通しを正確に把握することが難しい長期にわたって影響がある政策上の判断について、財政面においてはどのように判断するのでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、ふるさと納税についてお聞きいたします。

ふるさと納税がスタートしてから13年がたち、利用規模は年々拡大し寄附先の各地域には歳入増加だけでなく、様々な効果がもたらされているそうです。例えば、お礼の品の導入により地場産業が活性化し新たな雇用が生まれたり、災害時にはスピーディーな被災地支援やその後の復興に寄与したり、さらに自治体の知名度アップにつながるシティープロモーション、観光促進に制度を積極的に活用し移住者増加を実現した自治体もあります。

人口減少、地方消滅時代をいかに乗り切っていくかという命題を抱える地方都市などにとって、その鍵を握るのが域内の消費を伸ばす要因となる交流人口の確保ですが、まちのファンを増やすきっかけづくりにふるさと納税を活用している自治体もあると聞いています。そこでお聞きいたしますが、小樽市でふるさと納税を導入してからの歳入増加以外の効果として事例があればお示しください。

ふるさと納税を収受する側である自治体にとって最も重要なのが企画です。ふるさと納税をする人の多くは、返礼品が目当てであるということは魅力ある返礼品をどれだけ用意できるかが重要であり、バリエーションも必要となります。また、G o T o トラベルでふだんはなかなか行かない高級旅館に予約が集中したというお話もありましたが、ふだんはなかなか買えない値がさのある返礼品から、ちょい買いができる安価なものまでそろえたほうがいいですし、その土地の特産品は当然として、ほかでは手に入らない品や由緒、いわれがある品、ストーリーがあるオリジナルな品を用意するという方法もあります。ほかにも、ふるさと納税サイトに表示される返礼品の並べ方にも工夫したりしています。例えば、最初は高額な納税返礼品から並べて毎月人気度をチェックして、高いものから目立つように並べていくとか、さらに「人気集中」とか、「残り僅か」とか、「残り30点」というようなタイムリーな告知をすることによる誘導効果などを図ったりしています。このように、ふるさと納税に関しては企画次第で億単位の税収が入ってくることになりますので、有力な産業がなく、人口減少に悩む自治体にとってこんなに効率のよいものはなく、返礼品の商品企画やアピールがいかに重要であるか計り知れません。

さらに、情報発信が重要であり自治体のウェブサイトにも、L I N E にも、フェイスブックにも情報を流し、ふるさと納税特設サイトなどへ誘導し、自治体内にも広く知らしめて新しい商品開発の提供を求めていくことや、メディアが注目するような活動で記事を書くなど必要な要素を並べていくと、企画、設計、商品開発、マーケティング、営業というものになり、通常のビジネスと変わりなく、今後、実際に必要なのはこのようなビジネスの視点、経営の視点かと思います。そして、自治体としての戦略性、商品企画、販売企画、運営企画など任される担当職員をさらに置くなど、小樽市においてもふるさと納税に対する組織体制や人員の充実が今後必要となると考えますがどのようにお考えですか、見解をお聞かせください。

ふるさと納税は域外からのお金であるため、その使い道については柔軟かつ大胆に考えてもよいのではないかと考えます。根室市では、一般公募を中心に主に30歳代、40歳代の現役世代を中心とした幅広い分野や職業の人にメンバーとなってもらい会議体をつくり、使い道についての議論、提案を行い、このような取組を通じて地元の住民がまちづくりへの関心を高め、今までなかなか手当てできなかった地域課題にも焦点を当てて議論することが可能となっていると聞きました。

例えば、子育て世代の女性に絞って直接意見を聞くとともに、当事者意識を持ってまちづくりを一緒に進めたりするような仕組みをつくり、子育て世代の女性がほかの市区町村ではなく小樽市で子育てをしたい、子育てをするなら小樽市でと実際に感じてもらうような施策を実施するために、ふるさと納税を活用して進めていくような柔軟な使い道も検討してはいいかかと思いますが、見解をお聞かせください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、財政状況についてですが、まず財政運営における各指標の直近の数値と近年の傾向及び適正な値につきましては、令和2年度の決算では、実質収支比率は0.7%、経常収支比率は96.9%、財政調整基金残高は約24億1,200万円、市債残高は一般会計で約446億6,100万円であり、近年の傾向といたしましては、実質収支の標準財政規模に対する割合は低く推移をし、財政構造の硬直化により経常収支比率は高く推移している状況にありますが、財政調整基金残高は近年の実繰入れによる減はあるものの、20億円以上の年度末残高を維持しており、市債残高については過去の借入れ分の償還終了により減少傾向にあります。

また、それぞれの値については目標値の設定などは行っておりませんが、可能な限り財政調整基金の繰入れに頼らず、実質収支の黒字化が図られるよう引き続き収支改善に努め、同基金残高の確保や経常収支比率の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後予定される建設事業に係る公債費の償還に将来にわたって本市財政が耐えられるのかにつきましては、複数の大型建設事業を同時期に実施した場合、その償還時期が重なることにより、結果として単年度に多額の一般財源が必要となり、現在よりも厳しい財政状況になることが想定をされます。そのため、計画された事業の実施に当たっては、その優先度や事業費、財源の有無などを十分に検討し、将来の公債費負担に留意する必要があるものと考えております。

次に、長期にわたり影響がある政策上の判断について、財政面においてどのように判断するかにつきましては、将来に向けて持続可能なまちづくりを行っていくためには、公共施設の長寿命化などの将来の建設事業や不測の財政需要などの様々な政策課題に対応していく必要があります。そのため、歳入においては、増加が見込まれるふるさと納税のさらなる推進。歳出においては、事業の厳選や実施時期の検討のほか既存業務の改善・効率化を進めながら、行政コストや職員負担の削減を推進することで収支改善を図り、今後必要と見込まれる財源を確保し、本市として進めるべき政策課題の実現の可能性を判断してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてですが、まず歳入増加以外の効果につきましては、返礼品協力事業者からは、インターネットを活用した新たな販売方法の実現や、寄附者からのニーズに対応した新たな商品開発など、ふるさと納税の活用によって商品力、企画力、販売力が高められていると伺っております。このことから、地元特産品等のPR及び販路拡大による地域経済の活性化に一定の効果があったものと考えております。

次に、組織体制や人員のさらなる充実につきましては、本市の魅力発信及び特産品の販路拡大が地域及び市内事業者の活性化につながることから、今年度より市内事業者との関わりが深い産業港湾部へ所管部署を移管し、組織体制を見直すとともに民間経験のある専任職員を配置したところであります。年度当初から新体制の下、事業者と打合せを重ね、魅力ある返礼品開発に向けた取組を積極的に進めているところであり、寄附額も順調に増加をしておりますが、新たな行政需要や行政課題への対応もあり、現時点で組織の見直しや人員配置は難しいものと考えております。

次に、ふるさと納税の使い道につきましては、本市では、これまでも寄附者の意向を尊重し寄附による応援をいただいたことにより、新規事業や事業の拡大を進めることができるという考えの下、毎年度の予算編成の議論の中で活用事業を選定しているところであります。今後におきましても、持続可能な

まちづくりを行うための新たな施策や、重点的もしくは継続して取り組む必要がある施策へ活用してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）

○1番（横尾英司議員） 次に、学力と進学についてお伺いいたします。

まずは、確かな学力の育成についてお聞きいたします。

小樽市教育推進計画では、確かな学力の育成について、「基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、子どもたちの学習に対する意欲を一層高める指導の充実に努めます。」としています。

この項目の達成目標では、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、国語、算数・数学が「好き」、「どちらかと言えば好き」と回答した児童・生徒の割合を指標としています。小学校6年生の児童質問紙調査においては、「国語の授業の内容がよく分かる」、「算数の授業の内容がよく分かる」、中学校3年生では「国語の授業の内容がよく分かる」、「数学の授業の内容がよく分かる」との質問があり、回答欄には「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」「どちらかと言えば当てはまらない」「当てはまらない」という四つの選択肢があります。

全国の結果を見ると、小学校6年生では「国語の授業の内容がよく分かる」が39.7%、「算数の授業の内容がよく分かる」が51.7%、中学校3年生では「国語の授業の内容がよく分かる」が31.7%、「数学の授業の内容がよく分かる」が35.7%となっており、中学校では3人に1人だけがよく分かるという状況です。ほかの2人は、よく分かるとは言いえない状況で授業を受けていることになります。

小樽市において、この質問に対し「当てはまる」と答えた割合はどのようになっていますか、お示してください。

教科書や参考書を読んで、または授業を受けてその意味を理解できることが分かることであり、理解した内容をテストで問われ正しく回答することができるということです。幾らたくさん授業を受け、参考書を読んで分かるという量が増えたとしても、できる量が増えていかなければテストの点数は上がらず成績も伸びず、勉強を楽しみと感じるまでにはなかなかならないものかと思います。授業が分からなければ好きとなることも難しく、家庭や学習塾などでの学習などにより理解度が増し、好きになることも考えられることから、教育委員会として授業の改善を図るというのであれば、やはり授業の内容の分かりやすさを指標とすることがよいと考えますが、それに対する見解と、教科が好きとの割合を指標とした理由をお示してください。

次に、大学等進学率についてお聞きいたします。

全国学力・学習状況調査における小樽市の結果は、北海道全体の結果と同程度であり、それほど差があるものではありませんでした。しかし、小樽市の大学、短期大学、放送大学、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科へ進学した者の率である大学等進学率はかなり低いと感じています。

令和2年度における小樽市の大学等進学率を見ると40.094%で、全道35市中20位となっています。1位は北広島市の69.103%、2位は美唄市の64.844%、3位は札幌市の59.924%、4位は江別市の59.483%、5位は帯広市の50.953%です。札幌市近郊の自治体では、石狩市が50.411%、千歳市が41.212%となっており、札幌に隣接する自治体で小樽市より低い自治体は伊達市と恵庭市のみとなっています。北海道の大学等進学率は全国33位で47.7%、最下位の沖縄県で40.8%ですので、小樽市の値はそれより低い数

値となります。近年の小樽市の大学等進学率を見ると、平成28年度38.94%で18位、平成29年度39.302%で16位、平成30年度38.832%で18位、令和元年度40.205%で17位と下位に低迷しています。

北海道労働局のホームページに掲載されている新規学校卒業者の過去3か年度の在職期間別離職状況では、平成30年3月に卒業した北海道の生徒・学生の卒業時から令和3年3月までの間における離職率は、新規高卒者の就職者で43.8%、新規短大卒就職者で41.7%、新規大卒就職者で34.6%となっており、北海道の子供たちは、大卒より短大卒、短大卒より高卒のほうが離職率が高いことが統計で示されています。

一般社団法人全国高等学校PTA連合会、株式会社リクルートマーケティングパートナーズ合同調査の第9回高校生と保護者の進路に関する意識調査2019年報告によると、大学進学、短期大学進学、専門学校進学、就職のいずれにしても、学力が足りないかもしれないという高校生の進路選択についての気がかりがあったという結果が出ています。

これらの結果から、大学進学に結びつけることができれば将来の離職を防ぐことにもつながることも見込まれ、小樽市にとっても非常に重要な視点になるかと考えます。中学校の進路指導において、大学進学を見据えた上級学校への進学を指導することが必要と考えますが、現在そのような進路指導はされていますか。していない場合は、その理由や課題についてお示しください。

小樽市は小樽商科大学もあり、多くの大学がある札幌市にもアクセスのよい恵まれた状況であるにもかかわらず、このような統計から読み取れる大学等進学に不利というイメージは、子育てをする世代から住みたいと感じてもらうことは難しいと考え、せめて道内の平均値を超えるような大学等進学率を目指す必要があると思います。この大学等進学率について、小樽市教育委員会での問題や課題についての見解と取り組むことができるものがあればお示しください。

最後に、小中高の連携についてお聞きいたします。

確かな学力の育成や大学等進学率の向上を実現するためにも小学校や中学校でも高校のことをもっと知ることが必要ではないかと考えます。教育は子供の健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要です。高校卒業までに、自分の考えを相手に伝え、相手の主張を聞き取り、議論するといった高度な英語コミュニケーション能力を身につけるためには、小・中学校段階でもその目標を認識しておく必要があります。

例えば、高校でディベートを英語でできると学習到達目標を設定した場合に、中学校はそこから遡って相手の発言を聞いて論旨を理解できる、相手の発言について不明点を質問できるというように具体的にどのような力をつければよいのかが分かります。

このように各学校段階で目指すべき到達目標を明確にし、役割分担をすれば目的意識ははっきりし、漫然とした授業にはならないと思われます。このように学習到達目標に小中高の学校種を超えた一貫性があることも重要です。

小樽市の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当するのは小樽市教育委員会となります。そのようなことを実現するためには教育委員会が媒介となり、各学校種が連携して学習到達目標を立てられるようサポートする必要があると考えます。

そして、小中高連携で、中学校、高校への接続をスムーズにすることが大切かと思います。

小樽市の教育委員会として、もっとお互いのことを知ってもらい、子供たちによりよい進路選択をしてもらうためにも、進路説明会にとどまることなく、高校の教職員に中学校を訪問してもらい、それぞれの高校が目指す教育の在り方を、生徒や保護者、教職員に伝える機会を設け、高校がやっていることをしっかりと伝えるなど、まずは積極的に中高連携を進めていくことで、小樽市のさらなる教育力向上

にもつながっていくと考えますが、見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、学力と進学について御質問がございました。

初めに、確かな学力の育成についてですが、まず令和3年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査において、国語、算数・数学の授業の内容がよく分かるとの御質問に、「当てはまる」と回答した本市の児童・生徒の割合につきましては、小学校6年生の国語では42.2%。算数では45.5%。中学校3年生の国語では32.4%。数学では34.0%となっております。

次に、小樽市教育推進計画の指標として、授業内容の分かりやすさを指標とすることの見解と、教科が好きな割合を指標とした理由につきましては、授業の内容がよく分かると回答した児童・生徒は、教科の平均正答率が高い傾向にありますので、授業内容の分かりやすさを指標とすることも検討いたしましたが、まずは、全ての児童・生徒に学習に対する興味・関心や、意欲を高めることが何よりも大切であると考え、教科が好きという児童・生徒の割合を指標としたものであります。

次に、大学等進学率についてですが、まず大学等の進学を見据えた進路指導につきましては、各中学校においては、生徒一人一人が将来の夢や職業を思い描きながら主体的に進路を選択することができるよう、生徒や保護者との面談や、高校が主催する学校説明会への参加を通して、大学や専門学校等への進学先や就職先など、高校卒業後を見据えた進路指導を行っております。

次に、本市の大学等進学率についての市教委の見解につきましては、本市の大学等進学率につきましては、約40%で、北海道の平均より下回っているところでありますが、大学の研究論文等によりますと、大学等の進学率が低くなる要因としては、経済的な理由や、地域の産業形態、大学等の設置状況など、様々な要因が影響していることが示されており、本市でも同様の要因が関係しているものと推察しております。

こうしたことから、市教委といたしましては教育活動の充実度を高め、児童・生徒の学ぶ意欲を育てることが大学等へ進学し、自らを高めていこうとする意識の醸成につながるものと考えておりますことから、中学校段階からの進学指導の充実や、進学に対する保護者や家族の理解の促進など、大学進学の意義を感じられる環境づくりに努めていくことが必要であると考えております。

次に、小中高の連携についてであります。積極的に中高の連携を進めることの市教委の見解につきましては、市内の中学校では高校の教員による出前授業を行い、生徒が高校の授業の雰囲気に触れることで進学への意識を高める取組や、高校の教職員が学校を訪問し高校生活の様子を生徒へ説明する機会を設けている学校もありますが、十分な取組には至っていない現状であります。

市教委といたしましては、小中高の学校段階間で相互連携を図り、積極的に交流することは大切であると考えておりますので、今後、小学校から高校までの学校関係者が集まり、学力や進学、不登校など、学校の様々な課題について協議する場を新たに設け、本市の教育力の向上につなげてまいりたいと考えております。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

○1番（横尾英司議員） 再質問いたします。大体は予算特別委員会でやろうと思うのですが、1点だけ、少し確認というかお願いをしたいのですけれども。

財政状況についてのお話で、健全性、弾力性、安定性、財政負担適正化という部分について、指標を出すということで答弁をいただいたのですが、結局この目標というか、小樽市としてどれくらいかというのをお聞きしたのですが、なかなかその部分はお示しはしていただけなかったと思うのです。これはやはり、もう少し時間がかかるという問題なのか、全くこれは出すことができないのか。その辺を小樽市の財政状況であれば、やはり目標を持ってある程度進めなければならないですし、どれくらいが小樽市に必要なのか、どれくらいが適正なのかという部分が見えなければ、ただただ厳しいなどという話になってしまいますので、この目標というか指標は、すごく大事になるかと思うのですが、これは出せないものなのか、もう少し時間がかかるものなのか。そして時間がかかれば、もう少し示せるようなものなのか。

その1点を確認させていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（上石 明） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

財政状況の指標の関係でございますが、今、横尾議員から御質問があったとおりに、我々といたしましては、現時点で目標値をお示しをするのが難しいというふうに考えてございます。現在、予算編成に当たりまして、要は財政調整基金に頼らなければ予算が組めないという状況になってございます。今、これを着実に減らしていくと、それが結果的に決算において、要は逆に積み立てていけるという状況になると考えてございますので、まずそれを直近としてやらないといけないと考えてございます。

その後、議員からも御質問があったとおり、将来を見据えたときに、やはり安定的に財政運営をしていくためには、しっかりしたある程度の目標・指標というのは設定をすべきと我々も考えてございます。そのの時期に合わせまして、どういった指標を設定すべきかということもございまして、もう少し時間をいただきまして、将来的にはきちんと設定をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 横尾議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 2021年12月第4回定例会に当たり、立憲・市民連合を代表して質問いたします。

最初の項目、並行在来線についてです。

並行在来線については、本年の第1回定例会でも質問をさせていただきましたが、新聞報道等を見ていると、いよいよ本格的に考えなければならない時期にきているように思います。そこで、令和3年11月に行われた後志ブロック会議の資料を見ました。この中で長万部から小樽までの収支予測は、全線バス、全線第三セクター鉄道、余市から小樽までが第三セクター鉄道で、長万部から余市までをバスとしています。

まず確認したいのですが、現在の議論としては、この3パターンから選択するということなのでしょう

うか。つまり、倶知安から小樽までが第三セクター鉄道で、長万部から倶知安までがバスという選択肢は、現実的ではないという認識でよろしいでしょうか。

私はこの問題を考えたときに、様々な要素があり、頭の中の整理がつかない状況になりました。会議で示された3パターンの議論を同時にどれがよいのかと議論しても、なかなかうまく議論ができないのではないとも思っています。そこで、この問題を考えるときに、基本となるのは、可能なら第三セクター鉄道にしたいと思っています。

ただ、現状では第三セクター鉄道は、バスに比べ費用がかかる。その費用負担が納得できるなら鉄道。納得できないならバスというふうに考えたいと思っています。やはり、気持ちは鉄路を残せるなら残したい。しかし、費用負担がそれに見合うのかというのを冷静に見極める、このような形で議論をしていくべきではないでしょうか。

そうすると、まず第1案としますが、長万部から小樽までの第三セクター鉄道にする場合です。もちろん、この案が基本の思いに沿う案です。財政的な視点を除けば理想なのでしょう。しかし、問題は収支予測です。会議の資料によれば、30年累計で864億6,000万円の赤字です。この場合、小樽市はどれぐらい負担するのでしょうか。そして、この負担について小樽市は容認できますか。ただ、他町村もあつてのことですので、バス転換を第一に掲げる町村もあると思いますから、この案ですんなり決着するとは思えませんので、次の議論をしたいと思っています。

つまり、余市から小樽までが第三セクター鉄道で、長万部から余市までをバスとする議論です。これを第2案としますが、ポイントとなるのは、私は余市町だと思っています。新聞報道等を見ていると、余市町は鉄路を何としても残すのだという方向で動いているように思えますが、小樽市は余市町の姿勢については、どのように分析していますか。

そして、余市町は、議会で、余市協会病院付近に簡易な停車場を建設するという議論を行っていました。そして、後志ブロック会議において、このケースでの利便性向上策も提示されています。新駅の設置や増発が主な柱で、余市－蘭島間の余市町内と、塩谷－小樽間の長橋付近に駅を新設することを検討するとされています。いずれも、病院や学校、商業施設が至近にある箇所、余市側の新駅は382人、小樽側の新駅は604人が利用すると見込まれています。くしくも私が、本年第1回定例会で余市－小樽間について、「オタモイや長橋に新駅を造る、それぐらいの覚悟を持って利用客の促進に臨んでいただきたいと思っています。」と述べたのに対し、同じ考えを持って真剣に検討をしていたんだということに対して非常にありがたく思っています。

そこで、小樽の新駅として長橋が想定されていますが、オタモイが検討されていません。オタモイも住宅地が広がっています。オタモイが出てこない理由はどのようなものなのでしょうか。利用者数の問題でしょうか。

次に、私は、この余市－小樽間を鉄路で残す場合に、利用促進として、まだポイントがあると考えています。それは、北海道中央バス株式会社が運行している高速いわない号をはじめとした、都市間高速バスとの調整です。それは、現在、両路線が競合して運行しているからです。当然、バスと鉄路の競合ということはどこにでもあります。そして、中央バスに一方的に譲りなさいということにはならないのも承知をしています。

ただ、従来とは少し状況が変わっています。というのも、平成30年に後志自動車道が開通しました。高速いわない号は、小樽を経由して運行していますが、後志道を利用すると、かなりの時間短縮になります。

そこで、岩内から、小樽に向かう利用者には余市で鉄路に乗り換えていただく。札幌への利用者は、

後志道を利用して大幅に時間短縮をしてもらう。全ての高速いわない号とまではいかななくても、半分程度の便でこのような調整をすることは、利用者のためになると思います。それが、ひいては鉄路維持のためにもなると思いますので、検討していただけないでしょうか。この案について、市長の見解はいかがでしょうか。

その上で、この第2案については、30年累計で258億2,000万円を負担しなければならないとなっています。第1案と同じ質問をしますが、この場合、小樽市はどれくらい負担するとお考えですか。

そして、この負担について、小樽市は容認できますか。

余市－小樽間だけ残す場合には費用負担の割合の問題が残ります。つまり、余市－小樽間の鉄路の費用についても、長万部－小樽間に関わる全市町村が負担するののかという問題です。この点については、何か方向性は出ているのでしょうか。

また、小樽市として、どのようにお考えですか。

最後に、全て鉄路を廃止し、全てバス路線にするというものです。それは、第2案について、どうしても財政的に負担できない場合に、仕方なくこの結論になるのではないのでしょうか。蘭島、塩谷地区など関係ある住民の皆様の中には、鉄路を残してほしいという方はいらっしゃると思います。もし、この結論になるのであれば、廃止になる沿線住民の全ては納得できないのかもしれませんが、大多数の方に、仕方ないよねと思っていただけるように努力をお願いしたいと思います。

第1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、並行在来線について御質問がありました。

初めに、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議における、地域交通の確保法策につきましては、現在お示ししている三つのパターンで検討を進めており、余市－小樽間と比べて、輸送密度が低い倶知安－小樽間を鉄道とする案は検討されておりません。

次に、長万部－小樽間を第三セクター鉄道とする場合の本市の負担につきましては、まだ協議会で負担割合の協議を行っていないため、現時点では本市の負担額をお示しできませんが、小樽市だけではなく、沿線自治体にとっては大変重い負担になるものと想定しており、慎重に判断すべきものと考えております。

次に、余市町の姿勢につきましては、協議会において余市町長から、多駅などによる収支改善の検討や、国土交通省の参画を求める提案がなされたほか、余市－小樽間に関して収支が合うことを前提に、内部でも様々な検討をしている旨の発言もあったことから、余市町は余市－小樽間の鉄路を残したい意向であると認識をしております。

次に、オタモイの新駅につきましては、今回の後志ブロック会議では、新駅設置による収支の改善を検討するため、まずは余市と小樽に1か所ずつ新設した場合の試算を行ったものであります。

小樽市域では仮の新駅設置場所として、オタモイより多くの利用者が見込める、長橋十字街付近を設定したものと認識をいたしております。

次に、高速バスとの調整案につきましては、第三セクター鉄道の利用促進と、バスの余市－札幌間の所要時間短縮というメリットが考えられる一方で、小樽行きの利用者の乗り継ぎによる利便性低下や、バスが小樽を通過することによる利用者減少が懸念されることから、慎重に検討すべきものと考えてお

ります。

次に、余市―小樽間のみ鉄道とする場合の本市の負担につきましては、全線鉄道の場合と同じく、現時点で示しはできませんが、こちらでも大変重い負担になるものと想定をしており、慎重に判断すべきものと考えております。

次に、余市―小樽間のみ鉄道とする場合の費用負担につきましては、協議会ではまだ具体的に定めておりませんが、北海道と沿線自治体である本市及び余市町が負担するものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）

○16番（中村誠吾議員） 第2項目めの質問をいたします。

塩谷地区におけるキャンプ場とおたる自然の村についてです。

新型コロナウイルス感染症は様々な社会の変革を起こしています。人が集まるのが難しくなっており、ソーシャルディスタンス、3密という言葉が生まれました。特に、飲み会やパーティー、大型イベント、海外旅行といった娯楽が難しくなっている今、それに代わって人気を集めているのが、アウトドアです。経済面から見ても、アウトドア市場は拡大が続いている状況で、アフターコロナになっても拡大は続くのではないかとされています。その中でも、特にキャンプは家族で気兼ねなく出かけられ、自然を満喫しながら旅行気分を楽しめるとして、世界中でも愛好家が増えています。キャンプは3密を避けたレジャーとして、ポストコロナであっても、人気は定着するのではないかとされています。そして、道内でも、キャンプ場の新規オープンが相次いでいます。

このような状況を考えたときに、小樽市の状況を見ますと、キャンプを取り巻く環境はかなり遅れているのではないかと考えています。小樽市のホームページで確認しますと、朝里川温泉地区に3か所あり、朝里川温泉オートキャンプ場がオートサイト6区画、バンガロー2棟、小樽望洋台キャンツェオートキャンプ場が、オートサイト25区画前後。朝里の森キャンプ場が今年新規にオープンして、100平方メートルの広さ。天狗山地区に1か所、1万3,000平方メートルの敷地を持つ、おたる自然の村となります。それぞれの施設が頑張っていますが、市全体で見て、あまり充実しているとは言えないのではないのでしょうか。

まず小樽市のキャンプ場の現状について把握されていますか。

一番広い、おたる自然の村ですが、昨年の利用者は経営状況説明書によりますと、野営場入場者は1,982人です。他市町村に目を向けますと、私が後志管内で思いつくキャンプ場は、羊蹄山真狩自然の村キャンプ場です。もちろん、私も利用させてもらったことがあり、すばらしいキャンプ場だと実感はしていますが、たまたま真狩村議会のまっかり議会だよりを目にすることがありまして、その中に、真狩村観光客入込状況として資料があり、客観的なデータがありました。それによれば、羊蹄山自然公園にあるキャンプ場は、村内居住者を除く利用者だと思いますが、令和元年度が、対前年比140.1%の8,521人、令和2年度が、対前年比137.2%の1万1,692人となっています。冒頭に申し上げた、キャンプブームを証明していると同時に、やはり立地、施設の差ではないかと痛感しました。

この資料では、どの市町村から来たかは分からないのですが、北海道の人口分布を考えると、札幌市民の存在感は無視できません。札幌中心部から羊蹄山真狩自然の村キャンプ場までは80キロメートル強で、2時間弱かかります。一方、おたる自然の村は、40キロメートル強で高速道路を使用すれば1時間弱です。にもかかわらず、利用者は6倍近くあるわけです。もちろん、おたる自然の村は宿泊棟もあり

ますので2,000人強はいますが、それを合わせて4,000人程度で、羊蹄山真狩自然の村キャンプ場の利用者の3分の1程度です。

まず小樽市として、おたる自然の村の現在の利用者数はどう分析されていますか。

次に、私は小樽市の決算説明書を改めて見ました。財政面から申し上げますと、令和2年度の歳出は自然の村費として7,301万1,000円。一方、歳入は、おたる自然の村使用料として、予算としては1,550万円ですが、実際の収入額は613万5,900円となっています。経費の10分の1の収入であり、5,000万円以上、小樽市が負担していることになっています。この現状は市としては是認できるのでしょうか。私は、もちろん、おたる自然の村の存在意義は間違いないものだと思っています。

ですから、もう一つの視点でお聞きします。これから、建物は古くなっていきます。もし、老朽化で農林漁業体験実習館が使用できなくなった場合に、この状態で新たな投資をして建て替えるお考えはありますか。施設は永遠に使用できるわけではありません。そうなのであれば、早めに新たな戦略が必要なのではないでしょうか。

私は、冒頭申し上げた、キャンプブームと、小樽市のキャンプ場を鑑みておたる自然の村の新たなキャンプ場として、塩谷地区にも、設置するのがよいのではないかと考えています。この案に対して、市長は検討する価値はあると考えますか。

なぜ、塩谷地区かと申し上げますと、まず1点目はキャンプ場と登山の相性のよさです。羊蹄山真狩自然の村キャンプ場は、羊蹄山の登山口にあります。羊蹄山の登山客は4,500人程度いるようです。当然、両方親しまれる方も多くいらっしゃるでしょう。キャンプ場と登山口が同じところにあるということは、相乗効果が期待できます。昨年の第1回定例会の会派代表質問で、小樽市は塩谷丸山をしっかりと観光資源として捉えるべきという質問をさせていただきました。市長は、「塩谷丸山は手軽に登山でき、眺望が素晴らしい観光資源であると認識をしており、現に多くの登山客も訪れていることから、小樽山岳連盟と協力しながら、さらなる魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。」と答弁されております。

塩谷地区は登山客が数多く訪れる場所であり、既にキャンプに親しみのある人の集客が見込めます。また、キャンプ場があることで、塩谷丸山の魅力がさらに増すと思います。市長は定例会で、「登山者の駐車場を整備し、利用環境を整えたところであり、当面は現状の駐車場の利用促進を図る」としていますが、現在の、塩谷丸山の登山口にある駐車場は、週末にはあふれています。キャンプ場を新たな登山口として提供できれば、さらに素晴らしい塩谷丸山になるのではないのでしょうか。

2点目は、後志自動車道の開通です。

札幌中心部から例えば近隣の塩谷駅までは、距離こそ天狗山よりも遠いのですが、高速道路を利用するため、時間にすると10分程度短くなります。そして、この地区は後志道の小樽塩谷インターチェンジを下りてすぐです。小樽市内の信号に巻き込まれることなく来場することができます。この立地のよさは、他の新設キャンプ場にはない魅力になると思います。

3点目は、塩谷駅の利用促進です。

確かにキャンプ場は車で訪れるイメージが強く、鉄道の利用はあまり考えられないかもしれません。しかし、今新しい施設で、大きな荷物を持つことなく楽しめるキャンプ場も普及してきているのです。このようなキャンプを楽しむのであれば、必ずしも車で来場する人のみにターゲットを絞る必要はないのではないのでしょうか。むしろ、キャンプは車で行くものという固定観念がありますが、駅から徒歩で行くことができるキャンプ場はほとんどありません。つまり、他のキャンプ場とある意味では差別化が図れるのです。

一方で、塩谷駅の視点から見ても、そうやって少しずつでもキャンプを利用目的にされる方が鉄道を利用して収益につながるということです。並行在来線の利用促進というのは、駅の魅力を上げることもあるはずです。まさに、一石二鳥なのではないでしょうか。

最後に、塩谷地区には、市有地が幾つかあるという点です。

もちろん、市有地に限る必要はありませんが、市有地を利用できるなら、移転のハードルは低くなります。小樽市の財産台帳を見ますと、塩谷4丁目には幾つか所有している土地があります。塩谷丸山に近い市有地で、財政部所管の未利用地はありますか。小樽のためにぜひ新しいことに取り組んでいただけるようお願いいたします。

第2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、塩谷地区におけるキャンプ場とおたる自然の村について御質問がありました。

初めに、市内キャンプ場の現状把握につきましては、本市が実施している観光入込客数調査において、今年オープン1施設の除く市内3施設の宿泊客数を把握いたしております。その宿泊客数を比較いたしますと、令和3年度は2年度より、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間が長かったことから、3施設合計では減少となっております。

次に、おたる自然の村の現在の利用者数につきましては、令和2年度及び3年度においては、北海道で緊急事態宣言等が発令されたことで、臨時休村を実施した影響などにより、大幅に入村者数が落ち込んでおります。それ以前は、特に野営場などの野外施設は天候に左右されるため、各年度によって変動はありますが、平成27年度から令和元年度までの5か年平均の入村者数は2万7,000人程度の利用があり、そのうち、市外の利用者は3割程度で推移をしております。

次に、市として現状を是認できるかにつきましては、おたる自然の村の施設規模から維持管理費用は妥当なものと考えておりますが、歳入に関しましては、社会ニーズに対応した魅力ある自然環境のさらなる活用や、施設のPR促進など、新たな収入増加対策を図ることにより、収支改善は必要であると考えております。

次に、農林漁業体験実習館の建て替えにつきましては、小樽市公共施設長寿命化計画において、この施設は、耐用年数の半分以上を経過しておりますが、定期的に改修されており、引き続き現施設を維持するために、長寿命化改修などの対応を図ることとしており、新たな投資による建て替えは考えておりません。

次に、おたる自然の村の新たなキャンプ場を、塩谷地区に設置することにつきましては、キャンプ場を塩谷地区へ設置するには、新たな設備投資が必要となり、さらにおたる自然の村の維持管理費用が増加する懸念があるため、設置は考えておりません。

しかしながら、現状施設の中で、新たな収入増加対策を検討する際には、キャンプ需要などの対応も含め、さらなる利用者サービスの向上に努める必要があるものと考えております。

次に、塩谷4丁目の未利用地につきましては、土地2か所、約10万7,000平方メートルを財政部で所管をいたしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）

○16番（中村誠吾議員） 第3項目め、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発についてお聞きます。

先日、北海道新聞に、第3号ふ頭の改良が着々と進んでいるという記事と、クルーズ船の寄港が2年連続ゼロ件という記事が出ていました。内容については、明暗対照的な内容ですが、新型コロナウイルス感染症がしっかりと落ち着けば、小樽にはクルーズ船が来るのは容易に想定できますし、むしろ来てもらわないと困るくらいの意気込みで、積極的に誘致活動を進めていく必要があると考えています。

そして、現在、クルーズ船の受入れのために工事がされており、昨年12月には小樽港第3号ふ頭周辺再開発の施設配置計画が出てきました。観光・商業施設は18番岸壁の34号上屋と、小樽地方合同庁舎正面のおたるマリン広場の2か所に配置をし、多目的広場への観光・商業施設導入を先行し、34号上屋は、将来ニーズを見極めてから導入するとしています。第3号ふ頭基部のおたるマリン広場内の一部に建設を予定している観光・商業施設は市民も利用できる多目的ルームやコインロッカー、サイクル関連施設などの入居を予定しているとのこと。

また、現在では、観光船ターミナルや市港湾室などが入る建物は取り壊し、観光船ターミナルは既存の34号上屋を活用して当面对応し、港湾室の移転先については、現在の観光振興室の執務室への移転を予定していると聞いています。

まずこれらの建物にかかる費用ですが、34号上屋改修と、マリン広場に建設される施設を建設するための費用はおおよそどれくらいと想定していますか。

また、それぞれ何平方メートルを想定していますか。

私は、この計画については、小樽を盛り上げる計画だとは考えています。ただ、本年10月に、第3号ふ頭に近接する場所で、市民の盛り上がりもあり、市として大きな判断を行った出来事があったと私は考えています。それは、老朽化で解体が検討されていた北海製罐小樽工場第3倉庫の存続が決まったことです。老朽化で解体が検討されていましたが、小樽市は土地と建物を北海製罐株式会社から無償で譲渡されることが決定したのです。つまり、第3号ふ頭に近接する場所に今後利用を検討しなければならない建物が登場してきたわけです。我が会派としては、このような展開から、港湾と運河と旧国鉄手宮線と、これらの地区が一体となった計画の再構築が必要だと考えます。

おたるマリン広場に建設予定の観光・商業施設には、先ほど申しあげましたほかに、1階には物販店舗や国際インフォメーション、2階には市民ホール、カフェ、3階には小樽観光協会、市観光振興室のほか会議室が設けられる計画と聞いています。

まず1階の物販施設については、小樽や後志の産品のほか、道内の製菓を扱う店舗のほかコンビニエンスストアも想定されていますが、現在、運河周辺にはこれらと類似する店舗が多くあり、既存店舗への影響を危惧しております。既存店舗との競合はあると考えられますが、どのような認識をお持ちなのでしょうか。

また、既存店舗を含め、経営していくだけの需要があると試算しているのでしょうか。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、この周辺では空き店舗も生じている状況で、市としては、この活用を促進することも重要だと考えられますが、いかがでしょうか。

3階の観光協会と、市観光振興室の事務所について、現在は市所有の同じ施設内で情報共有もしながら観光振興に当たっている中で、事務所の位置もそう変わらない、新たな事務所のため費用をかけ、スペースを建設することに疑問があります。観光振興室が、入居のために支払わなければならない家賃は、幾らになるのか。

また、なぜ現施設ではなく、経費もかかる新たな施設に移るメリット、デメリットと移転する判断となった理由を伺います。

この施設の建設と運営は、市が出資している小樽観光振興公社を予定していますが、現在の公社の経営状況に対する認識はどのように捉えられていますか。

以前示された事業計画では、計画されている観光・商業施設の収支も含まれていますが、建設数年後の施設の年間収支を大きく捉えると、例えば令和8年度では、1階から3階のテナント料収入が約4,700万円ですが、この施設の建設費を含む長期借入金の元利償還金が約4,000万円。維持管理費は、電気料金だけでも約2,600万円を要し、不足分は市から土地を借りて運営する駐車場収入などで賄う収支となっています。これを見る限り、民間の経営的な視点では、この施設は当初から採算を取るのには難しいと思いますが、それに対する認識はいかがでしょうか。

将来的に、公社の収支に与える影響が危惧されますが、仮に公社が収支不足に陥った場合には、市で財政的援助を考えているのですか、伺います。

アフターコロナを見据え、クルーズ船の受入れ施設の整備が進み、第3号ふ頭周辺の開発は小樽観光にとって重要で、早急に取り組まなければならない一つと考えております。しかしながら、今後、計画している施設による小樽観光振興公社の経営への影響や、既存店舗への経営の影響などのほか、近接する34号上屋跡地に建設予定の観光・商業施設の差別化や、第3倉庫の利活用など、課題は多いと思われます。

最後にお聞きしますが、第3号ふ頭及び周辺再開発の施設配置計画は、この地域の将来を見据え、いま一度、再考する必要があると考えておりますが、現在の計画を見直しするおつもりはあるのか、伺います。

第3項目めの質問を終わるとともに、再質問を留保し、代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発について御質問がありました。

初めに、施設を建設するための費用等につきましては、観光船ターミナルは、当面、34号上屋の健全度を確認した上での改修や建て替えについて検討しており、34号上屋を暫定的に利用するとした場合は、改修費用に1億円程度が見込まれ、床面積は既存施設と同一の約1,000平方メートルを想定しておりますが、建て替えについては現時点で規模や機能が未定であることから、試算は行っておりません。

また、観光振興公社でマリン広場へ建設を予定している観光・商業施設は、公社による計画では、建設費用として約6億円を見込んでおり、4階建てで延べ床面積約2,000平方メートルとなっております。

次に、マリン広場に建設予定の観光・商業施設と、既存店舗との競合についての認識につきましては、1階の物販施設は、現在の観光物産プラザにおける物販機能を拡充し、移転をするものであります。

さらに、隣接地に大型駐車場が整備されるとともに、第3号ふ頭及び周辺再開発が進むことにより、クルーズ船寄港数の増加が見込まれることや、緑地でのイベント等による集客が期待できることから、既存店舗とは競合せず、相乗効果により需要が喚起されるものと考えております。

次に、運河周辺での空き店舗の活用につきましては、コロナ禍の収束により、観光客の入り込みが回復することや、第3号ふ頭及び周辺再開発により、新たな誘客が喚起され、第3号ふ頭基部から周辺への人の流れが創出されることから、空き店舗の利用促進が図られるものと考えております。

次に、観光振興室が入居のために支払う家賃につきましては、観光協会負担分と合わせ、共益費を含

め年額約940万円と試算されておりますが、本市の負担額については今後、面積按分などにに基づき協議していくこととしております。観光振興室が施設に入居するプランにつきましては、第3号ふ頭及び周辺再開発により、港湾室庁舎の移転先の確保が必要となるため、観光振興室庁舎を含めた再配置を検討した結果、観光振興室庁舎に港湾室を移転させ、観光振興室が新たな観光・商業施設に入居することで課題が解決されるとの考えが根底にあります。

また、観光振興室と観光協会が新たな施設に入居することにより、1階の国際インフォメーションセンターとの一体的で効率的な運営が期待されるというメリットがある一方、デメリットとしては、新たな施設に観光振興室が入居することにより、家賃などの財政負担が生じることと考えております。

次に、現状の小樽観光振興公社の経営状況に対する認識につきましては、事業の二つの大きな柱となる、駐車場事業と観光船事業のうち、駐車場事業については収益が確保されている一方で、観光船事業については天候に影響される欠航率の高さや、冬期間の営業ができないといった理由から収益が確保されておらず、さらに新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、大変厳しい状況にあると認識をいたしております。

次に、観光・商業施設の採算性に対する認識につきましては、御指摘のとおり、公社が策定をした事業計画では、観光・商業施設単体で収支均衡が図られておりません。しかしながら、本市が令和2年度に取りまとめた施設配置計画では、民間開発・管理運営ゾーンとして、観光・商業施設と観光駐車場を一体的に運営することとしたものであります。公社の事業計画においても一体として運営することを前提に収支均衡が図られたものとなっており、本市の取りまとめた計画と整合していると考えております。

次に、観光振興公社が収支不足に陥った場合の財政支援につきましては、先ほど御答弁したとおり、公社の経営状況は、観光船事業において慢性的な収支不足が生じており、大変厳しい状況にあります。このため、赤字体質からの脱却や今後の事業強化を図るため、今年度から経営陣を刷新し、その体制の下、経営改善の取組を進めているところであります。

このたびの第3号ふ頭及び周辺再開発を契機に公社が観光駐車場と観光・商業施設の管理運営を進めることにより収支が改善され、安定的な経営が図られていくものと期待をいたしております。今後とも第三セクターである公社に対しては、市として健全な経営が維持されるよう、常に経営状況等を把握し、収支不足に陥らないよう適切な関与を行ってまいります。

次に、施設配置計画につきましては、この計画は平成26年度に策定をした、第3号ふ頭及び周辺再開発計画での検討経過や、令和元年度から進めてきた第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議での意見交換を踏まえ、昨年12月に取りまとめたものであります。

この計画の中では、34号上屋跡地の利用方針として、今後の観光船の集約の効果や観光客の回遊性の変化などを見極めた上で、観光船ターミナルを中心とした複合施設を建設することとしており、将来ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう計画していることから、現時点で見直す考えはありません。

なお、34号上屋跡地に複合施設を建設する段階では、この地域におけるニーズを改めて把握するとともに、北海製罐小樽工場第3倉庫の利活用の方針等も踏まえ、必要な機能を検討する必要があると考えております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

○16番（中村誠吾議員） 何点か再質問をさせていただきます。

一つは、今回、代表質問をした中で、2点同じことで絡んだのですがけれども、並行在来線と塩谷地区のキャンプ場について私は、ここを小樽市の北西部に関わることとして質問したのです。失礼な言い方

になったらごめんなさい、北西部というのは市政の中で話題が少なかったり、量販店がなくなったなど、あっても明るい話題が少し少なかったのではないかと思います。ですから、また、並行在来線についても、直接影響のある市民が少なく、関心が高まらないと北海道新聞の記事にもあったのですこれは事実ですから。だからこそ、北西部地区の市民の市政に対する何か諦めムードみたいなものが漂ってほしくないと思っていますのですよ。それで非常に心配しています。その中でも、少しでも明るい話と言ったら理想みたいだと思われては困るのだけれども、キャンプ場の質問をしてみたのです。そして、まず市長は、北西部に対してどのような思いで市政に取り組んでいるのかお聞きしてみたいと思ったのです。

なぜなら、改めてこの質問をつくるときに、小樽市総合戦略を見たのです。そしたら、北西部地区について、「豊かな自然環境などを活かした宿泊体験の場を提供し、小中学校の教育旅行などの誘致に努め、地区住民との交流機会を創出するほか、後志地域との結節点である地理的条件を活かし、広域的な観光圏の形成に努めます。」と書いているのですよ。

それで、塩谷地区のキャンプ場については、私はまさに、総合戦略の具体化ではないかと考えているのです。この総合戦略について、確実に実行していくというのは当然だと思います。これも質問ですけども、どのように総合戦略に沿って豊かな自然環境などを生かした宿泊体験の場を提供していくのか、市長の思いがあればお聞かせください。

次に、おたる自然の村の質問をしたのですけれども、維持管理費用を5,000万円以上負担している現状については妥当であると答弁されました。そして、農林漁業体験学習館については、現施設を維持するために長寿命化改修などの対応を図るという答弁だったと思うのですが、これらの答弁は、裏を返すと言うと失礼だけれども、おたる自然の村については、財政再建団体に陥るとか、もしくは似たような状況にならない限りという大前提はあるのです、今後も少なくとも現状を維持し運営していく方針を市として持っている。つまり、廃止や縮小は考えていないということであってよろしいのですか、ということが一つ。

それともう一つ、市の政策としては、観光は大きな柱ですから当たり前なのですが、この新型コロナ災害と言っているような状況下での観光客の増加という点では、次年度以降のキャンプ需要は見逃せない要素だと私は訴えているのです。

それで、おたる自然の村の維持管理費用が増加する懸念があるという市長の答弁だったと思うのですけれども、これは、新たなキャンプ場を設置する障壁・障害は、市及び公社の財政的な問題だけということなのですか。そして、これがクリアされるなら検討できるという範囲なのですか、そこをお聞きしたいと思っています。

そして、再質問の最後、小樽港第3号ふ頭についてなののですが、今後の動き等については、我が会派としても注視していきたいと思います。

そこで、答弁をお聞きしていても、様々な利害関係があるとか組織的に絡むのですけれども、非常に複雑な問題であると私は理解しているのです。そして、これはやはり、市長が先頭に立って方向性をしっかりと示して、適宜決断が必要な大きな案件なのではないかと改めて自覚しました。

ですから、市長にお願いしたいのは、この案件について、言葉はよくないかな、部下に任せるのではなく、今後、市長が節目節目で先頭に立ってしっかりと決断していただきたい。そして、そのような考えを、決意をお聞かせいただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の再質問にお答えをしたいと思います。

市北西部におけます総合戦略への位置づけについて御質問されましたけれども、今手元に資料がございませんので、どういう記載であったか記憶にありませんが、北西部に対する思いといたしましては、やはり人口が市のほかの地域に比べまして大きく減少しているということと併せて、やはり高齢化も進んでいるということで、まちづくりを進めていく上でも大変大きな障壁になっているなというふうに思っております。

悪循環として、中村誠吾議員がおっしゃられたように、量販店も撤退をしていくというような状況になっているわけでありますけれども、ただ、私といたしましても、市の一部を構成しております北西部ですから、このまま看過するわけにはいきませんし、その一つとして、教育部の協力もいただきましたが、今回、忍路中央小学校と忍路中学校を併置校という形で存続いただけるということで、私の思いの実現に教育部として協力していただいたわけですが、それと併せて、やはり蘭島・忍路地区のまちづくりも、学校だけではなくて、学校を残すとして決めた以上は、やはり併せて地域振興も考えていこうという思いでありますので、そういった意味で、これからも北西部地域のまちづくりには、市としてもしっかり関わっていきたいというふうに思っております。

宿泊体験の記載があるということでございますけれども、これはこういった意図で書かれているものか分かりませんが、例えば、やはり北西部というのは海岸線がありますので、そういったところでの宿泊体験をイメージしたものではないかというふうに思います。塩谷丸山も含めて自然豊かな地域でもありますし、質問の中にもありましたとおり、私は今、本当にアウトドアのブームだというふうに思っておりますので、ここはやはり小樽市として生かしていけるところは、山も海もそうですけれども、生かしていければというふうな思いはありますし、それはある意味、北西部の強みではないかというふうに思っているところでございます。

それから、第3号ふ頭及び周辺再開発につきましましては、大変重大な局面を迎えているなというふうに考えております。昨日今日と、議会からも御質問いただきましたけれども、その思いは私としてもしっかり受け止めていきたいなというふうに思いますし、将来に過度な負担を残すことはあってはいけないというふうに思っておりますので、そういう認識の下でこの問題には取り組んでいるところでございますけれども、決して、今でも職員任せにしているわけではありませんが、やはりこの問題については、私が先頭に立って、経済界ですとか、あるいは関連団体ですとか、港湾業界ですとか、そういったところとの連携もしっかり図っていかなければならないというふうに思っておりますので、御指摘のあったとおり、市長としての役割をしっかり果たしながら、誤った判断にならないような形で慎重に対応していきたいなというふうに思っているところです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（小山秀昭） 中村誠吾議員の再質問にお答えします。

私からは、おたる自然の村公社の問題とキャンプ場の問題についてお答えさせていただきたいと思っております。

おたる自然の村の5,000万円を超える負担というのは、やはり大きいとは思っておりますが、コロナ禍前で年間2万7,000人以上の利用があることも事実でございます。ただ、今後も廃止、縮小は考えないのかということでございますが、これにつきましては、現状ではまだ考えておりませんし、この施設をいかに有効に使って多くの方に利用してもらえるか、その方策は公社としても考えていきたいと考えております。

また、塩谷のキャンプ場のお話ですが、これは今お話をいただいて、そこに約10万平方メートルの市の土地が未利用で残っておりますので、その利用を市でやるべきか、また民間に開発してもらうべきか、そんなものも含めて、まだスタートに立っていませんので、庁内で議論してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

次に、質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番、中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） それでは、質疑及び一般質問をいたします。

並行在来線存廃問題と地域まちづくりについて伺います。

北海道新幹線の札幌延伸に伴い、ＪＲ北海道から経営分離されるＪＲ函館本線の並行在来線長万部－小樽間の存廃を判断する期限が迫っています。北海道は新幹線開業後の在り方に、①第三セクターで全線鉄路維持、②全線バス転換、③余市－小樽間は鉄路維持、長万部－余市間はバス転換、の3案を提示しています。

小樽市は、地域の意見や要望を踏まえた上で市の方針を定めるとして、11月6日に塩谷小学校、13日に蘭島会館、19日に市民センターで、計3回住民説明会を開催。出席者、住民の要望もあり、さらに27日午前に丸山下会館、午後に親和会館で市民意見交換会として追加開催いたしました。

そこでお聞きします。住民の意見要望はどのようなものであったのかお知らせください。

それを踏まえ、今後の進め方についてお尋ねします。

まず小樽市側と余市町側との連携はどうするのか。小樽市側だけでは決められないと思いますので、今後どのような形で話し合いを進めていくのか、お尋ねいたします。

余市町長は、ユーチューブでアイデア募集をしていますが、小樽市としては、鉄路存続の方策は何かお考えですか。鉄路存続とバス路線にしても、利用者を確保するという意味でも策が必要だと思います。新しいまちづくりという視点も踏まえ、お考えをお聞きします。

余市町では、余市協会病院、北星余市高校辺りに新駅が設置できないかとの案が出ています。周辺住民の利便性確保、観光客の利用促進の観点から、株式会社ニトリによるオタモイ再開発の話が報道されていることもあり、オタモイ龍宮閣への入り口辺りを中心として、オタモイ3丁目から長橋4丁目へかけた地区への新駅設置を、小樽市としても考察すべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、第6波への備えが当面の課題となりますので、何点かお尋ねいたします。

まず小樽市の新型コロナウイルスワクチン接種率が他都市に比べても高いことが特筆されますが、現在、新規感染者が増えていない大きな原因になっていると判断されます。12月5日現在の医療従事者等を含む市民全体の接種状況は、1回目接種件数9万843件、接種率86.5%、2回目、接種件数9万257件、接種率86.0%となっています。市民の感染予防に対する意識が高かったことが一番の要因ですが、何より政府より供給されるワクチン不足の中、小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部が昼夜を問わず市内医療機関へのワクチン供給を大変な御苦労の下で実行されたことは高く評価されるべきと思います。

ます。

現在、年度内に12歳に達する小児や接種機会を逃した市民を除き、接種希望者は11月末までには、ほぼ2回接種が終了していると判断されます。小樽市医師会としても、今回の小樽市、小樽市保健所の対応に感謝していると伺っております。

昨年からの感染状況の中、小樽市新型コロナウイルス感染症対策協議会は16回開催され、新型コロナウイルス接種対策協議会も4回開催されております。小樽市医師会会員も、ウイングベイ小樽での集団接種を含め各医療機関で全面的に協力してきましたし、小樽市商工会議所をはじめ新日本海フェリー株式会社などが積極的に職域接種に応募され、無事終了したことも大きな要因であります。

今後、2回目接種完了から8か月後をめどに3回目接種が予定されておりますが、今年の6、7月のようなワクチン不足での市民の混乱は起きないのか、3回目接種に対しての小樽市の方針をお伺いいたします。

また、小樽市では、感染者急増のピークでは自宅療養者も多かった時期もありますが、保健所の努力もあり、他都市で報告されているような自宅療養中の不幸な症例報告はありませんでした。

政府は第6波に備え、第5波までの体制に加え、さらなる病床確保及び自宅療養体制の充実を行うように示していますが、小樽市の対応をお尋ねいたします。

以上、再質問を留保して終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、並行在来線存続問題と地域まちづくりについて御質問がありました。

まず市民意見交換会での主な意見につきましては、鉄道に関しては、「災害時の代替路としての役割も含め、全線残すべき」、「余市と連携して余市－小樽間だけでも残すべき」、「観光振興や新駅設置などで利用促進を図るべき」、「鉄道は国が維持するべき」といった存続を求める意見が多く寄せられたほか、「税金を使うことに対してシビアになってほしい」との意見もありました。

また、バスに関しては、少数ながら「バス転換がよい」という意見のほか、「新ルート案は便利だと思うが1日4往復では不足」といった意見をいただいたところであります。

次に、今後の余市町との連携につきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議の余市・小樽間個別協議として、これまでも行ってきた担当者レベルでの協議を継続していくことに加え、年明けにも、私と余市町長とで、余市－小樽間の並行在来線問題について話し合いたいと考えております。

次に、鉄道存続の方策などにつきましては、本市といたしましては、協議会の担当者会議の中で、鉄道存続の可能性を探るため、車両数の削減や小樽駅のJRへの業務委託化による要員数の圧縮、観光客の利用促進を考慮した利用者推計、多益化など、様々な収支改善策を検討してきたところであります。

今後においては、並行在来線の議論の結果にかかわらず、地域資源の活用なども含めて、公共交通の利用促進を図り地域交通を維持してまいりたいと考えております。

次に、オタモイ地区への新駅設置につきましては、先月の後志ブロック会議において、新駅設置による収支の改善を検討するため、小樽市域ではオタモイよりも多くの利用者が見込める、長橋十字街付近を新駅設置場所と仮定いたしました。今後、協議会で鉄道存続を選択した場合は、改めて新駅設置の可否や設置場所について検討することになるものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策第6波への備えについて御質問がありました。

まず、ワクチン3回目接種の方針につきましては、3回目接種は2回目の接種が完了してから8か月を経過した方を対象として、接種券がお手元に届いてから予約をしていただくこととしています。1回目接種の接種券送付時には、一時的にコールセンターやインターネット予約サイトの混雑により、予約が取りにくくなる状況となりましたが、こうした状況を回避するため、接種者の多い時期には接種券の発送を1週間ごとに行うなど、小まめに発送するとともに、ワクチンが不足することのないよう、在庫量を踏まえて接種券を送付していきたいと考えております。

次に、第6波に備えるための本市における病床確保と自宅療養体制につきましては、入院体制に関し、国から、今年の夏の感染拡大時と同程度の感染者数となった場合においても、入院を必要とする方が確実に入院できる体制を整備することが求められておりますが、現在市内では、最大100床を確保できる体制ができており、第4波と第5波における最大の病床使用率は6月4日の55%であったことから、必要な病床は確保されているものと考えております。

また、病床逼迫時に備え、感染症の治療が終了しても、なお入院が必要な患者を受け入れる後方支援病院についても、市内に数か所の医療機関の協力を得て確保しております。

自宅療養体制につきましては、自宅療養者に対するオンライン診療や訪問診療の実施について、小樽市医師会を通じて市内医療機関に協力を依頼しているほか、薬の宅配について、小樽薬剤師会と協議を進めております。今後も、感染状況を注視しながら、必要な都度、各機関や団体との協議を進め、医療提供体制の確保に万全を期してまいります。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

（3番、小池二郎議員登壇）

○3番（小池二郎議員） 質疑及び一般質問をいたします。

本市の人口減少や少子高齢化に歯止めがかからない状況に対し強く危機感を感じています。人口減少等への影響は様々あると思いますが、その一つに、子供たちのスポーツ環境が挙げられます。子供のスポーツ環境を整えることは、ただ単に運動能力の向上や運動習慣の獲得だけではなく、礼儀作法や思いやりの気持ちを学べるなど、心の成長においても重要であると考えます。

しかしながら、現在本市では、子供の数が年々減少することでスポーツを習う子供たちも減少し、それに伴い、スポーツクラブも減少しています。

さらに、指導者の減少、高齢化も進み、クラブ運営が困難となり、廃部してしまうクラブもあります。それぞれのクラブ等に子供のスポーツ教育を委ねるだけでは、本市のスポーツ環境は維持できなくなることが懸念されるところであります。また、様々なスポーツができる環境が整っていることは、子供たちの選択肢を広げ、スポーツに触れ合う機会も多くなると考えます。

そこで、質問いたしますが、まず本市の子供たちのスポーツ環境について、現状どのような認識をお持ちなのか、お答えください。

また、この課題について、どのような取組、対策を行っているのかもお示しください。

国では、スポーツ庁などと連携した日本スポーツ協会において、スポーツを核とした豊かな地域コミ

ユニティーを創造するために、総合型地域スポーツクラブの育成を目指す取組を行っております。

本市も、国からの要請において取組をなされていると思いますが、そのことについて質問いたします。
まず総合型地域スポーツクラブの概要と本市における必要性についてお示ください。

次に、この取組を行っていた経過と現在の取組についてお示ください。

今後、人口減少、少子高齢化が進み、より一層、子供たちのスポーツをする環境は悪化していくことが予想される中で、対策を強化するべきと考えますが、教育長の見解をお示ください。

次に、総合体育館周辺の新駐車場の冬期間利用について質問いたします。

総合体育館や周辺施設利用者にとって駐車場不足は大きな課題として、2年前、議会で質問させていただいてから、旧緑小学校の解体、駐車場整備まで進んでまいりました。しかしながら、先日所管から、新駐車場の冬期間の利用はできないとお答えがありました。

現在、総合体育館前の見晴台駐車場は、雪の影響で白線が見えなくなることで駐車可能台数が夏季に比べ減少し、平時でも足りていない現状です。さらに、小樽市民会館など周辺施設においてイベント等がある際も、見晴台駐車場が利用されることもあるため、総合体育館利用者の駐車場がさらに足りなくなることも考えられます。

だからこそ、新駐車場の必要性が高く、総合体育館利用者だけではなく、周辺設備利用者にとっても冬期間の利用をできるようにするべきと考えます。もちろん、除雪が必要になるなど課題はあると思いますが、新総合体育館建設までには7年以上かかることや、平時でも足りていない状況の中、今後大会などが開催されることも考えれば、冬期間の利用が不可欠と考えますが、一部利用ができるようにするなど検討していただきたいと思います。本市の見解をお示ください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、総合体育館周辺の新駐車場の冬期間利用について御質問がありました。冬期間における旧緑小学校跡地の駐車場としての供用につきましては、体育館周辺での駐車場の不足は従来からの課題であり、冬期間においても、大会などが開催された際に不足が生じる場合もあると認識をいたしておりますので、これらの緩和のため、一部供用について検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、子供たちのスポーツ環境について御質問がございました。

まず本市の子供たちのスポーツ環境につきましては、少子高齢化により、児童・生徒や指導者の減少、スマートフォンの普及などによる児童・生徒の生活習慣の変化、市内のスポーツ施設の老朽化などにより、小学校では少年団、中学校では部活動が団体競技を中心に減少傾向にあるなど、子供たちを取り巻くスポーツ環境が大きく変化しているものと認識しております。こうしたことから、少年団やクラブチームが活動する場を確保するため、市内スポーツ施設の維持管理や学校施設の開放事業を行っているほか、スポーツ少年団本部と連携したジュニアスポーツ研修会の開催や、総合体育館における小学生向けスポーツ教室の開催、委託事業者による水泳教室の実施など、少年団等に所属していない子供たちも参加できるよう、スポーツに親しむ機会の提供に努めているところであります。

次に、総合型スポーツクラブの概要と必要性につきましては、総合型地域スポーツクラブは、人々が身近な地域でスポーツに親しむため、地域住民が主体性を持って運営に参画し、自らも会員として支えるスポーツクラブであり、種目、年齢、レベルを問わず参加できることが特徴として挙げられます。本市としても、地域住民が主体性を持ってスポーツ振興に取り組むことで、健康寿命の延伸や住民間や世代間の交流による地域活性化に寄与するとともに、令和5年度以降、休日の学校部活動の段階的な地域移行が国から示されておりますことから、総合型地域スポーツクラブの必要性は高まっていると認識しております。

次に、総合型地域スポーツクラブの取組の経過と現在の取組につきましては、平成13年に策定された国のスポーツ振興基本計画において、各市町村に少なくとも一つの総合型地域スポーツクラブを置くこととされたことを受け、本市においても、平成17年度から設立に向けた取組を始め、当時の体育協会などの協力の下、平成22年に小樽西部地区総合型地域スポーツクラブが設立されました。その後、新たな設立の動きはありませんでしたが、昨年、新たにクラブ設立を目指す団体から相談があったことを受け、スポーツ振興くじ助成金を活用した補助金を交付するなど、クラブ設立を支援しているところであります。

次に、子供たちがスポーツをする環境の悪化への対策につきましては、引き続き、小学生向けのスポーツ教室の内容充実を図るとともに、学校施設の開放事業の実施やスポーツ施設の維持管理に努めてまいります。

また、部活動指導員やスポーツ推進委員などの協力を得ながら、子供たちがスポーツに親しむ機会や指導を受けられる機会を設けるとともに、地域に根差した総合型地域スポーツクラブの育成や、学校部活動の段階的な地域移行に向けた協議を行うなど、子供たちのスポーツ環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

○3番（小池二郎議員） 再質問をいたします。

新駐車場の冬期間利用については、前向きな答弁と受けましたので、よろしくお願いいたします。

あと、子供たちのスポーツ環境についてですが、スポーツクラブ関係者からは、生徒数が少なくクラブ運営がとても厳しいという声をお聞きすることは、これまで多数ありました。

また、市教委の所管で総合体育館で行われているトランポリン教室です。私もお手伝いさせていただきましたが、参加された保護者の方から言われたのが、トランポリン教室はすごく楽しくてよかったのですが、この後、どこで習ったらいいのですかということをお聞きしました。スポーツ教室の充実はすごい重要だと思うのですが、その後はどうつなげるかということがとても重要だと思っています。本来であれば、このような体験に参加していただき、興味や関心を持ってもらうことで、一人でも多くの子供たちにスポーツに触れてほしいと思いますが、残念ながらトランポリンだけを考えると、習えるクラブ、環境は本市にはありません。これも選択肢が少ないということの一つだと思います。幼少期にスポーツに触れ合うことはとても重要ですので、対策を強化すべきと考えます。御答弁ありましたけれども、ぜひ、行政とスポーツ協会や民間クラブ等が協力・連携して、このまちのスポーツ環境を強化していただきたいと思いますが、いま一度、答弁いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 小池議員の再質問にお答えをさせていただきます。

子供たちのスポーツ環境が非常に悪化しているということで、再度、対策等についてお伺いをしたいということだと思いますけれども、私どもも、少子高齢化に伴って子供たちのスポーツ環境が非常に厳しくなっているということは、日々痛感しているところでございます。

御指摘にありましたようにトランポリンができなくなったということでございますけれども、スポーツ環境を整えていくためには、二つの方策が今必要かというふうに思っていて、一つ目は幼少期からのスポーツ環境をどう整えて充実させていくのかという、子供たちにとっては非常に大切なことかなということと、それから、二つ目は学校の部活動も同様に大変厳しくなっておりまして、令和5年度から少しずつ段階的に地域に部活動を移行できないかというようなことも国のほうで今、検討会議で検討しているという状況でございます。そういったことを含めて、二つの対策、大きな対策を抱えておりますので、部活動のほうは関係機関で構成する協議会で検討していくということにしています。

そのほかに、スポーツ環境につきましては、先ほども御答弁させていただきましたけれども、スポーツ推進委員のお力も借りて、何とか幼少期のスポーツ環境を整えていけないかということも今、検討しているところでございますので、今後、子供たちがスポーツ環境を充実させて、生き生きと元気に暮らしていけるように、私どもも頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時18分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 中 村 吉 宏

令和3年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和3年12月8日

出席議員（25名）

1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	二	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	高	橋		龍
7番	丸	山	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	一	輝
13番	高	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
19番	高	野	さ	くら	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	濱	本		進
23番	山	田	雅	敏	24番	鈴	木	喜	明
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹			
副市	長	小	山	秀	昭	総務部	長	佐	藤	靖	久		
財政部	長	上	石	明	産業港湾部	長	佐	藤	文	俊			
生活環境部	長	松	井	宏	幸	福祉保険部	長	勝	山	貴	之		
こども未来部	長	小野寺	正	裕	保	健	所	長	田	中	宏	之	
建設部	長	松	浦	裕	仁	教	育	部	長	中	島	正	人
総務部	総務課	長	中	村	弘	二	財政部	財政課	長	笹	田	泰	生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事	務	局	長	佐	藤	正	樹					事	務	局	次	長	佐	藤	典	孝
庶	務	係	長	加	藤	佳	子					議	事	係	長	深	田	友	和	
調	査	係	長	柴	田	真	紀					書			記	阿	部	久	美	子
書			記	相	馬	音	佳					書			記	中	村	知	奈	津
書			記	松	木	道	人					書			記	三	上	恭	平	

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小池二郎議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第16号及び議案第18号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 第4回定例会に当たり、一般質問をいたします。

一つ目、自治体DXについてです。

昨今のコロナ禍にも起因し、ICT化推進は勢いを増し、次の段階としてDX、デジタルトランスフォーメーションという言葉も頻繁に耳にするようになりました。DXは進化するテクノロジーによって人々の生活を豊かにしていくという概念で、既存の価値観や枠組みに革新的なイノベーションをもたらすものであります。これまでは行政の分野でのDXは他国に比べて進んでいるとは言い難い状況でありましたが、目下その遅れを取り戻すべく大きな動きができていていると感じています。民間レベルでは様々な場面でDXは進み、官民の連携が図られるケースも多く見受けられます。民間が集めたビッグデータを活用し、行政の施策に反映させること。逆に、行政が持つデータをオープンデータ化し、民間が活用していくなど、お互いに有益なデータを持ち合っているという見方もできます。

一つ補足をすると、DXとデジタル化、言葉は似ていますが、少し異なります。アナログで行われている手法をデジタルに置き換えることがデジタル化、その後にデジタルデータを活用し新たな価値を創造していくのがDX。つまり、これからの時代は今にも増してデータは貴重な資源となっていくことから、その収集と分析、活用について従前の取組とは一線を画す必要性があることと考えます。

最初に、確認としてお聞きします。

かねてより議会でも度々取り上げてきたオープンデータについて、本市が現状進めていることをお示しください。

次に、市役所の業務フローとDXについてを関連づけて伺っていきたいと思います。

自治体DX推進に当たり、国による標準化システム、いわゆるガブクラウド、ガバメントクラウドに関してです。国にとっては、システム標準化により様々なメリットが出ると考えます。各自治体のシステムが標準化されることで、各省庁の側でデータを扱いやすくなることもメリットの一例です。

では、自治体側が享受できる恩恵はどうかということはお聞きしなくてはなりません。小樽市にとってのメリットはどう考えているのでしょうか。つまり、システムの標準化について、本市にとってメリットとなる点をどのように認識されているのか、お示し願います。

逆に、システム標準化の際、効率化は図れても自由度が低くなり、地域性や独自性のある取組をしづらくなってしまうという懸念もあるわけです。そうした意味でデメリットについてはどのように認識していますか。

ここ数年で、私自身もDXに関係するウェビナーに参加させていただいたり、実際に企業のサービス開発にアドバイスをするという機会もいただきました。自治体DXの先進事例でも役所内の意識醸成に苦慮した等の意見は多く耳にいたします。ここで重要なのは、自治体DXは国が決めたことだからやるというスタンスではなく、住民サービスの向上や経済振興、市民の豊かな暮らしに寄与するために行う

という認識を職員の皆さんに持っていただくことではないかと思います。現場の御苦労はあると思いますが、今は新しい行政の仕組みへの過渡期にあるのでしょうか。

今後RPAなどを導入していく際に、業務フローの見直しが重要になります。それは現時点での業務の流れを図式化し、どのように変えると、よりスムーズになるのかを検討し、オペレーションの最適化を図っていくという作業です。本市において、このように業務フローの変更、改善はどこが行っているのでしょうか。

他の自治体でも自治体DXに関わり、業務フローを見直し、手続の時間短縮を図り、手戻りをなくすことに苦心しているともお聞きしています。当然にどの場面でデジタル化を図るかなども考えられています。本市においてはそのような業務フローの、言わば棚卸し的なことは行っているのか、御説明をお願いいたします。

先進地域の中には、今の業務をフローに落とし込み、課題を洗い出すためのフローのデザイン研修を行っているところもあります。そのような観点で、デジタル化推進に向けた人材育成を本市としても図る必要があると考えますが、御所見はいかがですか。

次に、国の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画についてです。

重点事項として、テレワークの推進が挙げられています。本市職員のテレワークについては、これまでも議会で触れられたことはありますが、この流れの中で改めてお聞きしたいと思います。テレワークといっても物理的にできる職種とそうではない職種があります。テレワークに対して、親和性が高いと思われる職員の属性、シーンなどについての見解をお示してください。

次に、防災・減災の面でのDX推進について伺います。

いわゆる防災DXと呼ばれるもので、発災から速報、避難、安否確認、避難所における生活、それぞれのフェーズでICTの活用が進められていると認識しています。防災面でのDXに関しては、既に多くの企業が自治体と連携し、その実例を紹介するオンラインセミナーなどが行われています。災害対応は地理的な要素、そのまちの住居の分布などにも関わるため、他都市との単純な比較はできないことは理解しております。しかし、DXという観点で災害時の対応に先進技術を取り入れていくことや、平時には避難訓練などでの活用で意識の醸成を図ることなど、根本的な部分での必要性は市としても認識しておくべきでしょう。

そこで、現状と今後について伺ってまいります。

まずは、本市における災害時のICTの活用について、現状取り入れられていることを主なものを例示いただきたいと思います。いかがでしょうか。

国としても、防災DXを推進していく方向性を以前から示しているものと認識しています。総務省の作成による、デジタル変革を通じた新しい地域と社会の構築（総務省重点施策2021）では、消防・防災分野について、「地方公共団体の受援計画・業務継続計画の策定に係る研修会、市町村長等を対象とした災害訓練、市町村長や地方公共団体の危機管理等責任者を対象とした研修、感染症関連にも資する「防災危機管理eーカレッジ」のコンテンツの充実等を実施」と記載され、DX関連では、災害時情報共有システムLアラートの推進などについて触れられています。さらに、情報伝達に関しては、従前のシステムに加え、公共安全LTEという携帯電話の技術を利用した新たな仕組みもできつつあります。

この公共安全LTEというのは、「災害現場等における公共安全機関相互の円滑な通信や情報共有を確保するため、携帯電話技術を活用し、共同で利用することにより低コストで導入・運用が可能な無線システムを実現。関係府省庁と連携し、導入に向けた所要の技術検証等を実施」と説明されています。従前の無線システムと比較すると、メリットとしては、音声だけでなく画像や動画の通信もできること、

公共安全機関の共同利用により円滑な情報交換、運用コストの低減ということが挙げられています。このように、様々な事業が行われている中、国のビジョンがどのように本市に共有されているのかということもお聞きます。

自治体DXに関連して、総務省などから防災DXに関連したシステムや業務に関して指針などは通達があるのでしょうか。

次に、国レベルの話から自治体単位の取組に目をやると、例えば災害備蓄品の洗い出し、災害時の問合せにAIのチャットボットを活用、GIS、GPSの活用で迅速かつ適切な避難経路の選択などがあり、もしもの際に命をつなぐことに先進技術を役立てることができるわけです。本市でも積極的にこうした技術を取り入れるべきと考えます。

今後においては、総合体育館や本庁舎別館の建て直しに際して防災の観点も取り入れられることから、そこにも防災DXの観点を盛り込んでいただきたいのです。本市として今後進める予定の防災に関する事業でDXに関連するものをお聞かせいただきたいと思います。どのような中身で検討するのかも併せて伺います。

次に、防災DXと自治体間の広域連携についてお聞きます。

多くの分野において広域連携が進められてきていると認識していますが、この防災分野においても連携は望まれるものと考えます。場合によっては相互に物資のやり取りをすることや、避難者の受入れなどもあり得ることでしょう。

そこで、防災、特にDX関連について、後志圏域、札幌や石狩など、近接地域との広域連携について本市の状況をお聞かせください。

どこかの地域のみが飛び地のように防災DXの推進を図るのではなく、可能であれば歩調を合わせながら進めることができれば、発災時に行政が取る行動の選択肢が増え、相乗効果を期待できることから、ぜひ検討をお願いするところであります。

次に、人口減少対策について伺いたいと思います。

本市の人口は御存じのとおり、毎年約2,000人ずつのペースで減っている状況です。現状数が一定であれば母数は減っていることから、当然に減少割合は大きくなっていると考えられます。数字を見たとこ、平成22年で減少数1,928名、割合にして1.43%の減。昨年の減少数が1,964名で、減少率は1.72%と、単純比較すると減少率は約0.3%進んでいるということになります。極端な進行ではないといえ、やはり人口減のスピードは加速傾向にあり、喫緊の課題と言われて久しいながらも、なかなか歯止めは利いていないと言えます。

加えて、自然減と社会減を比較したときには、平成22年は自然減が54.9%であったのに対して、令和2年では76.7%と、自然減の割合が増えていることから、少子化の影響はますます深刻化しているとも読み取れるかと思います。第7次小樽市総合計画の中でも人口減少は大きな課題として挙げられ、いわゆる縦割りの組織を横串でつなぐ形での施策が示されていると認識しています。

では、ここから本市の人口減少に対する姿勢について、幾つか伺っていききたいと思います。

初めに、本市で人口減少対策と位置づけてきた施策について御説明ください。

施策を推進していくに当たって、個別にKPIの設定などによる目標数値もあるかとは思いますが、各事業でKPIを上回ったとして、シビアではありますが、最終評価は人口の推移であるわけです。ただし、各種施策を行った場合、行わなかった場合での比較ができるものではありませんので、定量的効果を図ることが容易ではないのは存じておりますが、これまではどのようにして分析をしてきたのかをお示しください。

これまでの事業の振り返り、分析が重要であると同時に、それをこれからどのように生かしていくのかはそれ以上に大切な点と言えるでしょう。また、将来に向け、社会がどのようになっていくのか、大きな流れを見据えてアンテナを張り、先んじた対応も求められるものであります。単純な例でいうと、コロナ禍によって移住への意識が高まっていたり、企業も事業所を移転するケースが増えているともお聞きします。先ほどのDXとも関連し、業種によっては日本中どこにいても同じ仕事ができるという時代になっているわけであります。そうした方の場合、家賃の安さ、自然環境、人間関係、食文化など、地方都市の優位性を訴求していくことも必要であると考えます。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人口減少対策という観点では追い風になる部分もあると認識しており、移住政策を強めるタイミングであるとも思います。例えば企業誘致のターゲットを変更するなど、戦略的に考えていくべき時期だと考えています。本市の見解を伺います。

今申し上げたようなものは社会減に対しての対策であります。それはあくまでパイの奪い合いであることも事実です。加えて自然減、特に少子化への対策を行わなくては、仮に一旦社会増につながったとしても課題解決には至らないものと考えます。いずれにせよ、戦略として大枠の方向性を決め、そのために何をすべきか逆算して、細かな施策に反映させていく必要もあると認識していますが、一つの部署のみで人口減少対策ができるわけではありません。事業のパッケージ化を図って、大きなプロジェクトとして当たるのが望ましいと考えます。本市の人口減少対策に対する事業レベルでの連携、新規事業の立ち上げなどについて今後の展開をお示しください。

ここまでは、人口増加に向けた施策について質問をいたしました。加えて、人口減少対策といったときには、人口が減っていく中でいかに行政運営をしていくのか、地域の経済・産業を持続させられるのかという観点も含まれてきます。人口が減っていく未来を直視し、議論をすることにはある種、勇気が必要です。本市だけでなく、自治体としてはその点に正面から向き合いづらいこととは思います。しかしながら、人口が減り続けていること、それがV字回復をするということはある程度あり得ないというのも事実でもあります。今や民間企業も人口減少時代に合わせて事業の転換を必要とされています。取捨選択をした上で強みを生かす経営スタイルへ変えていく、マーケットの縮小に対し、売上高ではなく利益の出し方を考える、既存のサービスの見直しをしていく、流れに任せて規模が縮小していくのをよしとするのではなく、攻めの事業転換も行わなくてはいけないときが来ているのです。ある学者の方の論説に、ここからの時代は利便性に加え、親切心に主眼をおく必要がある。シンパシー、共感からエンパシー、感情移入が重要で、立場をともにすることが必要であるとありました。これは企業だけでなく、行政においても同様であるとも言われます。

少し話がそれましたが、本市の将来に話を戻すと、人口がじわじわと減っている流れの中で、10年後、20年後行政としてどういうサービスができるのか、あるいは、このままではどういうサービスができなくなるのか、事業の優先度や、それこそ新たな技術で補えるサービスを見据え、その準備をしなくてはなりません。

総括して申し上げますと、人口増加への策は行いながらも、逆の視点も持たなくてはならないということです。つまり、人口が減ったときに行政運営を継続していくための備えも重要であるということ。その点の影響については、インフラにも住民サービスの面にも表れるものと思います。中長期的な視点での市の課題認識と解決に向けて、今からどのようなことをすべきか考えをお示しいただきたいと思います。

この項最後に、「未来の年表」で有名な河合雅司氏の著書によると、コロナ禍によって少子化は18年早送りされたとも言われています。本市として将来にわたり住み続けたい小樽に向けて、場合によって

は長期的視点のプランA、プランBを設定して備えるくらいの気持ちで、今後にわたり議論をさせていただきたいと思います。

最後の項目として、エネルギー政策について伺います。

（仮称）北海道小樽余市風力発電所についてです。

このたび、同発電所の計画の環境影響評価に関して、市長は北海道知事からの意見照会に対し、市長として懸念の意を示された点もあると伺っております。再生可能エネルギーの導入に対しては、全国的にも大規模な開発を伴う場合に環境を大きく変えてしまうこと、それに起因する土砂災害、健康への影響など、住民の不安の声が上がっていることも度々報じられています。さらには、コロナ禍によってアウトドアや体験型のアドベンチャートラベルに対し注目されている中、本計画では塩谷丸山という多くの人々が訪れる観光資源を失ってしまうことにつながります。雄大な自然環境、景観の既存という問題点から目をそらすことはできません。

ここで、先ほどの意見照会についてお伺いします。

市長は知事に対し、どのような意見を述べたのか、聞かせてください。

この計画に関しては、北海道小樽余市風力発電所の名称のとおり、余市町にも関係してきます。行政区をまたぐことで自治体の姿勢に違いが出ることも考えられますが、本市と余市町との間で本計画に関しての意見交換などは行われているのでしょうか。

また、最終的には、北海道知事の判断になる部分も大きいと認識していますが、住民への周知と理解については、やはり地域の自治体が窓口になるケースも多いものと考えます。つまり、実際に住民の方からの不安の声などをお聞きする場合には、本市の担う役割は決して小さなものではないと思っております。市営住宅跡地への太陽光発電施設の建設をめぐって、住民の方々から反対の声が上がり、議会の中でも超党派で議論が行われたことは記憶に新しいところであります。市としてもその声を受け止めていただき、最上に関しては買戻しなど、でき得る手だてを行っていただきましたが、今回の風力発電所はそれを大きく上回る規模であります。やはり地域にお住まいの方々の合意については慎重にならざるを得ないものと認識しています。この風力発電所の件についても引き続き住民の意見に寄り添っていただきたいとお願いをするところです。御見解をお願いいたします。

最後に、本市で実証実験が行われている地中熱活用の件についてです。

住友商事株式会社によるプロジェクトであります、その進捗や内容について幾つか質問いたします。

まず確認といたしまして、本市で行われているこのプロジェクトの内容についてお聞きします。また、その進捗についてもお示しください。

次に、そもそも本市に白羽の矢が立った理由についてお聞かせいただきたいと思います。

他市と比較したときに、何かしら地質学的な優位性、人口規模や地理的要因なのか、あるいは全く別の理由なのか、住友商事株式会社が本プロジェクトの実施場所として本市を選定した理由についてお示しください。

また、実用化の可否や具体のものについては、実証実験が終わってからの分析にもよるとは思いますので、現時点での見解としてですが、これから建設される公共施設などで取り入れていく考えはありますか。

最後に、環境への負荷についてはどのような見解ですか。デメリットの部分、懸念となる点があればお聞かせいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

初めに、自治体D Xについて御質問がありました。

まず業務フローについてですが、本市のオープンデータの取組につきましては、町丁別の人口や指定避難所等の一覧、ごみ収集カレンダーなどを市のホームページで公開しているほか、一般社団法人北海道オープンデータ推進協議会のホームページでも公開をしております。

次に、システム標準化のメリットにつきましては、標準化により全国で統一されたシステムを使用することになるため、事務の効率化が図られ、費用負担の軽減も見込まれると考えております。

また、デメリットにつきましては、標準化の内容によっては本市独自の取組がしづらくなることも想定されますので、代替となる手段や方法を検討していかなければならない場合もあると考えております。

次に、業務フローの変更や改善につきましては、現状では実際に業務を遂行している各部署において検討した上で行っております。

また、業務棚卸しの取組はこれまで行ったことはありませんが、現在、本市の行政事務についてどれだけの職員と時間をかけてどのような手順で行っているのか、まずは現状を把握するため、全庁的な業務量調査を実施しているところであります。

次に、デジタル化推進に向けた人材育成を図る必要につきましては、本市においても業務フローの見直しの手法を学び、各職場においてR P A等のデジタル技術を活用した業務改善方法に取り組める人材を育成していく必要があると考えており、具体的な取組といたしましては、来年度よりデジタル技術を活用した業務改善研修の実施を予定しております。

次に、職員のテレワークにつきましては、テレワークに対して親和性が高いと思われる職員の状況といたしまして、非常災害時や感染症対策等における事業継続性の確保が必要な場合、仕事と育児・介護など、家庭生活との両立が必要な時期にある場合などが考えられます。

次に、防災D Xについてですが、まず災害時のI C T活用の主な現状につきましては、災害関連情報を迅速かつ効率的に伝えるため、本市も北海道の防災情報システムを導入しており、本市で被害情報や避難情報を入力することによって、このシステムからテレビやラジオ、ネット配信事業者等を通じ、災害関連情報を伝達できる状態となっております。

さらには、市民の皆さんに対する情報伝達手段を重層化するため、これまでの登録制メールやYahoo!防災速報に加えて、今年度からは小樽市公式L I N Eアカウントの中の防災・安全でも情報提供を行っているところであります。

次に、防災D Xの関連システムや業務に関する指針等につきましては、自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画で優先的に取り組むべき手続として、行政手続オンライン化31種類の中に示されている被災者支援関係では、罹災証明書の発行申請に関し記載されております。

さらに、内閣府から令和3年11月16日付の事務連絡で、各市町村においてクラウド型被災者支援システムの導入を検討するとともに、災害時における被災者に対する迅速かつ円滑な支援の実施を求めるよう通知があったところであります。

次に、今後進める予定の防災D X事業につきましては、まず、先ほど答弁いたしました被災者支援関係の罹災証明書の発行手続に関して、検討が必要な事業であると認識をしております。しかし、この手続を取り扱うことができるクラウド型被災者支援システムの機能の一つであるオンライン申請・コンビニ交付に当たっては、イニシャルコストやランニングコストに多額の費用を要することから、全庁的な

課題として捉え、防災に限らずその他の行政サービスの提供を行う際の活用も含めて、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、防災DX関連の近接地域との連携につきましては、本市の防災に関する広域連携として、札幌市を中心に12市町村とさっぽろ連携中枢都市圏を形成しており、災害に備えた連携の推進として同都市圏の防災担当課長会議を毎年開催し、情報通信技術の推進の議題なども含めた情報共有や意見交換を行っているところであります。

また、内閣府で令和2年度から運用を開始した物資調達・輸送調整等支援システムに関連して、近隣の町村からは後志圏域での連携について打診があった状況であり、現在本市といたしましては、その仕組みが有効に機能するか、費用対効果を含めて検討を始めたところであります。

次に、人口減少対策について御質問がありました。

まず人口減少対策として位置づけてきた施策につきましては、第7次小樽市総合計画では、急速に進む人口減少と人口構造の変化に対して取り組むべき方向性を示し、これに沿った施策をまちづくり6つのテーマにより分野を横断して関連づけ、重点的に取り組むこととしております。

また、第2期小樽市総合戦略では、社会動態の均衡を図ることがより人口減少の抑制につながることから、若年層及び子育て世代をメインターゲットとしたしごと・子育て・移住の三つの分野を重点事項として、その施策を展開することにより、社会減の抑制を目指しております。

次に、人口減少対策として位置づけてきた施策の分析につきましては、第2期小樽市総合戦略において四つの基本目標にそれぞれアウトカム指標を設定し、各施策には検証に必要となる重要業績評価指標であるKPIを設定し、今年度中に分析を行う予定としております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の人口減少対策につきましては、今年度は新たな時代に対応したテレワークモニターツアーやワーケーションモニターツアーを試行しているほか、本年2月に開催したオンライン移住ツアーに続き、来年1月には起業者向けのツアーを予定しております。今後も時代のニーズを的確に把握し、人口減少対策を重層的に行っていく必要があると考えております。

次に、人口減少対策の今後の展開につきましては、子育て支援の充実、企業誘致や地場産業の振興による働く場の確保など、個別の課題ごとに関係部署が連携し、事業を実施しているところではありますが、今後の展開につきましては、人口減少対策という大きなくりで各部署や職員が有機的につながり、人口減少対策を効果的に進める体制を構築し、施策を行っていく必要があると考えております。

次に、中長期的な視点での市の課題認識と解決に向けた取組につきましては、本市では人口減少、少子高齢化のほか、新型コロナウイルス感染症などによる社会情勢の変化で複雑・多様化する市民ニーズや、行政課題の解決に向け、効率的で安定的な行政サービスを継続的に提供していかなければなりません。そのためには、人口減少下にあっても一定のエリア内の人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティーが持続的に確保されるよう、公共施設の再編や、今後策定する立地適正化計画に基づく効率的なまちづくりを進めるとともに、引き続き必要となる財源確保対策などを行い、財政規模に見合った持続可能な行財政運営を推進することが必要であると考えております。

次に、エネルギー政策について御質問がありました。

初めに、（仮称）北海道小樽余市風力発電所についてですが、まず北海道知事への意見につきましては、これまで当該事業計画の環境影響評価法に基づく配慮書と方法書に対する意見を北海道へ提出しております。その内容は、事業者に対し自然環境や住環境への影響など、14の項目について適切な調査や対応を求めるとともに、今後、住民等の理解が得られているとは言い難い状況にある場合、あるいは環

境保全や眺望景観上の影響が大きいと判断した場合は、事業計画を是認できない可能性があり得る旨を述べているものであります。

次に、余市町との意見交換につきましては、当該事業計画の環境影響評価に対する意見を北海道へ提出する際には、余市町と情報交換を行い、お互いに提出する意見を確認いたしております。

次に、住民への寄り添いにつきましては、現在計画されている風力発電に対しては住民等から低周波音による健康被害、自然環境や景観への影響などを懸念し、建設に反対する声が寄せられている状況にあり、市といたしましても環境保全や眺望景観上の影響を危惧しているところであります。今後も住民の皆さんの声を踏まえながら、本事業計画の環境影響評価に対する北海道知事からの意見照会にはもちろん、直接事業者に対しましても市として必要な意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、地中熱活用プロジェクトについてですが、まずプロジェクトの内容につきましては、このプロジェクトに参画する各施設でそれぞれ地中から熱を取り込み、暖房や冷房に活用しながら各施設をパイプでつなぎ、その熱需要に応じてA Iを用いて熱の融通を最適化していく第5世代地域熱供給網の構築を目指すものであります。

また、現在の進捗につきましては、事業者である住友商事株式会社より、この事業を着手する適地の選定を、熱需要のデータ取得を行いながら進めていると聞いております。

次に、本市が本プロジェクトの実施場所に選定されることになった理由につきましては、住友商事株式会社からは、本市が積雪寒冷地であり熱需要が高いこと。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が発表している地中熱ポテンシャルマップにおいて評価が高いこと。さらには、観光地としての知名度が高いことなどであると同っております。

次に、公共施設の導入につきましては、本市では脱炭素を目指すべく、本年5月にゼロカーボンシティを表明し、年度内に市の事務事業における温室効果ガス削減の目標や取組などを盛り込んだ第4次小樽市温暖化対策推進実行計画を策定いたします。この計画の中では、再生可能エネルギーの導入を基本方針の一つとして位置づけたいと考えておりますので、新たな公共施設の建設に当たりましては、地中熱をはじめ再生可能エネルギーの導入を検討してまいります。

次に、地中熱の活用にあたっての環境の負荷につきましては、本プロジェクトの場合、熱取得のために地下に埋設するパイプが地下水をくみ上げるものとは異なっており、また、地表に大規模な構造物を必要とするものではないため、地盤や景観に与える負荷は少ないものと考えております。また、デメリットにつきましては現在のところ特段考えられませんが、導入時のコストや普及にあたっての認知度の低さが課題であると考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

○6番（高橋 龍議員） 幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

1点目、防災DXのことにに関してですけれども、御答弁の中で北海道の防災情報システムとの連携というようなお話をいただきまして、災害関連情報をテレビ等でも周知できるというようなお話があったのですが、これに関しては、もう少し具体的なことを、もしこの場でお示しいただけるのであれば、例えば災害情報をどのぐらいの単位といいますか、大きさ、後志総合振興局とか、そういう振興局単位で被害状況がこうなっていますなのか、あるいはもっとピンポイントでそういったことを流していただけるのか、そういった点に関して少し深掘りをしてお聞かせいただきたいというのが、まず1点目です。

次に、人口減少に関してですけれども、この各種施策に関してアウトカム指標を設定、さらにK P Iもというお話で、それから、今年度中に分析をというお答えをいただきましたが、この分析というのは

企画政策室で行うものなのか、それとも第三者機関といいますか、学術機関のようなところで行われるのかという点に関してお聞きしたいです。

3点目といたしまして、風力発電の関係、住民に寄り添うというようなお答えをいただきまして、非常に心強く感じているところなのですが、場合によっては市が事業者に対して直接意見を言う場面もということで御答弁がありました。こういうやり取りをするタイミングというのは、どこかで正式にといいますか、公式にといいますか、設けられているものなのか、あるいは適宜ということなのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、地中熱の関係ですけれども、住友商事株式会社がプロジェクトの実施場所として本市を選定した理由ということで質問をさせていただいて、御答弁の中でポテンシャルの高さということと、あと、観光地としての知名度というお答えがあったのですが、この地中熱活用プロジェクトと、その観光地としての知名度というところが、私の中ではきれいに結びつかなかったものですから、その辺りはどういった関係性で言っていたことなのかというのを改めてもう少し御説明いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の再質問にお答えをさせていただきます。

細部にわたる答弁につきましては、担当からお答えさせていただきたいと思っております。地中熱の関係で、小樽市が選定された理由について幾つか述べさせていただきましたが、観光地としての知名度が高いことがどのような関連性があるのかということでもありますけれども、ここについては住友商事株式会社と詳しく詰めてお話をしたわけではありません。熱需要が高いことですか、地中熱ポテンシャルマップにおいての評価が高いことということはある程度お聞きしていますが、なぜ観光地として関係があるのかということではあるのですけれども、これは私の推測ではありますが、本答弁の中にも少し触れさせていただいておりますが、地中熱の認知度がまだまだ上がっていないという状況の中で、ある程度知名度の高い自治体でこの地中熱の実証実験を行っていくということで、やはり地中熱自体の認知度が上がっていくといったような期待感があるのではないかなと。これはあくまでも推測でありますし、事業者から確認したわけではありませんけれども、その点御理解をいただければというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（佐藤靖久） 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

私からは2点、1点目、防災DXにつきまして、北海道の防災情報システムの関係で御質問いただいたと思います。この単位ということで、後志とかという単位でということでお話があったのですが、この防災情報システムにつきましては、市の災害対策室で市の情報を入力して、それが市民の方に周知されるという内容のものでございます。

もう1点、人口減少対策についてということで、KPIを設定した分析を行う予定ということで、これはどこで行うのかという御質問だったかと思いますが、これにつきましては企画政策室で行う予定ということにしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（松井宏幸） 高橋龍議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、事業者に対して市として必要な意見はどのような形で述べるのかという御質問でございますけれども、現時点ではこれから出てくる準備書に対しての意見が中心になると思いますが、そのほかに事業者で現在この環境評価に対する意見等に対する取組等を行っていることに對して、市に随時その辺について報告等が来ておりますので、その中で実際にその意見に対する取組が行われているかどうかという部分について、その際に意見を述べたりとかということで行っている状況ではございます。

○議長（鈴木喜明） 高橋龍議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 一般質問します。

まず高島観光船訴訟に関連して伺います。

この訴訟は、前市長の下で本市が行った違法な許認可等が起因であり、本市は事業者に対し、総額約6,553万円を支払うべき判決が下されたところであります。判決が確定した以上、支払わなければならないで金額であり、さきの小樽市議会第1回臨時会に上程された当該金額に、市の訴訟代理人への弁護士報酬462万円を加えた約7,015万円を支払うための補正予算案に、我が会派としては可決の意思を示しましたが、その財源は市民の血税を基に賄わなければならない、これからのまちづくりにとって貴重なお金を支出しなければならないものであります。

その臨時会の折、我々は討論の中で本市行政に対し、なぜこのような違法あるいは条例違反の許認可が出されたのか、専門家等の外部の目も含めてしっかりと検証してほしい。その上で、求償権の行使をしっかりと検討してほしいと訴えました。

そこで伺いますが、本年第1回臨時会終了後、またはそれ以前から、これらの検討を進めてこられたのか。また、進捗等があればお示しください。

この問題は報道等でも取り上げられております。かつて議会の場で各会派の議員が許認可の違法性や条例違反を再三指摘したにもかかわらず、御心配は不用、全責任は私にあると豪語した森井前市長でした。この間、報道等を目にしてのことと思います。臨時会以降、全責任のある森井前市長から本市が支払った金額のうち、全部または一部についてでも返還等を行う旨の申出があったかどうか、少なくとも何らかの問合せなどはなかったのか、お示しください。

次に、小樽市地域福祉計画におけるボランティアの考え方について伺います。

本市では、たるたる支え愛ふらんと称する地域福祉計画を策定し、その中で地域におけるボランティア活動の推進をうたっております。その中では、市民一人一人や地域、事業者や団体が取り組むことを記載し、さらに市が取り組むことが挙げられています。本市が取り組むことの一つにボランティア活動の参加促進を目的としたボランティアポイント制度などの仕組みづくりを検討する旨の記載がありました。令和3年4月よりこのポイント付与をスタートさせる予定とのことであります。

そこで伺いますが、このボランティアポイント制度について、付与対象となるための要件、手続はどのように行われ、どのように運用をされているのかをお示しください。

さらに、現在ポイント付与の対象となっている方は何名いるのか、お示しください。

この制度でたまったポイントは換金し、活動費の一部に充てることができるかとされております。このポイントと換金の仕組みについて説明してください。

ボランティア活動推進について、小樽市社会福祉協議会でボランティアをしたい人と協力を必要としている人とのマッチングを行っているとのことですが、どのような手法で行っているのか、お示してください。

人と人とのマッチングは様々な観点で難しさを含んでいるものと推察しますが、現状の課題や、その解決に向けて必要なことなどがあればお示してください。

さらに、このポイント制度を利用し、積極的にボランティア活動を行う方が増えることを期待しておりますが、ボランティア参加者拡大に向けて、今後、本市で取組を検討していることがあれば、お示してください。

11月22日夕刻より雪が降り積もり、24日までに本市では30センチメートルの積雪を記録したとのことであります。冬も本格化する本市において高齢化率の高い状況下、除雪に困惑をする高齢の方も多くおられるのが現状です。こうした状況への対応に福祉除雪の制度が用意されておりますが、利用は年3回など、様々な制約が伴います。高齢世帯の方々の生活の支障を少しでも取り除くべく、この福祉除雪にも多くのボランティアの方々が携われる環境づくりが急務と考えます。前述の制度を活用し、福祉除雪ボランティアを充実させる施策について、本市の考え、取組をお示してください。

また、今後の課題などを併せてお示してください。

さらに、本計画では、雪との共生について、市民一人一人の取組として、冬のイベントに参加することとし、地域の取組にはイベントの開催に協力することと述べております。他方、市や小樽市社会福祉協議会がこのイベント実施について取り組む内容については記載がありません。イベントを実施するためには様々な労力を要する中、実施を容易にする支援体制が必要と考えます。公的存在によるこうした取組について、本市ではどのように考えるのか、お示してください。

次に、小樽市内の看護師養成校について質問します。

これまでも議会で質問を行ってまいりましたこの問題は、小樽市民の安心・安全に深く関わる問題であると認識しております。これまでの議論で明らかになったことは、今のままでは市内でこれまでどおりの新卒の看護師が輩出できない期間が生じること、それに伴い、看護人材がこの先大変不足する重大な懸念があることであります。さらには、ウイングベイ小樽を再創造するべく民間が取り組んでいる北海道済生会ウエルネスタウン計画への影響も憂慮されるものであると考えます。この課題に対し、これまで市として具体的な解決策が示されていない状況であります。市民や医療機関の安心・安全を持続させるために必要と考えますので、以前の質疑を踏まえながら以下の問題について伺います。

まず、確認ですが、市内で新卒の看護師が輩出できない年度をお示してください。

令和3年第3回定例会時点で、市は、厚生労働省の衛生行政報告例を根拠に、小樽市における看護師の人数を平成30年12月末で1,697名と示しております。さらには、その人数が市内看護師求人状況から充足していないと考えられるため、市内における看護師の採用状況について伺ったところ、把握はしていない、小樽市看護学校検討協議会と相談してどのような方法で行っていくのか検討する旨の答弁でした。

そこで伺いますが、答弁中にある小樽市看護学校検討協議会はどのような組織で、本年第3回定例会からこれまでどのような相談を行ったのか、お示してください。

また、市内における看護師の採用人数、募集状況等、把握が進んでいるデータがあればお示してください。

さらに伺いたいのは、この先の看護人材需要の予測値です。医療機関によっては自らの機関の現状の職員数から将来の定年退職者数や、年代別の在職者数の推移等を把握し、将来的な採用戦略等の継続的な検討を行っているところもある状況です。市内におけるそうした情報をしっかりと収集し、今後の施策検討に用いる用意が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

こうしたデータ収集に、もし既に取り組んでいるならば、令和8年度以降、新卒看護師の輩出が不可能となる期間で年度ごとに在職看護師人数、年度当初求人が予想される看護師人数、供給可能見込み人数を示してください。

次に、現在の小樽看護専門学校閉校に伴い、新規開校を予定している学校から看護師が輩出されるまでの期間の対応です。

この閉校に伴い、小樽市医師会が運営する小樽市医師会看護高等専修学校もその歴史に幕を閉じることになりました。この結果、令和5年度末より市内に准看護師の輩出も不可能となるわけであります。将来看護師を目指す人材は既に市外に移住し、市外の学校に通学を決め、働きながら看護師の道を目指す人も出てきております。また、さきに述べたとおり、市内で看護師不足が生じる大きな問題でもあります。

こうした状況に鑑み、対応をどうするのかもこれまで質疑してまいりました。議会における答弁では、市内医療機関における看護師不足の影響を最小限にとどめられるよう、北海道や関係機関、団体などと連携し対応するとのことでした。

そこで伺いますが、北海道のほか、どのような機関とどのような連携を行う考えなのか、お示ください。

また、さらに連携を行う中で、どのような具体的対策を講じるのか、お示ください。

それは、前述の看護師不足の状況が予測される中で有効と判断できるのか。また、市内で看護師を目指す人たちにとって有意となるものなのか、根拠を示した上でお答えください。

これまでの進め方についてはどうにも釈然としません。所管である小樽市保健所は市民のほうを向いて仕事をしているのか、疑問を感じます。看護師養成校についての一連の課題は市民の安心・安全につながる重大な問題であります。これまでの本市の対応は市として市民に対し、どうこの問題に対応するのかという目線が欠落しているように思えてなりません。現在進められているスキームの課題についても、民間の行うことなので行政が口を出すことはできないというスタンスで我々に説明を行いました。確かにそうなのでしょうけれども、これは市内医療機関の持続に関わる問題であり、ひいては地域医療が持続できるのかという問題です。究極は市民の生命・健康を守ることができるのかという課題に深く関わる問題です。

そこで伺いますが、これまでの四者協議の交渉の場で市民の安心・安全を守る観点から、こうした問題意識を協議のテーブルに上げ、議論をしたことがあるのか。あるとすれば、どのような話を投げかけ、それぞれからどのような見解が示されたのか、お答えください。

最後に伺いますが、この問題に対応するため、例えば小樽市医師会や医療機関等に御協力をいただき、准看護師を輩出する学校を一定期間でも運営するなどの対応を行うべきと考えます。見解をお示ください。

次に、小樽市立地適正化計画（コンパクト・プラス・ネットワーク）の進捗と町なかなどへの居住の推進に向けた色内小学校跡利用計画について伺います。

本市では、今年度から立地適正化計画の策定作業を進めていると認識しております。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、20年後の2040年には約6万9,000人まで減少するとされております。

さらに、高齢化も進行する状況下で市長も目標とする、いわゆるコンパクト・プラス・ネットワークに向けた早期の着手が必要であると考えます。その基本的計画とも言える立地適正化計画ですが、本市中心市街地の再々開発の議論と関連して、これまで何度も早期の策定を訴えてきました。本日は少し違う観点から質問させていただきます。

まず伺いますが、現在この計画策定に向けた作業の進捗状況をお示してください。

また、策定に向けた今後のスケジュールをお示してください。

この計画策定に向けて、居住誘導区域の設定は東西に長く、急坂が多く存在する本市にとって、高齢化率の上昇を考えたとき、非常に重要な作業になるものと考えます。計画策定に向けてこの居住誘導区域設定の本市の考え方について示してください。

現在、旧色内小学校跡地への道営住宅建設が進行しております。利便性の高い町なかなどへの居住を進める上で大変重要な住宅建設であると考えます。

そこで伺いますが、この建設が本市の立地適正化計画においてどのように位置づけられるのか、お示してください。

また、この建設についてのスケジュールをお示してください。

さらには、公営住宅が市街地付近に建設されるわけであります。市内各所に立つ市営住宅、とりわけ老朽化した建物への入居者に対する町なかなどへの居住の誘導推進を行い、老朽化した市営住宅等の用途廃止を進め、インフラのコンパクト化を推進することで維持管理等のコストダウンを図る必要があるものと考えます。これについて本市の考え方をお示してください。

また、その際の方針などがあれば、併せてお示してください。

さらに、この住宅建設により、市内中心市街地や稲穂4丁目、5丁目周辺地域、いわゆる稲北地区の振興も期待できると考えます。まちづくりの観点から、この地域振興や居住環境向上に向けた考え、計画案などをお示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

初めに、高島観光船訴訟に関連して御質問がありました。

まず本年10月8日に判決が言い渡されました高島観光船訴訟における損害賠償金に関わる求償権の行使につきましては、当該訴訟が本年8月3日に結審した後、当時の港湾室職員など、関係者からの事情聴取を行い、違法な許認可が行われた背景や経緯を改めて確認したところであります。

また、求償権の行使については、本市の顧問弁護士に意見照会を行ったほか、臨時会における各会派の討論を踏まえ、全国市長会の顧問弁護士に対しても求償権の行使について相談するとともに、このたび市内の弁護士に対し、業務委託として求償権の行使についての見解を求めるなど、その可否について検討を重ねているところであります。

次に、損害賠償金に関する前市長からの申出や問合せ等につきましては、現時点において一切ありません。

次に、小樽市地域福祉計画におけるボランティアの考え方について御質問がありました。

まずボランティアポイント制度の付与対象要件及び手続はどのように行われ、運用されているかなどにつきましては、ボランティアポイントの付与対象となるためには、小樽市社会福祉協議会にボランテ

ィア登録を行った上で、社会福祉協議会が行う配食ボランティア活動や福祉除雪ボランティア活動、災害ボランティア講座などへ参加することが要件となっております。ポイント付与はウェブアプリたるCAN!において、たるボラポイントとして運用され、それぞれの活動内容や実施回数に応じたポイントが社会福祉協議会から付与される仕組みとなっており、ポイントが付与されている方は本年11月末で110名と伺っております。

次に、ボランティアポイントと換金の仕組みにつきましては、ボランティアポイントはボランティア活動等の内容によって付与されるポイントが異なり、配食ボランティア及び講座等への参加が1回につき100ポイント、福祉除雪ボランティアが一世帯につき、学校支援ボランティアが1クラスにつき、それぞれ500ポイントとなっております。換金の仕組みにつきましては、毎年12月までの1年間にたまったポイントを商品券と交換する予定としており、交換方法については翌年の1月に社会福祉協議会から対象者にお知らせすることとなっております。

次に、社会福祉協議会で行っているボランティアのマッチングの手法及び現状の課題や解決方法につきましては、社会福祉協議会ではボランティアへの協力の依頼があれば、登録しているボランティアに個別に連絡を取って調整を行っております。

現状の課題につきましては、あらかじめ日程や対象者が決まっている配食ボランティア活動はスムーズにマッチングができますが、日程が不定期な除雪ボランティア活動はマッチングに時間がかかったり、必要なタイミングでボランティアを行うことができないなどの課題があります。その解決に向けては、たるCAN!を活用する方法などについて社会福祉協議会で検討しているところであります。

次に、ボランティア参加者拡大に向けての本市の取組につきましては、社会福祉協議会と連携しながら、たるボラポイントをより多くの方々に認識してもらえるよう周知を進め、今後の運用状況に合わせてポイント付与の対象となるボランティア活動の拡充などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉除雪ボランティア活動を充実させる施策についての市の考えや取組、今後の課題につきましては、たるボラポイント制度が福祉除雪ボランティア活動参加へのきっかけとなるよう、まずはこの制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、今後の課題といたしましては、ボランティアの成り手を増やすことが必要でありますので、大学生などの若い世代にも魅力あるポイント制度となり、多くの方々が参加したくなるような仕組みを社会福祉協議会と検討してまいりたいと考えております。

次に、雪との共生に関する冬季イベントへの支援体制につきましては、本市では市民との協働の雪対策の一つとして、地域住民とイベント参加者の交流による地域の活性化をテーマに、国際スポーツ雪かき選手権が市民の皆さんの手により開催されており、本年2月に第8回目の大会が開催されました。このようなイベントに大学生などの若い世代をはじめ、地域の皆さんが楽しみながら参加できるよう、市としてイベントの主催者や社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、事前の準備、周知や啓発に関する協力など、今後とも必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、市内の看護師養成校について質問がありました。

まず小樽看護専門学校の開校により新卒の看護師が供給できない年度につきましては、同校が令和7年度末の卒業生を最後に閉校し、8年度に新設を目指す看護学校で、最初に卒業生が出るのが11年度末となります。7年度の卒業生は8年度の新規採用に、11年度の卒業生は12年度の新規採用となりますので、新卒の看護師人材を供給できない年度は9年度から11年度の3年間となります。

次に、小樽市看護学校検討協議会の組織と協議内容につきましては、小樽市看護学校検討協議会は市

と小樽市医師会、学校法人共育の森学園、医療法人社団心優会の四者で構成し、市内で看護師の養成を継続していくため、看護師養成校の存続に向けた協議を行っております、本年第3回定例会以降においては、11月11日に6回目の協議会を開催し、令和4年4月からの看護専門学校の設置者変更に向けた手続に関する進捗状況の情報共有を行ったほか、令和8年度に新設を目指す看護学校の設置に向け、教員等の人材確保や学生の確保、カリキュラムの検討や実習先の確保など、課題の整理と検討を始めているところであります。

次に、本市が把握している市内の看護師の採用人数や募集状況などにつきましては、市内15の病院からの聞き取りによりますと、令和2年度末の状況では、在籍者は正職員1,343人、パート職員150人。年度内の離職者数は正職員172人、パート職員35人。募集人数は正職員135人、パート職員19人。採用人数では正職員171人、パート職員37人となっております。

次に、看護人材需要の予測につきましては、北海道が令和元年11月に作成した第8次北海道看護職員需給推計では、二次医療圏ごとに令和7年の看護職員の需要推計が示されており、後志圏域では平成30年との比較で約520人不足するとされております。市内のみでの需要の将来予測は行っておりませんが、新たな形態の看護師養成校の設立に当たっては、必要な情報になるものと考えられますので、今後小樽市医師会や医療機関の協力をいただきながら、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和8年度以降、新卒看護師人材を供給できない期間の看護師の求人数や供給可能人数などにつきましては、9年度から11年度の3年間は新卒看護師の人材を供給できない期間となりますが、この期間における在職看護師数や看護師求人数などについて、現状としては調査などを行っておりません。これまでの小樽看護専門学校卒業生の就職地域の実績では、平成30年度から令和2年度の3年間の平均では小樽市への就職は59.1%となっており、この割合が今後も同程度で推移すると仮定いたしますと、9年度から11年度までの3年間で、定員数120人の約6割、72人の供給に影響があるものと見込まれます。今後、特にこの3年間について看護師の需給状況がどのようになるのか、積極的に情報収集に努めてまいります。

次に、看護師不足に対応するために連携を考えている機関につきましては、北海道のほか、公益社団法人北海道看護協会や市外の看護師養成校、小樽市医師会、市内医療機関などを想定しております。市といたしましては、こうした関係機関や団体と市内医療機関などの看護師確保を図るため、連携した取組を行ってまいりたいと考えております。具体的には、新卒者や離職した看護師へ小樽市内の就職を働きかけるとともに、市内医療機関で離職防止の取組を進めていただくことなどが挙げられます。

次に、看護師確保のための対策の有効性につきましては、現時点で根拠に基づく判断をお示しすることは困難ですが、市といたしましては、看護人材の供給停止によって市内医療機関などに大きな影響が出ることはないよう、また、看護師資格を取得するために市内の学校の間口が狭まる間、市外の学校へ進学した方がその後できるだけ市内で勤務していただけるよう、北海道や関係機関、団体などと連携しながら、先ほどお答えした具体的な対策の実効性を高めていかなければならないものと考えております。

次に、四者協議の場での議論につきましては、小樽看護専門学校の閉校が公表された後、他地域の看護師不足を経験された、医療法人社団心優会前理事長が学校存続への強い思いにより運営を引き継ぐことを決断されました。この思いを基軸として協議会の立ち上げ時に、市民の生命・健康を守るためには地域医療の確保が不可欠であり、そのためには、地域で看護師確保を図ること、すなわち地域で看護師養成校を存続させることが今後の協議会の基本方針として確認され、現在もこのことを構成員全員の共通認識として協議を進めているところであります。

次に、准看護師養成校を一定期間でも運営することにつきましては、小樽市医師会看護高等専修学校

の閉校は本年6月に小樽市医師会が総会において機関決定したものであります。

また、准看護師養成校の存続には卒業後の進学過程である専門学校の存続も必要であると考えられ、進学過程を引き続き長期にわたって運営していただける法人を探しましたが、引き受けていただけたところは見つからなかったところであります。こうしたことから、令和5年度以降の准看護師養成校の存続は難しいものと考えております。

次に、小樽市立地適正化計画の進捗と、町なかなどへの居住の推進に向けた旧色内小学校跡地利用計画について御質問がありました。

まず立地適正化計画策定の進捗状況等につきましては、本年10月に学識経験者や市民の代表など、16名で構成される小樽市立地適正化計画策定委員会を立ち上げ、11月下旬には第2回の委員会を開催し、現在計画の策定に向け協議を進めております。

また、今後のスケジュールにつきましては、令和4年度内の策定を目指しているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による開催の延期や、委員会において1回の協議内容を少なくし、より活発な議論が望ましいとの御意見を受けていることから、現在スケジュールの調整を行っているところであります。

次に、居住誘導区域の設定の考え方につきましては、同区域は国土交通省の都市計画運用指針において、人口減少下にあっても一定のエリア内の人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域とされております。区域の設定に当たっては、こうした国の指針の考え方を基本とし、本市の地形的特性や高齢化の状況なども考慮しながら、良好な居住環境等の確保を図るため、今後の策定委員会において御意見を伺いながら設定してまいりたいと考えております。

次に、立地適正化計画における色内小学校跡地への道営住宅建設の位置づけ等につきましては、居住誘導区域内への居住の誘導施策の一つとして、公営住宅の整備などを位置づけることも可能であり、今後策定委員会において検討していくことになります。

また、当該道営住宅建設のスケジュールにつきましては、本市において令和4年度に旧色内小学校を解体し、北海道において令和4年度から令和5年度に基本設計及び実施設計、令和5年度から令和6年度に建設工事、令和7年度に供用開始される予定となっております。

次に、市営住宅の町なかなどへの居住誘導への推進につきましては、本市の市営住宅の整備に当たっては、令和2年3月に策定した小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、将来の人口、世帯数の減少や少子高齢化に対応した適正な配置計画を推進することにより、市営住宅の集約化を図り、維持管理等のコストダウンを目指しております。

また、将来的には立地適正化計画との整合性を図りながら、居住誘導区域への集約を検討する必要があると考えております。

次に、中心市街地や稲北地区における振興計画案などにつきましては、このたびの道営住宅の建設を起点として第1ビルの稲穂改良住宅の居住者の移転と解体、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発事業、JR小樽駅前広場の再整備といった一連の事業を推進するとともに、立地適正化計画による安全・快適な住環境を創出し、地域振興等を図ってまいりたいと考えております。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

○15番（中村吉宏議員） 何点かを再質問をさせていただきます。

まず高島観光船訴訟についてですけれども、前市長からはなしのつぶてだと、全責任は自分にあるの

だというコメントを私も受け取りましたが、それに対しての反応がないというのは非常に残念でなりません。これは質問ではないです。

小樽市地域福祉計画におけるボランティアの考え方に関連しまして、先ほどボランティアのポイントのところ、たるCAN!なるものが紹介されておりますが、このたるCAN!というのと、それからそのポイントについて、たるボラポイントというのは説明がありましたので、この辺、どういうものなのかというのを聞かせたいのと、そして、ポイントの換金について、これは私は非常に有効だと思うのです。無償ボランティアというよりは有償のボランティアだと、やはりボランティアの方たちも持ち出しながらやっている方もいらっしゃるんで、こうした多少なりとものバックがあるというのは、今有償ボランティアも推進されている中では有効なのかという思いの中で、このポイントと換金の仕組みについて答弁いただいた中で、例えば1回100ポイントだとか500ポイントもらえるボランティアの内容があつて、それが商品券になるならばお幾らぐらいなのか。1ポイント1円なのか、100ポイントだから100円もらえるのか、100ポイントで1円なのか、その辺りもう少し聞かせいただければと思いますので、お願いします。

それから、市内の看護師養成校についてです。

小樽市の様々な今後の推移も含めまして、看護師の不足人数ですとか、将来にわたる数値を把握されてきていらっしゃるの was 分かりました。リサーチはされているようですけれども、それにしても、令和9年から11年の間で市内で学校から供給できる看護師が120人のうちの6割程度だということで、やはり六、七十人不足してしまうのだという答弁がありました。こうした中で、やはり全ての質問においての前提は、この間に市内の医療機関が滞ってしまわないのかということを重大な懸念だということで質問を構成させていただいているのです。

そうした中で対応をいろいろということで、詳しくは予算特別委員会で聞くのですけれども、今この質問の中で行いました、どのような機関とどのような連携を行うのですかと。北海道のほかにもどのような機関とというお話をしましたが、市役所はそうなんですけれども、これは私が聞き漏らしたかもしれないのですが、このどのような機関の中に小樽市医師会ですとか北海道看護協会というのが含まれているのですけれども、市内の医療機関、大きい法人が幾つかあると思います。こうした方々たちにも入っていただいてアイデアをいただいたほうがいいのではないかという思いで、少しこの質問をしてみたのですが、私の期待どおりの答弁が返ってこなかったというのはそれまでなのですが、この医療機関を含めていかなのかなと。ひいてはもっとオール小樽で対応すべきような課題なのではないかなと思うのですけれども、この辺の所感も含めて、もう一度御答弁いただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（勝山貴之） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私から、ボランティアポイントの関係でお答えさせていただきます。

たるCAN!とは何かということでございましたけれども、これは今年度、小樽市社会福祉協議会でリリースしました、いわゆる情報交換アプリになっております。この中で、例えば小樽のマップ情報ですとか、ボランティア活動、ボランティア団体はこんなことをしていますよですとか、あとはいろいろな活動の情報交換などを提供しているアプリということになってございます。

ポイントなのですけれども、ポイントはどのようなものかといいますと、これはボランティアをやったときにつくポイントといいますか、ボランティアの参加特典というようなものになります。先ほどもあ

りましたけれども、配食ボランティアでありますと1回の配食につき100ポイントがつくですとか、福祉除雪ボランティアですと1世帯当たりの除雪をすると500ポイントがつくですとか、そういう設定をさせていただきまして、ボランティアをやった方について特典ということになっております。これをつけてボランティアへどんどん参加していただきたいというものでございます。

また、あと換金の関係で、1ポイントどのくらいかということでございましたけれども、こちらは1ポイント1円ということで聞いてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 看護学校の関連についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、令和9年度から11年度まで3年間、市内で看護師の輩出が一時減少する期間があるということが見えているわけでございますので、そこに向けて具体の対策を考えていくということが、なるべく早い時点から必要になってくるというように思っております。

この看護師不足に対応するために連携を考えている機関といたしましては、北海道のほかに、北海道看護協会や市外の看護師養成校、小樽市医師会、市内医療機関などを想定をしております、こうした機関と連携して市内医療機関などの看護師確保のための取組を行っていきたいというふうに現時点では考えているところでございます。

議員のお話にありました、市内の大きな法人も参画してもらってはということでございますが、当然そういったところには影響が大きく出てくることも想定されますので、そういった方向で検討を進めていきたいというように思います。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 3時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 一般質問をいたします。

初めに、旧色内小学校跡地に道営住宅を建設することについてです。

私は、2年前の2019年、第4回定例会の予算特別委員会で旧色内小学校跡地利用の進捗状況について取り上げました。色内小学校は2016年3月に閉校となりましたが、その跡地利用について小樽市は地域住民に対して、道営住宅を建設する考えを示していました。住民の中には色内小学校の児童数が減っても少人数学級のよさを生かした教育をすることで小学校を存続してほしいと考えている方もいましたが、小学校跡に道営住宅を建てるならば新たに住民が増えることで地域が元気になってほしいと、色内小学校閉校を受け入れた経緯があったわけです。ところが、何年待っても道営住宅建設の動きが見えず心配されていました。ようやく道営住宅建設が決定したということで、住民の皆さんもひとまず安心していきます。

小樽市が北海道に提出した要望書には、子育てや介護予防など、福祉関連の事業を定期的で開催するとされています。子供から高齢者まで年代を問わずに利用できる施設は地域住民の要望でもありました。道が整備する集会室及び道営住宅に隣接した市の敷地を広場等として活用し、子育てに関する事業並び

に介護予防などの福祉に関する事業を小樽市が主体となって定期的を開催すると考えてよいのか、お答えください。

さて、小樽市からは、子育て支援住宅を含む40戸程度の建設を要望したわけですが、北海道の通知では35戸程度と戸数が減少しています。建設を予定している場所は小樽駅から近い住宅地であり、十分な住宅需要があります。なぜ建設予定戸数が減らされたのでしょうか。

そこでまず、旧色内小学校跡地の近くには市営稲穂北住宅があります。こちらの過去5年間の募集戸数と応募倍率についてお答えください。

令和3年第3回定例会建設常任委員会に示された資料には、市営若竹住宅がこの場所と同様に利便性が高い場所として示されていました。参考として市営若竹住宅1号棟、市営若竹住宅2号棟の過去5年間の募集倍率をお答えください。

また、同委員会資料によれば、市街地再開発事業により解体される市営稲穂改良住宅の移転先として、建設予定の道営住宅を活用することを北海道に対してお願いするとしています。稲穂改良住宅には現在35戸44人おられるので、このことから建設予定が35戸程度では少ないと考えます。道営住宅の建設予定戸数についての市の見解を伺います。

あわせて、道に対して市の要望どおり、40戸程度での建設を検討するよう要請する考えはあるか、お答えください。

道営住宅整備活用方針によると、基本的な考え方として「市町村の補完的役割として整備及び活用を図る」とし、小樽市のような地方部において中核的な都市では老朽化した住宅の移転集約などに取り組むとされております。道営住宅戸数の減少が危惧されます。今回、道営高島団地64戸を市が引き受けて、旧色内小学校跡地に道営住宅35戸程度を建設するとすると、道営住宅を30戸程度も減らすことになります。北海道は道民に対して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を低廉な家賃で整備する責任があります。今後、市内の他地域であっても、むやみに道営住宅を減らすようなことはあってはならないと思いますが、このことについて市の見解をお聞かせください。

市営稲穂改良住宅に現在入居中の35世帯のうち、独居の世帯が26世帯と高い割合です。しかし、現在市内の道営住宅は1,184戸ありますが、このうち単身用は54戸であり、率にして4.6%と単身用の戸数は非常に少ない状況です。建設予定の道営住宅には単身用の戸数が十分に確保されるのか、お答えください。

また、稲穂改良住宅35戸中、世帯主が65歳以上の世帯が32世帯、この中には80歳代の独居世帯もあります。旧色内小学校跡地までは急な坂があり、特に冬期間の生活が心配です。市営稲穂改良住宅からの住み替えを希望しない場合には住み続けることが保証されるのか、お答えください。

建設予定の道営住宅とは別の市営住宅に住み替えを希望する場合には、引っ越し費用の小樽市負担は同じ条件が適用されるのか、お答えください。

あわせて、このような場合では建設予定の道営住宅の供用開始前でも住み替えができるのか、お答えください。

11月19日には、市営稲穂改良住宅入居者への説明会が行われました。配布資料からは、転居後は家賃の増額が予想されます。差額については入居者の負担とするべきではないと考えますが、見解を伺います。

次に、（仮称）北海道小樽余市風力発電所計画についてお聞きします。

この計画については、2020年5月に市民有志らが小樽・余市の巨大ウインドファームの計画について考える会を発足し、事業計画周知の勉強会などを行ってきました。2021年4月には会の名称を小樽余市

の巨大風力発電から自然と生活を守る会とし、計画中止と撤回を求める署名活動を始めるに至りました。署名活動では、この巨大風力発電所計画が市民及び地域住民にまだまだ知られていないということが分かったと聞いています。市は現段階で（仮称）北海道小樽余市風力発電所の計画があることについて、市民や地域住民に十分周知されているとお考えでしょうか、お答えください。

小樽市は北海道からの意見照会に対して、2020年6月4日、鈴木知事宛に回答文書を発出しています。この中で、事業者に対し十分な説明と誠意ある対応を求め、さらには、住民等から自然環境、低周波音による健康被害、景観等への影響を懸念する声や、建設に反対する声が多く寄せられている状況にあるとし、住民の理解が得られるとは言い難い状況にある場合などには計画を進めることを是認できないと明記したことは、この計画に大きな懸念を持っている市民に高く評価されたところです。

さて、資源エネルギー庁においては、事業計画策定ガイドラインが定められ、適切な事業実施のために必要な措置について示されています。企画立案では、「発電設備を設置しようとする自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要である」とし、地域との関係構築において、地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、説明会の開催や戸別訪問など、その方法について自治体と相談するように努めることと示されています。この計画の事業者は地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、小樽市に相談をしているのでしょうか。しているのであれば、いつ、どのような形で相談をしているのか、お答えください。

今年3月に出されたこの計画の（仮称）北海道小樽余市風力発電所環境影響評価方法書に係る北海道知事意見において、今後の手続に当たり、事業者には積極的な情報提供や丁寧な説明が求められています。特に景観に重大な影響を及ぼすおそれについては、地域住民や観光客、国定公園利用者などの個人や関係団体に対して、フォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避または十分に低減されるかの観点から、客観的に評価することが事業者に求められています。

市は、事業者が知事意見で求めているように、市民や観光客、国定公園利用者にフォトモンタージュを提示した聞き取り調査をしたのか、あるいはする予定があるのか確認していますか。

署名活動の中で、この風力発電計画についてその規模や予想される影響について知らなかったという市民は多く、事業者は地域住民に十分な周知を図っているとは言い難い。このまま計画が進められることは容認できません。市長は、この事業計画にはっきりと反対をしたらいかがでしょうか、お答えください。

最後に、児童・生徒の通学時のかばんの重さについてです。

来年4月に中学校へ入学する予定の子を持つ市民から意見が届きました。

小学校と比較して通学距離が伸びる中、かばんの重さはふだんでもおよそ8キログラムくらい、テスト期間中は14キログラムの荷物を背負っていた生徒がいたと聞き、子供の体に悪影響があるのではないかと心配されています。2018年9月6日付、文部科学省初等中等教育局教育課程課が発出した児童生徒の携行品に係る配慮についてでは、配慮の具体例のみが記載されており、数値的な記述はありません。この事務連絡が出されたことを受けて、小樽市教育委員会としてどのような対応をしたのか、お答えください。

小樽市教育委員会として児童・生徒の通学時のかばんの重さに対して調査等を行っていますか、お答えください。

現在、1人1台タブレットが配付されています。先日家の近くを歩いていた小学生に聞いてみたところ、週末は家に持って帰ると話していました。市内小・中学校においてどのくらいの頻度でタブレット

を持ち帰っているのか、お答えください。

小樽市教育委員会として児童・生徒がタブレットを持ち帰る際には、同時に持ち帰る教科書等を少なくし、重量化を避ける配慮を各学校に求めるというような周知はしているのでしょうか。お答えください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、旧色内小学校跡地に建設予定の道営住宅について御質問がありました。

まず道営住宅集会室及び広場等の活用につきましては、当該道営住宅の建設場所は市内中心部で利便性が高いことから、これまで町内会館などで定期的を実施している地域子育て支援センター事業や、地域版介護予防教室などを道営住宅の集会室においても実施してまいりたいと考えております。

なお、広場につきましては、地域コミュニティの形成や憩いの空間としての活用を図るため、子育て支援住宅の入居者や集会室利用者に、夏祭りやフリーマーケットなどの会場として利用していただくことを考えております。

次に、市営稲穂北住宅の過去5年間の募集戸数と募集倍率につきましては、平成28年度が1戸、32倍でしたが、29年度、30年度及び令和元年度は募集を行っておらず、2年度においては1戸、24倍となっております。

次に、市営若竹住宅1号棟、市営若竹住宅2号棟の過去5年間の募集倍率につきましては、平成28年度の1号棟は19.2倍、2号棟は44.5倍、29年度の1号棟は34倍、2号棟は25.5倍、30年度の1号棟は54倍、2号棟は38倍、令和元年度の1号棟は7.8倍、2号棟は74倍、2年度の1号棟は9倍、2号棟は14倍となっております。

次に、道営住宅の建設予定戸数につきましては、北海道が建設予定の敷地条件及び付近住民の眺望を考慮し、整備予定戸数を35戸程度としたものと聞いております。現在、稲穂改良住宅の入居世帯数は35戸ですが、道営住宅への住み替え時期の令和7年度まで期間があり、他の市営住宅への住み替えも想定されますので、実際の入居世帯数は減少するものと考えており、整備予定戸数の35戸程度というのは妥当なものと考えております。しかしながら、建設予定の道営住宅は町なかへ居住誘導する重要な公営住宅であることから、今後北海道に対して整備戸数の増加が可能なのか、協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、道営住宅を減らすべきではないとのことにつきましては、公営住宅は住宅困窮者などの方々に住居を提供することを目的としており、住宅困窮者などの世帯数に応じて必要管理戸数を確保する必要があります。今後、道営住宅整備活用方針に基づく都営住宅の移転・集約により、道営住宅が減ることになるとしても、市営住宅を含めた公営住宅として必要管理戸数は確保してまいりたいと考えております。

次に、建設予定の道営住宅の単身戸数につきましては、本市から北海道に対して道営住宅建設を要望する際に住み替え予定者に単身者が多いことを考慮し、単身戸数を多く配置することを要望しております。この要望に対して北海道からは、住み替えを希望する市営稲穂改良住宅の入居者を特定入居として受入れをする旨の通知を受けていることから、必要な単身用の戸数は確保されるものと考えております。

次に、稲穂改良住宅に住み続けることができるのかにつきましては、同住宅は現在、供用開始から約50年経過しており、設備の老朽化が激しく、また、耐震基準を満たしておらず、将来に向けての安全性が確保されていない状況にあります。このことから、このまま住み続けることは困難であり、居住者の方々へ住み替えをお願いしているところであります。

次に、別の市営住宅へ住み替えする際の引っ越し費用につきましては、住み替え先にかかわらず移転料として一定額を本市から支給する予定であります。また、別の市営住宅への住み替え時期については、令和5年度からを予定しております。

次に、道営住宅への住み替えで想定される家賃の差額分につきましては、古い住宅から新しい住宅に住み替えることになりますので、家賃の増額は生じるものと考えられますので、今後入居者の方々の負担を軽減するための方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、（仮称）北海道小樽余市風力発電所の計画について御質問がありました。

まず住民等への周知につきましては、環境影響評価図書の縦覧が行われるたびに、市では市のホームページにおいて、縦覧場所や期間などをお知らせしております。また、事業者は広報おたるの有料広告欄や新聞広告などを使って同様に知らせするほか、事業想定区域付近の町内会に対する書面回覧や説明会を実施し、昨年12月には全市民を対象とした説明会も行っておりますので、市といたしましては、必要な周知手法は取られているものと考えております。

次に、事業者からの相談につきましては、令和元年6月に事業者から市への事業計画の相談があった以降、これまでの間、環境影響評価法に基づく各手続を開始する前や、市内で調査を行う際など、事業計画の進捗に合わせ、随時、来庁した担当者から進捗状況の説明を受けております。また、環境影響評価図書の縦覧場所や説明会の開催方法、住民等への周知方法などについても担当課で相談を受け、助言を行っております。

次に、フォトモンタージュによる聞き取り調査につきましては、事業者からは本年10月から11月にかけて、塩谷丸山をはじめ、おたる自然の村など、設置後の風車が望める市内6か所において、登山者や利用者等に風車が実際に設置された際のイメージ写真であるフォトモンタージュを提示し、感想などの聞き取り調査を実施している旨を伺っております。

次に、事業計画に対する賛否につきましては、現在計画されている風力発電に対しては住民等から低周波音による健康被害、自然環境や景観への影響などを懸念し、建設に反対する声が寄せられている状況にあり、市といたしましても環境保全や眺望景観上の影響を危惧しているところであります。今後も住民の皆さんの声を踏まえながら、本事業計画の環境影響評価に対する北海道知事からの意見照会にはもちろん、直接事業者に対しましても、市として必要な意見を述べてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、児童・生徒の通学時のかばんの重さについて御質問がありました。

まず文部科学省の事務連絡を受けた市教委の対応につきましては、通学時の児童・生徒の負担を軽減するため、家庭学習で使用する予定のない教材等について児童・生徒の机の中などに置いて帰ること。同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合は、あらかじめ数日に分けて持ってくること。学期始めや学期末には計画的に持ち帰ること。部活動の用具のうち、個人が所有するものについては、できるだけ置いて帰ることなどについて指導を行っております。

次に、通学時のかばんの重さに関する調査等の実施につきましては、本市におきましては、かばんの

重さについて学校を抽出し、時間割による重さの違いについて聞き取りにより状況を把握しているほか、かばんの重さに関連することとして、学校に置いてよい学習用具を定めているか、特定の日に重くならないよう時間割を工夫しているか、持ち物を置いておく際の保管場所を確保しているかなどの項目について調査を実施しております。

次に、市内小・中学校のタブレットを持ち帰る頻度につきましては、各学校では週1回程度家庭に持ち帰り、家庭学習などで活用するほか、長期休業中にも調べ学習や生活リズムのチェックなどに活用するため、家庭に持ち帰らせることとしております。

次に、児童・生徒がタブレットを持ち帰る際の配慮を各学校に求める周知につきましては、タブレットを持ち帰る際には児童・生徒の負担の軽減に取り組むよう、校長会議で指導しており、各学校においては、タブレットを持ち帰る際に家庭学習で使用する予定のない教材や学習用具を学校に置いて帰り、重量を軽減することや、事前に保護者へ文書で周知して理解を求めるなどの取組を行っているところであります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

○7番（丸山晴美議員） 再質問をさせていただきます。

まず道営住宅の集会室や広場での福祉に関する事業です。

お聞きしたのは、住民の方や地域住民の方が主体になってやる事業もあると思うのです。先ほどの夏祭りとかということもおっしゃっていました。そういったことはもちろんあると思うのですけれども、市の関わりが薄くなって、地域に丸投げというような状況が出てくると、その活動が先細りになってしまっているのではないかとこのことを危惧しました。きちんと市が関わって定期的な介護予防講座、子育てサークルなどを実施するというところでもう一度確認させてください。

それから、引っ越し費用については保証されるということでした。

市のホームページを見ますと、市営稲穂改良住宅は、浴槽と給湯器は入居者の買い取り、暖房機器は市が設置しているということで、こういった細かいところはこれから詰められていくと思います。ただ、転居したくないという場合であっても、老朽化していること、耐震化がされていないということで住み続けることが困難という御答弁でした。そうであれば、転居後の居住環境とか、地域の、坂道のことも言いましたけれども買物だったりとかの、例えば介護サービスを使ってカバーするだとか、そういった方策が検討されると思うのですが、丁寧な対応を求めたいと思いますけれども、住み続けることが困難ということであれば、そういう通り一遍の対応ではなくて丁寧な対応を求めたいと思います。どのようにお考えかお答えください。

それから、家賃の増額が生じてしまうということで、負担の軽減ということもおっしゃっていただきましたけれども、具体的なことがもし決まっていれば、お答えいただきたいと思います。

それから、建設戸数については、道と協議をしていきたいということでした。

市営若竹住宅についても、それから市営稲穂北住宅についても何十倍という倍率になっております。やはりあの場所ですと、かなり需要があると思いますので、40戸程度と要望しているのですから、これを実現できるようにぜひお願いをしたいと思います。これは特にお答えは要りません。期待をしているところです。

それから、風力発電についてです。

事業者は、求められていることはやっているのだというような御答弁だったと思います。フォトモンタージュについても、塩谷丸山含め6か所で聞き取りをしているということでした。ただ、塩谷丸山に

登って下山をしてくる方に対して署名をしている市民の方々がいらっしゃるわけです。そういう方々が、パンフレットに独自でフォトモンタージュをつくってお話を聞き、そして署名を求めているわけです。その中で、そのフォトモンタージュを見て、こんなふうになってしまうの、これは大変だということで、やはりこれは困ると署名をしてくださる方がたくさんいると聞いています。そのことから、そして、説明会も各所でやられているのは分かるのです。でも、これで足りているのかという問題意識を持って、今回の質問をさせていただきました。

今後、準備書段階での説明会をやるということが決められております。市内で場所を変えて、複数回の開催ですとか、あるいは市民センターで行う、中心部で大人数でも対応できるような説明会を設定することを事業者に求めていただきたいと思うのですけれども、お考えをお聞かせください。

それから、通学時のかばんの重さです。

御意見をいただいた方は、これから中学生になる子供をお持ちの方なのです。けれども、小学生のナップランドも結構重たいのではないかと思います。全国的にこの教材の重さ、教科書の重さが問題になっている。調べている中で、さんぼセルという商品がヒットしました。ランドセルの横にアルミフレームをつけて、上と下を伸ばすとコロコロというキャリーバッグみたいなこういう商品がもう既に出ているということで、全国的に問題視されています。それで調査もされているということなのですが、この聞き取り調査の対象は誰なのか、そして、市内の保護者と児童・生徒を対象にアンケート調査をしたらいかがかと思うのですけれども、お答えをお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私からは、市営稲穂改良住宅に関連して御答弁させていただきたいと思いますが、住民の方々からは様々な観点で、これからいろいろな御要望なども出されると思いますが、それについては、御意見を承りながらできる限り丁寧に対応させていただきたいというふうに思っております。

それから、家賃の負担軽減などについて御質問がございまして、具体的なことは決まっているのかということでございましたけれども、考えられるのは、例えば、激変緩和措置ですとかもあるかと思いますが、その辺についてはこれから庁内でも議論させていただきたいというふうに思っておりますので、現時点で申し上げますと、具体的なことはまだ決まっていないということでございますので、御理解いただければというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（小野寺正裕） 丸山議員の再質問にお答えいたします。

私からは、整備する集会室や、広場の活用についてお答えします。

今実際、市が主体となっている事業については集会室で実施することを考えておりまして、広場については先ほど地域住民等の利用ということでお答えしたところでございますけれども、この広場について、小樽市が主体となつてということは今のところは計画しておりませんが、今後その広場を地域住民がどのように活用していくかを見ながら、必要によっては、市の関わりというのは今後検討していきたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（松井宏幸） 丸山議員の再質問にお答えいたします。

今後の説明会の在り方について御質問があったと思います。

これから準備書が来年少されるというふうに事業者からは聞いておりますけれども、説明会の方法についてはこれから具体的な方法等が示されると思いますが、今、議員が言ったように、今後、地域住民、市民に理解が得られるような形での説明会の開催方法については事業者と話はしていきたいとは考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 丸山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

かばんの重さに関する調査について、どこを対象に行ったのか、児童・生徒に対してアンケートをすべきではないかという御趣旨だというふうに思いますけれども、今回かばんの重さに関する調査について、各校とも同様の教科書、それから端末にしましても同じものを活用しているということもございまして、調査は、主に時間割の状況によって重さが変わるだろうと、日課によって変わるだろうということに着目いたしまして、日々のかばんの重さが変化するものというふうに考えまして、抽出で学校に対して調査をしたところでございます。

その調査の主な結果ですけれども、小学校では、高学年ですが、時間割の関係で最も重い日は、7.5キログラム、平均で6.4キログラムです。軽い日は3.5キログラム、平均で3.6キログラムということでございます。中学校では、最も重い日は9キログラムで、平均8キログラム。それから軽い日は3.6キログラムで、平均で4.2キログラム程度というふうになっております。学校でも、それら子供たちの状況を日々確認しながら、かばんの重さについて留意をしながら対策を取ってくれています。

小樽市教育委員会といたしましても、先ほど御答弁申し上げましたとおり、通学時における児童・生徒の負担軽減に取り組むように学校にも指導しておりますし、国の事務連絡もいたしておりますし、私どもでも事務連絡をいたしまして、学校に対して指導しておりますので、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

○7番（丸山晴美議員） 再々質問をいたします。

まずこの風力発電なのですけれども、準備書段階で決められている説明会は当然行くと。広く市民に知らせるような内容でやってほしいということについて事業者に求めていきたいということではありました。今回フォトモニタージュを示して事業者がやった調査がどの程度のスケールのものなのか、もし分かったらお聞かせいただきたいというのと、やはり、百聞は一見にしかずではありませんが、言葉で説明しているのと、写真ではあっても見た場合の印象というのはかなり変わると思います。

これからの説明会においても、このフォトモニタージュを活用しての周知をしてくださいという要請を事業者にしていただきたいと思います。そのことについての回答をお願いいたします。

それから、旧色内小学校跡地の道営住宅で、広場についてはあまり市は関わらないというようなお答えだったかと思いますが、要望があったりですとか、そういった場合には市も関わっていただけるのかと期待するところなのですが、お答えをお願いいたします。

それから、子供たちの通学かばんについては、私もどうすればいいかという答えはなかなか見えてこないのです。私も子供に聞いたら、やはり自分で家で勉強したいものがあるから、重たいけれども持ってきていたのだとも言っていましたので、とにかく軽くすればいいということではないかとは思うので

す。ただ、毎日背負ってくるものですから、体への影響を心配するのは当然のことだと思います。そういった問題意識を、保護者の皆さん、それから、児童・生徒本人にも共有するためにも、児童・生徒、保護者へのアンケート調査をぜひ検討していただけないかとも思うのです。急いでやってくださいとか、いつまでにやってくださいとかということではないのですけれども、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、再度お答えをお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（松井宏幸） 丸山議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、フォトモンタージュを活用した聞き取り調査の概要というか、仕方なのですが、本答弁にもありましたが、市内6か所の地点で、その地点から見えるフォトモンタージュを利用して聞き取りをした方法というふうに聞いております。なお、その聞き取り調査の結果につきましては、今後準備書で公表するというふうに聞いてございます。

それと、説明会でフォトモンタージュを使用して行ったらどうかという話でございますけれども、それにつきましても、当然、準備書が出てからの説明会にはそういったものも活用されると思いますが、それ以外の説明会を行う場合、そういったものが使えるかどうかについては事業者には意見を述べていきたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（小野寺正裕） 丸山議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、道営住宅の広場の件についてお答えしますが、先ほど、要望があった場合に実施するのかというような質問でしたが、今の時点で、広場が出来上がったときにどのような形になるかというイメージというのが全然湧いていない状況でございますので、地域住民の方も、どのような活動をされるのかという、その辺は私どももイメージは湧いていない部分でございます。ですから、要望があればもちろんその分については検討いたしますけれども、確実に市が関わるということは、今の時点ではお約束できないかというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 丸山議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

児童・生徒への調査をすべきだという趣旨だというふうに思いますけれども、議員の御指摘が今ございましたが、自分のものは毎日持って帰りたいという子もいるという状況の中で、そのことをもって調査をしてしまうという主観の問題だとか、子供自身の思いだとかという、そういう部分もかなり入ってきますので、正確な調査になるかというところも実は心配しているところです。

根本的な問題としては、例えば、今、国ではデジタル教科書を次期教科書採択の時期に導入できないかということを実証実験をしながら今検証しているところです。本市でも、その実証実験に協力をしているところがございますので、それらの推移を見ながら、今後どういうふうに対応していけばいいのかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 丸山議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、須貝修行議員。

(14番 須貝修行議員登壇) (拍手)

○14番(須貝修行議員) 一般質問をいたします。

第1項目め、新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種に関連して。

令和2年1月に感染が確認されて以来、猛威を振った新型コロナウイルス感染症も、我が国において、また本市においてもようやく落ち着きを見せているように思います。しかしながら、諸外国での感染拡大の現状を他山の石とし、これまでの医療体制、検査体制、ワクチン接種、副反応対策、各種支援策について総括し、そして次に備えることが肝要と考えます。経口治療薬の開発、承認が待たれるところではありますが、現在の最善策としてのワクチン接種関連の総括と課題を整理したいと考えます。

11月24日現在、市民のワクチン接種率86%とあります。ここまでの医療関係者及び保健所、市関係者の御尽力と市民理解のたまものと推察いたします。ここで、改めて接種率において、全国、全道との比較を、また、本市の年代別接種状況についてお示ください。

公表されたデータを見ますと、本市の接種率が高いように思います。本市として接種状況に対するこれまでの評価と、今後の課題についてお示ください。

今後、さらなる接種率の向上、特に若年世代の向上を図るためには、副反応情報の積極的な開示と、フォロー体制の構築が必要と考えます。副反応によるリスクを懸念する声や、また、感染後の後遺症に苦しみ、休業や離職を余儀なくされるケースもあるようです。対策として、専門外来や相談窓口を設ける方法が考えられます。東京や大阪では多くの方が御利用されているようです。これらの設置に対する本市の見解を伺います。

本年、第2回定例会でも取り上げましたが、接種状況を把握するシステムとしてワクチン接種記録システム(VRS)への正確な入力に極めて重要です。第2回定例会では、本市は大丈夫との力強い答弁をいただきましたが、やはり全国的には誤入力の事例が相次ぎ、埼玉県のある自治体では3%強の誤入力を確認されたとの報道もあります。1回目の接種記録がないのに2回目の記録がある。接種券を発行していない人の接種記録がある。9月には恵庭市の国家公務員が虚偽申請にて4回目の接種等の事例も報道されているところです。VRSデータが正確ではない場合、3回目接種の混乱が予想されますし、また今後、電子接種証明書の発行に支障が出るおそれがあります。

そこでお尋ねいたしますが、本市のVRS入力において誤入力等のミスは生じていないのか。あった場合、どのような方法にて修正作業を行っていくのかお示しいただきたいと思います。

経済活動が再開されていく中で、今後、ワクチン接種証明書が求められるケースがあると思います。現在の接種証明書の種類とその取得方法、さらにデジタル接種証明書の見込みについてお示ください。

また、事情によりワクチン接種ができない方々も少なからず存在いたします。この方々はPCR陰性証明書を求められる場合があると思いますが、この検査は自費であり、決して安価とは言えません。国や自治体においてこの検査費用の一部負担をする考えはないのか見解を伺います。

ケアレスミスによるワクチン廃棄をなくす。この件も第2回定例会で取り上げさせていただきました。その後も、新潟市で3,192回分、釧路市で1,002回分をはじめ、室蘭市、札幌市、石狩市等、多くの自治体で廃棄処分がなされ、大変残念な思いで報道を読んでおりました。

そこで、本市においてケアレスミスによる廃棄等は生じなかったのか。

またあわせて、接種時の余剰は生じず無駄なく使用することができたのかお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症関連において、各分野での総括と課題の整理、そして備えをぜひともお願いいたします。

第2項目め、子どもを守る・教育機会を提供することについて。

人口減少問題の主要因であります、子育て世代の満足度を高める、特に子供の教育の質を担保する、子供を守ることについてはこれまでも代表質問、一般質問にて取り上げさせていただいております。今定例会では、子どもを守る・教育機会を提供するにフォーカスして質問をいたします。

子どもを守ることについて。

コロナ禍で、無気力や不安により登校意欲をなくし、不登校になる子供が増えたとの報告があります。その数は、昨年度過去最多の19万人であり、また自殺した子供も過去最多と報告されております。コロナ禍とはいえ長期の欠席は次の負の連鎖を生む可能性があり大変心配です。教育委員会主導による、こうした児童・生徒への支援する取組、相談窓口の設置の必要性を感じます。

また、不登校生徒に対し、オンライン学習ポータルサイトへのログインをしたことをもって登校とみなす試みなども実施している自治体もあるようです。

そこでお尋ねいたしますが、本市において、不登校児童・生徒数に増加傾向が見られるのか、その対策について本市の見解を。また、前述のオンラインによる学習を出席とみなし、不登校児童・生徒の心の負担軽減を図ることはできないのか、教育委員会の見解を伺います。

GIGAスクール構想により、ICTを活用した授業が開始され、子供たちの未来にとって大きな可能性が開かれました。しかしながら、一方で負の側面も幾つか顕在化してまいりました。昨年の町田市女兒自殺問題では、タブレット端末がいじめを助長した可能性が大きいことが指摘されております。このケースでは、ID、パスワードの重要性の認識、チャット機能が子供たちの中だけで自由に使われていたことなど、ほかにも多くの問題が指摘されているところであります。

そこでお尋ねいたしますが、本市において端末を起動する際のID、パスワード管理の状況はどのようなになっているのか。

また、チャット機能やメール機能の使用状況についてもお示しいただきたいと思います。

本年7月、福岡県の認可保育所で、送迎バスに置き去りにされた男児が死亡する事件が起きました。過去にも同様の事例があるようですが、そもそも送迎バス運行に対する安全基準がないということが判明したようです。

そこでお尋ねいたしますが、本市の幼稚園、保育所及び認定こども園の送迎バスの実態は把握しておりますでしょうか。

また、これらに安全マニュアルはありますか、お聞かせください。子供の命を守る基本的な取組、仕組みのチェックをどうぞよろしくお願いいたします。

教育機会を提供することについて。

昨今、ウイグル、チベットをはじめとした人権問題に注目が集まっております。このような中、公正な取引、透明性ある事業、安全な労働条件等を意味するフェアトレードが注目されるようになり、毎年5月のフェアトレード月間には、学校給食でフェアトレード認証を得た食材を通じ、児童・生徒に世界中の子供たちの貧困や児童労働の実態について考えてもらう機会を提供する試みがなされているようです。

本市として、このフェアトレード及び給食を通じた学習機会についての見解を伺います。

最後に、少子化により部員が集まらず、近隣校と合同チームを組むケースがあります。このスポーツをぜひしたいと思っても、近隣校での合同チームの編成ができず断念するケースもあるようです。中に

は、それを理由に札幌へ進学するケースもあると聞きます。

そこで、本市の状況をお尋ねいたします。

本市部活動において、合同チーム編成の指針はありますか。

合同チーム編成は、誰が、いつ、どのように決定しますか。

今年度の市内中学校の合同チームの状況はいかがですか。

進学する学校に希望する部活動がない場合の救済策はありますか。

以上、お示ください。

本件に関してはさらなる議論が必要と考えますが、大いなる可能性を秘めた小樽の子供たちに好きなスポーツをさせてあげたいと考えます。御配慮をよろしくお願いいたします。

再質問を留保し、一般質問を終了いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 須貝議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症とワクチン接種について御質問がありました。

まず本市と全国、全道との接種率の比較につきましては、国と道は令和3年1月1日の全人口に対する接種率を公表しており、同様に算出した11月28日現在の接種率で比較いたしますと、1回目については全国78.7%、全道78.9%に対し、本市は80.7%。2回目については全国76.7%、全道76.6%に対し、本市は79.9%となっており、いずれも全国、全道より高くなっております。

次に、年代別接種率につきましては、11月28日現在の数値で全道と比較いたしますと、本市の1回目については、10歳代、70%、20歳代、75.2%、30歳代、76.1%、40歳代、79.9%、50歳代、87%、60歳から64歳、90.6%、65歳以上、93%となっており、全道と1ポイント以上の開きがあった年代を見ますと、10歳代、40歳代、50歳代で全道より低い状況となっております。

また、2回目では、10歳代、67.7%、20歳代で74%、30歳代で75%、40歳代で78.8%、50歳代で86.3%、60歳から64歳、89.9%、65歳以上が92.6%であり、10歳代、20歳代で全道より高く、40歳代で全道より低い状況となっております。

次に、接種状況に対するこれまでの評価と課題につきましては、全体の接種率がほぼ8割となり当初の想定を超えましたが、その要因といたしましては、市民の皆様が積極的にワクチン接種に取り組んでいただいたことに加え、接種体制において小樽市医師会の協力を得ながら、かかりつけ医を中心とした市内50か所の接種委託医療機関での接種が進んだことや、接種予約において、かかりつけ医への直接予約、コールセンター及び予約システムを活用し予約方法を選択できるようにしたことなどがあると考えております。

課題といたしましては、追加となる3回目接種の実施に向け、予約時のコールセンターや予約サイトの混雑を回避することや、接種券が届いた方が確実に予約できるよう、確保したワクチン量に対応した接種券の発送と予約枠の設定を行うことと考えております。

次に、後遺症の専門外来や相談窓口の設置につきましては、後遺症の方の受診先としては、市内に専門外来の設置はございませんが、小樽市医師会とも協議を行い、かかりつけ医を中心とした市内医療機関へ受診をしていただき、症状に合わせた対応を行うこととしております。相談窓口は、保健所が担うこととしており、後遺症の症状などで困っている場合には、相談内容に応じて適切な医療機関への受診をお勧めしております。

次にワクチン接種記録システム（VRS）の誤入力等のミスの修正作業につきましては、接種委託医療機関などでのデータの読み込みや入力で、一部接種日やワクチンロット番号などの誤りがありました。データの誤りをチェックし修正するため、11月中旬に各部局の職員延べ239名を動員し、全ての予診票とVRS上のデータを1件ずつ手作業で突合し、データを修正した上で市の健康管理システムとVRSに正しいデータを登録しております。

次に、ワクチン接種証明書の種類とその取得方法につきましては、現在、接種したことを証明する書類としては、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証と、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、新型コロナワクチン接種記録書の3種類があります。

予防接種済証は、接種券のある接種者に対し接種会場で交付するものであり、予防接種証明書は、接種者の申請に基づき自治体が交付するものであります。また、接種記録書は、医療従事者など接種券なしで接種した方に対して接種会場において発行することになっております。

次に、デジタル証明書の見込みにつきましては、国からの12月6日付事務連絡では、12月20日から接種証明のデジタル化を開始すると示されましたので、本市においても、国の指示に従い準備を進めてまいります。

次に、国や自治体がPCR自費検査の費用の一部を負担することにつきましては、11月19日に国が示した新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針によりますと、ワクチン接種を受けられない方を対象にワクチン・検査パッケージ等の検査を令和4年3月末まで予約不要、無料とできるよう国が自治体を支援するとされております。詳細は明らかにされておりませんが、国や北海道の動向を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、ワクチンの破棄等につきましては、本市で把握しているものとして、市内医療機関において、希釈間違いによる破棄が3件、5バイアル。保管していた冷蔵庫の温度が上昇し使用できなくなったものが1件、1バイアル。接種準備中にバイアルを床に落としてしまったものが1件、1バイアルあり、これまでに合わせて5件、7バイアルが破棄となっております。

また、無駄なく使用することにつきましては、接種委託医療機関や集団接種において、予約数を1バイアル当たりの回数である6の倍数にそろえることや、キャンセル時の予備人員を確保することなどにより、余剰や無駄が出ないように努めていただいております。

次に、子どもを守る・教育機会を提供することについて御質問がありました。

子どもを守ることにについてですが、まず市内の幼稚園などの送迎バスの実態の把握につきましては、35か所ある認可施設のうち送迎バスを運行している施設が14施設あり、職員間で子供の出欠状況に関する情報を共有し、送迎バスには運転手のほかに職員1名が同乗して、子供の乗り降りの際には必ず人数確認が行われ、安全管理が適切に行われていることを把握しております。

次に、安全マニュアルにつきましては、作成していない施設もありますので、各施設が保有する危機管理マニュアル等に、送迎バスの利用に関する項目を盛り込むよう助言してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 須貝議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子どもを守る・教育機会を提供することについて御質問がありました。

まず子どもを守ることにについてですが、本市の不登校児童・生徒数に増加傾向は見られるのかにつきましては、毎年、文部科学省が実施しております調査によりますと、本市において不登校を理由に30日

以上欠席した人数は、小学校では平成27年度の13名から増加傾向にあり、令和2年度では49名、中学校では平成25年度の60名から増加傾向にあり、令和2年度は117名となっております。

次に、不登校対策の本市の見解につきましては、各学校では日頃から担任や養護教諭等による教育相談を通じて、児童・生徒の不安解消を図り、不登校の未然防止に努めるとともに、欠席が続いている児童・生徒に対しては、家庭訪問等を通じて保護者と連携しながら粘り強く取り組んでおります。

市教委では、スクールカウンセラーによる教育相談やスクールソーシャルワーカーによる関係機関と連携した支援を行っているところであり、小樽市教育支援センター登校支援室において登校支援室の指導員が学習支援や教育相談を行うとともに、家庭や学校に訪問するアウトリーチ型の支援を行っております。

このような取組を継続してきたことで、令和2年度の不登校児童・生徒166名のうち、登校できるようになった児童・生徒は53名で、全体の31.9%となっており、令和元年度の13.3%と比べその割合が増えていることから取組の効果が現れてきているものと考えております。

しかしながら、不登校の要因が複雑化し、対応が難しくなっている状況が見られることから、市教委だけではなく福祉部局など関係機関等と一層連携を図りながら支援の充実に努めていく必要があるものと考えております。

次に、オンラインによる学習を出席とみなし、不登校児童・生徒の心の負担軽減を図ることができないかにつきましては、国からの通知を踏まえ、校長が総合的に判断するための目安として、令和2年度に本市のガイドラインを作成しております。その概要につきましては、自宅においてオンラインによる学習などICT等を活用した学習を行う場合は、学校と保護者との間に十分な連携協力関係が保たれていることや、円滑に学校復帰が可能となるような学習活動であること、児童・生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであることなどを目安に、校長が出席扱いとしております。

次に、端末を起動する際のIDとパスワードの管理の状況につきましては、本市におきましては、小樽市教育委員会が児童・生徒のIDとパスワードを設定し、各学校において管理を徹底しております。

学校では、児童・生徒が他人になりすますなどのトラブルが起こらないようにするため、端末を起動する際にはIDとパスワードの入力ではなく、QRコードを端末のカメラにかざしてログインすることとしております。

次に、本市におけるチャット機能や、メール機能の使用状況につきましては、市教委では、児童・生徒間でのいじめなどのトラブルを避けるため、チャットやメールの機能は使用できないよう制限をしております。

なお、授業において、児童・生徒が自分の意見や考えを交流するためのアプリなどを使う際には、教員の指導の下で活用するとともに、日頃から相手を傷つけたり嫌な思いをさせたりすることは書き込まないなど、情報モラルに関する指導を徹底しているところでございます。

次に、教育機会を提供することについてですが、まずフェアトレードについての給食を通じた学習機会の見解につきましては、フェアトレードは、開発途上で作られた製品を適正価格で購入することにより、労働者に適切な賃金が支払われ、労働者の生活を経済的に支援する貿易の仕組みであり、子供たちの持続可能な未来を考えていく上で必要な取組であると考えております。

また、給食を通じてフェアトレードを学習する機会につきましては、中学校の公民の教科書で取り上げられていることから、学習と関連づけた給食の提供の在り方について、他市の事例を収集するなど研究してまいりたいと考えております。

次に、本市の部活動における合同チーム編成の指針につきましては、本市の指針はございませんが、

北海道中学校体育大会に参加する場合は、北海道中学校体育連盟が示している北海道中学校体育大会に関わる複数校合同チーム編成規定に基づき、例えば、合同チームは個人の部を持たない団体種目に限定することや、軟式野球で9名、サッカーで11名など、各種目の規定人数を下回った場合等の編成条件にのっとり合同チームを編成できることとなっております。

次に、合同チーム編成の決定につきましては、ただいま申し上げました合同チーム編成の条件を満たしている学校の校長が、合同チームの編成が必要と判断し当該の学校間で合意した場合、大会前の決められた期日までに、小樽市中学校体育連盟に申請し、承認を得た上で合同チームを編成することとなっております。

次に、今年度の市内中学校の合同チームの状況につきましては、本市では2種目において、北海道中学校体育大会に出場する合同チームが編成されており、野球部では北陵中学校と菁園中学校の2校による合同チームと、向陽中学校、潮見台中学校、桜町中学校の3校による合同チーム、サッカー部では菁園中学校と望洋台中学校の2校による合同チームがあります。

次に、進学する学校に希望する部活動がない場合の対応につきましては、本市では居住地により就学すべき学校を指定しておりますが、指定校に希望する部活動がない場合には、教育的配慮として指定校を変更することができる基準を設けております。

なお、教室の不足等により施設の許容範囲を超えることが想定される一部の学校においては、指定校変更に制限を設けているところでございます。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

○14番（須貝修行議員） 私から、3点ほど再質問させていただきます。

まずワクチン接種記録システム（VRS）の修正作業の件、市長から答弁いただきました。

11月中に239名にて、手作業にて修正作業を行ったという御答弁をいただきましたけれども、これは11月中ということであれば、11月末までの分は完了したという理解でいいのか。

ちなみに、多分これは11月中でも9万人強の方が接種されていると思うのですが、この9万人を、目視といいますか、人力でチェックするというのは非常に大変な作業で、次のミスを誘発する可能性も心配しないではないのですが、その辺はどのようなチェック体制においてされたのか、御答弁いただきたいと思います。

それから、デジタル接種証明書、検査の一部負担についての御答弁いただきました。国の指針で、やるということで御答弁いただきました。

特に検査はよかったなと思うのですが、このデジタル接種証明書は、一部報道であるような、マイナンバーカードとQRコード、これを連携した形でというような報道もなされていますけれども、そういう形なのかどうか、もしお答えができればということをお願いしたいと思います。

3点目、保育所、幼稚園の送迎バスの問題であります。

安全マニュアルは一部ないところがあったというようなお話いただきましたけれども、あったところの内容は精査されたのかというのをお聞きしたいのです。なぜかといいますと、これ言われているのは、安全マニュアルはあるのだと、ところがほとんど形骸化されて、あるということだけなのだというのが問題であると言われて、私もそのように承知しているのですが、その辺の精査ができた上でこの御答弁だったのか、ぜひその3点をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 須貝議員の再質問にお答えをいたします。

私からは2点ございますけれども、1点目のワクチン接種記録システム（VRS）の修正作業の件ですが、この後段の御質問にあったデジタル接種証明書の交付が12月20日からということで正式に国から開始日が示されたということもございますけれども、それまでにはVRSに正確な情報を入力しておかなければならないということが求められることになっておりまして、現在の時点、直近、詳細なところまでは私も把握していない部分もございますが、この12月20日の発行までには間に合うということで担当からは聞いているところでございます。

それから、2点目のデジタル接種証明書、これはマイナンバーカードとの関連がどうなっているのかということでございましたけれども、国の行うこのデジタル接種証明書については、マイナンバーカードで登録をして、そして後にこの証明書がスマートフォンに交付されるというものと理解をしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（小野寺正裕） 須貝議員の再質問にお答えいたします。

保育所の送迎バスに関してですけれども、マニュアルについて作成しているところについても、内容を確認したのかどうかという御質問だったかと思っておりますけれども、まずこの危機管理マニュアルというのは、国から幼稚園については必ずつくるようにというふうに定められておりまして、保育所については必ずというものではありません。

今回の事件がありまして、国からは送迎バスの実態について、例えば人数を確認するですとか、運転手のほかに1人つくとか、そういった項目についての指示がございました。それと同時に、そういったマニュアルに追加をするようにということで、それを受けて、私どもは各施設に、そういったマニュアルの運用の取扱いを再度確認するということと、マニュアルについて載せるようにということで周知はしたところでございます。ただ、結果として、そのマニュアルにもう既に載ったかどうかの確認までまだできていないという状況でございます。

○議長（鈴木喜明） 須貝議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時45分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 一般質問します。

小樽市公共施設長寿命化計画のロードマップによれば、2022年度には塩谷児童センターが塩谷小学校へ移転。翌年度に改修、2024年度に塩谷サービスセンターが塩谷児童センターへ移転する計画です。

これまでの経過では、利用者の父母の声が取り上げられず小学校移転計画が進められています。父母の皆さんは、小学校の児童の父母などにアンケート調査を行い、その結果、小学校への移転反対が圧倒的でした。児童センター利用の父母と、塩谷をよくする会は、迫俊哉市長に、「塩谷児童センターを現在のまま使用・維持存続の要請書」を提出、10月17日市の担当者を含めた懇談会を開催しました。懇談

会では、塩谷サービスセンターが老朽化しているが、大人の事情で子供の施設が移転するのは納得できないをはじめ多くの疑問が噴出しました。市が、その疑問に具体的に示さなければ納得できないでいます。疑問に具体的にお答えください。

まず放課後児童クラブと違って児童センターは18歳までが利用できる施設です。移転後、塩谷小学校に通学している児童以外の利用はできますか。小学校に移転後、塩谷児童センターで行ってきた木製ブローチや七宝焼アクセサリー作り、センターまつりやおばけ屋敷など、年間100回ほどのイベントは今後でもできますか。塩谷児童センターの遊戯室でのトランポリンや一輪車、バスケットボールなどの運動が四つの教室ではできません。小学校体育館などを利用できるのかなど、どう利用できるのか具体的に示してください。

体育館使用可能としても、塩谷児童センターと違って教室と体育館が離れている中で、児童厚生員の目が届くのでしょうか。移転した場合、冬期間は特に小学校から一旦帰宅し、登校した道とは別の道を通って塩谷児童センターに行くことになります。除雪や駐車場の確保はどうなりますか。

移転は拙速に進めるべきではないとの声もあります。この計画は一旦凍結すべきです。市長はその考えはありませんか。

塩谷児童センターの移転は、利用児童の父母を中心に反対しています。一方、塩谷・桃内連合町会から塩谷児童センター移転に賛成の立場で要請書を提出しています。

主な内容は、移転によって通学路のない道を塩谷児童センターに通わせずに済み、子供の安全が高まる。小学校の廃校が聞かれ、移転によって存続できる。利用する児童も増え、友達も増えるなどというもの。市はこれを基に移転がよいという声が多数、児童の交通安全、意見交換会はパブリックコメントで意見を伺ったとしています。しかし、塩谷地域では、利用者の父母と塩谷・桃内連合町会役員との食い違いがあります。町内会において亀裂を起こしてはなりません。問題点を整理する意見交換が必要です。市が機会をつくられるよう御尽力願います。いかがでしょうか。

塩谷サービスセンターは蘭島、忍路、桃内、塩谷、オタモイの広域を担っております。運転できない高齢者が増えており、バス利用によって、現在の塩谷サービスセンターの所在地は優れた場所と言えます。この地域の方は便利な場所を求めています。懇談会は、当初の計画案である公共施設再編素案には、サービスセンターの移転関連費用が1億6,000万円という金額を示しておりましたが、その考えからすると、サービスセンターとして新おたる農業協同組合の建物を購入することが財政的に助かるのではないかと。この問題は塩谷サービスセンターの移転で解決するではないか。こういう意見がありました。

私は、11月1日に新おたる農業協同組合を訪問し、現在使われていない旧小樽事業所の売却の意向を伺いました。対応された管理部長の説明については、本市の担当者にもお知らせしています。建物は2001年に新築されて20年経過していますが、二階建てでこれまでの塩谷サービスセンターと変わらない広さと広い駐車場もあります。国道沿いのバス停前で、塩谷サービスセンターとしての機能に適していると思います。新おたる農業協同組合では、小樽市でもあり相談に応じると語っております。移転先として検討の価値があるのではないですか。老朽化した塩谷サービスセンターについては、旧小樽事業所に移転することで全て解決できるのではありませんか。市長はどう考えますか。塩谷・桃内連合町会は、まちづくりの取組を歴史的な観点から進めております。重要な取組と受け止めています。

塩谷地域は、市営住宅が空き部屋が多くを占める現状で、中学校が廃校、バス路線も減便が顕著です。しかし、市街地への直通できる利便性があります。公共賃貸住宅長寿命化計画では、市営塩谷住宅は縮小しながらも整備する計画を持っています。市営住宅整備によって老若の皆さんが居住し、児童の増加も見込まれます。子育ては現在の塩谷児童センターで優れた環境の中で伸び伸びと活動ができ、児童の

増加によって小学校が維持され、広範な地域も利便性がある公共交通のバス利用ができるサービスセンターを維持するまちづくりが可能であると考えます。

市長は、このまちづくりの観点からの、私の提案をどのように受け止められますか。お聞かせください。

次に、ＪＲ函館本線並行在来線についてです。

道は、函館本線の並行在来線がＪＲ北海道から経営分離されるとして、沿線自治体に対して、第三セクター鉄道に転換、全ての路線をバス転換、余市―小樽間を第三セクター鉄道、長万部までのバス転換の三つの案を示し、12月の後志ブロック会議までに方向性を決めようとしています。

それに応じて市長は塩谷駅、蘭島駅周辺住民及び市民センターで市民意見交換会を行いました。市民からは、道の提案の狙いはバス転換に誘導する意図が明らかだ。並行在来線を存続してもらいたいとの意見が圧倒的でした。鉄路廃止で、余市方面から塩谷駅、最上を回り、小樽潮陵高校や小樽未来創造高校への直通バスを１日４往復と示していますが、住民は本数が足りないといいます。

運送業界では、トラック運転手が不足し、バスも同様に減便している。バス転換は民間なので収支が合わない簡単に廃止されるという声もあります。

市長は、直通バス案について、通学生及び地域住民の意見要望を伺った上で作成したのですか。また、この本数でも十分賄えると考えていますか。

意見交換会の主な意見は、観光客はもちろん住民の足の確保、輸送量、環境に与える負荷からも、鉄道の役割は大きく、異常な気象の中で小樽―銭函間が自然大災害を受けると、日高本線のようになる懸念がある。有珠山の噴火は20年から30年周期で噴火している。農産物の物流の動脈としても残すべき、函館本線が余市まででは本線の意味がない。逆に在来線を残すことが後世へのプレゼントになる。小樽として将来を見据えて、並行在来線を残すよう、国・道に働きかけてもらいたい。蘭越町、ニセコ町などで在来線は残してほしいと住民ぐるみの運動が起きており、廃線は住民の願いに逆行、沿線住民同士の分断、対立につながりかねないなどです。

観光、自然災害対策、物流の動脈、沿線自治体の住民運動など、長万部―小樽間の並行在来線存続を求める声が広がっています。市長は住民の強い要望を基に国・道に財政負担を求めているだけですか、お答えください。

市民からは、道路、港湾、空港には多額の税金を投入し、長万部―小樽間の赤字の10倍もの金を道路に投入しているが鉄路にはないという声もありました。国が鉄路に補助して上下分離方式などで鉄道の下部を国が担うことも考えるべきではないかとの意見がありましたが、市長はどのように受け止められましたか。

また、かつて運河保存問題で、運河で飯が食えるかと言った人がおりましたが、今、運河は市の重要な観光財産になっています。今、炭鉄港を観光の目玉に打ち出しており、本市は在来線維持で頑張っているとの要望もありました。小樽の運河保存問題の教訓からも、なくした鉄路は復活できません。ＪＲ函館本線並行在来線は存続すべきです。運河保存運動の教訓と併せ、市長のお考えを聞かせてください。

意見交換会で市民の意見を伺って、市長は拙速にならないよう地域の皆さんと議論を重ねると述べております。12月の後志ブロック会議では、どう対応しようとしているのですか。お聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、塩谷児童センターと塩谷サービスセンターの移転について御質問がありました。

まず塩谷児童センターの移転後の利用対象者につきましては、当該施設は児童厚生施設であることから、塩谷小学校に通学している児童以外にも、ゼロ歳から18歳未満の方のほか、同伴する保護者が利用することができます。

次に、移転後の塩谷児童センターのイベントにつきましては、移転後の施設の構造上実施できないものもありますが、学校の体育館や、現在の塩谷児童センターの遊戯室などの利用を含め、できる限り継続できるよう学校や指定管理者との調整をまいります。

次に、塩谷小学校の体育館の具体的な利用につきましては、学校の教育活動に支障のない範囲での利用を基本として、今後、学校と詳細について協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、体育館使用時の児童厚生員につきましては、児童センターの利用者が体育館の使用を希望する際には、児童厚生員が付き添い、遊びの援助や見守りを行うことで利用者の安全を確保してまいりたいと考えております。

次に、冬期間の除雪や駐車場の確保につきましては、敷地内の通路の除雪については、指定管理者に適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

また、駐車場についてはどの位置に確保できるか、その除雪を含め協議を行っているところであります。

次に、計画の進め方につきましては、基本的には計画どおり進める考えであります。拙速に進めるものではなく、専用玄関や駐車場の設置、施設内の改修などハード面のほかに、体育館の利用などソフト面の調整も必要であることから、これらの課題を整理した上で進めてまいりたいと考えております。

次に、問題点を整理する意見交換会につきましては、現在、移転に向けて課題を整理しているところであり、移転後の利用内容についてお示しできる状態になりましたら、利用者や地域の皆さんにお知らせする機会を設けたいと考えております。

次に、新おたる農業協同組合旧小樽事務所を塩谷サービスセンターの移転先として検討することにつきましては、塩谷地域の公共施設再編計画は、老朽化したサービスセンターの課題解決だけではなく、既存の市有施設を有効活用しながら地域の課題解決も念頭に置いて計画を策定しており、現在、計画の実現に向けた課題整理を行っておりますので、現時点におきましては、旧小樽事務所の建物を活用する考えはありません。

次に、塩谷地域の公共施設の在り方につきましては、市営住宅及び小学校はそれぞれの個別施設計画に基づき整備を行い、塩谷サービスセンター及び塩谷児童センターは、公共施設再編計画の中で、両施設とも維持していくことを基本としておりますが、公共施設の整備に当たっては、将来の人口、世帯数の減少や少子高齢化を見据える必要があるものと考えております。

次に、J R北海道函館本線並行在来線について御質問がありました。

まず塩谷、最上を経由する新たなバスルート案につきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会の後志ブロック会議において、バス転換とした場合の利便性向上策として考えたルートであり、事前に住民の要望を伺ったものではありません。

また、1日4往復は、バスの収支を試算するために設定した仮の本数であり、バス転換となった場合は、地域のニーズを踏まえた本数の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、鉄路存続に関わる国などの財政負担につきましては、初期投資などに対する国の支援はありま

すが、意見交換会で要望のありました国の責任で鉄路を維持するような抜本的な支援は難しいと聞いており、現在も北海道市長会などを通じて設備投資や維持管理経費に対する助成措置の拡充などを求めているところであります。

次に、上下分離方式などで、下部を国が担うことにつきましては、国鉄を民営化した経緯や全国的に地域の鉄道は地域で経営をしている実態を踏まえたと、非常に困難であると考えております。

次に、運河保存問題を踏まえた並行在来線に対する考えにつきましては、鉄道は観光などでのさらなる活用も考えられる一方で、運営のために多額の財政負担が継続的に必要となることから、運河保存問題とは性質が異なるものと認識しております。このことから、並行在来線の問題は、持続可能な地域交通を確保することを重視して、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、12月の後志ブロック会議での対応につきましては、並行在来線についての本市の方針を決めるためには、さらに議論を重ねる必要があると感じていることから、年内のこの会議において本市の方針を示すことは難しいものと考えております。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） 今、答弁いただきましたが、塩谷児童センターと塩谷サービスセンター問題については、なかなか具体的に話が進んでいないというのが実情なわけです。

それで、先ほど市長は、父母との話し合い、塩谷・桃内連合町会との話し合いも含めてそういう機会を持ちたいと答えていただいたので、具体的な日程をこの後示していただきたいと思っていますので、ひとつそれはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、私の調べたところによりますと、少し重なるかもしれませんが、放課後児童クラブというのは小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子供や、疾病、介護等により昼間家庭で養育できない子を対象とする施設であって、有料なわけであります。児童館は、集会室、遊戯室、図書室、静養室のほかに、育成室や相談室、創作活動室、パソコン室などが設けられて、専門の指導員により、季節や地域の実情に合わせた健全な遊びの指導を行われる施設だと。それに加えて、児童センターとは、小型児童館の機能に加えて、運動を主とする遊びを通じて体力の増進を図ることを目的とする施設であって、建物の広さも規定されています。地域の実情に応じて子供会や母親クラブなどの地域組織活動として、放課後児童クラブを併設することもあると、地域の子供、子育て環境づくりや放課後児童の居場所づくりを担っていると、このようにありました。まさにこれが、現在の塩谷の児童センターなわけであります。

私が心配するのは、今この小学校への移転によって、塩谷児童センターは塩谷小学校の放課後児童クラブに切り替えようとしているのではないかと心配しているのですが、その辺の心配についてお答えいただきたいと思います。

それから、塩谷サービスセンターの移転先として、新おたる農業協同組合の旧小樽事務所を何らかの形でということをお願いしたのですが、具体的に接触はされた話を聞いていただいているのでしょうか。その辺をお聞かせください。

それから、J Rの問題ですけれども、先ほど市長の答弁では、通学生の意見等をまだ聞いていませんという話でしたので、私の知っている範囲で、まずお話ししておきたいと思います。

具体的な声は、学生の定期券は、バス転換でJ Rより高くなると。1日4往復は朝の通学時間に合わせたもので、土日のクラブ活動とか、退校時間に個別に違いがあって対応できていない。地域住民の方は、買物とか、その他で小樽駅の経由を必要としているのだと。小樽駅経由となれば、通学生はJ

Rより早いとはならないと。そういう意味で、こういう意見がここに出ていたわけです。このような住民の方の意見を市長は認識していただいているかどうか、それを聞かせてください。

それから、道やＪＲ北海道は沿線自治体の負担を考えて、函館本線並行在来線をバス転換に提案しているわけですが、私はとんでもない話だと受け止めているのです。そもそも、国鉄民営化の時点でＪＲ北海道は赤字が明らかでした。だから政府も財政支援をしてきたわけであります。それも足りないのが実情だと思います。

一方、ＪＲでもＪＲ東海、ＪＲ東日本だとがＪＲ西日本は、首都圏だとか膨大な利用者を握った黒字路線なわけです。いずれも金融機関や個人などを株主とする上場企業になっています。ＪＲ北海道は株式の100%を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が保有して、その鉄道運輸機構は政府が100%出資の独立法人になっていて、ですから政府の子会社と言えるわけです。並行在来線の鉄道を維持するためには、株主である国が大きな力を発揮するべきだと私は思っています。

もし、国道で30年間の累積赤字を地元自治体が負担せよと求められたら、市長は受け入れないと思うのです。道ははじめ後志ブロック会議で、公共インフラである道路に対して第三セクターへの転換の赤字部分は地元負担せよと求めているわけですから、市長は筋違いだと思わないですか。そのことを聞かせてください。

それから、ヨーロッパでは赤字を理由に廃止をしていないという話があります。国などが十分な支援をしていると伺っているわけですが、後志ブロック内の沿線自治体の住民の皆さんは、並行在来線は命綱だとして存続を求めて住民運動が広がっているわけです。

後志管内の唯一の市長として、沿線自治体の運動を理解して、ともに在来線を維持する方法を探るべきではないでしょうか。この点について意見を聞かせてください。

最後に、改めて申入れますけれども、年内に開催される後志ブロック会議において、第3セクター転換に妥協しないでください。住民の声を代表して、鉄道の函館本線の在来線を存続するため、国や道が全面的にするよう求めてもらいたい。そのことをお願いしたいと思います。その意見も併せて聞かせてください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

並行在来線については私からお答えをさせていただきたいと思います。

1件目は私どもがお示したバスルート案についてのお尋ねです。

住民の皆さんの意見というものを認識しているのかということでございますけれども、少なくとも私は、塩谷小学校での説明会と、それから丸山下会館での説明会、そして親和会館には副市長が出席して、地域住民の方のお話を伺ったところでございます。

先ほども御答弁申し上げましたが、1日4往復というのは、あくまでも収支を試算するためにお示しをしたものでございまして、事前に住民の要望を伺ったものではございません。現在、塩谷と小樽間とは16.5往復だったのでしょうか、このくらいありますので、これに比べますと4便というのはあまりにも少ない数字ですので、これは今後バス転換された場合には、地域の住民の皆さんの御意見をしっかり聞いていかなければいけないのだろうなというふうに思っているところでございます。

それから、赤字負担については国が見るべきではないのかというようなお尋ねだったかと思いますが、基本的には現状難しいというふうに伺っておりますので、私どもとしては、一定程度、地元負担をして

いかなければいけないというふうに思っておりますし、経営分離に同意したのは我々でありますので、地元負担は、一定程度やむを得ないものと考えているところでございます。

それから、沿線自治体の皆さんの存続のお考えを支持すべきではないのかということでございますけれども、これにつきましては本答弁の中でもお答えさせていただいたように、拙速になることなく、住民の皆さんの御意見をこれからまず聞いていきたいというふうに思っておりますし、12月に後志ブロック会議が行われることになっておりまして、当初は年内に方向性を出すというのが後志ブロック会議の考え方ではございましたけれども、この間の説明会に出席された住民の皆さんの意見を聞く限り、この時点で小樽市の方向性を12月中にお示しすることは難しいというふうに考えておりますので、引き続き御意見を伺いながら議論を重ねていきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（小野寺正裕） 川畑議員の再質問にお答えします。

私からは、塩谷児童センターの移転に関して2点ほどお答えさせていただきます。

まず意見交換会の具体的な時期はいつかというお話でしたけれども、これはもし意見交換会をやったら、将来的に移転した後はどういった利用になるかということをごちから示す必要があるかというふうに考えております。今この具体的内容についてはまだ調整中でございますので、それが具体的になって内容がある程度見えてきた時点で説明会を実施したいと思っておりますので、今の時点で具体的な時期をお示しすることはできません。

もう一点、塩谷児童センターが移転した後、放課後児童クラブに切り替えるのではないかということをご心配なさっているようですけれども、児童センターと放課後児童クラブが一緒になっている状態で非常に貴重な施設だと思っております。現時点で、放課後児童クラブに切り替えていこうという考えは今の時点ではございません。

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（上石 明） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

私からは新おたる農業協同組合、旧小樽事務所についてでございますが、先般、議員からお話をいただきまして、担当部長に連絡をしたところでございます。先日、建物の図面等の資料を送っていただいたところでございます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） 再々質問を1点だけさせていただきます。

今、塩谷児童センターと塩谷サービスセンターの関係で、いろいろ調整中だという話がありました。調整中ということは、この計画は取りあえず凍結していただけるということでしょうか。そういう解釈でよろしいですか。そのことを聞かせてください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（小野寺正裕） 川畑議員の再々質問にお答えします。

小樽市公共施設長寿命化計画というのが作成されていますので、それに基づいた計画実施に向けて動くことにはなります。ただ、先ほど拙速にというようなお話もございましたけれども、私どもとしても問題が中途半端な状態で進めるということにはならないかと思っておりますので、その辺りについては様子を

見ながら、もし仮にこの時期とか変更になるようなことがございましたら、その時点でまた改めて御説明させていただきたいと思います。基本的には計画のとおりということで今のところは考えているところでございます。

○21番（川畑正美議員） 答弁で私の意味が通じていないのかもしれませんが、そういうことを言いたいのですがいいですか。

○議長（鈴木喜明） 凍結という意味かということは、今お答えしましたけれど。そうではないということ。

○21番（川畑正美議員） いいです。

○議長（鈴木喜明） 川畑議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 一般質問をいたします。

初めに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法について質問いたします。

公明党として、これまで、読書が困難な当事者からの切実な訴えを聞き、法整備を主導してきた立場からも、本市において読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、環境整備を今まで以上に進めていただきたいとの考えから質問させていただきます。

読書バリアフリー法は令和元年6月28日に施行され、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにし、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に寄与することを目的としております。障害のあるなしで本来ひとしく受けられる恩恵に差があってはならないですし、様々な障害があつたとしても利用しやすい形でサービスや本にアクセスできる社会が実現することは重要だと考えますが、市の認識を伺います。

この法の対象者となる視覚障害者等とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により視覚による表現の認識が困難な方を指しますが、これらの方々の市立小樽図書館、学校図書館の利用状況についてお知らせください。

また、点字図書館の利用状況や、これまで障害者の方、障害者団体の方々から読書環境について要望や相談があれば、内容やその後の結果についてお答えください。

文部科学省の啓発用リーフレットには、今後、環境整備が進むことにより公立図書館で利用できるサービスや様々な本について説明がされています。サービス面では、障害者に無料で郵送するサービスや対面朗読サービス、拡大読書器や音声デジターを再生するためのデジター再生機、点字図書館などのサービスが提供されている図書館もあるようです。市立小樽図書館が現在提供できるサービスはどのようなものがあるのか、利用方法と併せお知らせください。

次に、利用できる本についてです。

本についても整備を進めることで利用可能とされているものに、大活字本、点字図書、LLブック、布絵本、触る絵本や音声デジター、マルチメディアデジター、電子図書があるそうです。私自身初めて

聞く本もあり、確実に障害者の方々への支援策が進んでいるものと実感している次第ですが、この本についても現状どの本が利用可能となっているのか。利用法やこれまでどのように周知されてきたのかお答えください。

次に、インターネットによるサービスということで、サピエ図書館というものが紹介されていました。まずサピエ図書館とはどのようなものか説明願います。

また、このサービスは登録している図書館でも利用できるようですが、本市では利用できるのか。現時点で利用できない場合、どのような手続、手順で利用可能となるものなのかお知らせください。

この項最後に、今後の本市の取組についてです。

初めにも述べましたが、読書バリアフリー法では地方公共団体の責務として「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とし、国が策定した基本計画を勘案して、読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされていることから、本市の読書環境整備の施策や、計画策定について今後どのように進めていかれるのか、スケジュールなど示せるものがあればお知らせください。

次に、不登校・ひきこもりについてです。

新型コロナウイルス感染症がまだ収束には至っていない中、その影響は感染という症状にとどまらず、様々なところで影響が顕在化し、特に社会的孤立に拍車がかかるのではないかと懸念があります。

その一つとも言えるのが、児童・生徒やひきこもり当事者とその家族への影響です。公明党はこのような社会的孤立対策を進めるため、東京都が行う相談事業、東京都ひきこもりサポートネット等を通し、様々な調査を行い、政府に対し孤立対策の強化提言もしたところです。

この調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、最初の緊急事態宣言が発令された昨年4月、相談件数が一時的に減少し、その後、相談件数が戻るにつれある変化が起きたといえます。それは、一斉休校をきっかけに登校できなくなった。テレワークが続き会社に出社できなくなったや、ひきこもり当事者会、家族会が中止されたことなどによりストレスが増えたなど、相談内容に新型コロナウイルス感染症の影響が表れているそうです。

初めに、児童・生徒の不登校について伺いますが、私は以前から不登校についての質問もさせていただいております。文部科学省が公表した令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を見ると、コロナ前の令和元年度、全国の小学校の不登校児童・生徒数の1,000人当たりの人数は、小学校は8.3名、中学校は39.4名、全道の小学校は8.3名、中学校は45.0名で毎年増え続けておりますが、全国・全道に比べ本市の不登校児童・生徒の状況と近年の傾向についてもお答えください。

次に、不登校の要因とその対応についてです。

前述の調査では、不登校の要因として学年ごとの差はあるものの、いじめ、無気力・不安、学校での人間関係、親子関係などの要因があるとされていますが、本市の児童・生徒が不登校になった要因に変化などがあれば伺います。

また、新型コロナウイルス感染症前と後で特に要因に変化などがあればお知らせください。

文部科学省では、令和元年の調査結果を踏まえた主な取組として、スクールカウンセラーの配置充実、スクールソーシャルワーカーの配置充実、電話やSNSを活用した相談事業、不登校児童・生徒に対する支援推進事業などに取り組むとしております。本市のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置状況、電話、SNSの相談体制、不登校児童・生徒に対する支援推進事業の具体的な取組と効果、課題についてお知らせください。

また、課題解決のための取組も御説明ください。

次に、ひきこもりについて伺います。

この問題も何度も議会で取り上げてきました。現在でも、私のところにひきこもりに関する相談が後を絶ちませんし、コロナ禍という特殊な状況の中での悩みも伺ってきました。現在、相談状況はどのように推移しておりますか。

また、内容の変化などはないでしょうかお知らせください。

これまで公明党として、国会議員と地方議員で視察調査活動を行ってきており、ひきこもり支援について国や地方自治体に提言・提案も行ってきました。本市においても市長に予算要望をする際、ひきこもり対策の充実を要望しており、議会でも当事者の方々の居場所の確保が重要だとの質問をさせていたしましたが、昨年度、ゆったりスペースを行っていたと認識していますが、国においても運営に関しでの課題が指摘されていることから、今後どのように運営していくお考えか、形態や方法について説明願います。

私は以前、今後、支援を進める上で、専門的な知識や知見があるNPOの方々にも相談し助言を得るべきだと提案しておりましたが、相談、助言などの機会はあったのか。

また、当事者の居場所づくりでは何か意見はあったのか。あれば内容とその後どのように事業に反映されたのかお答えください。

この項最後に、昨年10月厚生労働省はひきこもり支援について、相談窓口の明確化と周知、対象者の実態やニーズの把握、市町村プラットフォームの設置・運営の3点を推進するよう、全国の自治体に通知したとのことです。この3点について、具体的にどのように進めていくお考えなのかお答えください。

次に、SDGsと使用済み紙おむつ問題について質問します。

2015年国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、2030年を期限とする17の持続可能な開発のための目標SDGsと169のターゲットが定められました。

このことを受け、国においても様々な施策を実施しており、その一つとして環境省では、令和2年に使用済み紙おむつの再生利用等について、SDGsの理念、持続可能性にも関連し、その目標達成に貢献することから使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを策定、公表しております。

このガイドラインでは、使用済み紙おむつの再生利用により、持続可能な開発のための目標SDGsのゴール12、持続可能な消費と生産のパターンを確保に寄与し、原料となるパルプ等の森林資源の有効活用によってゴール15、陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進などにも寄与するとされております。一般社団法人日本衛生材料工業連合会の統計データで、紙おむつの生産量は子供用・大人用ともに増加傾向にあり、2018年では合計235億枚、2010年比、子供用が1.7倍、大人用が1.5倍です。今後の排出量の推計では、子供用は減少傾向にあるものの、大人用の排出量は大きく増加するとしています。

また、多くの自治体では焼却処分をしており、約70%もの水分を含み、燃えにくいことに加えて不完全燃焼で生じた物質と尿などに含まれる塩素が結合することでダイオキシンが発生するおそれや、ダイオキシンを分解するために、長時間高温処理による焼却炉への影響も指摘されています。

そこで伺いますが、まず現在、本市における使用済み紙おむつの家庭・事業所などからの排出別処理方法やその流れ、各排出量などについて状況を把握しておりましたらお示してください。

また、焼却炉への影響などについて、お考えを伺います。

以前、環境省が示した2015年に一般廃棄物として紙おむつを処理する際に排出された二酸化炭素は約21万トンとされていますが、この二酸化炭素を吸収するには1,500万本の杉の木が必要だとする報告もあ

り、地球温暖化に対しても影響を与えています。そこで、現状はもちろんですが、将来本市においてどれぐらいの使用済み紙おむつが排出され、その影響について知ること重要だと考えます。国が示したガイドラインでは、大人用・子供用や老人福祉施設、保育施設など、施設ごとの排出量を紙おむつの排出量推計式を用い推計することも可能としております。

そこで、この推計式を用い本市の使用済み紙おむつの大人用・子供用排出量についてお示しください。

この問題は、環境問題と関連していることから、早くから回収・収集・運搬・処理などリサイクルに取り組んでいる自治体や企業があるようです。本市は、2040年総人口が約6万9,000人まで減少すると推計されており、総人口に占める65歳以上の割合は51.15%とされていることから、SDGsの達成に寄与する取組の一つとして、環境負荷の高い使用済み紙おむつの排出抑制や、一連の処理方法などについて早期に検討を進め、取り組まなければならないものと考えますが、市長のお考えを伺います。

最後の項、高島観光船事業の訴訟に関連して質問いたします。

高島観光船事業については、当時の議会から港湾法や分区条例に違反しているとの指摘がされ、地元漁業関係者からも強い反発がある中、平成28年6月1日、運河護岸・物揚場護岸登録を皮切りに、次々と観光船事業に関連する申請に対し許可が行われました。その後、コンプライアンス委員会への公益通報、公益目的通報を受け同委員会が調査した結果、いずれも通報対象事実ありとの報告があり、市が法令条例違反を認め、許可の取り消し、もしくは用途変更という不利益処分を行うに至ります。その後、事業者より訴訟が提起され、判決により市が賠償金を支払うことになりました。今振り返ってみても異常な市政運営が行われ、その異常な状況が職員の判断を誤らせてしまったのではないのでしょうか。市は判決を受け10月28日に開かれた臨時会で約7,000万円の賠償金を支払うための予算を提案、議案は全会一致で可決されました。

今後の対応も含め、我が党の考えも討論の中で述べましたが、市長が話された求償権について改めて質問させていただきます。

初めに、先日の臨時会で市長は、求償権を行使するか慎重な判断が必要だとしていますが、慎重な判断とはどのようなものかお聞かせください。

求償の根拠となる国家賠償法第1条第2項の求償権が、市にはあるのかないのかの判断は、公務員に故意または重大な過失があったことが前提になります。では、故意または重大な過失とはどのような状況を指すのか。様々な判例なども調べたところ、幾つかの自治体において住民監査請求や職員への求償を行う際、重過失の判断基準となっているのが昭和32年7月9日、最高裁判所第三小法廷の判例を挙げているところがありました。まずこの判例では、重大な過失についてどのように示しているのか分かりやすく御説明いただき、その際示された重大な過失について市の見解を伺います。

次に、公務員に故意または重大な過失があったとした場合、求償権を行使することになりますが、その負担割合をどう考えるのかについてです。

この件についても、他の自治体の状況を調べますと、ある自治体では最高裁判所の判例や法人等が従業員の行為によって直接被害を被った場合、軽過失では5%から30%、重過失では50%から70%という一定の負担割合を示しておりましたが、市としての負担割合の参考となる判例など示せるものがありましたら御説明ください。

次に、高島袖護岸への登録許可ですが、今回の問題の発端は無許可で車止めに穴を開け係留していた状況を是正させるために、係船環の設置を許可することから始まりましたが、これまで違法な状態を是正させることを目的として許認可をしたケースなどはあったのかお答えください。

次に、分区条例についてです。

そもそも、分区条例の解釈をねじ曲げ、本来建設することができない建物の許可をした事も問題になりましたが、臨港地区において通常構築物を建てる申請があった場合の手続の流れについて説明してください。

今回の臨港地区における構築物の許可や確認申請にあつては、事業者が提出した書類に土地の越境や建物の用途変更等で何度も港湾室、用地管理課、建築指導課がやり取りをしていました。建築物が分区条例に適合するか判断できないとした状況もありましたが、このように判断に迷うような場合、通常どのように対応しているのか、庁内協議や、国などへの問合せなどされないものなのか伺いたいと思います。

また、過去の許可事例などを確認する作業はされないのか、仮に過去の事例を確認する場合とはどのような場合があるのか御説明願います。

分区条例が施行された平成8年以降で申請が認められなかったケースがあれば、その件数、内容についてお知らせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律について御質問がありました。

まず点字図書館の利用状況につきましては、令和2年度は市内及び道内の視覚障害のある方97名と、他市の公立図書館等318団体が本市の点字図書館に利用登録されており、年間の録音図書等の貸出し数は1万336タイトルとなっています。

また、障害のある方や障害者団体の方々からの読書環境に関する要望や相談はこれまでありませんが、点字図書館のボランティアの皆様は、朗読技術等の研さんを重ねられ全国規模の表彰を何度も受賞されるなどその活動が高く評価され、点字図書館の図書の充実につながっていると考えております。

次に、サピエ図書館につきましては、視覚障害のある方をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に様々な情報を点字データや音声データなどで提供するインターネット上の電子図書館です。本市の点字図書館も、この電子図書館のネットワークに加盟しておりますので、他の図書館などが所蔵している点字図書や音声図書の検索、貸出依頼、ダウンロードなどの利用が可能となっております。

次に、不登校・ひきこもりについて御質問がありました。

まずコロナ禍でのひきこもりに関する相談状況の推移につきましては、本市では新型コロナウイルス感染症前の平成30年度56人、令和元年度57人、新型コロナウイルス感染症後の2年度49人という相談件数となっており、コロナ禍の前後で若干の減少が見られました。

また、相談内容につきましては特段の変化はありませんが、コロナ禍による収入減少等でお困りの方から相談をお受けする中で、世帯内にひきこもりの方がおられることを併せて相談されるなど、コロナ禍をきっかけにして新たな相談につながった事例が見られているところであります。

次に、ひきこもりの方の居場所の運営につきましては、令和2年度は、ゆったりスペースとして実施したのですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一度開催したのみで今年度は実施をいたしておりません。ひきこもりの方の居場所に関する国の調査研究事業の中では、行政や支援機関などが主体となって設置した居場所と、ひきこもりの当事者が求める居場所との間に乖離があるなどの課題が指摘されております。市といたしましては、当事者や関係団体の御意見を伺いながら、効果的な支援

や居場所の在り方などを検討してまいりたいと考えております。

次に、ひきこもり支援に関する専門的な知識や知見があるNPO等の方々への相談などにつきまして、現在、市内で居場所づくりのサテライト事業を実施しているNPO法人から御意見をいただいております。その中で、ひきこもりの方への支援に関しては、行政や相談機関などの支援者は、ひきこもりを解消し就労に向けた支援を考えるとと思うが、そのような支援を性急に進めるのではなく、当事者の思いを尊重し寄り添って支援することが重要である。居場所づくりについては、参加しやすい居場所は当事者会などが中心となって運営できることが望ましいなどの御意見をいただいたところであります。

福祉総合相談室の窓口などでは、これらの御意見を踏まえながら、引き続き生活困窮者自立相談支援事業を実施する中で、当事者の方の状況に寄り添い、立場を尊重しながら相談対応に努めているところであります。

次に、ひきこもり支援に関する三つの取組につきましては、既に福祉総合相談室「たるさぼ」をひきこもりの方の相談窓口として周知しているほか、生活困窮者自立支援制度に基づき、庁内外の関係機関により構成されている支援調整会議を市町村プラットフォームとして位置づけて、ひきこもりの方への支援を進めているところであります。

支援対象者の実態把握やニーズの把握については、現在のところ実施しておりませんが、他の自治体の取組を参考にしながら実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、SDGsと使用済み紙おむつ問題について御質問がありました。

まず使用済み紙おむつの処理方法等につきましては、家庭から出されるものは市が燃やすごみとして収集し、事業所から出されるものは各事業所で契約する収集運搬業者が直接収集しており、いずれも北しりべし広域クリーンセンターへ搬入され、焼却処理されております。

なお、排出量につきましては、北しりべし広域クリーンセンターへの搬入時に使用済み紙おむつのみの計量は行っていないことから把握いたしておりません。

次に、焼却炉への影響などにつきましては、焼却処理を行っている北しりべし廃棄物処理広域連合に確認しましたところ、使用済み紙おむつの焼却処理についてはこれまで問題なく行われており、現時点において施設自体への影響は生じていないと聞いております。

次に、本市における推計排出量につきましては、国のガイドラインで例示されている要介護認定者数と3歳以下の人口を本市の令和3年3月末の数値で計算いたしますと、大人用、年間約2,596トン、子供用、年間約369トンとなり、総量は年間で約2,965トンと推計されます。

次に、使用済み紙おむつの処理に関わる取組につきましては、私といたしましても、使用済み紙おむつを含めたごみの減量化や再資源化はSDGsのゴールに寄与するものであり、本市が進める循環型社会の推進に向けて重要な課題であると認識をいたしております。しかしながら、分別収集に当たっての収集体制や、北しりべし広域クリーンセンターにおける保管スペースの問題、さらには本市の近隣に再資源化できる施設がないことなどから、本市においては、現時点で使用済み紙おむつ再資源化の導入は難しい状況ではありますが、引き続き国や北海道の動向、他都市の取組などを注視してまいりたいと考えております。

次に、高島観光船事業の訴訟に関連して御質問がありました。

まず求償権の行使に当たっての慎重な判断につきましては、国家賠償法第1条第2項の規定に基づく、求償権を行使するためには、不適法な処分を行った公務員に該当すること。その行為に故意または重大な過失が存在すること。この二つの要件を満たす必要があります。そのため、関係職員等からの事情聴取により確認した事実や、市の顧問弁護士の意見を踏まえつつ、判例に照らしながらこの要件に該当す

ることが立証できるかどうか慎重な検討の上判断する必要があると考えたところであります。

次に、判例で示された重大な過失につきましては、お話のありました昭和32年の最高裁判決では、重大な過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすればたやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」と判示されております。

これに対する市の見解といたしましては、重大な過失とはそのような状態を指すものと認識しておりますが、本件がこれに当てはまるかどうかについては複数の弁護士の御意見を踏まえながら見極める必要があると考えております。

次に、求償権を行使する場合の負担割合について参考となる判例につきましては、損害賠償額の全額を求償しようとした事案で負担割合が示された判例を幾つか申し上げますと、首長についての判例といたしましては、平成22年12月22日付の東京地方裁判所判決で、市が支払った損害賠償額に対しその全額を当時の市長に求償することを認めた事例や、平成24年2月16日付の福岡高等裁判所判決で、県が支払った損害賠償額に対し当時の知事の重過失を認めつつも当該事務についての決裁権者は知事ではなかったこと、原課から正式な報告等を受けていなかったことなどを理由として、その賠償額の1割を求償額とした事例があります。また、職員についての判例といたしましては、平成8年6月24日付の浦和地方裁判所判決で、町が支払った損害賠償額に対し、専決権者である税務課長の重過失を認めつつも、町が職員に対して行う指導教育が足りず、対応方針が徹底していなかった落ち度があることなどを理由として、その賠償額の8割を求償額とした事例があります。

次に、違法な状態を是正させることを目的とした許認可につきましては、港湾室における許認可についてお答えいたしますと、関係する打合せ記録や、前担当者への聞き取りにより、およそ10年前まで遡って確認いたしました。本件のような事例はありませんでした。

次に、臨港地区内における構築物の建設に関する申請手続の流れにつきましては、通常、構築物を建設しようとする事業者が、産業港湾部にその構築物が小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に適合するか相談し、同部が適否を確認いたします。適合する場合は、事業者が建設部に確認申請書を提出し、同部で建築基準法の審査を行うとともに、分区条例を含む建築基準関係規定の適合性について関係部署に支障の有無を確認し、問題がなければ確認済書を交付いたします。

次に、分区条例に適合するかどうか判断に迷う場合の対応につきましては、国土交通省北海道開発局への相談や他の港湾管理者への照会を行っております。また、過去に類似の事例があった場合は、その適合可否の判断根拠を確認しており、これらの結果を基に港湾室内で協議の上判断いたしております。

次に、分区条例の施行後、確認申請が建築確認されなかった事例につきましては、臨港地区内においては、事前に産業港湾部が事業者から建築相談を受けており、この際、分区条例の趣旨や構築物の用途制限について説明をいたしております。そのため確認申請書を受理した後で、分区条例に適合せず、建築確認されなかった事例はありません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律について御質問がございました。

まず様々な障害があったとしても、利用しやすい形でサービスや本にアクセスできる社会の実現につきましては、読書は知識や情報を獲得するだけでなく、考える力を養い、生きる力を育む力を持つものであり、人として自立し、豊かで充実した人生を歩んでいく上で重要なものと考えておりますので、障

害をお持ちの方もそうではない方も、ひとしく本に親しむ環境づくりが大切であると認識しております。

次に、視覚障害者等の市立小樽図書館、学校図書館の利用状況につきましては、市立小樽図書館におきましては文字を大きくした大活字本や、音声で作品を楽しめる朗読CDが、弱視や高齢者など通常の本が読みにくい方に利用されております。また、学校図書館においては、教職員のサポートを受けて、本を読み聞きたり、本を読む際に文字を拡大する用具を使用したりするなど、児童・生徒の状況に応じて利用されております。

次に、市立小樽図書館で行っておりますサービスにつきましては、大活字本や詩朗読CD、バリアフリー絵本、デージー再生機を貸し出しているほか、館内には拡大読書器や拡大鏡を設置しており、受付カウンターへの申込みにより利用できることとなっております。

また、視覚障害者手帳をお持ちの方につきましては、点字図書や音声デージー図書を設置している小樽市点字図書館への案内を行っております。

次に、視覚障害者等が利用できる本につきましては、市立小樽図書館には大きな文字で見やすい大活字本のほか、振り仮名や絵文字で分かりやすくしているLLブック、触って絵の形が分かるようになっている触る絵本、音声で作品を楽しめる朗読CDがあり、他の図書館と同様に館内での利用のほか、受付カウンターでの申出により貸出しが可能となっております。

また、周知につきましては、他の新刊と同様に図書館だよりやホームページの新着案内でお知らせするとともに、専用コーナーを設けるなど利用促進に努めているところであります。

次に、本市の読書環境整備施策や計画策定につきましては、市立小樽図書館や点字図書館では、これまでも視覚障害者等の読書環境の整備に努めてきたところでありますが、読書バリアフリー法に基づく国の通知では、計画の策定に当たっては地方公共団体内における連携体制を構築するとともに、計画については法律に特化した単独での策定をするのか、障害者基本計画等、既存の計画を活用して拡充するのか、地域の状況を踏まえた策定方法等が示されておりますことから、まずは市教委と福祉部局との間で協議をしていく必要があるものと考えております。

次に、不登校・ひきこもりについて御質問がありました。

まず本市の不登校児童・生徒数の状況につきましては、令和元年度の調査結果から、本市の不登校児童・生徒数の1,000人当たりの人数は、小学校で10.9名、中学校で48.5名であり、全国と比べ小学校は2.6名、中学校で9.1名上回っており、全道と比べ小学校は2.6名、中学校で2.7名上回っております。また、近年の不登校児童・生徒数の傾向につきましては、小学校では平成27年度から、中学校では25年度から増加傾向にあります。

次に、本市における不登校の要因と新型コロナウイルス感染症蔓延前後の変化につきましては、令和元年度の要因の割合が多い順で申し上げますと、小学校では無気力・不安、親子の関わり方、友人関係や家庭内不和、中学校では無気力・不安、友人関係、親子の関わり方となっております。

また、新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和2年度の調査結果との比較で大きな変化が見られた要因を申し上げますと、小学校は、生活リズムの乱れが令和元年度の4.3%から16.3%に増加し、中学校は、入学や進級時の不適応が令和元年度の2.7%から、12.8%に増加していることが挙げられます。

次に、本市の不登校児童・生徒に対する具体的な取組と効果・課題などにつきましては、まずスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置につきましては、スクールカウンセラーを道で配置していただいている5名を含め全小・中学校に8名、スクールソーシャルワーカーを小樽市教育研究所に1名配置しております。

相談体制につきましては、学校教育支援室のほか小樽市教育研究所や小樽市教育支援センターにおい

て電話やメール、来所による教育相談を行っております。

本市の不登校児童・生徒支援事業については、小樽市教育支援センター登校支援室において、学習支援や、教育相談を行うとともに、家庭や学校を訪問するアウトリーチ型の支援を行っております。

取組の成果といたしましては、登校できるようになった児童・生徒の割合が増えており、取組の効果が徐々に表れてきているものと考えておりますが、課題として、不登校の要因が複雑化し、対応が難しくなっている状況が見られますことから、市教委だけではなく福祉部局などの関係機関等と一層連携を図りながら支援の充実に努めていく必要があるものと考えております。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

○9番（秋元智憲議員） それでは、1点だけ再質問させていただきます。

高島観光船訴訟の件です。

先ほど、最高裁の判例についても分かりやすく説明していただきました。私も今回質問するに当たっていろいろと判例等を調べさせていただきましたけれども、やはり今回のような事例というのはなくて、非常に探すのに苦労したのです。そのような中で、他の自治体では最高裁の判例を引いているところがありましたので、これも紹介していただきました。今回の一連の手続について、市が求償権を行使するかどうかということになってくるとは思いますけれども、先ほども本質問で質問したとおり、求償権を行使するに当たって、故意または重大な過失があったのかどうかということが当然焦点になってくると。その上で、先ほど市長から答弁いただいたように、最高裁の判例では「わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」とされておりますけれども、今回の高島の件はどうだったのかといいますと、他の議員も様々質問されておりますが、当初から、やはり議会では条例、法令に照らして問題なのではないか、違法、違反なのではないかという指摘をしてきました。また、今思い起こしてみますと、当時、一度立ち止まってやはりもう一度精査をした上で判断するべきだということも何度も言ってきたのですが、最終的に今回のような結果になったわけですが。

そのことが先ほどの最高裁の判例に当てはめると、僅かな注意がされていなかったのではないかな。僅かの注意といいますか、当然、あれだけの指摘がある中で、国や様々な機関に確認すべきだったところを本当にされていないというような状況もありましたけれども、その結果、たやすく違法、有害な結果を予見することが、私も法律に関しては素人ですけれども、やはり分区条例の条文を読みますと、どう見ても違法、違反だということが分かるのです。このことをなぜ市が許可してしまったのかというのはこれから求償するに当たって判断されると思いますけれども、僅かな注意さえすれば、たやすく違法、有害な結果を予見することが私はできたと思います。また、漫然これを見過ごしたような、あれだけ指摘されておいて漫然と見過ごしたのです。私はこのように感じております。最高裁ではそのようなことを故意と、故意に近いというふうに言っているのです。私も故意ではないかというように思っていますけれども、そのようなことを考えると、地方自治法でも長の権限の中に職員を指揮監督するということはあるのですが、この立場からして全く責任も取らないで今の状況にあるのは、大変市民感情からすると受け入れられないですし、問題であると思います。

先ほど市長に紹介していただいた最高裁の判例を基に、ぜひなるべく早い時期に判断をしていただきたいと思いますけれども、最後にその1点だけ伺って質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の再質問にお答えいたします。

今回、御答弁の中で触れさせていただいたこの最高裁の判決につきましても、今回この議会での御質問があって私も初めて確認した判決であります。ある意味、これを読んでおりますと大変、心強い判決でもあるのかというふうに思ったところでございます。重大な過失とはどういう状態なのかということですか、そういったことが分かったことは大変参考になります。

私の気持ちといたしましては、多分、秋元議員のお気持ちと一緒にというふうに思っておりますので、何とか求償権を行使できる糸口を見つけて、これからも庁内で協議を進めていきたいと思っておりますし、改めて別の弁護士の御意見もいただくことにしておりますけれども、できるだけ早い時期に結論を見いだしていきたいというふうに思っておりますので御理解いただければというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第4号及び議案第10号ないし議案第16号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。横尾英司議員、松田優子議員、高橋龍議員、酒井隆裕議員、松岩一輝議員、須貝修行議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、川畑正美議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第18号につきましては、総務常任委員会に、議案第6号及び議案第7号につきましては、厚生常任委員会に、議案第5号、議案第8号及び議案第9号につきましては、建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から12月19日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 小 池 二 郎

議 員 小 貫 元

令和3年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和3年12月20日

出席議員（25名）

1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	二	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	高	橋		龍
7番	丸	山	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	一	輝
13番	高	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
19番	高	野	さ	くら	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	濱	本		進
23番	山	田	雅	敏	24番	鈴	木	喜	明
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹								
副	市	長	小	山	秀	昭	総	務	部	長	佐	藤	靖	久				
財	政	部	長	上	石	明	こ	ど	も	未	来	部	長	小	野	寺	正	裕
教	育	部	長	中	島	正	人	総	務	部	総	務	課	長	中	村	弘	二
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生								

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事	務	局	長	佐	藤	正	樹					事	務	局	次	長	佐	藤	典	孝
庶	務	係	長	加	藤	佳	子					議	事	係	長	深	田	友	和	
調	査	係	長	柴	田	真	紀					書			記	阿	部	久	美	子
書			記	相	馬	音	佳					書			記	中	村	知	奈	津
書			記	松	木	道	人					書			記	三	上	恭	平	

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第16号及び議案第18号、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）（拍手）

○2番（松田優子議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号及び議案第13号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算、第13号公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市いなきた児童館、小樽市とみおか児童館及び小樽市塩谷児童センター〕はいずれも否決を主張して討論を行います。

議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算、児童手当業務システム改修事業費です。特例給付についてです。今回、「児童手当法に基づく特例給付の対象者のうち、所得の額が一定額以上の者（主たる生計維持者の年収が1200万円相当以上の者（扶養親族等が3人の場合））」について令和4年10月支給分（6～9月分）から支給対象外とすること」としていますが大問題です。

特例給付はどういった経過で導入されたのか。2010年に創設された子ども手当は、次代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの全ての子供たちを対象としていました。しかし、2011年8月に民主党、自民党、公明党の三党合意により、子ども手当を児童手当に戻し、所得制限を復活させました。児童手当の対象外となる影響緩和策として設けられたのが特例給付です。

給付減は待機児童対策にあてるとされ、政府は幼児教育・保育の無償化や高等教育への就学支援を持ち出し、児童手当削減を正当化しています。政府が認めるとおり、日本の家庭関係予算は主要国と比べても少ないのが実態です。子育て支援の財源は、子育て世代間のやりくりではなく、大企業や富裕層への優遇税制を改め、応分の負担を求めることで確保すべきです。

健康管理システム改修事業費です。政府は、健康保険分野における番号の活用を掲げ、各人の病歴・通院歴や介護サービスの利用状況などを共通番号でひもづけし、保険者、医療機関、介護事業所などで情報を共有するシステムの構築を目指しています。しかし、病歴などは個人のプライバシーに関わるセンシティブな情報であり、それをマイナンバーのような多くの人の目にさらす共通番号につなげていいのかは、政府内部でも議論になっています。

そうした中、マイナンバーによる情報共有の第一歩として導入されたのが今回の制度改変です。予防接

種の履歴に加え、健診結果を導入するとしていますが、これを突破口に医療健康情報の番号管理を進めようとする政府の意図は明白であり問題です。マイナンバーの利活用は広がれば広がるほど情報漏洩のリスクは高まります。

政府の最大の狙いは、国民の収入、財産、医療健康情報の実態を政府がつかみ、税・保険料の徴収強化と社会保障の給付削減を押し付けることです。国民にメリットのないマイナンバーの利活用はやめるべきです。

議案第13号公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市いなきた児童館、小樽市とみおか児童館及び小樽市塩谷児童センター〕です。

営利企業が運営することで利益追求が優先され、公平、公正な運営が担保されない、利用者、市民の声の後回しにされる危険が残ります。保育、福祉、医療、教育など、働き手の質が重要な分野の施設については営利企業はふさわしくありません。

以上を主張し、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び議案第13号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第18号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第8号、陳情第11号第3項目の2、陳情第13号及び陳情第15号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査とそれぞれ決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第18号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、陳情第11号第3項目の2公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方

について、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方についてはいずれも採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については不採択の立場で討論を行います。

議案第18号です。政府は禁止条約に調印・批准をしない立場です。したがって、小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

陳情第8号です。津波対策として整備している実態があります。

陳情第11号第3項目の2です。小樽市生涯学習プラザについて、利用者の要望を尊重することは当然であり、託児所設置の検討もあり得ることです。

陳情第13号です。小樽市が公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。塩谷小学校の存続が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第18号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第3項目の2について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、討論に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については不採択を主張して討論します。

陳情第1号ですが、ほかの議会でも陳情者が求める内容は環境負担も含めて適切ではないなどの考えから不採択となっています。陳情者が求める一定の面積を皆伐し、天然林に戻していくということは、これまで述べてきたとおり、環境に大きな影響が懸念されるため、賛成はできません。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第2号、陳情第3号、陳情第7号、陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1、陳情第11号第4項目及び陳情第28号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、議案第6号小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案、及び議案第7号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案はいずれも可決、陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について、陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について及び陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について第1項目の1、陳情第11号第3項目の1、及び陳情第11号第4項目はいずれも採択、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方については不採択の立場で討論をいたします。

議案第7号についてです。国民健康保険制度において、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子供の均等割保険料を半額とするものです。対象は、被保険者世帯の未就学児です。子育て世帯の負担軽減を理由とするならば、対象を未就学児に限定することなく、せめて18歳までとするなど、範囲を広げるべきであると考えますが、負担軽減に一定程度寄与するものと考え、反対するものではありません。

陳情第28号についてです。陳情者は当初、この風力発電計画についてもっとよく知りたいと思い、小樽・余市の巨大ウインドファームの計画について考える会を立ち上げ、環境配慮書などを研究し、市内各地で学習会等を複数回にわたり開催してきました。風力発電計画の内容を知るにつれ、水源涵養保安林の広大な範囲にわたる大規模伐採の可能性、それに伴う自然環境への影響や、野鳥や野生動物の命も脅かす可能性、そして周辺住民の生活への影響は少なくないと考え、現在は、小樽余市の巨大風力発電から自然と生活を守る会を発足し、活動されています。今回の陳情で求めているいずれの要求も、風力発電計画は、広く住民に周知され、住民理解が得られなければ進められないという立場に立てば、当然の要求であると考えことから、陳情第28号の採択を主張します。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。（拍手）

○11番（高橋克幸議員） 公明党を代表し、陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方については、継続審査を主張し、討論を行います。この風力発電所の概要を確認しますと、事業者は双日株式会社、風車は最大27基、事業の規模は最大116,100キロワット、事業実施区域は小樽市と余市町であります。環境影響評価法の手続の順番として、計画段階の配慮書、方法書、準備書、評価書の4段階となっており、現在は準備書の作成に向けた段階のようであります。

環境影響評価法では、事業者及び行政庁が環境に配慮することを目的とする環境影響評価が制度化されており、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に当たっては、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、環境への悪影響があるときは、その事業について適正な環境配慮を行うこととされております。これまでの道内の風力発電所の事業についても、環境影響評価法に基づき、騒音、低周波音、自然環境や景観などの影響について調査等が行われてきたようではありますが、その際には、各地域で住民等から様々な懸念が示されていたようであります。

さて、本陳情について、陳情者の心配や懸念は理解できるところであります。また、今定例会の本会議において、市長答弁の中に市としましては環境保全や眺望景観上の影響を懸念しているとの発言もあり、我々も同様の認識であります。ただ、陳情項目の3で、「十分な影響低減がなされず、大多数の住民の理解と合意が得られない場合」という判断を求める内容がありましたが、本会議での市長答弁では今後、住民等の理解が得られているとは言い難い状況がある場合、あるいは、環境保全や眺望景観上の影響が大き

いと判断した場合、と判断の内容に相違がありました。また、委員会質疑でも陳情者からの判断内容について、判断が難しいとの答弁もあり、今後さらに事業者からの情報確認と議会議論が必要と考えますので、継続審査を主張し討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表し、陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方については、採択の立場で討論をさせていただきます。

小樽と余市にかけての風力発電所の建設計画に関する陳情ではありますが、再生可能エネルギーの発電施設に関する住民への説明と合意形成の在り方については、市営住宅跡地において太陽光発電施設がつくられるとの計画があった際に、多くの方からの反対の声を受け、本市議会でも超党派でその是非に対して熱心な質疑が行われたことが思い起こされます。

その際に行われた議論の中でも、また、再生可能エネルギー発電施設に関わる全国的な事例を拝見しても、施設建設に際して大規模な開発を伴うことに起因する土砂崩れ等の災害や、健康への影響、自然環境や生態系に及ぼす影響など、さまざまな懸念が払拭されずにいまだに残されているものと考えます。そして、その不安の声が、このたびの陳情にも繋がっていると捉えております。

この計画では最大で高さ200メートル、27基もの風車が建つと示されていますが、200メートルの高さと言われても想像しづらいかもしれません。参考までに、さっぽろテレビ塔で高さが147メートルだそうです。それを大きく上回る規模のものが27基。

この規模のものが建つことによって、先ほど述べた懸念に加え、景観、眺望上の問題も生じることになります。塩谷丸山という多くの人が訪れる、雄大な自然、景観の毀損という問題点から目をそらすことはできません。

他方で、この計画が進んでいることを御存じないという市民の方も多く、周知が進んでいるとは言えませんが、その状況下でも環境アセスメントの手続は進んでいます。

多くの方が御存じないままに計画が進んで、受け入れるしか選択肢がないところまで行ってしまうことのないよう、声を上げた陳情者の意を、私たちはしっかりと受け止めなくてはならないと考えます。

このまちの風景や、災害時の身の安全、日々の安心を失ってから嘆くようなことにならないためにも、未来に向けて今できることを皆で考えてまいりましょう。

以上、各会派、議員の賛同を求めて、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号及び陳情第28号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号、陳情第7号並びに陳情第11号第1項目の1、第3項目の1及び第4項目について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第8号及び議案第9号並びに陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案第5号並びに陳情第9号第1項目ないし第3項目及び所管事務の調査につきましては、全会一致により、議案は可決と、陳情及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第8号及び議案第9号は、いずれも否決、陳情第4号ないし陳情第6号はいずれも採択を求め討論します。

始めに、議案についてです。議案第8号小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案は、市道に設置されている電柱やバス停などの占用料を引き下げる条例案です。中央バスに対しては、一年前倒しで実施され、多額の占用料が減額されました。駅前の値引きを含めれば、2018年度と比較すると占用料全体で3200万円を超えます。道路法では、条例で定めるとされている占用料ですので、小樽市独自に定めることが必要です。

議案第9号小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案は、道路の占用に当たって、民間開発業者に最長20年も公共的空間の占用を認めることができ、法律にも条例にも住民との協議の仕組みが明文化されておらず、住民の意向を無視した再開発事業に利活用されることが懸念されます。

次に陳情についてです。

陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方については、塩谷地域から通院や買い物への乗換えなしで行ける路線が必要です。

陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方については、安定した水の供給を願う住民の声に応えるべきです。

陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方については、多額の税金が投入されたバス事業者は、ますます公共性を重視しなければなりません。バスの利用者を増やすためにも利便性の向上は必要です。

いずれも願意妥当であり、採択を求め、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第8号及び議案第9号並びに陳情第6号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、公共施設の再編に関する調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第11号第2項目及び陳情第14号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、陳情第11号第2項目及び陳情第14号の採択を求めて討論いたします。

陳情第11号第2項目公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上についてです。体育館新設にあたり、プールの併設と、使い勝手の良い施設にすることを求めています。

新総合体育館建設について、小樽市スポーツ協会加盟団体等及び、小樽市スポーツ推進審議会から意見聴取がなされ、今定例会で小樽市総合体育館長寿命化計画（案）が示されました。

意見聴取の結果としては、室内水泳プールは試算モデル①の得点が一番高かったものです。しかし、計

画案では①よりも面積が狭い②が採用されました。ただし、その機能については、①の内容を念頭にさらに充実を図ると説明されました。市民からは大会記録が正式に認められる公認プールを求める意見が上がっています。今後、計画の検討内容に期待するところです。

建設については、体育館とプールそれぞれ単独で建設するよりも、建設コストやランニングコストが抑えられる室内プール併設の計画が示されたことから本陳情の採択を求めます。

陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方についてです。今回、室内水泳プール併設の新総合体育館の整備時期が示されました。それによれば、2027年度に竣工、移転が予定されています。市民からはもっと早く建設してほしいとの御意見もありますが、来年度から基本構想に入ることですので、これ以上の先延ばしはしないものと受け止め、可能な限り早期の建設に期待し、採択を求めます。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第2項目について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第19号ないし議案第23号」を一括議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第19号令和3年度一般会計補正予算につきましては、国において、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に盛り込まれている子育て世帯への給付について、クーポンではなく、速やかに子育て世帯の皆さんへ現金を給付するため、12月1日に先議をいただいた子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費を増額いたしました。

これに対する財源といたしましては、国庫支出金を計上いたしました。

議案第20号監査委員の選任につきましては、小林優氏の任期が令和2年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第21号教育委員会教育長の任命につきましては、林秀樹氏の任期が令和4年2月26日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命するものであります。

議案第22号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、奈良岡修氏の任期が令和3年12月25日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第23号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、小澤倭文夫氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表し、ただいま提案されました議案第21号小樽市教育委員会教育長の任命について、棄権の討論を行います。

小・中学校の統廃合、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画は白紙になりました。また、忍路中央小・中学校が来年度から併置校として存続させることになりました。

しかし、いじめ、不登校問題への対応、子供の3割だけが理解できれば良いとする学習指導要領、教育の右傾化、差別、選別化など教育の問題は山積みです。

それだけに、憲法や教育基本法にのっとった教育が求められております。行き届いた教育のためにも少人数学級の推進が必要です。

今回の教育長の任命に当たって、林秀樹氏個人について特に問題があるというものではありませんが、我が党の教育政策と一致し、政治責任を持てるというものではありませんので棄権といたします。

なお、採決に当たっては、自席にて着席のまま棄権の態度を表明させていただきます。

以上で、討論を終わります。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第21号について、採決いたします。

同意と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案第19号は可決と、議案第20号、議案第22号及び議案第23号はいずれも同意と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第5号」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

○8番（酒井隆裕議員） 提出者を代表して、意見書案第1号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書（案）、意見書案第2号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書（案）、意見書案第3号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書（案）、意見書案第4号入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書（案）、意見書案第5号石炭火力による発電量をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書（案）の提案説明を行います。

意見書案第1号です。コロナ禍で米の需要減少は深刻です。少なくとも、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整は実施すべきです。

意見書案第2号です。インボイス制度の導入は500万を超える免税事業者が、取引から排除されるおそれがあります。

意見書案第3号です。国産砂糖を守る政策への転換が必要です。

意見書案第4号です。新型コロナウイルス感染症で自宅療養中の患者が亡くなることは、なくさなければなりません。

意見書案第5号です。石炭火力によるCO₂排出に歯止めをかけることが必要です。

以上、議員各位の賛同を申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。（拍手）

○20番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし意見書案第5号の可決を求め、討論します。

始めに、意見書案第1号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書（案）です。コロナ禍で米価の大暴落が農家を襲っています。概算金が昨年と比べ、2割から3割下落し、1俵1万円を下回る銘柄も続出しています。道産米では、ななつぼしが11,000円で2,200円の下落、きらら397が10,500円で2,500円も下がっています。農林水産省の調査では、米一俵を生産する経費は、2019年産で1万5,000円を超えています。ですから、いまの米価は、ほとんどの米農家にとっては赤字経営を強いられています。

全国知事会は、今年6月、「外食事業者等の需要の減少により、業務用米の販売数量が落ち込み、これに伴う急激な米価下落が懸念されていることから、新たに、米の政府買い入れによる市場隔離を実施するなど、主食用米の価格安定にむけた抜本的な対策を講じること」を求めています。

農林水産省が公表した民間在庫量は219万トンと、国が適正とする180万トンを大幅に上回り、外食需要が伸びない状況が長期にわたる中で、在庫が積み上がり、米価の下落を招いています。政府は、ミニマムアクセス米はWTOの合意だから削減、廃止は困難だと言いますが、WTO協定上は、最低輸入機会の提供にすぎず、全量を輸入する義務はありません。

次に意見書案第2号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書（案）です。消費税、インボイス制度の導入は、街から中小業者はなくなり、税務行政は混乱し、ひいては自主申告納税制度の崩壊にも繋がります。単に免税業者だけの問題ではなく、課税事業者及び広く国民生活にも及ぼす問題です。

インボイスは、事業者間では課税、売上げ、仕入れが一致し、理論上は受益と負担は生じず、消費税の負担は消費者のみとなります。ただし、あくまでも理論上の話で、立場の弱い下請け業者の単価は値引きさせられ、実質的に消費税を転嫁できません。一方、現行の帳簿方式では、免税事業者からの仕入れはもちろん、売上げ側が誰であっても、課税仕入れとなります。

経過措置はありますが、再来年10月から仕入れ側は、インボイスの交付を受けて保存しなければ、その仕入れについて、仕入れ税額控除ができなくなります。そうすると、仕事を発注する側は、発注先にインボイス発行の可否を確認することになり、免税業者は、やむなく課税事業者を選択することになります。それでも理解を求めるなら、インボイスが発行できないなら、うちの会社の消費税が増えてしまう。よって消費税分は値引きすると迫られ、それでもノーと答える事業者には、長い間、お取引ありがとうございましたの通知によって、取引がなくなります。経済に中立であるべき税制によって、廃業の危機にさらされます。インボイスの中止は当然です。

加えて言えば、インボイス導入の表向きの理由は複数税率ですので、税率を引き下げ、単一税率に戻せば、インボイスは必要ありません。

次に、意見書案第3号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書（案）です。糖類の支援は、外国からの加糖調整品に関わる関税相当分を国内での支援に充てるため、国内支援を増やすためには輸入を増やすことになります。輸入が減少すれば、交付金も減少します。

てん菜は、畑作における重要品目です。畑での連作障害を防ぐために、てん菜、豆類、ばれいしょ、麦を交代で作付する輪作体系が確立しているからこそ、豊かな実りが保証されます。減産は、輪作体系を壊すことになります。さらに、てん菜の絞りかすは、乳牛の飼料にもなっているので、この確保も問題になり、国の支援拡大はまったなしです。

次に、意見書案第4号入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書（案）です。11月12日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で、第6波に向けた対策の全体像を決定しましたが、多くの在宅死を招いた原則自宅療養の方針は撤回しませんでした。

読売新聞によると、感染爆発が起きた東京では、8月以降9月17日までに自宅や高齢者施設で療養中の方が44人亡くなりました。感染拡大の中では、自宅で療養するといっても、全く目が行き届いていません。検査で陽性の結果が出れば、医師から保健所に発生届が出され、そこから本人に連絡がいくまでに数日かかりました。検査結果を見ている医師は、本人と会わずに発生届を書くこともあり、場合によっては、検査をした数日前の情報と電話の声で、患者の状態と入院の可否を判断するしかありません。保健所の業務が逼迫し、検査も遅れに遅れ、医療者の目も届かない中で自宅治療を原則にすれば、自宅で治療を受けることなく次々に亡くなる方が出ることは必至です。

次に、意見書案第5号石炭火力による発電量をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書（案）です。11月に行われたCOP26では、石炭火力の是非が大争点となりました。イギリス、ドイツ、フランス、EU、韓国、インドネシアを含む46の国と地域が、石炭火力の新設中止や、二酸化炭素排出削減措置を取らない石炭火力の段階的廃止を明記した廃止宣言に賛同しました。

ところが、岸田政権はこの流れに背を向け、化石賞を受賞してしまいました。世界が10年度比で45%のCO₂削減目標を掲げている中、日本の目標は41.6%と世界目標より低い目標を設定しています。COP26では、議長が石炭の時代は終わりつつあると信じていると強調し、脱石炭の大きな流れが鮮明になりました。気候危機打開のために、日本の政策を見直すことが求められています。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に先立ちまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本年も残すところわずかとなり、この1年を振り返ってみますと、今年も昨年も引き続き、世界中で新型コロナウイルス感染症の猛威に見舞われました一年でありました。

世界では、これまでに2億7,400万人を超える方が新型コロナウイルス感染症に感染し、およそ535万人の方がお亡くなりになりました。市内でも、これまで56名の方がお亡くなりになっております。

お亡くなりになった方とその御遺族に、衷心より哀悼の意を表しますとともに、保健所をはじめ、医療、介護、福祉の現場において、日々感染リスクと向き合いながら従事されている皆さま、また、日々感染対策に取り組まれている市民の皆様に対し、深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

現在は、市民の皆様が辛抱強く、基本的な感染防止行動を取り続け、ワクチン接種も順調に進められたことによりまして、市内の感染状況は減少傾向が続いており、安堵しているところであります。

ワクチン接種をここまで、大きな混乱もなく、順調に進めてこられたのは、保健所の指導の下、市内の医師会や薬剤師会をはじめとする医療関係の方々の多大な御協力の結果であると認識しております。改めて関係者の皆様に感謝を申し上げます。

しかし、世界での新型コロナウイルス感染症の感染拡大は現在も続いており、新たな変異株、オミクロン株にも注視していかなければならない状況であります。

早期にワクチン接種が進められた国では、ワクチンの効果が6か月程度で切れた後に感染が拡大する傾向もみられており、今後、日本でも同様に感染が再拡大することも懸念されます。依然として、一人一人が感染防止の取組を継続していくことになりますが、一日でも早くこのコロナ禍が収束することを願うばかりです。

このように、今年はコロナ禍による不安に世界が包まれた一年でしたが、そんな中、この夏、東京オリンピック、パラリンピックが開催されました。コロナ禍における大会の開催には、賛否両論がございました。

振り返れば東京2020大会は、2011年の招致の際から、東日本大震災直後の未曾有の困難に直面しながらのスタートでした。

昨年には、大会延期という前例のない困難にも見舞われました。選手たちも、メディアやSNS等で賛否両論の世論にさらされ、モチベーションを維持することが困難であったり、コロナ禍において十分な練習時間を確保できないなどの困難がありました。

こうした様々な困難の中で開催された大会でしたが、オリンピックでの日本の金メダル獲得数は27個、メダル獲得総数は58個と、過去最多を大きく更新する結果を残し、また、パラリンピックでも史上2番目のメダル獲得数となり、前回リオデジャネイロ大会ではゼロだった金メダル数は13個と、大きく躍進しました。アスリートたちのひたむきな姿に魅せられて、いつの間にか大会の開催に関する賛否を離れ、様々な競技をテレビ観戦されたという方も多かったのではないかと思います。

メダルラッシュは連日、メディアでも大きく取り上げられ、コロナ禍で暗い話題ばかりが続く中、多くの国民が勇気づけられました。

東京2020大会は、多様性と調和を大会テーマの一つとして掲げていましたが、人それぞれ、考え方は違っても、それはそれとして互いに認め合う、新たな価値観を持つ時代の到来を告げる大会であったように思います。

さて、今年一年の本市に目を向けますと、今年も新型コロナウイルス感染症が市中経済や市民生活に深刻な影響をもたらす中、市には感染防止と経済の活性化の両立が求められ、迫市政にとっても難しいかじ取りを強いられたことと思います。

しかし、コロナ禍における各種の緊急支援については市民目線を忘れず、個々の市民、それぞれの業界

の窮状に鑑みて、限られた財源の中で、いかに市内全体に効果的に行き渡るかを常に念頭に置き、適切な判断を迅速に行ってきていただいたと思っております。

また、感染症対策に関しましても、保健所を中心しっかりと、迅速かつ確実に対応していただいたと感じております。

そのような中にありまして、10月8日には、高島観光船訴訟の判決が言い渡されましたが、前市長の下での誤った判断によって、本市が賠償金を支払わざるを得なくなったことには、憤りすら感じるものであります。

また、本年は、今後における大きな重要課題が浮き彫りになった年でもありました。今、申し上げました高島観光船訴訟に関する求償に関する問題もそうであります。第3号ふ頭及び周辺再開発計画や、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の譲渡、公設青果地方卸売市場の卸売業者の営業停止、小樽市総合体育館や市役所庁舎の建て替えなど、課題が次々に表出し、議会でも例年になく、多くの勉強会が開催された一年でした。

これらの重要な課題につきましては、また年を越えて検討が重ねられていくこととなりますが、迫市長とともに、本市議会も車の両輪として、課題の解決に向け、必要な提言等を行いながら前に進めてまいりたいと考えております。

結びになりますが、この一年、私に寄せていただきました御厚情に対しまして、心から感謝を申し上げます。

議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、時節柄くれぐれも御自愛のうえ、御家族共々輝かしい新年をお迎えになられますよう御祈念を申し上げまして、本年最後の議会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時8分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 **鈴 木 喜 明**

議 員 **松 田 優 子**

議 員 **中 村 誠 吾**

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和３年小樽市議会第４回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和3年9月、10月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

暖房費緊急支援金について、市は当初、対象を市民税非課税の高齢者、障害者、独り親世帯のうち、生活保護受給世帯、長期入院、施設入所者を除いた世帯と説明していたが、いざ申請が始まると、市民からの問合せで「長期入院を除く」が「令和3年12月1日現在、病院に入院している方を除く」に変更となっていたことがわかった。

このことについて市は、長期入院の定義が明確でないので12月1日で仕切った上で、議会への説明は失念していたというが、当該変更は当初の説明から大きく異なり、本来であれば議会に対し説明すべき案件で、それを失念するということは信じられないことから、市には、今後このようなことがないように心がけてほしいと思うがどうか。

また、今回は生活保護世帯を対象にすることについて検討しなかったというが、他の自治体ではこれまでより対象を広げて実施しているところもあることから、市には、5定補正での実施について検討してほしいと思うがどうか。

児童手当業務システム改修事業は、児童手当法及び児童手当法施行規則の一部改正により、年収1,200万円程度の方が児童手当の特例給付の対象外になることに伴い、現行システムを改修するものだが、この改正は、全ての子供たちを社会全体で応援するという観点から見ると大きな問題であると考えている。

また、政府はその浮いた財源を待機児童対策に充てるというが、子育て世代間でのやりくりではなく、大企業や富裕層への優遇税制を改め、応分の負担を求めることで確保するべきであると思うがどうか。

健康管理システム改修業務は、政府が推進している健康診断結果等の情報の利活用の一環として、がん検診等の自治体検診の結果をマイナポータルで閲覧できるようにすることに伴い、令和4年度のデータ標準レイアウト改版に対応するため、現行システムを改修するものだが、病歴など個人のプライバシーに関わるセンシティブな情報を多くの人にさらされる個人番号にひもづけ、これを皮切りに医療・健康情報の番号管理を進めることが政府の狙いであることが明白であり非常に問題であると思うがどうか。

また、個人番号の利活用は拡充するほど情報漏洩のリスクが高まることや国民の収入・財産などの情報を把握し、税・保険料の徴収強化、そして社会保障の給付削減が政府の目的であることを踏まえると、国民にメリットがない個人番号の利活用はやめるべきと思うがどうか。

・議案第11号について

市民会館の備品であるプロジェクターは、希望があれば利用者に貸出しを行っているが、利用者が備品のプロジェクターより高性能のものを希望する場合は自ら調達してもらうか、利用者の希望があれば適切に説明した上で、指定管理者が所有する高性能のものを貸し出しているという。

このことについて市は、利用者の調達先が指定管理者を受託する事業者だったため、市の条例に基づく使用料は徴収しておらず、制度上問題ないというが、第三者から見ると誤解を招く恐れがあることから、市が機器を更新するなど、対応を改めたほうがよいと思うがどうか。

また、こうしたことがないよう、市は公の施設の運営管理を任せている指定管理者が業務を適正に行っているか常に調査を行うべきと思うがどうか。

・議案第13号について

議案第13号「公の施設の指定管理者の指定について」は、小樽市いなきた児童館、小樽市とみおか児童館及び塩谷児童センターの指定管理者として、これまでの社会福祉協議会に代わり、シダックス大新東ヒューマンサービスを指定するものだが、将来的に、塩谷児童センターでこれまで行われていた行事が行われなくなっていくことや、働く方の待遇が低下していくことが懸念されると思うがどうか。

また、このように公の施設の指定管理者に営利企業になった場合、公平・公正な運営よりも利益追求が優先され、利用者や市民の声が後回しにされる危惧があるため、保育や福祉、医療、教育などの働き手の質が重要な分野では、営利企業は指定管理者としてふさわしくないと考えるがどうか。

とみおか児童館の指定管理者が民間企業に変わることに伴い、児童館と同じ総合福祉センターに設置されている総連合町会の事務局は移設しなければならないというが、総連合町会は何となく移設しなければならないと感じつつも移転先や移設費用の問題などが示されていないことから困惑していると聞く。市は移設の件についてどのように情報開示を進めているのか。

今後もこのようなケースが増えると思われることから、市には、民間企業が指定管理者になることに伴い移設しなければならない団体が出た際には、当該団体が情報不足により困惑することがないよう進め方を考えてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

高島観光船訴訟では、森井前市長の下で行われた違法な許認可に起因して、市が観光船事業者に対し、約6,553万円もの損害賠償金を支払うべき判決が下されたが、本件は、前市長に重大な責任があり、この賠償金については、国家賠償法の規定に基づき前市長に対し求償すべきというのが、議会各会派の総意であると考えます。

港湾室が前市長にこの件について説明した際、前市長が当時の不適格物件を持ち出して、それと公平公正に扱うように指示したことは、分区条例違反を助長することにほかならず、許可をするように指示したものと等しいものであり、また、港湾室が当時作成した事故報告書からは、港湾室が許可について否定的な見解を説明した箇所を削除するよう指示を行い、前市長が事実を捻じ曲げようとする姿勢が見られ、そして、港湾室では後にも先にも検討されたことがない「観光と水産業の連携」などという言葉が議会答弁作成の際に前市長から突然発せられたことから、前市長が事業者側に立ち、観光船事業を正当化しようとしていた意図が感じられ、さらには、港湾室の管理職員が作成し、前市長に渡した唯一無二の図面が、本件訴訟の原告の準備書面に添付されていたことから、その図面が前市長から事業者に手渡されていたことが推測されるものである。

このように、前市長が後援会ファーストのスタンスであったことは明らかであり、しがらみ以外の何物でもなく、直接的な指示はなかったとしても、故意又は重大な過失があったことは疑いようがないことから、森井前市長に対する求償権の行使は可能ではないかと考える。

市と全国市長会のそれぞれの顧問弁護士の意見を聴いた結果、弁護士によって見解が異なることが分かったのであるから、市は、一緒に戦ってくれる弁護士を探すべきと考えるがどうか。

高島観光船訴訟で市が支払った損害賠償について、前市長に求償権を行使できるか判断するため、市と全国市長会の顧問弁護士に見解を求めたところ、前市長が不適当な処分を行った公務員に該当するかについては見解が分かれた一方、故意または重大な過失が存在するかについてはいずれも肯定的な回答ではなかったという。

しかし、当時の経過を振り返ると、前市長は就任当初から、参与の任用や除排雪の見直しの問題などにおいて、職員の考えを聞き入れないかたくなな姿勢をとっていたことから職員を萎縮させていたと考えられ、その結果、高島観光船問題でも当初、法令にのっとりきちんと否定的な見解を示していた港湾室にも、観光船事業者寄りの発言しかしない前市長によって、違法な許認可をせざるを得ない空気感が作られたと考えられることから、故意または重大な過失があったかの判断の際には、高島観光船問題が発生する以前の市長と職員の関係性も含めて判断してほしいと思うがどうか。

また、当該損害賠償金は市民の税金であることから、市は議会や市民に対し、一連の経過をしっかりと公表してほしいと思うがどうか。

本市における自治体DXの取組は、総務省が示した自治体DX推進手順書参考事例集における各段階の他市事例に照らすと、ポータルサイトによる職員への周知や、DX推進計画に関する説明会を複数回行っており、現在はステップ0から1の段階であるという。

今後は、人材育成のための研修を行う予定であるというが、年に1度、30人程度しか受けられない研修であることから研修の回数を増やしてほしいだけでなく、他市の事例からも課を横断した職員への周知、若手職員や町の若者・民間と連携することが必要とされており、庁内でプロジェクトチームを立ち上げ、若手職員に議論をリードするポジションを与えることを検討してほしいと思うがどうか。

また、人員配置や人材育成の在り方も変わっていくことから、DXに関わる組織を作り、民間企業や大学等から意見、専門的な知見を聞くなど庁内外において連携して取組を進めてほしいと思うがどうか。

大規模災害による制約下においても災害対応業務及び重要性の高い業務を迅速的確に遂行することを目的として策定した小樽市業務継続計画では、冬季の参集距離の上限を21キロメートルと定めているが、この距離を歩いた場合、片道5時間以上かかる想定となり計画どおり参集できるか疑問である。

仮に参集できない場合、他の施設に参集しそこで業務を行うということにはならないのか。

また、受援体制については、代替庁舎が決まっていないことから明確に想定できていないというが、今後は、本市に応援で来てくれる方たちや国からの支援物資などの受入れについてしっかりと想定を行い、災害時に市民を支えていけるよう来年度以降の受援計画の策定に取り組んでほしいと思うがどうか。

令和元年度の不登校に関する調査では、本市における千人当たりの不登校児童生徒数は、全国全道平均に比べて多い状況にあるという。不登校の理由は多様化、複雑化してきており、特にコロナ禍の前後では家庭に起因する要因も増えていることから、市は、アウトリーチ型の支援によって一人一人の状況をよく把握するとともに、家庭の協力を得られるように取り組む必要があると思うがどうか。

また、令和2年9月に市が行った幸せな地域づくりのための市民アンケート調査によって、市は、ひきこもりに関する実態把握を行ったにもかかわらず、具体的な活用を行っていないというが、アンケートには市民からの様々な意見も寄せられていることから、関連部局でしっかりと情報を共有し、具体的なひきこもりの支援につなげてほしいと思うがどうか。

小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発で設置する観光商業施設の管理運営を行う予定の観光振興公社の経営状況について市は、常に状況を把握し、健全な経営が維持されるよう適切な管理を行っていくということであるが、これまでの経営が赤字体質だったことを踏まえると、今後改善できるのか疑問である。観光商業施設については事業計画通りに進まず経営が悪化することも心配されるが、その場合、市が財政負担することはあるのか。

また、一般的に公社の経営状況を改善するために、減資をして増収することがあるが、公社が減資を求めてきた場合には、市は株主としてこのことを税理士などの専門機関に相談し、しっかりと判断してほしいと思うがどうか。

北海道が実施している飲食店における感染防止対策の認証制度、いわゆる第三者認証制度は、感染防止対策に必要な事項について飲食店の取組状況を把握し、対策が実施されている場合に認証するという制度であり、北海道の委託を受けた事業者が実施するという。しかし、認証基準が曖昧であるなどの課題も報道され、事業者や利用者から危惧する声が上げられており、安心して営業、利用ができるよう、厳格な基準の確保や質の保証をしてほしいと考えることから、市には、実施主体である北海道に対して、進言してほしいと思うがどうか。

本市の高齢化率は40%を超えており、今後は高齢者がより暮らしやすい社会を目指して行かなければならないと思うが、全国的には高齢者の交通事故が社会問題化しており、運転免許証の自主返納を拡充するためのきっかけ作りとして、免許返納者に様々な補助制度を設けている自治体もあるという。

そのため、本市でも免許返納者へ交通費負担などの独自の制度を経済対策も兼ねて検討してほしいと思うがどうか。

地方行政のデジタル化により、本市としても行政手続のデジタル化を計画的に進めていく必要があるが、これにより行政だけではなく、方法によっては市民にとっても大きなメリットとなるものであり、いかに市民にメリットを感じてもらえるか本市の実力が試されていると考える。

その一つとして、児童扶養手当の現況届提出のように、面談があるため市役所に来庁しなければならない手続を、オンライン会議システムを利用し、サービスセンターで行えるようにするなど、様々な手続をサービスセンターで完結できるようにすることが考えられるが、このようなことは可能なのか。

面会交流について、市は関係部局による庁内勉強会を開催し、面会交流に対する現状や課題の共有を行ったという。

市が面会交流に対する庁内共有を行ったことは、関係者からみれば大きな一歩と言えると思うが、今回の勉強会を通じ、当事者の気持ちについてどのように理解したのか。

また、面会交流の問題は時間が経過するほど片親疎外の影響、精神的負担などが大きくなることから、早急に手を打たなければならないが、市はこれらの問題を今回の勉強会でどのように捉え、今後の対応についてどのような検討を行っているのか。

塩谷児童センターの塩谷小学校への移転について、市は、令和4年度の移転を進めているが、一方で、令和2年3月のパブリックコメントでは、現在地での継続を希望する利用者の声も多く、イベントの開催などについて疑問が出された。

しかし、1年9か月が経過した現在も進展がなく、移転後の利用内容が具体的に決まった時点で新たな指定管理者と協議するという答弁を繰り返しており、このような状況では利用者の父母から納得が得られるとは到底思えないことから、令和4年度中に移転する計画は一旦凍結するべきと思うがどうか。

また、疑問が解消されない状態で令和4年度の移転を迎えてしまえば、新たな指定管理者と利用者の父母との間でトラブルが起きてしまうことが懸念されるほか、利用者の父母と移転を支持する塩谷・桃内連合町会との意見の食い違いを解消する必要があると思われることから、市には、問題点を整理するための意見交換会を早期に開催してほしいと思うがどうか。

本市での看護師養成校の存続に係る問題については、小樽市看護学校検討協議会において検討が進められているというが、この問題は、将来的に本市における看護師不足が予想される重要な問題であることから、市は、市民の要望を踏まえた上での市としての見解や、政治姿勢も含めた市長の考え方について協議会で積極的に発言し、協議会を主導するべきだと思うがどうか。

また、ウイングベイ小樽は新設される看護師養成校の設置場所として有力な候補であるが、新聞報道によれば、新設校の開校を目指す医療法人社団「心優会」とウイングベイ小樽を運営する小樽ベイシティ開発は、いまだに話ができていないという。ウイングベイ小樽周辺ではウェルネスタウン計画が持ち上がっていることから、市は、市内経済界とも連携し、オール小樽での課題解決に向けてリーダーシップを発揮してほしいと思うがどうか。

第2次小樽市緑の基本計画の策定にあたり中学生の意見を取り入れることは、策定委員会にとって、子供たちの世代からの意見は貴重なものであり、中学生も、こうした市の施策の策定に参画しているという意識を持つことは、将来を担う小樽市民育成のために必要であることから、市には、アンケート調査を実施するなど、子供たちの意見を反映させる手法を検討してほしいと思うがどうか。

また、小樽公園や手宮公園の桜の木は老木化が進み、花の咲き具合が悪くなってきているが、次期計画には、緑の量に関する数値目標だけでなく、こうした桜の木の更新などにも対応できるような内容を盛り込んでほしいと思うがどうか。

市が近年のスタッドレスタイヤの性能向上を踏まえ試行しているロードヒーティング路線における部分停止について、いまだに、全面的にロードヒーティングが停止になるという誤った認識を持った市民が多くいるが、市は、試行にあたり、どのように周知を進めてきたのか。

また、市は、2年間試行して問題がなかった箇所については本格的に停止するというが、気象条件等は毎年同じになるとは限らないことから、実施に当たり道路パトロールや砂散布などの代替対応で管理に問題がないのか等、十分検証の上、進めてほしいと思うがどうか。

並行在来線の地域公共交通の在り方について、道は、長万部―小樽間について、今年に入ってから開かれた北海道新幹線並行在来線対策協議会第10回後志ブロック会議において、第三セクター鉄道、バス転換、第三セクター鉄道プラスバス転換の3つの案を示したが、関係自治体等の負担額も経営主体としての責任範囲も不明確な状態で、年内に結論を求めるというあまりにも唐突で沿線自治体の担当者の判断を誤らせかねない非常に危険な進め方をしており、このような状態で関係自治体に判断を求めること自体無理があると考えるが、市として、今後どのような方針で話し合いを進めていくのか。

また、いまや公共交通は今までのような競争原理や経済理論だけではその使命を果たすことはできなくなってきており、行政として政策的に誘導をしていかなければ非常に難しい時代になっていることから、市には、北後志の中心都市として公共交通を確保するための議論を主導してほしいと思うがどうか。

旧色内小学校跡利用と周辺の開発について、市は、当該跡地に建設予定の道営住宅を起点として、立地適正化計画による安全・快適な住環境を創出し、地域振興等を図りたいとのことだが、地域の利便性の向上に向けてどのような整備を行う予定なのか。

また、市は、あくまでも稲北地区の周辺整備と、小樽駅前広場や駅前第1ビル周辺地区などの再々開発を、別々な事業として進めていき、その結果として、中心市街地の地域振興につなげていきたいとしているが、別々に事業を進めてしまうとまちづくりがバラバラになってしまうことが懸念されることから、市には、稲北地区を含めた中心市街地の一体的なビジョンを描く議論をしてほしいと思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質問の概要）

令和 5 年春に地方公共団体での施行が見込まれている個人情報保護法の一部改正により、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールが法律で定められ、行政機関が保有する匿名加工情報の利活用に係る民間事業者等からの提案の募集については、経過措置として都道府県及び政令指定都市のみに義務付けされ、一般の市町村については任意で行うものになるという。

これにより、本市でも、全国的な共通ルールに基づき個人情報保護条例を改正することで、匿名加工情報の利活用ができるようになると思われるが、市は、そのために条例改正を行う考えはあるのか。

また、本市の個人情報保護条例は、他の自治体には無い項目が規定されているなど、しっかり情報を守る仕組みになっているが、全国的な共通ルールが設定されることにより情報が守られなくなるおそれがある。

市は、国が策定を予定するガイドラインによって、適正な運用が図られるというが、法改正によりこれまで行ってきた情報保護の努力が帳消しになる危険性がないと本当に言い切れるのか。

釧路市が作成した Web ハザードマップは、津波、洪水、土砂災害等に関する情報を電子地図上で一つの画面で円滑に表示できるものであるが、このシステムを導入することで、災害があった際に、市民はもちろんのこと、英語表記の提供によって海外からの観光客の命を守ることができるなど、様々なメリットがあると考えられることから、市には、同様のシステムの導入に向けて早急に検討してほしいと思うがどうか。

また、北後志や札幌圏との情報連携が可能なシステムを構築できれば、防災システムをより強固にできることから、市には、隣接する地域との連携・協力についても検討してほしいと思うがどうか。

地方公務員法の一部を改正する法律により、市職員の定年が令和 5 年度から 10 年かけて段階的に 65 歳まで引き上げられるが、市は、定年延長によって、財政収支見通しや職員の採用等に、どの程度の影響があると思込んでいるのか。

また、今後、人口減少、公共施設の再編、行政のデジタル化などの課題がある中で、効率的で安定的な行政サービスを提供していかなければならないことを考えると、業務量を調査した上で職員の見通しをたてる必要があることから、市には、職員配置適正化計画の策定を少しずつでも進めていってほしいと思うがどうか。

令和 3 年度に耐震補強工事を行った塩谷小学校について、小樽市公共施設長寿命化計画の中では、塩谷児童センターが塩谷小学校内に移転することとなっているが、当該工事による移転への影響はないのか。

また、移転するに当たっては、こども未来部や建設部等との連絡・調整が必要となってくるが、市には、関係部署と連携の上、しっかり取り組んでほしいと思うがどうか。

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査は、本市においてコロナ禍における初めての選挙となり、新型コロナウイルス感染症対策として、投票事務では、入場整理や各種消毒作業など様々な対策を行ったほか、総合体育館での開票事務の際には、3密対策のため人数を減らして開票に臨んだとのことだが、開票時間を延ばさないために、どのような工夫をしたのか。

一方、その他の感染対策について見てみると、本市以外の道内10万人以上の都市ではホームページに掲載していた混雑または空いている時間などの情報や新型コロナウイルス感染者のための特例制度の情報等を掲載していなかったこと、また、感染を懸念され期日前投票をした方の宣誓書に誤った事由を記載させたなど、反省すべき点は多くあることから、市には、今回の選挙での反省すべき点を検証し、しっかり取り組んでほしいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質問の概要）

第3号ふ頭及び周辺再開発において埠頭基部に新設される予定の観光・商業施設について、せっかく海が近いのだから、カフェから海がもっとよく見えるように窓を設置してはどうかとも思うが、出店するカフェの意向によって外観等が変更されることはあるのか。

また、計画では、港の再開発によって港に訪れる人や駐車場を利用する人がこの観光・商業施設を利用することを見込んでいるとのことだが、ただ周辺に来る人を引き込むだけでなく、施設自体をより魅力あるものにし、施設に行きたいと思われるようにしなければもったいないと思うが、今までにこのような考え方で議論されたことはあるのか。

この観光・商業施設の1階部分の機能として何を持たせるかについては、公募型プロポーザルなどを実施して、この空間をどのように活用すれば小樽らしく、観光客や市民が集えるのか、アイデアを募集すべきであると思うが、市や小樽観光振興公社は、これまで外部に発信し、提案を求めることもなく物販機能を導入することを決めたという。

しかし、物販機能でなくても観光・商業施設を建てることで人流が増えれば、周辺への波及効果を見込むことができると考えるが、物販機能でなければならない理由はあるのか。

また、市や小樽観光振興公社は、観光・商業施設ができれば観光客の滞在時間の延長が図られるというが、ここでお土産を買ってもせいぜい30分程度に過ぎず、この施設をもって滞在時間の延長につながるというのは考え方が甘いと思うがどうか。

この観光・商業施設では、コロナ禍による影響はまだまだ続くと考えられるにもかかわらず、多くの来客がなければ成り立たないような事業を行おうとしているが、小樽観光振興公社の業績が事業計画通りに進まず、経営が悪化して本市の財政負担が生じる可能性も否定できないと思うがどうか。

また、観光・商業施設は物販機能を有することから、周辺の既存の店舗と競合し、影響が出ることが懸念される上、新たな施設でお土産を買い、運河で写真を撮ったら札幌に行ってしまうというように、本市での観光客の滞在時間を短くすることも懸念される。さらには、新たに本市への譲渡が決まった旧北海製罐株式会社第三倉庫の活用方法は全く決まっておらず、こちらも観光・商業施設になる可能性もある。本市には、今でもたくさんの魅力があり、その魅力を発信することに取り組むことで、より回遊性が高められたり、新たな魅力が発掘されたりするのであるから、新たな観光・商業施設を建設する必要はないと思うがどうか。

新聞報道によれば、現在、札幌市が札幌市客引き行為等の防止に関する条例の素案を示して、パブリックコメントを実施し、条例の制定に向け取り組んでいるという。

客引きの問題については、本市でも以前、一部の土産店や飲食店の従業員が、観光ガイドに成り済まして観光客を自店に誘導するなどといった事例が発生していたが、同業者が客引きの場面に出会っても、根拠がないので注意ができないという声を聞いている。本市でこれまでおもてなしとして取り組んできたものが失われるようなことがないよう、また、来樽した方が気持ちよく小樽の街を楽しめるように、たばこのポイ捨てなどの問題も含めて、改めて観光というものを整備、維持していくという観点から、本市でもこうした条例の制定を検討してほしいと思うがどうか。

ふるさと納税について、多くの寄附額を集める市町村の取組や、サイトのページなどを調査して、本市との違いを比較することは重要だと考える。

例えば、令和2年度に4億3千万円の寄附を集めた余市町は、本市に比べ多くの事業者サイトを利用しているが、事業者サイトが多ければ、寄附者が普段から利用しているサービスのポイントをとめることができ、利用者の拡大を期待できることから、市には、事業者サイトを増やしてほしいと思うがどうか。

また、本市の返礼品は食品関係が半分以上を占める一方で、旅行関係の返礼品は数件しかないが、余市町が利用しているJALやANAのふるさと納税サイトではマイルがたまる仕組みになっており、また、ふるぽというJTBが運営する旅行がメインのサイトもある。ネームバリューがあり、観光客が多いという本市の強みを生かし、今後は旅行、宿泊等の返礼品の拡充や、ふるぽなどの旅行がメインの事業サイトも取り入れるべきだと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第 28 号について

陳情第 28 号は、建設が計画されている（仮称）小樽余市風力発電所について、「住民生活に最大限の配慮をし、十分に影響軽減に努めること」、「広く周知し、住民との開かれた対話、説明の機会を求めること」、「事業者による十分な影響軽減がなされず、大多数の住民の理解と合意が得られない場合は、事業者に対し計画を進めるべきでない」と提言すること」を市に求めるものだが、これまでにない巨大な風車が建設されてしまうと、必ず何らかの影響が生じることが想像できることから、陳情の願意は妥当であり、市には陳情で求められている対応をとってほしいと思うがどうか。

また、風車の建設は、塩谷丸山の眺望景観にも大きな影響を与えると思われ、事業者はフォトモンタージュを提示した調査を行い、235 人から聞き取りを行ったというが、塩谷丸山は年間 1 万人程度の登山者が訪れる本市の重要な観光資源であることに鑑みると、事業者が行った調査では不足であり、市には事業者に対してもっと規模を大きくした上で調査を行うよう求めていると思うがどうか。

陳情者は、市に対し「事業者によって十分な影響低減がなされず、大多数の住民の理解と合意が得られない場合は、事業者に対しこの計画を進めるべきでないことを提言すること」を求めているが、市はこの判断基準について明言していないため、量的な判断を求められた場合、どのように判断するのか。

また、自然の中に風車という人工物を建設することは、自然環境や景観などへの影響が懸念され、他の自治体では植物や動物が生きていくための生育環境に対して、重大で回復困難な影響を及ぼすおそれが極めて高いと判断された例があることも踏まえると、今後も事業者からの情報の確認や議会議論が必要であると思うがどうか。

・その他の質問

町内会への加入世帯数は少子高齢化などにより減少し、それに伴い市からの補助金も減少しているため、総連合町会事務局から補助金に関しての要望書が提出されたが、市はこれまで、減少した運営費を援助するなどの手だてを考えなかったのか。

今後、地域の防犯・災害・街路灯対策などにおいて、町内会が取り組む事業の増加が見込まれるが、運営費不足のみならず役員の高齢化による担い手不足により、事業実施が困難となることが懸念されていることから、市には真摯に町内会や総連合町会に耳を傾けて補助金の在り方や、地域の担い手確保についてともに考え、町内会がよりよい組織となるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルス感染症による社会の変化に伴い、様々な問題が引き起こされている。例えば、障害のある方の就労については、緊急事態宣言などにより作業所に通所できなくなったり、一般企業での雇用が打ち切られるといった事例が全国的に発生していると聞くが、市では、障害のある方の就労について、データの収集や事業者への聞き取りは行っているのか。

また、障害のある方には当事者にしかわからない困難が潜んでおり、その声はまだまだ拾い切れていないと考えることから、市には、障害のある方に寄り添いながら、福祉施策を実施してほしいと思うがどうか。

市立病院の敷地内薬局建設について、薬剤師会からは、「反対ではあるが、全ての要望が満たされた場合は前向きに検討する」として要望書が提出されたという。

薬剤師会からの要望を受け、市は、一部の要望をプロポーザルへの参加条件にしたが、それ以外の要望については取り組むことを前提にその内容を選定の項目に入れて評価するというが、それでは、参加条件にしなかった要望に取り組まない事業者のみが参加した場合など、必ずしも薬剤師会の要望を全て満たす事業者が選定されることにはならないと思うがどうか。

敷地内薬局については他都市に先駆けて行うものであり、プロポーザルを行うにしても、まだまだ情報収集が不足していると思われることから、市には丁寧に進めてほしいと思うがどうか。

○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第8号について

市に道路施行令に準じた道路占用料単価の改定要望があったことや、他都市の単価設定状況に鑑み、令和2年度から5年度までの4年間で段階的に道路占用料の引下げを行うという。

本市の道は狭く、山坂が多い地形であり、占用により道幅がさらに狭くなることを考えれば、一定程度の道路占用料の徴収は妥当であると思うがどうか。

また、平成30年度歳入額と令和4年度歳入見込額を比較した場合、約3,200万円もの歳入の減少を見込んでいるとのことであり、減額改定については撤回すべきと思うがどうか。

・議案第9号について

指定要件を満たす場合に歩行者利便増進道路を指定し、利便増進誘導区域を設けることにより、置き看板や購買施設を道路区域内に設置することが可能になるという。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した占用許可基準の緊急的な緩和措置が行われているが、緩和措置による占用期間は令和4年3月31日までであり、引き続き路上を利用するためには、条例に基づく許可要件を満たして申請する必要があることになることから、市には関係者の混乱を招かないよう制度内容の周知を行い、空間の活用を推進してほしいと思うがどうか。

・その他の質問

第2次小樽市空家等対策計画では、今後も人口減少や少子高齢化の進展に伴い、空き家が増加していくことが予想されることから、空家等対策の基本的な指針を明確に示し、総合的かつ計画的に実施していくとともに、対策に関する市民の理解を深めてもらうことを目的としているという。

しかし、空家等対策の最終的な目的は、空き地・空き家の周辺住民の不安解消や、空き地・空き家の解消により地域を活性化させることであると思うがどうか。

また、本市の強みを生かした銭函などの海に見える物件や、不動産業者では取り扱いが困難である古民家等の安価な物件を活用した移住政策による空家等対策の推進が必要であると思うがどうか。

市では市民からの通報や道路パトロールにより道路の陥没が判明した場合、直営又は舗装補修業者への委託による補修を行っており、令和2年度は330件について対応しているという。

北海道信用金庫桜支店と熊碓川の間の道路では、市が把握していない陥没が発生しており、付近の小学校に通う子供が陥没により転倒した等の話を聞いていることから、雪解け後に早急に現状を確認し、対応してもらいたいと思うがどうか。

並行在来線の地域交通の在り方についてのスキームは、国土交通省が定めた「整備新幹線の整備に関する基本方針」が基になっており、方針の一つに並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意が必要と定められ、同意している沿線自治体は、この方針に従う形でのＪＲ北海道からの在来線の分離が大前提になっているという。

しかし、このスキームは国やＪＲの過度な負担を避けるために決定されたものであり、鉄道存続による多額の財政負担に喘ぐ自治体が多くある現実や、地域の人口流出等の課題により、バスの存廃について自治体が判断を迫られている厳しい実態を考えると、本市が国や北海道、関係自治体に対して問題提起することには大変意義があると思うがどうか。

また、鉄道には大量・高速・安全・定時性という特性があることから、自動運転などのＩＴ技術の導入や転用を実現し、お金がかからず、効率的な鉄道に生まれ変わらせることで、公共交通としての鉄道の役割を再評価する必要がある、そのためには国の政策誘導や財政支援が必要だと思うがどうか。

○公共施設の再編に関する調査特別委員長報告（質疑の概要）

・陳情第11号第2項目及び陳情第14号について

本庁舎の建て替えにかかる費用の確保に当たっては、令和4年度から6年度にかけての基本構想着手前に整理が必要な内容について検討する期間において、財源や起債、国のメニューについて利用できるものがないか情報収集を行い、しっかりと財源を確保してほしいと思うがどうか。

また、プールの建設については、市民から高島小学校温水プールがあるにもかかわらず、なぜ総合体育館に併設して二つ目の市営プールを作るのかという声もあったことから、今後、総合体育館にプールを併設する理由や、高島小学校温水プールや民間のプールとの違いについて整理を行い、分かりやすい内容で示すよう検討してほしいと思うがどうか。

本庁舎及び総合体育館の整備について、今回示された長寿命化計画案では、事業費の概算が示されているが、基本構想から実施設計まで4年かかると想定されている。

近年の人件費や建築コストの高騰に鑑みると、工事着工までの期間が長いほど、実際の事業費との差が大きくなると思われることから、市には、基本構想から実施設計までを効率よく迅速に行ってほしいと思うがどうか。

また、公共施設の整備にあたり、説明責任を果たす意味付けとして、基本構想から完成までの段階ごとに検討すべき事項をまとめた公共建築整備マニュアルを作成している自治体もあると聞くが、本市においてはそのようなマニュアルを作成する予定はあるのか。

市内には3つの民間プールと高島小学校温水プールの計4つのプールがあるが、ほとんどの施設において老朽化が進んでおり、改修や修理が必要な施設もあるという。

新総合体育館に併設するプールの建設に当たっては、計画通り建設が進んだとしても竣工は令和9年となることから、既存のプールの現状に鑑みると、竣工時点のシミュレーションの必要性や民間のスポーツ施設との共同での維持管理、運営が考えられるが、市は、これらについて検討を行ったのか。

また、市民に対し、プールの必要性を訴えるに当たっては民間プールの状況を把握し、それを情報の一つとして計画に反映することで納得してもらう必要があると思うがどうか。

本庁舎別館の建設にあたり、一般単独事業債を使うことになれば15億円の一般財源を用意しなければならないが、現在は約1億円しか庁舎建設資金基金に積み立てておらず、建設が計画通り令和12年に着工するには時間がないことから、1年間に積み立てる額を増額する必要があると思われる。

このことについて市は、計画的なものは作成していないが、建設までに積み立てるという覚悟を持ちつつ単年度の負担にならないように基金の積立てを行い、計画を進めていくというが、福祉や住民サービスを削るような形で基金へ積み立てるお金を生み出すというようなことはしないほしいと思うがどうか。

市は、毎年度の赤字として、現在の総合体育館が平均で約5,000万円、旧室内水泳プールでは平均で約6,000万円だったと示しており、このまま当てはめれば、プールを併設する新総合体育館は、毎年度1億円を超える赤字になってしまい、本市にとってかなりの負担になることが想定される。

また、他都市では、新たに建設した後の利用料がこれまでよりも高く設定されるところが多く、本市においても、施設が新しくなることや起債の償還が終わるまでにかかなりの期間になることを考えると、新総合体育館の利用料が今と同じになるとは考えにくいですが、市は、現在の総合体育館より利用料が高くなることを見込んでいるのか。

総合体育館に併設されるプールでは、北海道規模の大会の誘致はあまり見込むことができないというが、本市に二つあるジャンプ台のうち、潮見台ジャンプでは大会も開催されており、完成から43年経った今でも利用されているが、平成10年に建設された望洋台ジャンプは、既に体育施設としての供用を停止しているという。

大会を誘致できなければ経済効果も期待できず、施設の改修工事にも莫大な費用がかかると予想され、数十年後、施設を維持管理できるのか心配であるが、維持費も含めてどのように管理するのか、また、設置目的は健康促進用なのか選手育成用のかなど、しっかりとしたロジックを持って進めてほしいと思うがどうか。

本庁舎別館の整備について、今後有利な起債制度が創設された場合、整備時期を再検討するという。そうすると総合体育館などほかの公共施設の計画にも影響が出ると思うが、もし本庁舎の建て替えに有利な起債制度ができた場合、総合体育館と同時に整備を進めることはできるのか。

また、総合体育館については、過疎債を使うということであるが、過疎債も税金が原資であり、建て替えを行った場合、将来世代が建設費の30%を償還していかなければならず、また本市は総合体育館だけではなく、本庁舎別館や市民会館などほかにも予算を必要とする計画が多く、現在も予算不足が課題となっている中、市は将来世代への負担についてどのように考えているのか。

近年は高齢化や医療の高度化などにより、医療費が増加しており、本市も全国平均より高い水準であるが、スポーツ庁によると、運動を促進すれば医療費は約8%削減できるという。

その考えを踏まえるとプールには医療費抑制効果が見込まれ、そのことを勘案すると、プール建設の際にかかるイニシャルコストやランニングコストの負担は、それほど大きくないのではないかなと思うがどうか。

また、医療費抑制効果を増大させるためには、より多くの人の利用を促進することが重要であり、効果の大きいセグメントを見極めてターゲットの設定を行うことも必要であると思うがどうか。

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

小 池 二 郎

酒 井 隆 裕

高 野 さくら

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による需要の「消失」で、2020年産米の過大な在庫が生まれました。36万トンの米生産量を減らす「減反」をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産の米価格は暴落が続いています。

北海道米の主力であるななつぼしの2021年産概算金は、11,000円と昨年より2,200円も下落し、2020年産北海道米の在庫は5万トン以上見込まれ、全道共計ななつぼしの精算は赤字が危惧され、更に来年産米の下落も避けられない状況に生産者に不安が広がり、北海道の米作りは危機に瀕しています。

国は、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の2020年産米37万トンのうち15万トンを、特別枠として市場の出回りを先送りすることで米価下落対策としていますが、古古米として安い主食用米が市場に出回ることによって逆に2022年産米価の足を引っ張ると、効果を疑問視する声が相次いでいます。

一方、ミニマムアクセス輸入米は毎年77万トンも輸入され、国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以降26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、輸入量の見直しはされていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに、不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

全国各地で取り組まれている食料支援に、収入減で「食べたくても食べられない方」が多数訪れ、米をはじめ食料配布が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、生活に困る国民に提供することが、農業を支えることにもなります。

よって、国及び政府においては、下記の対策を要望いたします。

記

- 1 コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し米価下落に歯止めをかけること。
- 2 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援で活用すること。
- 3 国内消費に必要な外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年12月20日

小 樽 市 議 会

議決年月日	令和3年12月20日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 池 二 郎
	同	高 橋 龍
	同	酒 井 隆 裕

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中、国民生活、経済活動は甚大な被害を受け、深刻な状況が続いています。

このような経済状況の下、2023年10月からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に向け、本年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まりました。

軽減税率導入で消費税制度が複雑化し、更にインボイス制度の導入は、軽減税率対象品目を扱う事業者をはじめ、全ての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。

また、中小零細事業者、個人事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、特に、消費税導入時から、企業の余剰経費削減とともに消費税納付負担軽減のために確立された、国内産業における「下請け」構造では、下請け事業者が、単価引下げ競争に加え、更なる税負担を強いられ、利益の減少や元請け事業者との取引停止により、廃業に追い込まれ、インボイス制度の導入は地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。

さらに、多くの中小事業者団体や日本税理士会連合会などがインボイス制度導入中止や見直し、延期を求めています。

よって、国及び政府においては、インボイス制度の導入中止をすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年12月20日
小樽市議会

議決年月日	令和3年12月20日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 池 二 郎
	同	酒 井 隆 裕
	同	林 下 孤 芳

てん菜は、北海道農業の輪作の基幹作物として重要な役割を果たしています。国産砂糖は北海道のてん菜、沖縄県、鹿児島県南西諸島のサトウキビから作られ、自給率は40%で、北海道のてん菜糖は8割を占めています。

国産砂糖生産は、輸入粗糖、輸入加糖調製品に課する調整金と国費を財源とする糖価調整制度によるてん菜生産者、製糖所への交付金等で生産振興が図られ、交付金対象数量としてのてん菜産糖量64万トン进行しています。

砂糖消費量は減少し、それに伴い輸入砂糖も減少し、輸入調整金も同時に減少し、その結果、輸入調整金収支の赤字が問題になっています。

この赤字を理由に、産糖量64万トン进行を削減する動きが強まっており、てん菜生産者と地域経済にとって大きな問題になっています。

てん菜生産に作付け制限を強いるのではなく、砂糖の輸入を減らし、国産砂糖を守る政策に転換することが必要です。

よって、国及び政府においては、下記の対策をとるよう強く求めます。

記

- 1 てん菜交付金対象数量64万トンの进行を撤廃し、生産者が意欲を持ててん菜生産に取り組めるように支援を強めること。
- 2 国内産糖製造事業者への支援を強めること。
- 3 農業基本計画の食料自給率引上げに向けて、国の責任で輸入調整金の収支の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年12月20日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和3年12月20日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

令和 3 年

第 4 回定例会

意見書案第 4 号

小樽市議会

入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

小 池 二 郎

同

高 橋 龍

同

酒 井 隆 裕

菅前首相は、本年 8 月 2 日に開催された新型コロナウイルス感染症の医療提供体制に関する関係閣僚会議において、重症患者や重症化リスクの高い方以外は自宅での療養を基本とする方針を発表しました。8 月 3 日には、重症患者や中等症以下の患者の中で特に重症化リスクの高い者に入院治療を重点化し、入院の必要がある患者以外は自宅療養を基本とする考え方をとることも可能である旨、各都道府県・保健所設置市・特別区宛てに通知しました。

これに対し批判の声もあったことから、8 月 5 日には同通知の説明資料に「入院は重症患者、中等症患者で酸素投与が必要な者、投与が必要でなくても重症化リスクがある者に重点化」などの修正を行ったが、入院治療の対象者を重点化し、それ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする方針は撤回していません。

自宅療養中の患者が亡くなる事例も生じており、患者の症状は常に急変する可能性があり、その場合でも命を救う救命処置を迅速に行うなどの対応が必要であることから、政府は入院治療を原則とした上で、宿泊療養施設など医療スタッフが常駐する環境の整備に尽力し、全ての患者の命を救おうとする姿勢を国民に対して示す必要があります。

よって、政府においては、入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする方針を撤回するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 3 年 12 月 20 日

小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 3 年 12 月 20 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

石炭火力による発電量をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 池 二 郎
	同	面 野 大 輔
	同	酒 井 隆 裕

2030年度の我が国の温室効果ガス削減目標について、政府はこれまで2013年度から26%削減することを目標としてきましたが、本年4月、新たに46%削減することを目標に掲げました。

その実現に向けたエネルギー政策の進むべき道筋を示す「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成について、石炭火力発電の比率は19%と明記しました。

しかし、この計画で言及しているように、石炭火力は化石燃料の中でもCO₂排出量が大きいことから、たとえ熱量当たりの単価が低廉で安定的な供給が見込まれるとしても、その活用は昨年10月の「2050年カーボンニュートラル」宣言と矛盾するものであると考えられます。

また、国連は先進国に2030年までに石炭火力発電を段階的に廃止することを求めており、第26回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)では、石炭火力を廃止することなどを盛り込んだ声明に46か国が賛同しました。世界的にも石炭火力発電を削減する取組が進められており、我が国も石炭火力発電の活用方針を改めることが求められています。

よって、政府においては、温室効果ガス排出量の削減をより一層進めるため、石炭火力による発電量をゼロとする目標年限を表明するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年12月20日
小樽市議会

議決年月日	令和3年12月20日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

令和3年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会 期 令和3年12月1日～12月20日（20日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R3.12.1	市長	R3.12.8	予 算	R3.12.13	可 決	R3.12.20	可 決
2	令和3年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	R3.12.1	市長	R3.12.8	予 算	R3.12.13	可 決	R3.12.20	可 決
3	令和3年度小樽市病院事業会計補正 予算	R3.12.1	市長	R3.12.8	予 算	R3.12.13	可 決	R3.12.20	可 決
4	令和3年度小樽市水道事業会計補正 予算	R3.12.1	市長	R3.12.8	予 算	R3.12.13	可 決	R3.12.20	可 決
5	小樽市手数料条例の一部を改正する 条例案	R3.12.1	市長	R3.12.8	建 設	R3.12.14	可 決	R3.12.20	可 決
6	小樽市子ども発達支援センター条例 の一部を改正する条例案	R3.12.1	市長	R3.12.8	厚 生	R3.12.14	可 決	R3.12.20	可 決
7	小樽市国民健康保険条例の一部を改 正する条例案	R3.12.1	市長	R3.12.8	厚 生	R3.12.14	可 決	R3.12.20	可 決
8	小樽市道路占用条例の一部を改正す る条例案	R3.12.1	市長	R3.12.8	建 設	R3.12.14	可 決	R3.12.20	可 決
9	小樽市道路の構造の技術的基準等を 定める条例の一部を改正する条例案	R3.12.1	市長	R3.12.8	建 設	R3.12.14	可 決	R3.12.20	可 決
10	小樽市病院事業資金基金条例案	R3.12.1	市長	R3.12.8	予 算	R3.12.13	可 決	R3.12.20	可 決
11	公の施設の指定管理者の指定につい て〔小樽市民会館、小樽市公会堂及 び小樽市民センター〕	R3.12.1	市長	R3.12.8	予 算	R3.12.13	可 決	R3.12.20	可 決
12	公の施設の指定管理者の指定につい て〔小樽市いなきたコミュニティセ ンター〕	R3.12.1	市長	R3.12.8	予 算	R3.12.13	可 決	R3.12.20	可 決
13	公の施設の指定管理者の指定につい て〔小樽市いなきた児童館、小樽市 とみおか児童館及び小樽市塩谷児童 センター〕	R3.12.1	市長	R3.12.8	予 算	R3.12.13	可 決	R3.12.20	可 決
14	公の施設の指定管理者の指定につい て〔おたる自然の村〕	R3.12.1	市長	R3.12.8	予 算	R3.12.13	可 決	R3.12.20	可 決
15	公の施設の指定管理者の指定につい て〔小樽市総合福祉センター〕	R3.12.1	市長	R3.12.8	予 算	R3.12.13	可 決	R3.12.20	可 決
16	公の施設の指定管理者の指定につい て〔小樽市夜間急病センター〕	R3.12.1	市長	R3.12.8	予 算	R3.12.13	可 決	R3.12.20	可 決
17	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R3.12.1	市長	—	—	—	—	R3.12.1	可 決
18	小樽市非核港湾条例案	R3.12.1	議員	R3.12.8	総 務	R3.12.14	否 決	R3.12.20	否 決
19	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R3.12.20	市長	—	—	—	—	R3.12.20	可 決
20	小樽市監査委員の選任について	R3.12.20	市長	—	—	—	—	R3.12.20	同 意
21	小樽市教育委員会教育長の任命につ いて	R3.12.20	市長	—	—	—	—	R3.12.20	同 意
22	小樽市固定資産評価審査委員会委員 の選任について	R3.12.20	市長	—	—	—	—	R3.12.20	同 意
23	人権擁護委員候補者の推薦について	R3.12.20	市長	—	—	—	—	R3.12.20	同 意
意見書案 第1号	コロナ禍による米の需給改善と米価 下落の対策を求める意見書（案）	R3.12.20	議員	—	—	—	—	R3.12.20	否 決
意見書案 第2号	適格請求書等保存方式（インボイス 制度）の導入中止を求める意見書 （案）	R3.12.20	議員	—	—	—	—	R3.12.20	否 決
意見書案 第3号	北海道農業の基幹作物でん菜の生産 を守ることを求める意見書（案）	R3.12.20	議員	—	—	—	—	R3.12.20	否 決
意見書案 第4号	入院治療の対象者の重点化及びそれ 以外の患者は自宅療養を基本とする 対応を可能とする政府方針の撤回を 求める意見書（案）	R3.12.20	議員	—	—	—	—	R3.12.20	否 決
意見書案 第5号	石炭火力による発電量をゼロとする 目標年限を表明することを求める意 見書（案）	R3.12.20	議員	—	—	—	—	R3.12.20	否 決
陳情 第28号	（仮称）北海道小樽余市風力発電所 建設に関する要望方について	R3.12.6	議長 付議	R3.12.8	厚 生	R3.12.14	継 続 審 査	R3.12.20	継 続 審 査
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査に ついて（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R3.12.14	継 続 審 査	R3.12.20	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査につ いて（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R3.12.14	継 続 審 査	R3.12.20	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚 生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R3.12.14	継 続 審 査	R3.12.20	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R3.12.14	継 続 審 査	R3.12.20	継 続 審 査

<継続審査中の議案で今定例会において結果の出たもの>

議案 番号	件 名	提 出 者	提 出 日 年 月 日	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
3年3定 第8号	令和2年度小樽市一般会計歳入歳出 決算認定について	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定
3年3定 第9号	令和2年度小樽市港湾整備事業特別 会計歳入歳出決算認定について	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定
3年3定 第10号	令和2年度小樽市青果物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定
3年3定 第11号	令和2年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定
3年3定 第12号	令和2年度小樽市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定
3年3定 第13号	令和2年度小樽市住宅事業特別会計 歳入歳出決算認定について	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定
3年3定 第14号	令和2年度小樽市介護保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定
3年3定 第15号	令和2年度小樽市後期高齢者医療事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定
3年3定 第16号	令和2年度小樽市病院事業決算認定 について	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定
3年3定 第17号	令和2年度小樽市水道事業決算認定 について	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定
3年3定 第18号	令和2年度小樽市下水道事業決算認 定について	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定
3年3定 第19号	令和2年度小樽市産業廃棄物等処分 事業決算認定について	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定
3年3定 第20号	令和2年度小樽市簡易水道事業決算 認定について	市長	R3.9.7	R3.9.15	決 算	R3.10.8	認 定	R3.12.1	認 定

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について	R元. 11. 20	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の2（生涯学習プラザなど）]	R2. 1. 24	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
13	小樽市立フリースクールの創設方について	R2. 2. 3	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
15	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R2. 4. 6	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査

経済常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R元. 5. 13	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査

厚生常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R元. 6. 7	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R1. 6. 10	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
7	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について	R1. 11. 19	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第1項目の1（勤労女性センター、勤労青少年ホーム）]	R2. 1. 24	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の1（勤労女性センター、勤労青少年ホーム）]	R2. 1. 24	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第4項目]	R2. 1. 24	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
28	（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について	R3. 12. 6	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
4	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R1. 8. 9	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について	R1. 9. 5	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R元. 9. 6	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について（第1、2、3項目）	R元. 11. 22	R3. 12. 14	継続審査	R3. 12. 20	継続審査

公共施設の再編に関する調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第2項目]	R2. 1. 24	R3. 12. 15	継続審査	R3. 12. 20	継続審査
14	新市民水泳プールの早期建設方について	R2. 2. 18	R3. 12. 15	継続審査	R3. 12. 20	継続審査

小樽市議会会議録

令和3年 第4回定例会

令和4年3月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話（代）(0134)32-4111